

ICD NEWS

LAW FOR DEVELOPMENT

INTERNATIONAL COOPERATION DEPARTMENT
RESEARCH AND TRAINING INSTITUTE
MINISTRY OF JUSTICE

No.
80

2019.9

法務省法務総合研究所国際協力部報

巻頭言

- 1 法整備支援事始め—日本法教育研究センター・コンソーシアム設立に寄せて—
愛知県公立大学法人理事長 名古屋大学名誉教授 鮎京 正訓

外国法制・実務

- 6 [ベトナム] ベトナム2015年刑法の概要等 JICA長期派遣専門家 松尾 宣宏
30 [ベトナム] 2015年ベトナム民法「義務履行担保措置」制度の概要 JICA長期派遣専門家 枝川 充志
56 [カンボジア] カンボジアにおける仲裁評議会の現状—2016年労働組合法及び2018年
労働職業訓練省令による影響を中心に— 名古屋大学大学院研究科特任講師 玉垣正一郎
78 [ラオス] ラオス民法典の概要（各論） JICA長期派遣専門家 入江 克典
96 [ラオス] ラオス民事判決の改善（ラオス民事判決に関する調査） JICA長期派遣専門家 佐竹 亮
国際協力部教官 鈴木 一子
146 [ラオス] ラオス刑事訴訟法（証拠法）研究—法制度整備支援における「運用支援」の一例の紹介—
JICA長期派遣専門家 伊藤 淳
164 [中国] 中国民法総則の制定について（3） JICA長期派遣専門家 白出 博之

活動報告

【会合】

- 200 法整備支援へのいざない 国際協力部教官 小谷ゆかり

【海外出張】

- 218 [東ティモール] 東ティモール矯正領域における活動について 国連アジア極東犯罪防止研修所教官 山本 麻奈

【国際研修・共同研究】

- 226 [ラオス] 現行プロジェクト第3回ラオス法整備支援研修（刑事訴訟法における証拠法研究）
国際協力部教官 小島麻友子
234 [ミャンマー] 第16回ミャンマー法整備支援研修（立法過程）
国際協力部教官 村田 邦行
同 小島麻友子

【講義・講演】

- 239 国際専門官 嵐 文子

【研修等実施履歴】

- 240 国際専門官 嵐 文子

【活動予定】

- 241 国際専門官 嵐 文子

専門官の眼

- 243 統括国際専門官の1日 統括国際専門官 豊田 安史

各国プロジェクトオフィスから

- 247 ベトナム長期派遣専門家 枝川 充志
カンボジア長期派遣専門家 福岡 文恵
ラオス長期派遣専門家 伊藤 淳
ミャンマー長期派遣専門家 岩井 具之
インドネシア長期派遣専門家 廣田 桂

編集後記

- 250 国際専門官 嵐 文子

法整備支援事始め

—日本法教育研究センター・コンソーシアム設立に寄せて—

愛知県公立大学法人理事長

名古屋大学名誉教授

鮎 京 正 訓

1 はじめに

学生時代からの愛読書の一つは、杉田玄白著『蘭学事始』であった。その書物を読んで感激し励まされたのは何故かと言えば、大学に入学し“ベトナム語”に取り組みはじめたが当時は、きちんとした越日辞典もなく、古田元夫さんなどベトナム研究の友人から、まずは神保町のタトル書店で越英辞典を買い、また、内山書店で、ときたま越漢辞典が出回るので、それを備えるのが良い、と教わり、それらの辞典を机上に置きながらベトナム語の書物を読んでも、チンプンカンプンで、ため息まじりの日々を送っていた。

そんなときに『蘭学事始』を読んだが、杉田や前野良沢らが、『ターヘル・アナトミア』を読もうと決意したときには、辞書もなく、日々、ため息ばかりであったことを知り、「困難に負けてはならぬ」と思い知らされた。

さて、「法整備支援」が日本で開始された1990年代の初頭、これをだれがどのように始めたのかについて、少しは紹介しておくことが、私たちの世代の責務と考え、そのあたりの様子を述べることにする。

2 法整備支援が始まった頃

1992、3年の頃だったと記憶しているが、森寫昭夫先生から「ベトナムの法整備を支援したいので、手伝ってくれないか」というお話があった。

そして、森寫先生は、企業に働きかけて基金を集め、当時ベトナム司法大臣に就任したばかりのロクを日本へ招へいしたり、自らもベトナムへ出かけるなど、精力的に日越法学交流を開始した。

そのような活動を背景にしながら、森寫先生は、日本政府に働きかけて、日本が「知的支援」の一環として、ベトナムに対する法整備支援を行うことはできないかと準備活動を行い始めた。森寫座長のもとで私も法整備支援を準備する会合のメンバーに加えられ、月に二回くらい外務省の会議室で会合がもたれた。

外務省の経済協力局（当時）の技術協力課が担当となり、松谷浩尚さんが実質的な責任者として活躍された。松谷さんは外務省職員でありながら、トルコ語、トルコ社会論をはじめトルコ学の権威で、東京大学の非常勤講師をされるなど、たいへんな学者でもあった。

あるとき、「松谷さんは、あんなに沢山の本をどうやって、いつ書いているのですか」

と尋ねると、「土曜、日曜だけでも結構原稿が書けるものです」と言われ、頭が下がった。

偶然にも松谷さんは、私の高校時代の同級生の多賀敏行君の叔父さんとのことであつた。多賀君は、大学卒業後、外務省に入り、チュニジアやラトビアの特命全権大使をつとめた人であるが、そんなこともあり、松谷さんとは、気安い関係となった。

そして、独立行政法人国際協力機構（JICA）からは、米山芳春さんが参加されていた。「粘り腰の米山さん」と私が勝手に呼んでいた米山さんが、ベトナムとの実務的な交渉をすべて担当してくれたように思う。

実は、今年の2月に仕事でラオスに行き、JICAラオス事務所を訪問したところ、事務所長さんが会ってくださるというので喜んでいたところ、なんと米山さんだったので、驚くとともに懐かしく、とてもうれしかった。20数年ぶりの再会であつた。

そして、法務省はと言えば、山下輝年さんが活躍された。そして、そのあと、現在は国際協力部長である若き日の森永太郎さんは、ベトナム法整備支援が本格的に開始されると、法務省からのベトナムへの専門家として数年にわたり、ハノイに滞在し、ベトナムの法整備のために尽力されたが、特筆すべきは、通常の業務以外に、言わば「手弁当」で、ハノイ大学法学部で講義をされるなど、ベトナムの法学教育支援にも積極的に参加された。

後に、2000年代になると名古屋大学は「法政国際教育協力研究センター（CALE）」を設立し、さらに、ベトナムのハノイ法科大学などに「日本法教育研究センター」を設立し、日本語による日本法教育を開始したが、そのとき私の頭の中にイメージとしてあつたのは、森永さんのハノイ大学での教育経験であつた。

また、日本弁護士連合会からは、上柳敏郎さんや矢吹公敏さんが熱心に参加していた。

そして、時代は前後するが、法整備支援の準備会合は回数を積み重ね、ついに、1996年12月に、日本のJICAとベトナムの司法省との間で、法整備支援に関するR/D（Record of Discussions）が締結されることとなり、森嶋先生とロク司法大臣により調印された。



1999年6月18日

ロク司法大臣（当時）記念講演（名古屋大学にて）

「事始め」ということなので、ベトナム側の動きというか担当者についても簡単にふれておきたい。

先述のR/Dに至る交渉をベトナム側で主導したのは、ロク司法大臣の信任が厚かったクオン司法省国際協力局長であった。クオンは、その後、司法大臣になった。

そしてクオンの下で、日本側から「タフ・ネゴシエイター」と呼ばれたのが、当時国際協力局のスタッフで30歳を過ぎたばかりのロンであった。

ロンは、ロシア語、英語もすこぶる堪能で頭の切れ味もすばらしく、交渉相手として誠によく出来た人物であった。

ベトナムのドイモイ（刷新）以前の時代、ベトナム・ハノイの司法省には、ソ連からの法律顧問団が常駐しており、たとえば1980年に制定された憲法などは、ソ連の1977年憲法からの多大な影響を受けており、他国による法や司法分野の支援は経験していたものの、やはり、日本からの法整備支援を受け入れるにあたっては、ベトナム司法省側もかなり神経質になっていたと想像する。

その意味で、あれこれの議論はあったものの、座長の森嶋先生の発案で、日本の法整備支援の当初においては「民商事法支援」が掲げられ、ベトナム側の受け入れの警戒心を薄めるのに寄与したともいえよう。

このロンであるが、日本の法整備支援が軌道に乗ると、法整備支援で知り合ったこともあり、名古屋大学大学院法学研究科博士課程（後期）に、JICA研修生という身分での留学生として派遣され、数年間勉強し、見事に博士学位を取得し帰国した。

ロンは、数年前に、クオンの後任として司法大臣に抜てきされ、今春、ようやく来日を果たし、法務省を訪問した。

丁度、名古屋では満開の桜の季節であり、ロンの大臣就任を名古屋大学法学部同窓会で祝うことができ、私としては大きな感慨があった。



2019年4月5日

前列中央ロン司法大臣，右隣大村秀章知事（愛知県公館にて）

3 日本法教育研究センター・コンソーシアム

日本法教育研究センター・コンソーシアムは、設立から今年で3年目を迎え、6月には、第3回年次総会も開催した。少しずつ会員数も増え、最近では、協賛会員に中部圏の企業が増え始めた。アジア地域への進出、外国人人材の採用などを求める企業も増えており、日本語が堪能で日本法・現地法に精通した人材、名古屋大学がアジア各国で有する各国政府関係者・弁護士などの信頼できるネットワーク、各国の法律情報などへの期待が高まっている。

そして、2019年7月15日現在の会員数は、団体正会員18団体、個人正会員38名、団体協賛会員21団体などとなっている。

「団体正会員18団体」というのが、大学会員であり、いまのところ、以下の大学が加盟している。

名古屋大学大学院法学研究科、名古屋大学法政国際教育協力研究センター、神戸大学大学院国際協力研究科、九州大学大学院法学研究院、大阪大学法学部、早稲田大学法学大学院、慶應義塾大学大学院法務研究科、一橋大学大学院法学研究科、関西大学法学部、朝日大学法学部、立命館大学法学部、名古屋経済大学、広島大学大学院法務研究科、金沢大学人間社会学域法学類、西南学院大学法学部、北海道大学大学院法学研究科、同志社大学大学院司法研究科、関西大学政策創造学部・大学院ガバナンス研究科

また、オブザーバー団体として、法務省法務総合研究所国際協力部、日本弁護士連合会、独立行政法人国際協力機構、公益財団法人国際民商事法センターが加わり、顧問には、森島先生、会長には鮎京、事務局長には小畑郁教授が就任している。

4 おわりに

日本法教育研究センター・コンソーシアムは、元々は名古屋大学がアジア各国に設立した日本法教育研究センターで学んだ優秀な学生たちが、さらに日本に留学して学んでいく場を、従来のように名古屋大学だけではなく、全国の大学や法学部などがオールジャパンで受け入れる仕組み作りを目的として設立され、途上国から派遣された留学生が、「法の学識者」として成長し、将来、各々の国の法に携わる専門家となることを期待して組織されたものである。

同時にまた、このコンソーシアムの活動領域を徐々に広げ、法律学において一つの議論の焦点となっている「グローバル化をめぐる法の問題」を議論できるプラットフォームとなることも期待されている。

すでに、日本学術会議法学委員会「グローバル化と法」分科会は、中谷和弘・高山佳奈子・阿部克則編著『グローバル化と法の諸課題—グローバル法学のすすめ』（東信堂、2019年7月）を出版し、私も『法を比較する』とはどういうことか』という一文を寄せているが、日本政府による法整備支援の開始から25年—四半世紀—経ったいま、学者だけではなく法実務家が懸命に取り組み、かかわってきた、法整備支援の経験から、日本の法学の発展に寄与しうる理論と実務の提言を行うことが時代の要請になっている。

コンソーシアムを通じて、そんなあれこれの日本法学の未来を語る事ができれば、と願っている。

ベトナム2015年刑法の概要等

JICA長期派遣専門家¹

松尾 宣宏

第1 はじめに

ベトナム刑法2015年改正法（法律番号100/2015/QH²13，以下「ベトナム2015年刑法」という。）は，ベトナム国会第13期第10回会議（会期：2015年10月20日～11月27日）において成立した。この会議では，刑法のほかにも，民法，民事訴訟法，刑事訴訟法及び行政訴訟法という基本法が成立したところ，これら基本法の改正が次々なされた背景には，2013年の憲法改正において押し進められた人権保障の方向性を基本法にも反映させるということが共通してあげられる…という点は，本誌前号の拙稿（「ベトナム2015年刑事訴訟法の概要」ICD NEWS第79号43頁～）で従前述べたとおりである。

ベトナム2015年刑法は，当プロジェクト³のカウンターパートの一つである司法省（ベトナム語で Bộ Tư Pháp，英語表記 Ministry Of Justice，以下“MOJ”という。）の主管により起草されたものであり，当初は，2016年7月1日より施行される予定であったが，施行直前にさまざまな技術的問題点が発見されるなどし，施行延期となった。その後，2017年6月20日に刑法の一部規定を修正・補充する法律（法律番号12/2017/QH14）が国会で成立し，その修正・補充を反映させた上で，2018年1月1日から施行された。

当プロジェクトを含むJICAプロジェクトでは，ベトナム2015年刑法起草については直接の支援対象としていなかったところ，MOJの強い要請によって，法務省が独自に現地調査⁴を行ったり，刑法起草に関係の深いベトナム側高官を招へいして共同研究⁵を行い，特定分野についての日本の知見と経験を共有するなど，独自に支援を行ってきた。また，改正法成立前後には，改正刑法に対する意見聴取セミナーや，改正についての普及を目的としたセミナーを現地プロジェクト活動として実施するなどしてきた。

拙稿では，改正点の概要にも留意しつつ，2015年ベトナム刑法も含めた「ベトナムの刑法」の特徴的な点を挙げ，本誌前号における拙稿と併せ，ベトナム刑事関連法の「なんとなく」のイメージを作っていただくことを主な狙いとして，2015年ベトナム刑法の簡潔な概説を試みた。もちろん，拙稿中，意見にわたる部分は当職の私見であ

¹ 肩書は執筆当時のもの（当職の専門家としての任期は，2019年10月15日まで）。

² なお，“QH”は，国会を表す Quốc Hội の略である。“QH13”であれば，「第13期国会」。

³ 「ベトナム2020年を目標とする法・司法改革支援プロジェクト」

⁴ 川西一「ベトナム刑法改正支援現地調査」ICD NEWS第60号25頁～

⁵ 川西一「日越司法制度共同研究～ベトナム刑法改正支援」ICD NEWS第61号180頁～

ることをあらかじめご承知いただきたい。

以下、本稿中、条文番号の引用があるときは、特段の記載なき限りベトナム2015年刑法のものとする。

第2 「ベトナムの刑法」の特徴

ベトナム2015年刑法についての記述の前に、ベトナムの刑法を検討する際の特徴的な点について説明したい。なお、この点については既に詳細な考察がまとめられた論稿⁶があり、詳しくはそちらを参照いただきたいが、ここでは、ベトナム2015年刑法の条文を題材として再度概説することに意義があると考え、繰り返しとは承知しつつ、説明させていただく。

1 犯罪を法定刑との関係で分類していること

第9条 犯罪の分類

1. この法律に規定される犯罪行為の社会に対する危険性質と程度に基づいて、犯罪は以下の4種類に分類される。
 - a) 重大でない犯罪とは、社会に対する危険性の性質と程度が大きくない犯罪で、その罪に対してこの法律が規定する刑罰枠の上限は、罰金、非拘束矯正罰又は懲役3年以下とする。
 - b) 重大な犯罪とは、社会に対する危険性の性質と程度が大きい犯罪で、その罪に対してこの法律が規定する刑罰枠の上限は、懲役3年を超えて7年以下とする。
 - c) 極めて重大な犯罪とは、社会に対する危険性の性質と程度が極めて大きい犯罪で、その罪に対してこの法律が規定する刑罰枠の上限は、懲役7年を超えて15年以下とする。
 - d) 特別に極めて重大な犯罪とは、社会に対する危険性の性質と程度が特別に大きい犯罪で、その罪に対してこの法律が規定する刑罰枠の上限は、懲役15年を超えて20年以下、終身刑又は死刑とする。

ベトナム2015年刑法第9条1項は、犯罪を、それが社会に与える危険の性質及び程度に沿って、刑罰の上限によってそれぞれ「重大でない犯罪」「重大な犯罪」「極めて重大な犯罪」「特別に極めて重大な犯罪」の4種類⁷に分類している。後述するが、ベトナム刑法では、同じ罪名の中でも諸要素により法定刑が分かれていることから、同じ罪名の中でも、ある項は重大な犯罪、別のある項は極めて重大な犯罪、というように、別々のカテゴリーに分類される場合もある。

⁶ 山下輝年「ヴィエトナム刑事法の特徴と司法改革に対する一考察」ICD NEWS第5号125頁～

⁷ 軽いものから順にそれぞれベトナム語（カッコ内は英語）で、Tội phạm ít nghiêm trọng (Less serious crimes), Tội phạm nghiêm trọng (Serious crimes), Tội phạm rất nghiêm trọng (Very serious crimes), Tội phạm đặc biệt nghiêm trọng (Particularly serious crimes)

この分類は、様々な点に影響しており、例えば、ベトナム2015年刑法の他の規定に関しては、14歳以上16歳未満の者が刑事責任を負う犯罪の種類（第12条2項）、犯罪の隠匿・非告発の免責範囲（第18条2項、第19条2項）、刑事責任追及の時効（第27条）、再犯等の定義（第53条）、及び各罪における刑罰枠を画する事由（例：職務における偽造の罪：第359条3項及び4項）などを画するほか、ベトナム2015年刑事訴訟法においても、捜査期間及び勾留期限（同法172条及び第173条）、検察院の起訴決定期限（同法第240条）、第一審の管轄裁判所（同法第268条1項）、及び裁判官の公判準備期限（同法第277条）などを画しているなどの影響を及ぼしている。

2 刑事罰はすべて刑法典に規定されていること

第2条 刑事責任の基礎

1. 刑法に規定されている罪を犯した者のみが刑事責任を負わなくてはならない。

ベトナム2015年刑法第2条にはこのように規定されているところ、これは罪刑法定主義を示したものというよりは、すべての刑事罰を（狭義の）刑法で定めるといふ主義を明示したものであると考えられる。実際、ベトナムには、日本のようないわゆる特別刑法というものはなく、刑法に規定されておらず、例えば議定⁸などで規定される罰は、いわゆる行政違反処罰⁹となる。

このようにいわゆる刑法典主義は、刑法典にすべて刑事罰が規定されているという意味で、一覧性に優れているという長所はある。

第220条 公共投資資金の管理と使用に関する規定に違反して重大な被害を引き起こす罪

1. 職務、権限を利用して以下の行為のいずれかを行い、1億ドン以上3億ドン未満の損害を引き起こすか、1億ドン未満だが、この行為について懲戒処分又は行政違反処罰を受け、さらに違反した者は、この法律の第224条に規定する場合に該当しないときは、3年以下の非拘束矯正又は1年以上5年以下の懲役に処す。
- a) 投資方針決定に関する規定に違反した
 - b) 投資方針の策定、審査に関する規定に違反した
 - c) プログラム、案件投資決定に関する規定に違反した
 - d) プログラム、案件のコンサルティング、設計に関する規定に違反した。

一方で、いくら詳細に規定しても刑法典にすべての行為を記載することには限界があることから、例えば、上記第220条のように、違反行為と刑罰の関係が分かりに

⁸ ベトナム語で Nghị Định (=Decree)。法律よりレベルが下の法規範文書で、政令とパラレルに考えればよい。

⁹ 行政違反処罰について法律レベルで規定したものとして、行政違反処罰法 (No. 15/2012/QH13, ベトナム語で Luật xử lý vi phạm hành chính) がある。

くくなるという不便さもある（違反行為を示す、同条1項a号～d号の「…に関する規定」が刑法内に規定されておらず、また、具体的にどの法規範文書を指すかも明示していない）上、違反行為の内容が法改正等により変更したとしても、それと刑罰が連動するかどうか必ずしも明らかでないことから、行為規範としても問題点が残る。

3 法定刑（刑罰枠）を画する要素が、各項に細分化されて規定されていること

ベトナムの刑法を日本の刑法と比較した際、最も特徴的なのはこの点であると思われる。例えば、日本でいう傷害罪（日本刑法第204条）に対応する次ページの規定をご覧ください。

ご覧のとおり、日本の刑法第204条「人の身体を傷害した者は、15年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。」とは異なり、ベトナム2015年刑法第134条では、法定刑が身体損傷率¹⁰によって様々に分類され、さらに、被害者の数、凶器使用の有無や被害者の属性といった、犯罪の結果の軽重や犯行態様など日本ではいわゆる「犯情」（情状）に分類されるような事項¹¹が法定刑を画する要素として各項に¹²規定されている。

このように細かく要件を定める方法は、刑罰の予測可能性を高めるとも思える一方、このように細かく規定された要件を充足するためにはどのような事実が認定される必要があるかについては一見して分かるとは言い難いことから、捜査、起訴、公判において、関係機関がどのようなことを念頭において立証対象を検討し証拠収集を行っているのか、今後の研究が待たれる。

¹⁰ このような身体損傷率の算定の仕方については、例えば、保健省及び労働・傷病兵・社会問題省による合同通達（No. 28/2013/TTLT-BYT-BLĐTBXH）などでガイドラインが定められており、同通達の別表には、例えば「股関節の神経損傷で●%」というように、損傷の部位や種類によって目安となる損傷率が規定されている。このような身体損傷率については鑑定の方法で証拠化されるようである。

¹¹ 殺人罪について規定した第123条1項q号（卑劣な動機による殺人）のように、法定刑を画する要素として、主観的な要素である「動機」が規定される罪名も存在する。

¹² 前記URLに掲載された刑法の仮訳上は、2項以降の書き出しにつき、例えば傷害であれば「故意に他人に傷害を引き起こすか健康上の損害を引き起こした者が…」との書き出しで始まっており、また、その他の罪名では「本条第1項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当する者は…」との書き出しで始まるなど、やや意識がなされているが、原語の条文では“Phạm tội thuộc một trong các trường hợp sau đây, thì bị …”（=Committing the offense in one of the following cases, the offender shall be subject to …）、つまり、「以下の場合の一つにあたる罪を犯したら、その違反者は…の刑に処する」と記載されていることから、ベトナムの刑法は、同じ条文で規定しつつも、各項ごとに別の犯罪であると考えているのではないと思われる。

第134条 故意に他人に傷害を引き起こすか健康に対する損害を引き起こす罪

1. 故意に他人に傷害を引き起こすか健康上の損害を引き起こし、その身体損傷率が11パーセント以上30パーセント以下である、又はその身体損傷率が11パーセント未満であっても以下の場合のいずれかに該当する者は、3年以下の非拘束矯正又は6か月以上3年以下の懲役に処す。
 - a) 武器、爆発物、危険な凶器又は多数人に危害を引き起こす可能性のある手段を使った場合
 - b) 危険な酸性物質又は他の危険な化学物質を使った場合
 - c) 16歳未満の者、妊娠中と知っている女性、老弱、病弱の者又は自衛能力のないその他の者に対する犯行の場合
 - d) 祖父、祖母、父、母、自分の扶養者、教師に対する犯行
 - d d) 組織的である場合
 - e) 職務、権限を濫用した場合
 - g) 留置中、勾留中若しくは懲役刑執行中、又は教育施設、教護院若しくは強制麻薬治療施設への入所措置適用中の犯罪
 - h) 人を雇って傷害を引き起こさせた若しくは他人の健康に害を生じさせた、又は雇われて傷害を引き起こした若しくは他人の健康に害を生じさせた場合
 - i) 権限を濫用した暴徒的な性質を有する場合
 - k) 公務執行中の者に対する犯行、又は被害者の公務を理由とする犯行の場合
2. 故意に他人に傷害を引き起こすか健康上の損害を引き起こした者が、以下に規定する場合のいずれかに該当するときは、2年以上6年以下の懲役に処す。
 - a) 他人に傷害を引き起こす又は健康上の損害を引き起こし、その身体損傷率が31パーセント以上60パーセント以下である場合
 - b) 他人に傷害を引き起こす又は健康上の損害を引き起こし、その身体損傷率が11パーセント以上30パーセント以下であるが、2人以上の人に損害を与えた場合
 - c) 2回以上罪を犯した場合
 - d) 危険な再犯の場合
 - d d) 他人に傷害を引き起こす又は健康上の損害を引き起こし、その身体損傷率が11パーセント以上30パーセント以下であるが、本条第1項a号からk号に規定する場合に該当する場合
3. 故意に他人に傷害を引き起こすか健康上の損害を引き起こした者が、以下に規定する場合のいずれかに該当する場合は、5年以上10年以下の懲役に処す。
 - a) 他人に傷害を引き起こす又は健康上の損害を引き起こし、その身体損傷率が61パーセント以上である場合。ただし、本条4項b号に規定する場合を除く。
 - b) 2人以上の者に傷害を引き起こす又は健康上の損害を引き起こし、その身体

損傷率がいずれも31パーセント以上60パーセント以下である場合。

- c) 他人に傷害を引き起こす又は健康上の損害を引き起こし、その身体損傷率が31パーセント以上60パーセント以下であるが、本条第1項a号からk号に規定する場合に該当する場合
 - d) 2人以上の者に傷害を引き起こす又は健康上の損害を引き起こし、その身体損傷率がいずれも11パーセント以上30パーセント以下であるが、本条第1項a号からk号に規定する場合に該当する場合
4. 故意に他人に傷害を引き起こすか健康上の損害を引き起こした者が、以下に規定する場合のいずれかに該当するときは、7年以上14年以下の懲役に処す。
- a) 人を死に至らせた場合
 - b) 他人に傷害を引き起こし、その身体損傷率が61パーセント以上であり、顔面を変形させる外傷を負わせた場合
 - c) 2人以上の者に傷害を引き起こす又は健康上の損害を引き起こし、その身体損傷率がいずれも61パーセント以上である場合
 - d) 他人に傷害を引き起こす又は健康上の損害を引き起こし、その身体損傷率がいずれも61パーセント以上であり、本条第1項a号からk号に該当する場合
 - dd) 2人以上の者に傷害を引き起こす又は健康上の損害を引き起こし、その身体損傷率がいずれも31パーセント以上60パーセント以下であるが、本条第1項a号からk号に規定する場合に該当する場合
5. 故意に他人に傷害を引き起こすか健康上の損害を引き起こした者が、以下に規定する場合のいずれかに該当するときは、12年以上20年以下の懲役または終身刑に処す。
- a) 2人以上の者を死に至らせた場合
 - b) 2人以上の者に傷害を引き起こす又は健康上の損害を引き起こし、その身体損傷率がいずれも61パーセント以上であり、本条第1項a号からk号に規定する場合に該当する場合

4 法文にあいまいな部分は、いわゆる案内文書で補われる場合があること

上記2及び3にも関連するが、ベトナムの刑法は、法定刑を画する要素が細分化され規定されているところ、そのような規定に該当するかを判断するために、結局、一定の規範的評価を必要とする場合が少なくない。

例えば、次の「専門的な性質を有する犯罪¹³」(第52条1項b号)については、何をもって「専門的な性質」というのか、刑法のみでは判然としない。

¹³ ベトナム語で phạm tội có tính chất chuyên nghiệp (=crime in a professional manner)

第52条 刑事責任の加重事由

1. 以下の事由のみが刑事責任を加重する事由である。

(略)

b) 専門的な性質を有する犯罪

(略)

そこで、これを補うために、例えば、ベトナム最高人民裁判所（Supreme People's Court, 以下“SPC”という。）裁判官評議会が発行している議決などのいわゆる案内¹⁴文書がある。

上記「専門的な性質を有する犯罪」については、旧法下のものであるが、2006年にSPC裁判官評議会の「刑法のいくつかの規定の適用を案内する¹⁵」議決¹⁶（No. 01/2006/NQ-HĐTP）が発行されており、同議決の第5条で、専門的な性質を有する犯罪について、故意に5回以上犯罪を繰り返していること、犯罪が生計のために行われていることなどが規定されている。

なお、近時のトピックとして、ベトナム国内におけるいわゆる児童の性的搾取の防止・撲滅の趨勢等を背景として、執筆時現在、SPCは、性犯罪（第141条～第147条）の適用におけるガイドラインのための議決の起草を進めている模様である。

第3 ベトナム2015年刑法の概要

1 全体の構成

ベトナム2015年刑法は、およそ「総論」「犯罪」の2部構成、また、第26章まで分かれた全426条からなっており、旧法である1999年刑法¹⁷から約80条以上も増加している。次頁の図は、どのような規定がどのあたりにあるのかにつき、ベトナム刑法に初めて触れる方々のイメージづくりに資するようにとの思いから作成させていただいた（罪名も概要のみで、表記の平仄が取れていない部分もある点、ご容赦願いたい）¹⁸。

¹⁴ 憲法上、法律の「解釈」権限は国会常務委員会のみにあるとされており（ベトナム2013年憲法第74条2項）、このように、法律の意義の詳細を規定することは、ベトナムでは「案内」（ベトナム語 *hướng dẫn*, 英語の *guidance*）と呼ばれることが多い。

¹⁵ ベトナム語で *Hướng dẫn áp dụng một số quy định của Bộ Luật Hình Sự*

¹⁶ 「議決」はベトナム語で *ng nghị quyết* (=resolution)

¹⁷ その後、2009年に「刑法の一部の条項を修正・補充する法律」（37/2009/QH12）で一部修正・補充がなされている。

¹⁸ なお、第2部「犯罪」の章の色分けについては、小職がベトナム最高人民検察院（SPP）の活動に参加する中で先方から教示を受けたカテゴリー分けを参考にしており、実際、このようなカテゴリーに沿って、SPPは組織編成をしていると思われる（国家安全関連犯罪に関する業務は第1局、社会秩序関連犯罪に関する業務は第2局、経済関連犯罪に関する業務は第3局、麻薬犯罪関連の業務は第4局、汚職犯罪ほか職務関連犯罪に関する業務は第5局、司法活動侵害罪に関する業務は第6局が各々担当している。なお、他に刑事法関連では、公判に関する業務は第7局、暫定留置・勾留・刑事判決執行に関する業務は第8局、国際協力・刑事司法共助に関する業務は第13局、法制執務や研究に関する業務は第14局が各々担当している）。

2 今次改正の特徴

(1) 憲法改正に伴う人権保障の拡充

ベトナム2015年刑法は、前述のとおり、2013年憲法改正による人権保障の拡充を反映する方向性で改正が行われているところ、例えば以下のような点にその姿勢が表れている。

ア 18歳未満の者の刑事責任追及の場合における、刑事責任免除の範囲の拡大や、刑事責任免除の場合のアフターフォローの措置の拡充（詳細は該当箇所を参照のこと）

イ 死刑適用犯罪の更なる減少

旧法である1999年刑法で最高刑で死刑が規定されていた犯罪のうち、いくつかについては、同法の2009年一部改正で最高刑としての死刑は廃止された¹⁹。今次改正においても、暴力による財産奪取罪（第133条3項）など数個の罪名で更に死刑が廃止されている。

ウ 矯正処遇から社会内処遇への流れ

旧法において、体刑として懲役刑のみが選択できる犯罪だったものについて、今次改正において、社会内での処遇を志向する非拘束矯正が選択できる犯罪が増えた。そのような犯罪には、例えば、過失致死罪（第128条）、財産公然奪取罪（第172条）、コンピュータープログラムを拡散してコンピューター等に危害を与える罪（第286条）、機関・組織の印章を偽造する罪（第341条）などがある。

¹⁹ 主なところでは、強姦、密輸、贈賄などの死刑規定がなくなった。

ベトナム2015年刑法の全体構成

丸数字は「第●章」、カッコ内の数字は「第◎条」

第1部 総論

①基本条項(1~4)

②刑法の効力(5~7)

③犯罪(8~19)

④刑事責任を免除される場合(20~26)

⑤刑事責任追及の時効、刑事責任の免除(27~29)

特殊な手続規定

⑪罪を犯した営利法人に関する規定(74~89)

⑫罪を犯した18歳未満の者に関する規定(90~107)

⑥刑罰(30~45)

⑦司法措置(46~49)

⑧刑罰の決定(50~59)

⑨判決執行の時効、刑罰執行の免除、刑罰執行期間の短縮(60~68)

⑩前科の抹消(69~73)

第2部 犯罪

国家の安全を侵害する犯罪

⑬国家の安全を侵害する罪(108~122)

国家反逆罪、治安擾乱罪など

⑭平和を破壊する罪・戦争犯罪(421~425)

平和を破壊する罪、傭兵となる罪など

⑮軍人・軍隊配属者の責任を侵害する罪(392~420)

敵に降伏する罪、戦争命令に抗する罪など

経済活動に関連する犯罪

⑯所有を侵害する罪(168~180)

暴力の使用等による財産奪取罪、窃盗、詐欺など、いわゆる財産犯が中心

⑰经济管理秩序を侵害する罪(188~234)

密輸罪、脱税罪、証券市場操作罪、競争に関する罪、著作権侵害、土地管理に関する規定違反など

⑱環境に関する犯罪(235~246)

不法投棄、水質汚染、感染症拡散、水利施設の損壊、森林破壊、絶滅危惧動物の違法輸入など

汚職犯罪、司法活動侵害罪 *最高人民検察院(SPP)が直接捜査する権限あり

⑲職務に関する犯罪(352~366)

財産の横領罪、贈・取賄罪、職務権限の濫用など、いわゆる汚職とよばれるカテゴリー

社会秩序を侵害する犯罪

⑭人の生命、身体、尊厳、名誉を侵害する罪(123~156)

殺人、傷害、各種性犯罪、人身取引、名誉毀損など

⑮人の自由の権利、公民の自由、民主の権利を侵害する罪(157~167)

逮捕監禁、住居侵犯罪、違法な投票妨害、不服申立て・告発の権利を侵害する罪など

⑰婚姻及び家族制度を侵害する罪(181~187)

一夫一妻制度に違反する罪、早婚組織罪など

⑲公共安全・公共の秩序を侵害する罪(260~329)

各種交通犯罪(自動車、鉄道、船舶、航空機)、不正アクセス等コンピューターネットワーク関連犯罪、労働強制罪、テロ罪、爆発物の違法製造罪、違法墮胎罪、賭博罪、マナーロンダリング罪、売春あっせん罪など

⑳行政管理秩序を侵害する罪(330~351)

違法な戸籍登録罪、国家機密漏洩罪、機関・組織の書類・印章等偽造、出入国管理関係の犯罪など

㉑麻薬に関する罪(247~259)

麻薬の違法な製造・貯蔵・輸送・奪取罪、麻薬違法使用の組織罪など

㉒司法活動侵害罪(367~391)

供述強要罪、受刑者を逃走させる罪、判決の履行を妨害する罪、証人買収罪、犯罪の隠匿・不告発など

(2) 社会情勢，社会の発展に応じた犯罪の新設

経済発展目覚ましいベトナムでは，様々な経済活動が営まれているところ，そのような社会情勢の新しい潮流に伴って，刑事罰で規制する必要がある行為も増えてきた。そのため，そのような社会情勢の変化，社会の発展に合わせて，新しく複数の行為が犯罪化された（詳細は個々の章の項で説明することとする）。

(3) 規定の詳細化・具体化の試み

旧法において，複数の類型の行為を一つの条文でまとめていたところを，個別の行為ごとに別条で規定して，より細かな区別をつけたり（例えば，旧法第194条で麻薬の違法な貯蔵，輸送，売買，及び奪取がまとめて規定されていたのが，今次改正により第249条から252条までの各条に個別に規定されるなど），また，刑の加重事由で規定されていた事由について，具体的に，可能なところは定量的に規定しようと試みる箇所も散見される。

例えば，旧法の以下の条文をみていただきたい。

旧法（1999年刑法）第286条 勤務上の秘密を故意に漏らした罪：勤務上の秘密の資料の略奪，売買又は毀損罪

1. (略)
2. 罪を犯し重大な被害を引き起こした者は，2年以上7年以下の懲役に処す。

この「重大な被害」については，条文上明確な規定がなかったが，ベトナム2015年刑法では，2項が次のように具体化されている。

第361条 故意に職務上の秘密を漏洩する罪，職務上の秘密資料を奪取，売買又は廃棄する罪

1. 故意に職務上の秘密を漏洩するか，職務上の秘密資料を奪取，売買，廃棄した者は，3年以下の非拘束矯正又は6か月以上3年以下の懲役に処す。但し，この法律の第110，337，342条に規定する場合に該当するときを除く。
2. 本条第1項の行為を行い，更に以下の場合のいずれかに該当するときは，2年以上7年以下の懲役に処す。
 - a) 組織的である場合
 - b) 2回以上罪を犯した場合
 - c) 5,000万ドン以上の不正利益を得た場合
 - d) 財産に1億ドン以上の損害を引き起こした場合
 - d d) 機関，組織の活動に悪影響を及ぼした場合
 - e) 他人に使用させ，違法行為が行われた場合

(4) 国際条約への対応を見据えた国内法の整備

我が国における，国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約（United Nations Convention against Transnational Organized Crime，通称UNTOC）への対応をめぐ

る、いわゆる組織犯罪処罰法の改正の問題と同様、ベトナムでも、国際条約で義務付けないし推進されている犯罪化に国内法の改正でいかに対応すべきかという問題が存在する。

今次改正における上記UNTOCとの関係では、営利法人の刑事処罰の新設（第11章参照）、その対象がUNTOC第6条に規定のあるマネーロンダリング罪にも及んでいること（第324条6項）などが挙げられる²⁰。

また、腐敗の防止に関する国際連合条約（United Nations Convention Against Corruption, 通称UNCAC）との関係では、UNCAC第12条で推進されている民間セクターの腐敗防止の具現化などを挙げるができる（職務犯罪の対象行為が公務のみならず「任務」に拡大した第352条がそれに該当すると考えられる）。

3 各章の内容の概要

【第1部 総論】

(1) 第1章・基本条項（第1条～第4条）

第1章では、刑法の役割や運用原則（第3条）について規定されているところ、興味深いのは、日本ではいわゆる有利な情状の一部として想定されている被害回復について、ベトナム刑法では、被害回復に努めた者は寛刑に処す旨の方針が明文で規定されている（第3条1項d号など）点である。

(2) 第2章・刑法の効力（第5条～第7条）

主に刑法の場所的・時間的効力について規定されている。なお、基本的に遡及適用は禁止であるが、犯罪者に有利な規定は改正法の施行前の行為であっても遡及適用の可能性はある（第7条3項）。

(3) 第3章・犯罪（第8条～第19条）

第3章では、前述した法定刑による犯罪の分類（第9条）について規定されているほか、故意犯の定義（第10条）、刑事責任年齢（第12条）、犯罪の準備（予備）・未遂（第14条、第15条）や共犯に関する規定（第17条）もある。この共犯に関する規定では、実行者、組織者、教唆者、幫助者など立場が細かく規定されているが、どの程度の関与が認められればこのような者として認定されるかについては、その基準を現時点で把握できていない。

また、第18条及び第19条では、犯罪の隠匿、不告発についても規定されており、日本刑法の犯人隠避罪や証拠隠滅罪等で刑の免除事由となっているのと同様、親族等には免責事由²¹が規定されている。弁護人は不告発について免責事由がある（第19条3項）が、親族同様、第13章に規定する犯罪（国家の安全を侵害する

²⁰ UNTOCでは、他にも贈賄罪や司法妨害などについても法人処罰の適用について記載されているが、今次改正ではその両罪は法人処罰の対象とはなっていない。

²¹ ベトナム刑法でも、犯罪の成立にあたって、日本のように構成要件該当性、違法性、責任という段階を踏んで検討されているかは不明であるが、条文の文言限りでは、刑事責任を認めた上での単なる刑の免除ではなく、刑事責任そのものが免除されるという立場に立っているとみてよいであろう。

罪) や前記「特別に極めて重大な犯罪」に分類される罪については、その対象外となっている。

(4) 第4章・刑事責任を免除される場合(第20条～第26条)

第4章は、様々な刑事責任免除の要素について規定しており、日本の刑法とも共通する**正当防衛**²²(第22条)及び**緊急避難**²³(第23条)のほか、日本の刑法でいういわゆる正当業務行為に当たるとされる、逮捕時の有形力の行使(第24条1項)という規定もある。

(5) 第5章・刑事責任追及の時効、刑事責任の免除(第27条～第29条)

第5章は、**刑事責任追及の時効**、**刑事責任の免除**について定めるところ、刑事責任追及の時効は、日本の刑事訴訟法における公訴時効とほぼ同様の規定であり、原則、犯罪時からカウントして「重大でない犯罪」は5年、「重大な犯罪」は10年、「極めて重大な犯罪」は15年、「特別に極めて重大な犯罪」は20年となっている(第27条)。例外的に、前記第13章の犯罪、第26章(平和を破壊する罪、戦争犯罪)に規定する犯罪が刑事責任追及の時効の対象外になっていることに加え、今次改正において、財産横領罪(第353条3項及び4項)、収賄罪(第354条3項及び4項)についても対象外犯罪に加わった(第28条)。

また、第4章とは別に、諸事情の変化で犯罪行為が社会に対して危険でなくなった場合の**刑事責任免除**についても規定²⁴されている(第29条)。

(6) 第6章・刑罰(第30条～45条)

第6章では、刑罰の種類が規定されている。主刑としては7種類が定められているところ、**罰金**(第35条)、**有期懲役**(第38条)、**死刑**(第40条)などは日本と共通であり、**戒告**²⁵(第34条)、**非拘束矯正**²⁶(第36条)、**終身刑**²⁷(第39条)、また外国人にのみ適用される**退去強制**(第37条)がある。

日本の付加刑とパラレルに考えることができる補充刑としては、一定の職務の担当・職業等への就業禁止(第41条)、居住禁止(第42条)、**保護観察**²⁸(第43条)、公民権はく奪(第44条)、財産の没収(第45条)並びに主刑で適用しない場合の罰金及び退去強制がある。

²² ベトナム語で *phòng vệ chính đáng* (=legitimate self-defense)。漢越語もまさに「正当防衛」である。

²³ ベトナム語で *tình thế cấp thiết* (=urgent circumstances)。「緊急の状況」に近い。

²⁴ 第29条3項は、一定の犯罪を対象として、被害結果回復に努めたこと、被害者が刑事責任追及免除を提出したことなどを条件として、刑事責任が免除される場合を規定しているところ、この規定は、いわゆる起訴猶予制度のないベトナムで、起訴猶予同様の効果を有していると評価しうる。

²⁵ ベトナム語で *cảnh cáo* (=warning)。漢越語では「警告」である。

²⁶ ベトナム語で *cải tạo không giam giữ* (=non-custodial reform)

²⁷ ベトナム語で *tù chung thân* (=life imprisonment)

²⁸ ベトナム語で *quản chế* (=probation)。同じ用語でも日本の保護観察とは様相が異なり、元のベトナム語が漢越語で「管制」であることからしても、社会復帰促進よりは文字どおり監視の意味合いが強い。

(7) 第7章・司法措置²⁹(第46条～第49条)

刑罰そのものではないが、刑罰に関連する措置として、第7章には司法措置が規定されており、犯罪に係る金品の没収(第47条)、強制病気治療³⁰(第49条)などがある。

(8) 第8章・刑罰の決定(第50条～第59条)

第51条には刑事責任の減軽事由³¹、第52条には刑事責任の加重事由³²が様々に列挙されているところ、これらは、前述第2の3で記載した諸要素による刑罰枠の確定後(つまり、各罪の何項の罪に当たるかを決めた後)に、その刑罰枠の中で刑の加重減軽を決める要素について規定したものである。

また、第53条には、再犯及び危険な再犯³³についての定義がなされており、特に危険な再犯については、様々な罪名で刑罰枠を重くする要素となる。

複数の罪を犯した場合の刑の決定方法については、第55条及び第56条に規定があり、日本でいういわゆる確定前余罪の問題は第56条に規定されている。

第55条に定められた刑の決定方法の原則は、各罪ごとに刑罰を決定し、その合計を共通刑とするというものであり、非拘束矯正と有期懲役がある場合は、非拘束矯正：有期懲役＝3日：1日の割合で換算して合計する。各罪ごとの刑罰を決する際の最高刑が死刑や終身刑である場合は、共通刑もそれぞれその刑に決せられる。

(9) 第9章・判決執行の時効、刑罰執行の免除、刑罰執行期間の短縮(第60条～第68条)

判決執行の時効(第60条)とは、日本刑法第31条以下のいわゆる刑の時効に相当する。また、ベトナム刑法では、有罪判決を受けた後や刑の執行開始後の事情を考慮して、刑罰の減免が行われる場合があり、本章にはその詳細が規定されている。

また、日本と同様、刑の執行猶予³⁴(第65条)の制度もある。執行猶予期間中は「試行期間³⁵」と呼ばれ、居住している場所の地方行政機関等に監督、教育が委ねられる(なお、執行猶予の場合の措置については、改正刑事判決執行法³⁶第84条以下に詳細な規定があるようである)。条文の文言から理解できる限りではあるが、刑法本文にあるような保護観察よりも、どちらかといえば、こちらのほうが日

²⁹ ベトナム語で *biện pháp tư pháp* (=judicial remedies)

³⁰ ベトナム語で *bắt buộc chữa bệnh* (=coerced medical treatment)。手続は刑事訴訟法の第30章に規定される。日本のいわゆる医療観察法による入院措置などとパラレルに考えることができるであろう。

³¹ ベトナム語で *tình tiết giảm nhẹ trách nhiệm hình sự* (=circumstances extenuating penal liability)

³² ベトナム語で *tình tiết tăng nặng trách nhiệm hình sự* (=circumstances aggravating penal liability)

³³ ベトナム語で *tái phạm nguy hiểm* (=dangerous recidivism)

³⁴ ベトナム語で *án treo* (=suspended sentence)

³⁵ ベトナム語で *thời gian thử thách* (=probation period)

³⁶ ベトナム語で *Luật thi hành án hình sự* (=Law on Enforcement of Criminal Judgement)、法律番号 No. 41/2019/QH14。現行法は2010年法だが、2019年6月14日に改正法が国会を通過し、2020年1月1日から施行予定。

本で行われている保護観察のイメージに近いであろう。

そして、今次改正で、いわゆる満期前の釈放にあたる、条件付き仮釈放³⁷(第66条)が新設された。初犯で矯正意識があり、一定程度の刑の執行を終えているなどの条件の下、仮釈放される場合について規定されている。

(10) 第10章・前科の抹消(第69条～第73条)

「前科の抹消³⁸」は、一定の期間の経過や裁判所の決定などにより、前科がないものとみなすようにする制度であるが、ベトナムの場合、例えば、以下の第388条の例のように、前科の存在(=前科の抹消未了)がまさに犯罪成立の要件と直結している場合³⁹がある。

日本でいえば、いわゆる累犯前科の有無の問題と平行に考えられるかもしれない。

第388条 拘禁に関する規定に違反する罪

1. 以下の行為のいずれかを行い、拘禁に関する法律の規定に違反して、この行為について既に懲戒処分若しくは行政違反処罰を受けた、又はこの罪で有罪判決を受けその前科の抹消を受けていないにもかかわらず、さらに違反した者は、6か月以上3年以下の懲役に処す。但し、この法律の第119, 170, 252, 254, 255条に規定する場合に該当するときを除く。
 - a) 拘禁の管理に権限を有する者の命令を乱した又はそれに反抗した
 - b) 拘置施設内において、承認なく個人的情報連絡設備又は録音録画機器を持ち込み、保持、又は使用した

(11) 第11章・罪を犯した営利法人に関する規定(第74条～第89条)

同章は、今次改正で新しく規定されたものであり、ベトナム2015年刑法を特徴づけているものともいえる。適用対象は法人の中でもいわゆる営利法人⁴⁰のみとなっており、刑罰としては、罰金(第77条)、期限付き営業停止(第78条)、無期限の営業中止(第79条)、一定領域の経営等の禁止(第80条)などがある。

営利法人が刑事責任を追及されうる犯罪については、各犯罪の条文に個別に規定があるほか、第76条1項にも適用罪名の条文番号が列挙されている。

もっとも、小職の拙稿執筆時点では、ベトナム2015年刑法の施行以来、営利法人が起訴され、公判が開かれたとの情報には接していない。営利法人の起訴が活

³⁷ ベトナム語で *tha tù trước thời hạn có điều kiện* (=conditional early release)

³⁸ ベトナム語で *xóa án tích* (=expungement of criminal records)

³⁹ 上記のように、前科の抹消未了のほか、同種行為で「懲戒処分」(ベトナム語で *xử lý kỷ luật* =discipline) や「行政違反処罰」(ベトナム語で *xử phạt vi phạm hành chính* =administrative sanction) を以前に受けたことがあるということが犯罪成立の条件になっている犯罪は、このほかにも相当数ある。「懲戒処分」の一例としては、「幹部・公務員法」(法律番号 No. 22/2008/QH12) に定められたもの(同法第78条～)などがある。

⁴⁰ ベトナム語で *pháp nhân thương mại* (=commercial legal persons)。「商業法人」が原語に近い。

発でない原因としては様々あろうが、小職がベトナム最高人民検察院（Supreme People's Procuracy, 以下“SPP”という。）の活動に出席する中では、第75条1項の適用要件が分かりにくいと指摘する声が多かった。

すなわち、同項は、時効未完成という形式的な要件を除けば、①犯罪行為が営利法人の名前で行われたこと（a号）、②犯罪行為が営利法人の利益のために行われたこと（b号）、③犯罪行為が営利法人の指導、運営または承認を受けて行われたこと（c号）を営利法人の刑事責任追及の要件として規定しているところ、「利益のため」や「指導、運営」などの要素については評価を伴う規範的要素であることから、適用することに二の足を踏んでいるというのである。

そのため、実務の現場からは、「この規定を案内する文書⁴¹を発行してほしい」という意見もよく出されているようである。

(12) 第12章・罪を犯した18歳未満の者に適用される規定(第90条～第107条)

本章は、いわゆる**18歳未満の者**⁴²の刑法上の取扱いについて定めた規定である。なお、ベトナムでは、日本の少年審判のような特別な手続はなく、18歳未満の者であっても基本的には通常の刑事手続と同じルートで処理されるが、手続上は、ベトナム2015年刑事訴訟法第413条～第430条で独立した章を設けているように、成年とは異なる一定の配慮がなされている。

そして、ベトナム2015年刑法では、人権保障の拡充の観点から、実体法である刑法上も18歳未満の者に対する配慮が細やかになされており、例えば、14歳以上16歳未満の者と16歳以上18歳未満の者で、対象を細かく分類し、刑事責任免除を受ける場合を旧法より広げている（第91条2項）ことや、また、刑の上限や併合、減免の条件についても、18歳以上の者とは異なる配慮がなされている（第98条、第101条～第107条）。

そして、今次改正では、18歳未満の者が刑事責任を免除された場合のアフターフォローについても拡充され、旧法にもあった**教護院**⁴³での教育司法措置に加え、日本でいう試験観察や保護観察に相当する**戒告**⁴⁴（第93条）や、**地域社会における和解**⁴⁵（第94条）、**村・街区・市鎮での教育**（第95条）などが新設された。

【第2部 犯罪】

(13) 第13章・国家の安全を侵害する罪（第108条～第122条）

本章は、国家反逆罪（第108条）、間諜罪（第110条）、人民政権に敵対する

⁴¹ ありうるとすれば、SPCの裁判官評議会の議決という形であろうか。

⁴² 日本的感覚でこれらの者をまとめて「未成年者」と呼んでいる場合もあり、実際、旧法では18歳未満の者を「未成年者」、16歳未満は「児童」と呼んでいた。

⁴³ ベトナム語で *trường giáo dưỡng*。なお、少年院と訳されている文献もあるようであり、収容施設としての扱いをされることもあるからか、公安省の管轄の様様である。

⁴⁴ ベトナム語で *khiển trách* (=reprimand) であり、刑罰における「戒告」とは異なる。元の漢越語のニュアンスからも「譴責」（けんせき、悪い行いを戒めること）のほうが近い。

⁴⁵ ベトナム語で *hòa giải tại cộng đồng* (community-based reconciliation)

ためのテロ罪（第113条）、治安壊乱罪（第118条）など、国家の存立や統治の基盤にかかわる罪について規定している。本章規定の各犯罪は、法定刑も全体的に高めであり、また、前述のとおり、刑事責任追及時効や犯罪の非告発等の免責の対象外であるなど、この種犯罪に対する厳しい姿勢が明らかとなっている。

- (14) 第14章・人の生命、健康、尊厳、名誉を侵害する罪（第123条～第156条）
いわゆる殺人、傷害、性犯罪、名誉毀損、人身取引などについて定めている。

殺人罪及び過失致死罪関連については、第123条から第133条までである。殺人罪については、新生児を対象とした殺人（第124条）、精神を強く刺激された状態における殺人（第125条）、正当防衛の範囲を超える殺人（第126条）など、通常の殺人罪（第123条）よりも（日本の感覚であえて言えば）責任非難の程度や犯情が軽いと思われる類型については、別条で規定し、その法定刑を軽くしている。また、日本刑法と同じく自殺教唆や幫助（第131条）も規定されている。

傷害罪及び過失傷害関連については、第134条から第140条まで規定されており、責任非難の程度や犯情が軽い類型について別条で規定し法定刑が軽くなっている場合があるのは、殺人の場合と同様である。なお、第140条の「他人に対する虐待罪」は、「虐待」という言葉のニュアンスから、傷害罪と重複するかのようにも思えるも、具体的な傷害や健康被害の証明まで求めているものではないが、一定程度の肉体的・精神的苦痛を与える行為について刑事罰を科すための規定のようである。

第141条から第147条までは、いわゆる性犯罪が規定されている。第141条（暴行・脅迫を用いた強制性交罪）及び第143条（他人の困難な状況等に乗じた性交等強要罪）は、原語のベトナム語はいずれも「強姦」を意味する言葉である⁴⁶ため、ここでは、各条文に規定された対象行為を参考に各々意識してタイトルを付けている。また、16歳未満の者が被害者となる場合は、加重類型として別条で規定されている（第142条⁴⁷及び第144条）。

今次改正では、対象行為が性交渉のみならず「性的関係行為」に拡大されている。この点、現地活動において小職が聴取したところでは、日本の近時の刑法改正における強制性交罪における論点と同様、対象行為をいわゆる肛門性交等に広げたものということであったが、この点については、前述のとおり、SPCが現在検討している議決の発行により具体的な案内がされるものと思われる。

また、性交渉まで至らないわいせつ行為については、第146条（16歳未満の

⁴⁶ 141条は、ベトナム語で *hiếp dâm* (=rape, 漢越語は「脅淫」)、143条は、ベトナム語で *cưỡng dâm* (=forcible sexual intercourse, 漢越語は「強淫」)

⁴⁷ 第1項b号によって、13歳未満の者との性交渉又は性的関係行為については、暴行・脅迫や困難な状況に乗じたなどの事情等がなくても、全て第142条の適用がある。ゆえに、第144条は「13歳以上16歳未満の者」に対する罪となっていると解される。

者へのわいせつ⁴⁸罪)で処罰が規定されているが、どの範囲の行為がわいせつ行為になるのかについては、法文上明らかでなく、この点についても前記議決で明らかになるのではないかと思われる。

傷害罪とは別に、人の身体への侵襲行為として、H I Vに感染させる罪(第148条及び第149条)が独立して規定されているのも特徴的である。

第150条以降は、いわゆる人身売買の罪等が規定されているところ、昨今の人身売買をめぐる社会的関心の高まりの影響からであろうか、第152条(1歳未満の者を不正にすり替える罪)や第154条(人の細胞又は身体の一部を売買、略奪する罪)のような犯罪が今次改正において新設された。

第155条及び第156条は、いわゆる名誉毀損・侮辱罪である。第156条が積極的に虚偽の事実を摘示した場合である。

- (15) 第15章・人の自由の権利、公民の自由、民主の権利を侵害する罪(第157条～第167条)

第157条及び第158条は、いわゆる違法な逮捕・監禁、住居侵入について規定したものと解される。そのほか、いわゆる投票妨害等についても処罰の対象となっている(第160条)。

今次改正では、第164条(他人の信仰、宗教の権利を侵害する罪)及び第167条(公民の言論の自由、報道情報アクセスの自由、示威行動の権利を侵害する罪)が新設された。

- (16) 第16章・所有を侵害する罪(第168条～第180条)

日本の刑法でいう財産犯にあたるのが本章規定の犯罪である。日本の感覚で単純に「財産犯」といってしまうと、ベトナム側が、こちらが抱いているものと共通のイメージが持てなくなってしまうので、仮にベトナムの刑事実務関係者とやり取りする機会があれば、この「所有を侵害する罪⁴⁹」というフレーズを念頭に置いていただきたい。なお、本章の各罪名表記については、単純に元のベトナム語を翻訳すると、区別がつきにくくなってしまう場合があるため、各条文の英訳版や各条文の内容そのものから逆算して意識している場合があることに留意されたい。

本章の罪は、暴力の使用等による財産奪取罪⁵⁰(第168条)で始まる。同罪はいわゆる強盗罪であり、強盗が人を負傷させた場合や人を死亡させたような場合については、加重類型として同条内に規定されている。なお、同罪の最高刑は旧法で

⁴⁸ 「わいせつ」はベトナム語で *dâm ô* (=obscenity, 漢越語は「淫汚」)

⁴⁹ ベトナム語で *Tội phạm xâm phạm sở hữu* (=Offenses of ownership infringement)

⁵⁰ ベトナム語で *Tội cướp tài sản* (=Plundering property)。Cướp は「奪いつくす」のような比較的激しいニュアンスの単語であることから、このように表記した。

は死刑であったが、今次改正で最高刑が終身刑に改められている⁵¹。

以下、財産奪取目的の誘拐罪(第169条)、脅迫による財産奪取罪⁵²(第170条)が続き、暴行・脅迫を伴わない類型である単純財産奪取罪(第171条)、財産公然奪取罪(第172条)及び窃盗罪(第173条)が規定されている。第171条～第173条の区別は条文の文言だけでは判然としないが、単純財産奪取罪はいわゆるひったくりによる窃盗、財産公然奪取罪はいわゆる置き引きによる窃盗のような類型が想定されている模様である。

更に引き続き、詐欺による財産奪取罪(第174条)、信頼を濫用する財産奪取罪(第175条)、財産の不法占有(第176条)、違法使用(第177条)等が規定されている。

このほか、日本では見慣れないタイプの犯罪として、責任不足により国家、機関、組織、企業の財産に損害を引き起こす罪(第179条)がある。いわば過失による背任罪のようなものであるが、「責任不足」とはいったいどのような場合であるのか、参考文献を紐解いても、「財産の購入、保管、使用に関する規定を十分守らなかった」程度であり、その実情は判然としない。

(17) 第17章・婚姻及び家族制度を侵害する罪(第181条～第187条)

本章ではいわゆる重婚(一夫一妻制度に違反する罪、第182条)のほか、扶養義務を拒否又は忌避する罪(第186条)などが規定されている。また、社会の変化に応じた新しい犯罪として、今次改正で、営利目的で代理出産を組織する罪(第187条)が新設された。

(18) 第18章・経済管理秩序を侵害する罪(第188条～第234条)

本章の罪は、更に以下のア～ウの領域で第1節から第3節に分かれており、専門性が高く、日本ではいわゆる特別刑法に規定されているような犯罪が多く規定されている。

ア 生産、経営、商業領域における罪

密輸罪(第188条)、禁制品や偽造品の製造、売買、輸送等(第190条～第195条)、虚偽広告の罪(第197条)などが規定されている。

イ 税金、金融、銀行、証券、保険の領域に関する罪

脱税罪(第200条)、民事取引における高利貸しの罪(第201条)、偽造通貨の製造等⁵³(第207条)、証券市場におけるインサイダー取引(第210条)、

⁵¹ なお、そうすると、日本でいう強盗殺人罪が成立する場合であっても本条では死刑が科されないということになりそうであるが、一方で、そのような場合は、論理的には、殺人罪に関する第123条1項e号「極めて重大な犯罪又は特別に極めて重大な犯罪の実行直前又は直後に人を殺害した場合」(最高刑は死刑)、つまり殺人犯が強盗という極めて重大な犯罪又は特別に極めて重大な犯罪を犯した場合として、同条項が適用される可能性もあると思われる。本条の法定刑が終身刑に改められたことで、この適用関係がどうなるのか、今後、機会があれば実務サイドに確認していきたい。

⁵² ベトナム語で *cưỡng đoạt tài sản* (=extorting property)。英訳からすると、また、第168条との比較からしても、日本でいう恐喝罪に近いであろう。

⁵³ 日本でも通貨偽造罪の最高刑は無期懲役だが、ベトナムでも本条の最高刑は終身刑である。

市場操作（第211条）などが規定されている。

ウ その他の経済管理秩序を侵害する罪

下記エ記載の各種新しい犯罪のほか、国の財産の管理、使用に関する規定に違反して逸失、浪費を引き起こす罪（第219条）、公共投資資金の管理と使用に関する規定に違反して重大な被害を引き起こす罪（第220条）など、純粋な経済活動としての面と同時に、公務員の汚職としての面を持つ犯罪が規定されている⁵⁴。このほか、著作権の侵害罪⁵⁵（第225条）や工業所有権（特許権）の侵害罪（第226条）についても規定されている。

さらに、土地管理に関する規定に違反する罪（第229条）についても本章第3節に規定されている。実際、土地の管理をめぐるトラブルはよく聞かれるところであり、管理業務の適正さを担保する手段としての刑罰の必要性が感じられる規定である。資源管理という観点から、この罪に引き続いて、同節内には、森林管理、野生動物の管理に関する犯罪（第232条～第234条）が規定されている。

エ なお、本章では、社会の変化に伴う新しい犯罪が多く規定されており、今次改正で、保険経営で不正を行う罪（第213条）、医療保険で不正を行う罪（第215条）、競争に関する規定に違反する罪（第217条）、連鎖販売取引に関する規定に違反する罪⁵⁶（第217条a）、建造物投資に関する規定に違反して重大な被害を引き起こす罪（第224条）などが新設された。

(19) 第19章・環境に関する罪（第235条～第246条）

本章は、いわゆる環境犯罪について規定されているが、廃棄物、排水、排気による環境汚染についてまとめたのが第235条（環境汚染を引き起こす罪）であり、水産資源、森林資源、動物資源を破壊するような行為についての処罰規定も本章内にある（第242条～244条）。

また、今次改正では、水利施設や堤防の安全保護等を害する行為について刑事罰が新設された（第238条）。

そして、本章の罪は、企業の経済活動の拡大にともなって発生するという面が強いからか、営利法人の刑事責任追及の対象となっている犯罪が多い。

⁵⁴ 余談であるが、近時のベトナムでよく話題に上る、元共産党政治局員が逮捕された汚職事件の適用罰条は、旧法の第165条、すなわちベトナム2015年刑法の第220条に相当する犯罪である（最高刑は20年の有期懲役）。本条は汚職の罪の章に規定されているわけではないものの、この事件が「汚職」として社会的関心を集めたのは、社会的事象を見れば、公共投資での単なる経営失敗と評価できそうなところ、そうではなく、「高位の公務員である犯人が、故意に公共投資資金の管理と使用に関する『規定に違反』したという点が悪質である」との評価に基づくものではないかと思われる。

⁵⁵ なお、著作権侵害罪は、被害者の立件要請がないと立件できない事件（ベトナム2015年刑事訴訟法第155条）であり、親告罪的性質を有する。

⁵⁶ 「連鎖販売取引」はベトナム語で *kinh doanh theo phương thức đa cấp* (=multilevel marketing)。いわゆるMLMである。なお、本条は、当初改正法成立時点では規定されていなかったが、2017年修正・補充の過程で突如追加された。

(20) 第20章・麻薬に関する罪（第247条～第259条）

本章は、コカイン、メタンフェタミン、アンフェタミン（覚せい剤）、MDMA、大麻などの麻薬に関する各種犯罪を規定する⁵⁷。

麻薬に関する罪に対するベトナム刑法の対処は厳しく、製造罪（第248条）、輸送罪（第250条）及び売買罪（第251条）では死刑が最高刑として定められている。なお、後2者については、旧法では一つの条文で輸送罪、売買罪、貯蔵罪⁵⁸及び奪取罪がまとめられており、そのすべてで最高刑が死刑であったところ（旧法第194条）を、今次改正では、各行為が別個独立の条に規定され、その中でも輸送罪及び売買罪の最高刑を死刑としたものである。

一方で、日本でよく検挙されている使用罪に関しては、ベトナムは日本とは対応を異にする。すなわち、旧法においても、単純な自己使用罪は刑事罰の対象となっておらず、既に教育等を受け強制医療措置を受けたにもかかわらず常習的に麻薬を使用している場合に限って初めて刑事罰を受けるものとされていた（旧法第199条参照）ところ、今次改正では、麻薬の違法な使用罪そのものが廃止されている。

その一方で、麻薬の違法使用を手配する⁵⁹罪（第197条）、他人に強要する罪（第257条）、及び他人を引き入れる罪（第258条）などについては今次改正でも変わらず刑事罰の対象となっていることから、麻薬の違法使用そのものについて法律で規制すべきとの政策が変わっているとはいえないであろう。それにもかかわらずこのような規制方法となっているのは、様々な理由があるのだろうが、単純に使用するよりも、他人をして違法な使用に巻き込むほうが、「社会に対する危険」（第8条「犯罪の概念」より）が大きいと考えられているからではないかと思われる。

(21) 第21章・公共安全、公共の秩序を侵害する罪（第260条～第329条）

本章の犯罪は非常に広い領域にわたっており、第1節から第4節まで、以下のアないしエまでの領域に分かれて規定されている。

ア 交通安全を侵害する罪

日本でいわゆる交通犯罪に分類されるもので、車両、航空機、船舶、鉄道の危険な運転や、それに伴う損害（人的、物的損害の両方）についての刑罰が中心と

⁵⁷ 第247条で「政府が認めた麻薬物質」との規定があるが、その指定については、2018年政府議定第73号（No. 73/2018/NĐ-CP）の別表でなされている模様である。

⁵⁸ ベトナム語で tàng trữ（=stockpiling）。「貯蔵」となっているが、日本でいういわゆる「所持」のことと思われる。

⁵⁹ ベトナム語で tổ chức sử dụng trái phép（=organizing illegal use）。原語は「組織する」なので、イメージがわきにくい。同条の旧法下（旧法197条）の案内文書にあたる、2007年公安省・最高人民検察院・最高人民裁判所・司法省による「1999年刑法典第18章麻薬に関する犯罪の規定を案内する合同通達第17号」（No. 17/2007/TTLT-BCA-VKSTANDTC-TANDTC-BTP）の6条によれば、他人の肉体に麻薬を入れる行為（いわゆる他人使用）や、麻薬を使う場所や道具、一緒に使う人などを準備、提供、アレンジしたりする行為が想定されているようである。

なっている⁶⁰。

イ 情報技術・通信ネットワーク領域における罪

コンピュータプログラムを拡散してコンピュータ、通信、電子機器ネットワークに危害を与える罪（第286条）、いわゆる違法アップロード（第288条）や不正アクセス（第289条）などのサイバー犯罪に関する規定が中心となっている。

この類型の犯罪に関する規定は旧法である1999年刑法制定時は非常に少なかったが、旧法の2009年一部改正で不正アクセス等が追加されるなど、社会情勢の変化に対応して新たに規定されている傾向が認められる。今次改正では、これらの違法な目的に使用するためのソフトウェアの製造や売買等を処罰する犯罪が新設された（第285条）。

また、他人の銀行口座の情報の違法な取得等（第291条）、救急等の無線周波数の違法な利用（第292条）なども今次改正で新設された。

ウ 公共の安全を侵害するその他の罪

本節には、例えば、労働強制罪（第297条）、テロ罪（第299条）、テロ資金援助罪（第300条）⁶¹、海賊の罪（第302条）、武器や爆発物等の違法な売買等に関する罪（第304条～第307条）、違法に墮胎する罪（第316条）など、さまざまなタイプの犯罪が規定されている。

エ 公共の秩序を侵害するその他の罪

本節にもさまざまなタイプの犯罪が規定されており、例えば、賭博（第321条及び第322条）やマネーロンダリング罪⁶²（第324条）、墮落文化品を広げる罪⁶³（第326条）、売春斡旋罪⁶⁴（第328条）などが規定されている。

(22) 第22章・行政管理秩序を侵害する罪（第330条～第351条）

本章には、公務執行者に反抗する罪（第330条）、国家機密を漏洩させる罪（故意のものは第337条、過失のものは第338条）⁶⁵、機関・組織の印章や資料を偽造する罪（第341条）、違法な出入国・滞在をさせる罪（第348条）などが規定されている。

⁶⁰ 全くの余談ではあるが、本節では、いわゆる酒気を帯びた状態での交通手段の運行についても規制されているところ、例えば、第263条では「酒若しくはビールを飲み…」などと規定されていることからすれば、ベトナムでは「酒」と「ビール」は別物としてとらえられているようである。

⁶¹ ベトナム語で「テロ」は *khủng bố*、「テロ資金援助」は *tài trợ khủng bố*（＝financing terrorism、テロに財政援助を与える）

⁶² ベトナム語で *rửa tiền* であり、まさに「お金を洗浄する」である。

⁶³ 日本刑法でいうわいせつ図画頒布罪などが本条で規制される。

⁶⁴ ベトナム語で「売春斡旋」は *môi giới mại dâm* であり、第14章規定の各種性犯罪と並んで、この罪についても、いわゆるCSE（Child Sexual Exploitation、児童の性的搾取）の観点から問題となっているようである。

⁶⁵ 秘密事項のランクによって法定刑の枠が変わる

(23) 第23章・職務に関する犯罪（第352条～第366条）

いわゆる汚職犯罪とよばれているものは、本章で規定されているものが中心である。

まず、第352条では、職務に関する罪の定義がなされているが、今次改正では、対象行為が公務のみならず、「任務」に広がっており、いわゆる汚職関連規定の民間セクターへの適用を示唆するものとなっている。

第353条は財産の横領罪⁶⁶、第354条は収賄罪⁶⁷であり、この2つが、汚職の中でもっとも悪質なものであり、最高刑は死刑となっている。死刑が回避されうる方法として、判決後に横領額ないし収賄額の少なくとも4分の3以上を自主返納するなどの方法が規定されている（第40条3項c号）。日本のいわゆる組織犯罪処罰法や麻薬特例法における没収保全や追徴保全のような制度がないベトナムにおいて、同規定は、汚職によって失われた財産を取り戻す、いわゆるアセット・リカバリーの上でも有効に機能していると評価できるのではなかろうか。

なお、贈賄罪（第364条）も本章に規定されているが、今次改正で、贈収賄罪における賄賂となる利益の範囲が非物質的利益⁶⁸にも広がっている。

その他、本章では、公務執行中に職務、権限を濫用する罪（第357条）、利得のために職務、権限を利用して他人に影響力を行使する罪（第358条）など、職務を悪用した、責任非難の大きな類型の行為が犯罪化されている。

(24) 第24章・司法活動侵害罪（第367条～第391条）

本章では文字どおり、各種司法活動における不正行為等についての罰則が規定されている。

本章には、逃走の罪（第386条）、証人等を買収する罪（第384条）、証人等の虚偽供述の罪（第382条）、体罰を使用する罪（第373条）、供述強要の罪（第374条）のような、日本でも刑事罰を科されるような行為も規定されているが、全体的に、日本法と比較してかなり広範囲の行為が犯罪化されているように思われる。例えば、無実の者の刑事責任を追及する罪（第368条）、有罪者の刑事責任を追及しない罪（第369条）、違法な判決・決定を出す罪（第370条、第3719条）、判決を履行しない罪（第379条）などである。

また、上記(3)で述べた、犯罪の隠匿罪（第389条）、犯罪の非告発罪（第390条）は、本章に規定されている。

⁶⁶ ベトナム語で *Tội tham ô tài sản* (=embezzling property)

⁶⁷ ベトナム語で *Tội nhận hối lộ* (=taking bribes)。なお、収賄罪は権限を利用して賄賂を収受する犯罪であるところ、本罪の加重類型として、「職務、権限を濫用する場合」（濫用はベトナム語で *lạm dụng*=abusing）というのが2項に規定されている。もっとも、これは、「与えられた目的以外の目的で権限を利用する」という日本の意味での「濫用」とは異なり、ここでは、与えられた権限を超えて利用した場合という、いわゆる権限踰越に近い行為が想定されているようである。

⁶⁸ ベトナム語で *Lợi ích phi vật chất* (=Non-material benefits)。もっとも、法文上も参考文献上も、どんなものが非物質的利益にあたるのかについては明確ではない。

なお、本章においては、今次改正で、公判の秩序を乱す罪（第391条）が新設された。

- (25) 第25章・軍人の義務、責任及び戦闘中、戦闘支援中の軍隊配属者の責任を侵害する罪（第392条～第420条）

詳細は省略するが、本章では、軍人等の内部の規律を害するような行為が犯罪化されて規定されている。機密漏洩のうち、軍事関係のものは、本章で別途規定されている（第406条）

- (26) 第26章・平和を破壊する罪、人類に対する罪及び戦争犯罪（第421条～第425条）

本章では、章のタイトルのとおり、平和を破壊する罪、人類に対する罪及び戦争犯罪について規定されている。それらの引き金となりかねない、傭兵を募集する行為、傭兵となる行為についても刑事罰の対象となっている（第424条、425条）。

- (27) 第3部は施行条項であり、2018年1月1日から、2017年修正・補充後のベトナム2015年刑法を施行することが定められている。

第4 終わりに

以上、全426条にわたるベトナム2015年刑法の概要を駆け足で述べさせていただいた。もちろん、浅薄な記述・考察であるとのことご意見があることは当然と思われるし、それらご意見があるとすれば、それらはすべて小職の力量不足に原因するものである。もっとも、今回の拙稿執筆に当たっては、まずはベトナム法にあまりなじみがない皆様に概要をつかんでいただくことに注力すべく、わかりやすさ、簡潔さを優先して執筆する方針としたため、どうかご容赦いただければと思う。

今後、拙稿を手掛かりとして、更なるベトナム刑事法の研究・検討が発展することを信じて、拙稿を終えることとしたい。

【参考文献】

●ベトナム語のもの

「科学便覧 2015年刑法典（2017年修正・補充）」（司法出版社）総論編，各犯罪編第1巻，各犯罪編第2巻

「比較 1999年刑法典（2009年修正・補充）と2015年刑法典（2017年修正・補充）」（労働出版社）

「2015年刑法典（2017年修正・補充）適用の手引きと研究」（人民公安出版社）

●英語のもの

“Official Gazette Penal Code”（Vietnam Law & Legal Forum 社）

（おわび）

ICD NEWS 79号の拙稿「ベトナム2015年刑事訴訟法の概要」に、以下のと

おり誤りがありました。この場を借りて修正させていただきます。

50頁3行目「第187条4項」→「第183条4項」

52頁8行目「第267条及び第268条」→「第266条及び第267条」

54頁7行目「第260条」→「第250条」

2015年ベトナム民法「義務履行担保措置」^{1 2}制度の概要

ベトナム長期派遣専門家³，弁護士

枝川 充志

●目次

1 はじめに

- (1) ベトナム民法に見る義務履行担保措置の変遷
- (2) 変遷とその意義
- (3) 本稿の目的

2 担保措置制度の概要

- (1) 担保措置の位置付け及び構成
- (2) 担保措置における「義務」の意義
- (3) 担保措置の種類
- (4) 担保措置の成立要件
- (5) 対抗要件
- (6) 担保財産の処分（実行）
- (7) 担保措置の消滅

3 土地所有権及び土地付着財産への抵当

4 終わりに

1 はじめに

本稿の目的を述べるにあたって、まずはベトナム民法における義務履行担保措置の歴史の変遷を見ていきたい。このことが現行2015年ベトナム民法の義務履行担保措置を紐解く上での伏線となるからである。

(1) ベトナム民法に見る義務履行担保措置（以下、単に「担保措置」という。）の変遷

- ① ベトナムにおける担保措置について、1986年のドイモイ政策以降にさかの

¹ ベトナム語で「担保措置」は「*biện pháp bảo đảm*」。なお、ベトナム法の日本語訳は、JICA六法のウェブサイト (<https://www.jica.go.jp/project/vietnam/021/legal/>)、及び同内容からなる法務総合研究所国際協力部のウェブサイト (http://www.moj.go.jp/housouken/houso_houkoku_vietnam.html) を参照のこと。特に断りがない場合は、訳語は同サイトによっている。

² 「担保措置」とは聞き慣れない法律用語であるが、ベトナム語の「*biện pháp*（措置）*bảo đảm*（担保）」を翻訳したものである。「*biện pháp*」は漢字では「辦法」とされ、日本語訳では「手法／方法」「措置／処置」と訳出される（川本邦衛編「詳解ベトナム語辞典」（大修館書店、2015年11月）参照）。なお、英語では「Measures to secure performance of an obligation」（英訳は「Official Gazette（Issue Nos 05-12 December 2016）」を参照）。以後、本文中及び注においても他に断りがなければ同様である。

³ 「2020年を目標とする法・司法改革プロジェクト（以下、「本プロジェクト」という。）」派遣専門家。本稿のうち意見に涉る部分は私見であり、筆者の所属する団体や本プロジェクトの見解でないことを申し添える。

ばって現行2015年民法の淵源を辿っていくと、1991年4月に制定された「民事契約法令（国会常務委員会令）」にたどり着く。

同法令の「第3章 民事契約履行担保措置」には「財産の抵当」（30条）、「財産の質」（35条）、「保証」（40条）及び「手付」（42条）という4種の担保措置が規定されていた。

② 1995年10月に成立した1995年民法では「第3編 民事義務と民事契約」⁴の中の「第5節 民事義務履行担保」⁶において、「財産の質」（329条）、「財産の抵当」（346条）、「手付」（363条）、「寄託」（364条）、「供託」（365条）、「保証」（366条）及び「違約罰」（377条）の7種が担保措置として規定された。

③ その後、JICAもその制定過程に協力⁷した2005年民法（2005年6月14日成立）では、「第3編 民事義務と民事契約」の「民事義務履行担保」において、上記7種のうち「違約罰」が削除された。

その代わり「保証」の中に規定されていた「信頼による保証」（2005年民法318条⁸）が独立した担保措置として規定された。

この結果、「財産の質」（326条）、「財産の抵当」（342条）、「手付」（358条）、「寄託」（359条）、「供託」（360条）、「保証」（361条）及び「信頼による保証」

⁴ ベトナム語では「NGHĨA VỤ DÂN SỰ VÀ HỢP ĐỒNG DÂN SỰ」、英語では「CIVIL OBLIGATION AND CIVIL CONTRACT」（筆者訳）である。ベトナム語の漢字表記は「NGHĨA VỤ（義務）DÂN SỰ（民事）VÀ（及び）HỢP ĐỒNG（契約）DÂN SỰ（民事）」となる。以下漢字表記は翻訳及び理解の便宜のために記載した。ベトナム語の語彙は中国語由来のものが多く、漢字で表記できるが、同じ漢語を異なる意味に用いる例もあるので、その点の留意が必要である（参考：「ベトナム2003年改正刑事訴訟法と新捜査体制」，丸山毅，ICD NEWS，第23号，9頁注39参照）。

⁵ 1995年民法の訳が掲載されている「ベトナム民法 条文と解説」（鈴木康二，ジェトロ，1996年6月）では「債務と民事契約」と訳出されている。元となるベトナム語は「NGHĨA VỤ（義務）DÂN SỰ（民事）VÀ（及び）HỢP ĐỒNG（契約）DÂN SỰ（民事）」である（同244頁）。したがって「債務」は「民事義務」を指すことになる。そのため本稿では、前記JICAベトナム六法における2005年民法以降の訳出及びベトナム語表記に従い、「NGHĨA VỤ DÂN SỰ⇒民事義務」と訳出した。

なお、1995年民法、2005年民法ではベトナム語において上記のとおり「民事義務」という法律用語が使われていた。しかし、2015年民法では少なくとも見出しレベルにおいては「民事義務」から「民事」が外れ、端的に「義務」となった。その違いには一定の意味があるため（民事契約も単に「契約」となった。），「債務」と訳すとその違いが判別しづらいことから上記のように訳出した。1996年当時はこのように変遷を辿るとは想定できなかったように思われる。

「民事」という言葉が削除されたことの意味については、「2015年ベトナム民法典の概要」（松本剛，ICD NEWS第67号，27頁）参照。

⁶ 「BẢO ĐẢM THỰC HIỆN NGHĨA VỤ DÂN SỰ」は、前記「ベトナム民法 条文と解説」では「債務履行の担保」と訳されているが（同252頁）、前掲注5の趣旨から「民事義務履行担保」（BẢO ĐẢM（担保）THỰC HIỆN（履行）NGHĨA VỤ（義務）DÂN SỰ（民事））と訳出した。

⁷ JICAによるベトナム法整備協力の経緯は、「ベトナムから始まった日本の法整備支援」（「世界を変える日本式『法づくり』」（独立行政法人国際協力機構，文藝春秋，2018年6月，34頁以下）に詳しい。

⁸ JICAベトナム六法（前掲注1）の2015年民法日本語訳では、当該規定は「信用」（同344条）と訳されている。しかし金融分野でよく使われる「tín dụng」（信用，credit）と混乱を招く恐れがある。そのため「信頼的保証」や「信頼による抵当」（JICAベトナム六法2005年民法372条）と訳出される場合がある。本稿では実態に即して「信頼による保証」との訳で統一している。

(372条) からなる7種が担保措置として規定された(各措置の詳細は後述。)

- ④ 引き続きJICAが協力を行った2015年民法(2015年11月24日成立)では、後にも述べるとおり、「第3編 義務及び契約」の中の「義務履行担保」において、上記7種の担保措置に加え、新たに「所有権留保」及び「財産の留置」⁹が加わり9種となった。

担保措置制度は、大要、以上のような変遷を辿っている。簡単に概要をまとめると次のようになる。

	1991年民事契約法令	1995年民法	2005年民法	2015年民法
	●民事契約履行担保措置	●民事義務履行担保	●民事義務履行担保	●義務履行担保
担保措置	「財産の抵当」(30条) 「財産の質」(35条) 「保証」(40条) 「手付」(42条)	「財産の質」(329条) 「財産の抵当」(346条) 「手付」(363条) 「寄託」(364条) 「供託」(365条) 「保証」(366条) 「違約罰」(377条)	「財産の質」(326条) 「財産の抵当」(342条) 「手付」(358条) 「寄託」(359条) 「供託」(360条) 「保証」(361条) 「信頼による保証」(372条)	「財産の質」(309条) 「財産の抵当」(317条) 「手付」(328条) 「寄託」(329条) 「供託」(330条) 「所有権留保」(331条) 「保証」(335条) 「信頼による保証」 ¹⁰ (344条) 「財産の留置」(346条)

(2) 変遷とその意義

ア このように字面のみでベトナムにおける担保措置を、1995年民法から2005年民法、その後の2015年民法へと比べて見ると、名目上の担保措置制度そのものに大きな変更はないように思える。

しかし名目とは異なり、実際、この間、質的な変化を遂げている。

たとえば、1995年民法では、質権の対象物は動産(1995年民法329条1項)、抵当権は不動産(同346条1項)とされていた¹¹。しかし2005年民法ではこのような動産・不動産による区別はなくなり、端的に債権者占有型担保である質と、債権者非占有型担保である抵当へと変更された。また、いわゆる保証(全財産による保証)が人的担保であることが明確にされた(1995年民法366条1項・2項。同2項は特定の財産をもって保証するとしていた。また2005年民法361条)。このようにして質的な「発展」を辿ってきた¹²。

⁹ 2005年民法では、財産売買に関する規定において所有権留保類似の規定がある(2005年民法461条)。また「民事契約」の節の中に双務契約における「財産留置」(同416条)の規定がある。

¹⁰ 前掲注8参照。

¹¹ 1995年民法における担保規定の問題点は、「ODA＝法整備支援の一環¹⁶ ベトナムとカンボジアでの経験(16)」(新美育文、「時の法令」1778号、2007年1月30日号、64頁以下)参照

¹² 「2005年民法典制定過程におけるベトナムと日本の協力について」(ホアン・テェ・リエンベトナム司法省次官(当時)、ICD NEWS 27号、14頁)及び「ベトナム民法典と担保法」(森永太郎、香川孝三・金子由芳編著「法整備支援論」、ミネルヴァ書房、2007年4月、96頁～97頁)参照。

イ 他方で、こうした法律上の規定の他に、詳細を定める規定が数多く制定されてきた。

具体的には、担保取引に関する政府議定165/1999/ND-CP¹³¹⁴¹⁵及び同取引登記に関する政府議定08/2000/ND-CP¹⁶(2000年)、信用組織による融資に係る担保取引の政府議定178/1999/ND-CP号等、担保取引を規律する様々な法規範文書が発行されていた¹⁷。

こうした中で2006年12月29日、2005年民法の規定を踏まえ、担保取引に関する統一的な政府議定として163/2006/ND-CP(以下、「163号議定」という。)が制定された(のちにこれを一部修正する政府議定として11/2012/ND-CPが制定されている¹⁸)。その後、担保措置登記に関する政府議定等が整備されてきた。

(3) 本稿の目的

ベトナムにおいては、2017年1月1日に新たに2015年民法が施行されたものの、いまだ2005年民法下で制定された上記163号議定がそのまま通用している実態がある¹⁹。

163号議定は何ら改訂がなされておらず、そのため施行から2年経過した2019年

¹³ ベトナムにおける法規範文書の体系は、2015年法規範文書発行人法 (https://www.jica.go.jp/project/vietnam/021/legal/ku57pq00001j1wzj-att/legal_norms_2015.pdf) 4条参照。

¹⁴ 概要については、「ベトナムの担保付取引に関する新政令」(金子由芳, 国際商事法務Vol. 28 No. 6 (2000), 681頁以下), 「ベトナムの担保法令と日系企業の債権回収」(鈴木康二, 「アジア諸国の倒産法・動産担保法」, (株)中央経済社, 平成12年11月, 151頁以下) 参照。

¹⁵ たとえば「165/1999/ND-CP」は「文書番号/発行年/文書の種類及び発行機関」を指している。ここで「ND (NGHỊ ĐỊNH)」は「議定」を指し、「CP (CHÍNH PHỦ)」は「政府」を意味する。

¹⁶ JICAによる「法・司法制度改革支援プロジェクト」(2007年4月~2011年3月)では、担保取引登録に係る議定「08/2000/ND-CP」の改訂に協力するため、「担保取引登録議定起草支援」を行った。改訂議定「83/2010/ND-CP」は2010年7月23日に制定された。

同83議定はJICAによる「2020年を目標とする法・司法改革支援プロジェクト」(2015年4月~2020年12月)においても協力対象となり、2015年民法の制定を受け、2017年9月1日、担保措置登録に関する議定「102/2017/ND-CP」として改訂された。

¹⁷ 民法と議定が矛盾を来している例など、民法と議定の間の問題点について「5 日本の法整備支援の実情—JICAによるベトナム法整備支援の実情を中心に—」(武藤司郎, 「比較法研究の新段階—法の継受と移植の理論—」, 早稲田大学比較法研究所, 2003年3月, 128頁以下) 参照。

¹⁸ JICAによる「法・司法制度改革支援プロジェクトフェーズ2」(2011年4月から2015年3月)において、担保取引に関する163号議定の一部の改正に協力しており、2012年2月22日、修正議定「11/2012/ND-CP」が制定された。

¹⁹ 2015年法規範文書発行人法11条2項によれば「詳細規定文書の草案は、法律・・・の草案と同時に準備及び提出され、詳細が規定される文書又は条項が効力を生じる時点とともに効力を生じるように発行されなければならない」とあり、さらに154条4項は「法規範文書が失効したときは、当該文書の施行の詳細を規定する法規範文書も同時に失効する。」とされている (https://www.jica.go.jp/project/vietnam/021/legal/ku57pq00001j1wzj-att/legal_norms_2015.pdf)。これら規定によると、2005年民法が失効していることから、同法の下で制定された163号議定も失効しているように思われる。しかし、司法省(法整備総務局)の説明によれば、163号議定は2005年民法の中の一部である担保措置についてのみ定めた議定であることから、154条4項の場合に当たらず、いまだ有効との扱いとなっている。この説明の妥当性は措くとして、失効しているとの理解が一般的のように思われる。

から2020年にかけてベトナム司法省において163号議定の改訂が計画されている。

そこで本稿では、以上のような経緯を辿りつつ発展してきた担保措置について、現在の到達点である2015年民法上の担保措置の概要を、163号議定の改訂の際に問題となりうる内容を敷衍しながら、整理・紹介することを目的としてまとめていきたい。

2 担保措置制度の概要

(1) 担保措置の位置付け及び構成

ア 2015年民法では「第三編 義務及び契約」の第15章「総則」の中にいわゆる担保措置規定がある。この「総則」規定の構成は次のとおりである。

【第三編 義務及び契約 第15章「総則」】

第1節 義務の発生根拠及び対象

第2節 義務の履行

第3節 義務の履行担保

第4節 民事責任

第5節 請求権の移転及び義務の移転

第6節 義務の消滅

第7節 契約

上記「第3節 義務の履行担保²⁰」がベトナム民法上の担保措置制度を規定している。この節は次のような構成となっている。

【第3節 義務の履行担保】

第1款 総則

第2款 財産の質 (Cầm cố tài sản / Pledge of property)

第3款 財産の抵当 (Thế chấp tài sản / Mortgage of property)

第4款 手付, 預託, 供託 (Đặt cọc, Ký cược, Ký quỹ / Deposit, Security collateral, Escrow account)

第5款 所有権留保 (Bảo lưu quyền sở hữu / Retention of title)

第6款 保証 (Bảo lãnh / Guaranty)

第7款 信頼による保証 (Tín chấp²¹ / Pledge of trust)

第8款 財産の留置 (Cầm giữ tài sản / Lien on property)

このうち、「所有権留保」と「財産の留置」が2015年民法から新たに担保措置として規定された点は、前述のとおりである。

イ また、担保措置に係る詳細規定を定める主な現行下位法規には、次のようなものがある。

²⁰ ベトナム語では「BẢO ĐẢM THỰC HIỆN NGHĨA VỤ」、英語では「SECURITY FOR PERFORMANCE OF OBLIGATIONS」である。ベトナム語の漢字表記は「BẢO ĐẢM (担保) THỰC HIỆN (履行) NGHĨA VỤ (義務)」となる。

²¹ 前掲注8参照。

(ア) 「担保取引」²²に関する詳細を定めた163号議定(163/2006/ND-CP及び11/2012/ND-CP)(なお、163号議定の制定日は2006年12月29日、11号議定の制定日は2012年2月22日である²³。)

163号議定の内容は、「総則」、「担保取引の締結」、「担保取引の履行」及び「質・抵当における抵当財産の処分」からなる。この議定は2005年民法下で制定されたものであるため、2015年民法を踏まえた改正が必要となっている²⁴。

なお、2015年民法で担保制度の総称は「担保措置」という表現で整理された。そのため、2015年民法以降に定められる関連法規範文書において総称として使う場合には、「担保取引」ではなく「担保措置」という表現が使用されるようになっている。

(イ) 「担保措置登記」²⁵について定めた政府議定「102/2017/ND-CP」^{26 27}
この議定は、2005年民法下で定められた「担保取引登記」に関する政府議定「83/2010/ND-CP」を、2015年民法に合わせて改訂し制定されたものである(以下「102号議定」という。2017年9月1日制定。)

102号議定は担保措置登記に関する「総則」、「担保措置登記の書類、手続」、「担保措置に関する情報の提供・公表・交換」及び「国家管理」について規定する。

また、102号議定の施行を受け、土地使用権及び土地付着財産の抵当権設定登記に係る司法省及び天然資源環境省の合同通達「09/2016/TTLT-BTP-BTNMT」も改訂が予定されている(以下「09号合同通達」という。09号合同通達は、主に「総則」及び「土地使用権・土地付着財産の抵当権設定登録」からなっている²⁸。

(ウ) 「担保財産の処分」²⁹に関するいくつかの問題」に関する司法省・天然資源環境省・ベトナム国家銀行合同通達「16/2014/TTLT-BTP-BTNMT-NHNN」(以下「16号合同通達」という。2014年6月6日制定。)

16号合同通達は、担保財産の差押え・売却、担保設定者の義務履行に代えてその担保財産を受領すること、及び担保財産処分後の財産所有権や使用権の移転

²² ベトナム語では「GIAO DỊCH BẢO ĐẢM」、英語では「SECURITY TRANSACTION」である。ベトナム語の漢字表記は「GIAO DỊCH (取引) BẢO ĐẢM (担保)」となる。

²³ 「ベトナム担保取引に関する政府議定の改正について」(西岡剛, ICD NEWS第54号, 86頁以下 (<http://www.moj.go.jp/content/000111007.pdf>)) 参照。

²⁴ 163号議定の現在の効力については前掲注19参照。

²⁵ ベトナム語では「ĐĂNG KÝ BIỆN PHÁP BẢO ĐẢM」であり、英語では「REGISTRATION OF SECURITY MEASURES」。ベトナム語の漢字表記は「ĐĂNG KÝ (登記) BIỆN PHÁP (措置) BẢO ĐẢM (担保)」となる。

²⁶ 本議定制定の経緯は前掲注16を参照。

²⁷ 本議定自体の日本語訳は、https://www.jica.go.jp/project/vietnam/021/legal/ku57pq00001j1wzj-att/legal_collateral_measures_provision.pdf を参照。

²⁸ 09号合同通達の改訂については、2018年度、本プロジェクトにおいても一部改訂プロセスに協力している。本稿脱稿時点(2019年7月31日)で改訂案未承認。

²⁹ ベトナム語では「XỬ LÝ TÀI SẢN BẢO ĐẢM」、英語では「REALIZATION OF COLLATERAL」である。ベトナム語の漢字表記は「XỬ LÝ (処理) TÀI SẢN (財産) BẢO ĐẢM (担保)」となる。

手続について規定する（同通達1条）。但し、民事判決執行手続において担保財産を処分する場合には適用されない（同通達2条）。

この16号合同通達についても、前記(ケ)同様、2005年民法下で制定されたことから、2015年民法に合わせた改訂、或いは前記(ケ)の163号議定との統合が検討されている。

●担保措置・取引	●担保措置登記	●担保財産の処分
●2005年民法下で制定された163号議定 ⇒改訂予定	●102号議定（2017年10月15日施行済み）。 ●なお2005年民法下で制定された09号合同通達は改訂予定。	●2005年民法下で制定された16号合同通達 ⇒改訂検討中。

(2) 担保措置における「義務」の意義

ア ベトナム民法上の義務履行担保措置は文字どおり「義務」の「履行」を「担保」するための「措置」である。

ここでベトナム民法上の「義務」³⁰とは、それに基づき、一つ又は複数の主体（以下「義務者」）が、他の一つ又は複数の主体（以下「権利者」）の利益のために、物を引き渡し、権利を移転し、金銭若しくは有価証券を支払い、仕事を実施しなければならない又は一定の仕事を実施してはならないことをいう（2015年民法274条。以下断りが無い場合、2015年民法上の条文番号を指す。）。

イ 上記「義務」の発生根拠として、「契約」、「一方的法律行為」、「委任のない仕事の実施」、「法的根拠のない財産の占有、使用又は財産からの収益」、「不法行為による損害の発生」及び「法令が定めるその他の根拠」（275条）が列挙されている。

そして「義務」の対象は、「財産」及び「実施すべき又は実施してはならない仕事」とされ、その内容は「確定されていなければならない」（276条）とされている。

ウ 以上の内容からなる義務の履行を担保するための措置、すなわち義務履行担保措置制度が、2015年民法第三編第15章第3節「義務の履行担保」として規定されている。

(3) 担保措置の種類

ア すでに前記で見たとおり、2015年民法では9種の担保措置が規定されている³¹。

第一に「財産の質」とは、「一方の当事者（質設定者）が、義務の履行を担保するために、自己の所有に属する財産を相手方当事者（質受領者）へ引き渡すこと」をいう（309条）³²。

³⁰ 2005年民法では「民事義務」（280条）として同じ内容が規定されていた。2015年では「民事」という言葉が外れている。その経緯・意義については前掲注5参照。

³¹ 2018年11月20日～23日にかけて、JICAプロジェクトの協力により司法省国家担保取引登録局において実施されたクアンニン省とビンフック省における担保措置の実態調査（金融機関、公証事務所、人民裁判所）結果によれば、金融機関において多く使われている担保措置は、不動産（多くは土地権利、住宅）の抵当、動産（多くは道路運送車両、宝飾品、機械設備）の質・抵当であった。

³² ベトナム語で質屋は「cầm đồ」と表記される。ハノイの町中でもこの看板表示をみかけることがある。「ベトナム 質屋」で検索するとベトナムの質屋事情についての日本語の記事を目にすることができる。個人向けの消費者金融機関としての機能を担っているようである。

第二に「財産の抵当」とは、「一方当事者（抵当設定者）が、義務の履行を担保するために自己の所有に属する財産を用いるが、財産を相手方（抵当受領者）に引き渡さないこと」をいう（317条1項）。

第三に「手付」とは、「一方当事者（手付人）が相手方当事者（手付受取人）に対し、契約の締結又は履行を担保するため、一定の期限で、一定の金額又は貴金属、宝石又はその他の価値のある物（手付財産）を引き渡すこと」をいう（328条1項）。

第四に「預託」とは、「動産である財産の賃借人が、賃借財産の返還を担保するために、一定の期間、金銭又は貴金属、宝石又はその他の価値のある物（預託財産）を賃貸人に引き渡すこと」をいう（329条1項）。

第五に「供託」とは、「義務者が、義務の履行を担保するために、一つの信用機関における封鎖口座に金銭、貴金属、宝石又は有価証券を預けること」をいう（330条1項）。

第六に「所有権留保」とは、「売買契約において財産の所有権は、弁済義務が完全に履行されるまで、売主が留保することができる」ことをいう（331条1項）。

第七に「保証」とは、「第三者（保証人）が、権利者（保証受領人）に対し、義務の履行期限が到来したが、義務者（被保証人）が義務を履行しない又は正しく履行しないときは、被保証人に代わって義務を履行することを約束すること」をいう（335条1項）。

第八に「信頼による保証」とは、「基礎レベルにおける政治・社会組織は、法令の規定に基づき、与信機関において、生産、経営、消費のため金銭を借りる貧困な個人、世帯に対し、信頼による担保を行う」場合をいう³³（344条）。

最後に「財産の留置」とは、「義務者が義務を履行しない又は正しく履行しない場合において、双務契約の対象である財産を合法的に把持している権利者（留置者）が財産を占有することができること」をいう（346条）。

これらのうち「財産の留置」は法定担保措置であるが、これ以外は約定による。

ここでは、物権的性質を持つ措置（財産の質、財産の抵当、所有権留保、財産の留置）と債権的性質を持つ措置（手付、預託、供託、保証）が混在した形で列挙されている。

イ このような規定の仕方は、単に「義務履行」の「担保」のための「措置」を並べて規定したにすぎないとも言えよう。しかし上記のとおり、性質が異なるにもかかわらず、これら措置の内容すべてに適用される総則規定を置いていることの妥当性

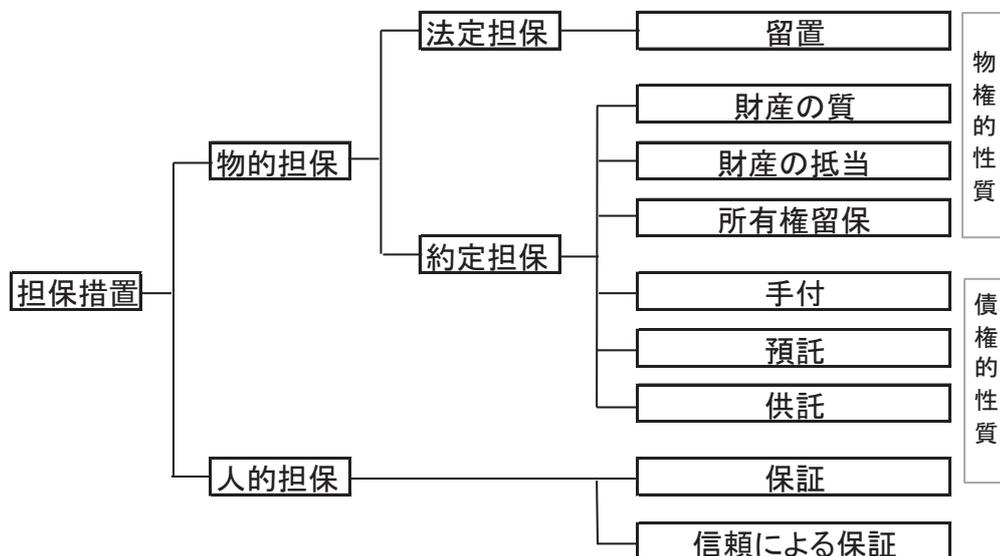
³³ 政治・社会組織とは、たとえばベトナム祖国戦線、ベトナム女性連合会（163号50条）などを指し、これら組織のいわばお墨付きを得た個人・世帯が借り受けできる制度である。当該政治・社会組織は弁済を促す・督促をするのみで自らは弁済義務を負わない。「要するに、この保証の下では、債務者は、保証人（引用者注：政治・社会組織）の「メンツ」をつぶさないように、弁済に務めるということなのであろう」と考えられる（「ベトナム2005年民法」（角紀代恵，ジュリスト（No. 1406），91頁脚注20）参照。）。

は別途問題となりうる^{34 35}。

もとより、ベトナム民法全体を見ると物権・債権の性質・内容・違いが明確化されていない。にもかかわらず担保措置にだけこれらの違いを当てはめて区別することは困難である。さらに言えば、ベトナムでは一般に、明文化されていない規定は存在しないものとされる。その結果、法律要件・効果を法原則や法的性質から解釈運用しないのが実際である。そのため種々の法律要件・効果を事細かく定める必要が生じ、実際にそれが多くの下位規範の制定をもたらす結果となっていると考えられる^{36 37}。

ウ 理解の便宜のため、2015年民法に規定されている担保措置規定をいわゆる物的担保・人的担保の分類に従い、私見に基づき整理すれば以下のような表にまとめられる。なお、日本法では一般に連帯債務も人的担保に含まれるが、ベトナム民法上は担保措置として規定されていない³⁸。

●担保措置一覧(私見に基づく整理³⁹)



³⁴ 「担保物権」としての整理がなされなかった経緯については、「2015年ベトナム民法典の概要」(松本剛, ICD NEWS 第67号, 35頁 (<http://www.moj.go.jp/content/001220677.pdf>)) 参照。

また、1995年民法について論じる前掲注11(64頁)にも既に言及がある。

³⁵ 「2015年ベトナム民法改正ドラフトに対するJICA民法共同研究会見解」20ページ参照(ネットからのDL可)。物権としての担保権と債権としての担保権を分けて総則を規定すべきとの指摘がある。

³⁶ 背景となる考え方について「裁判規範ではなく、行為規範としての法律」(「ベトナム司法省駐在体験記」, 武藤司郎, 信山社出版, 2002年, 148頁)が参考になる。

³⁷ なお、日本では「判例は実務を支配する」(中野次雄編「判例とその読み方」(改訂版), 2004年, 10頁)と言われるように、実定法に加え判例の存在を無視して実務は成り立たない。誤解を恐れず巨視的形式的にみれば、大陸法の下でのその構図は、中国における司法解釈や案例制度のように、法律の解釈運用(案内)をどのような方式で行うかの違いにすぎないようにも思える。2015年より判例(Án Lê)制度が導入されたものの未だその内容・数が発展途上にある中(2019年3月時点で26判例が選定されている。), 解釈実務や解釈学がないとも評されるベトナムでは(2013年憲法74条2項参照), 引き続き議定や通達等の下位法規で規律せざるを得ない。しかしそのような方法にはアポリアともいべき古くからあるベトナム固有の問題(下位法規の乱立, 法律の改正に応じた下位法規の改正が適時になされない等)がある。

³⁸ 2015年民法288条に「連帯義務の履行」の規定がある。

³⁹ ベトナム民法上, このような項目で整理されているわけではなく, この整理は飽くまで私見に基づくものである。

(4) 担保措置の成立要件

ア 当事者間の合意等

(ア) 財産の留置を除き、いずれも当事者の合意が必要である。また手付・預託・供託はいずれも一定の財産の引渡し・預入れが必要である（328条、329条、330条）。さらに所有権留保（331条2項）及び信託による保証（345条前段）については、その成立に書面が求められており、要式性についての定めがある。

2005年民法では、質（327条）、抵当（343条）、手付（358条1項）、保証（362条）、信託による保証（373条）いずれも書面の作成が法定されていた。

しかし2015年民法では、上記のとおり、所有権留保と信託による保証のみ書面が要求されている。

(イ) 担保措置の合意の効力は、原則として、質契約については契約締結時点（310条1項）、抵当契約は締結時点（319条1項）となっている。他に、手付は引渡し時（328条）、預託も引渡し時（329条）、供託は預入れ時（330条）、所有権留保、保証、信託による保証は合意時（401条、163号1項本文）と考えられる。

このうち質については、原則として、契約の締結によって効力が生じるとされており（310条1項）、財産の引渡しが契約の効力要件かは明らかになっていない。この点、2005年民法下で制定された163号議定では、担保取引の効力発生時期の例外として、質については「質権者に財産が交付された時点から効力を有する」（10条1項b）とされている。なぜこの規定が2015年民法で法定されなかったのか不明であり、そのため同議定の内容が今後、改訂議定においても規定されるのか注目される。

イ 担保措置目的物（295条）

(ア) 担保措置の目的物として担保財産の規定がある。

担保財産は担保設定者の所有に属さなければならない⁴⁰（留置、所有権留保の場合は除く。）（同条1項）。

また、担保財産は「抽象的に描写されることができ、確定されていなければならない」（同条2項⁴¹）。この規定は2005年民法（320条参照）にはなかったものである。そのため163号に代わる議定では、この担保財産の描写方法について規定されるべきと指摘されている。

⁴⁰ 土地は全人民所有である（2013年憲法53条、2013年土地法4条）ことから、この規定に従う場合、土地は担保財産に当たらないのではないかと指摘がある。

⁴¹ ベトナム語では「Tài sản bảo đảm có thể được mô tả chung, nhưng phải xác định được.」, 英語では「Collateral may be described in general terms but must be identified.」である。ベトナム語の漢字表記は「Tài sản bảo đảm（担保財産） có thể（できる） được mô tả（描写される） chung（一般的に）, nhưng（しかし） phải（なくてはならない） xác định được.（確定される）」となる。

(イ) 2015年民法上「財産」とは、「物、金員、有価証券及び財産権⁴²」(105条1項)であり、かつ「不動産及び動産」でもある(同条2項)。

したがって、これらの財産が担保措置の対象となる「担保財産」になる。

そして担保財産は、現存財産(108条1項)でも将来形成財産^{43 44 45}(108条2項)でもよく(295条3項)、その価値は担保義務の価値の多寡を問わない(同条4項)。なお、「将来形成財産」は日本民法上にない概念であり、担保措置との関係では163号議定4条2項にその内容が規定されている⁴⁶。

ここでは、2015年民法で新たに「財産に対するその他の権利」として規定された享用権⁴⁷(257条)、地上権⁴⁸(267条)⁴⁹と担保措置との関係、2005年民法で規定されているような各財産権と担保措置との関係(2005年民法322条)について新たに規定されるべきと指摘されている。

(ウ) なお、従物のある不動産、動産の全部を抵当に入れる場合、当該従物もまた原則として抵当財産となる等、従物に関する規定がある(318条1項、2項)。

また、抵当設定者の所有権に属する土地付着財産のある土地使用権に抵当を入れる場合、土地付着財産も原則として抵当財産に属するとされている(同条3項)

⁴² 財産権とは「金銭的価値を有する権利であり、知的所有権の対象に対する財産権、土地使用権及びその他の各財産権からなる」(115条)

⁴³ ベトナム語では「tài sản hình thành trong tương lai」、英語では「future property」である。ベトナム語の漢字表記は「tài sản (財産) hình thành (形成) trong tương lai (将来)」となる。

⁴⁴ 将来形成財産については、民法の108条2項bの将来形成財産の定義と、2014年住宅法3条19項の「将来形成住宅」及び2014年不動産事業法3条4項の「将来形成住宅、建物」の定義に矛盾があるとの指摘がある。一般法・特別法の理解・適用の仕方と整理もでき、仮にそうだとすればこのようなことが矛盾として指摘されている事実をどのように評価するかは、ベトナムの法階層に対する理解を考察する上で参考になる。

⁴⁵ 土地使用権は、将来形成財産から除外されている(163号議定4条2項c)。その理由として、土地使用権発給の手續を完成していない土地の取引を防止するとの考え方があるようである。

⁴⁶ 163号議定では、①借入資本から形成された財産、②形成段階の財産、あるいは担保取引締結時点において合法的に創立されている財産、③すでに形成された財産で、所有権登記の対象となるべきものであるが、法律の規定により、担保取引締結時よりも後に登記されることになっている財産、但し、土地使用権は将来形成財産に含まれない、とされている(163号議定4条2項)。長島・大野・常松法律事務所発行「ベトナム最新法律情報(2012年4月)」によれば、①の例として「借り入れた資金をつかって製造する機械」、②について「担保契約締結時点で製造中の機械」、③について「未登録の自動車」が挙げられている。

⁴⁷ ベトナム語では「quyền hưởng dụng」、英語では「usufruct」である。「quyền」は「権利」、「hưởng」は「享」、「dụng」は「用」を意味する。訳出の経緯については「2015年ベトナム民法典の概要」(松本剛、ICD NEWS 67号、33頁注24部分(<http://www.moj.go.jp/content/001220677.pdf>)参照)。

⁴⁸ ベトナム語では「quyền bề mặt」、英語では「right of superficies」である。「quyền」は「権利」、「bề mặt」は「表面」を意味する。訳出の経緯については、上記「2015年ベトナム民法典の概要」(33頁注25部分)参照。

⁴⁹ なお、これら2つの権利が「財産」(105条1項)に当たるか否かは条文上判然としない。財産が「財産権」を含む概念であり(105条1項)、財産権は「金銭的価値を有する権利」を指すことを踏まえ、両権利が財産的価値を有すると解せられるかにより判断されると考える。

ウ 被担保義務の存在

(ア) 被担保義務の範囲（293条）

義務の範囲は一部又は全部でもよい。

なお、担保される義務の範囲について合意や法令に規定がない場合には、利息・罰金、損害賠償義務を含めたすべてが担保されているとみなされる（同条1項）。

(イ) 被担保義務の内容（293条）

被担保義務は、現在及び将来、又は条件付きの義務でもよい（同条2項）。但し、「将来における義務」の場合は、異なる合意がある場合を除き、期限内に形成される義務が対象となる（同条3項）。

日本の根担保のように極度額の定めはない。また法令に異なる合意がある場合を除き、各当事者は将来の義務についてその範囲及び履行期限を定めることができる（294条1項）。

ここでいう「将来における義務」については、「各当事者は当該義務に対する担保措置を再度確立する必要はない」（294条2項）とされている。この内容は163号議定8条aの規定内容を、2015年民法で明文化したものである。

(ウ) 一つの財産に対する複数の担保措置（296条）

① 一つの財産が「担保取引の確立時点において各被担保義務の総価値よりも大きな価値を有するとき」は、複数の義務の履行を担保できる（同条1項）。つまり、担保措置（一般的には抵当であろう）が設定されている財産について、担保余力がある場合に後順位抵当を設定することが可能とされている⁵⁰。しかし、295条4項にある「担保財産の価値は、被担保義務より多くても、等しくても、少なくともよい」という原則的規定との調整が問題になるように思われる。

なおこの場合、担保設定者は、その後に担保を設定する後順位担保受領者に対し、担保財産がその他の義務の履行を担保するために用いられていることを文書で通知しなければならない（296条2項）。

以上の内容は2005年民法から変更はない（2005年民法324条）。

② 一般にベトナムで最もよく活用される土地使用权に対する抵当においては、土地使用权証明書を抵当受領者（金融機関）が保管する。つまりリスク管理の観点から同証明書を金融機関が預かる形で契約を交わすため、担保余力を活用してさらに別の金融機関から資金を調達するケースは稀であるといつてよ

⁵⁰ 2005年民法324条1項でも規定されていた、担保財産の価値が当該財産に設定されている複数の担保の被担保総額を上回る場合に限り後順位担保を認める点について、「財産の価値は市場の動向によって変動するものである以上、いったい、いつの時点で、担保財産の価値と被担保債権総額を比較するのかという疑問がただちに生じる。また、被担保債権額が回収できるか否かは債権者の判断に委ねれば足りるはずであるのに、後順位担保の設定に際して、なぜ、このような限定を付さねばならないのかも疑問である」との指摘がある（「ベトナム2005年民法」（角紀代恵，ジュリスト，No. 1406，92頁）参照）。

い^{51 52}。

そのため、実際にここで規定されているような担保余力を活用することは同一金融機関や1番抵当権者の同意を得て2番抵当権者が当該証明書を預かれるようなケースでなければ困難なように思える。権利関係の公示を旨とする登記制度の未確立もまたこの一因と思え、この慣行からの脱却することを目指すのであれば、信頼される登記制度の確立をはじめとして一定の時間を要するのように思える^{53 54}。

エ いわゆる物上保証⁵⁵

(ア) 2005年民法では「民事履行義務の担保物は、担保を提供する者の所有権に属し、取引できる物でなければならない」（2005年民法320条1項）とされ、「財産の抵当とは、一方の当事者（抵当設定者）が、他方の当事者（抵当受領者）に対する民事義務履行の担保のために自己の所有に属する財産を使い、抵当受領者に当該財産を引き渡さないことである」（同法342条）とされていた。

このように「誰の民事義務の履行を担保するか」という点については限定がないため、理論上も実務上もいわゆる物上保証は認められてきていた⁵⁶。現に2005年民法を基に制定された09号合同通達⁵⁷では、他人による民事義務履行担保を認める規定がある（同4条2項）。

2015年民法においても「担保財産は担保設定者の所有に属さなければならない」（295条1項本文）とされ、「財産の抵当」とは、「一方当事者（抵当設定者）が、義務の履行を担保するために自己の所有に属する財産を用いるが、財

⁵¹ この点は、筆者が司法省国家担保取引登録局による調査への同行やセミナーに参加した際、金融機関関係者に質問した時の回答から伺えるものである。

⁵² 2005年民法では717条において、土地使用権の抵当権設定者には「土地使用権証書を抵当権者に引き渡す」ことが法定義務とされていた（同1項）。しかし、2015年民法では同規定は削除され、2013年土地法の規定に委ねられている（2015年民法16章第7節、但し関連規定として同民法320条1項、323条6項。）。土地法には同様の規定はないものの、実務上、契約条項に引渡し義務が規定されているものがある。

また、2005年住宅法では、住宅所有者は、住宅を抵当にできるが、一つの信用機関にしか抵当できないとされていた（2005年住宅法114条）ところ、2014年住宅法ではこの規定は削除されている（2014年住宅法144条参照）。

⁵³ 約20年前に公刊された「ベトナムの担保制度をめぐる改革課題」（金子由芳、広島法学23巻2号、平成11年10月、167頁以下）では、金融実務において債権者が目的物の権利証を独占している点について、目的物の譲渡や後順位債権の存在を許さぬ形態をとることの一因として登記制度の未確立が指摘されるとともに、最終的な私的実行で代物弁済的な債権回収を図るための物理的準備であり、かつ法定実行手続の不備に起因する点が指摘されている。ここでは独占的担保取得慣行の背景が分析されている。以上は筆者がとりまとめた内容であるので、正確な内容は上記文献を参照のこと。

⁵⁴ 「ベトナム2005年民法」（角紀代恵、ジュリスト、No. 1406、92頁）にも、「実務においては、そもそも、後順位担保の設定ができないとされている」として、土地利用権や建物の権原証書を債権者に引き渡す方法がとられている点からの指摘がなされている。

⁵⁵ ベトナム民法に「物上保証」という法律用語はない。

⁵⁶ 「2015年ベトナム民法典の概要」（松本剛、ICD NEWS、第67号、36頁注27）参照。他に「ベトナムのビジネス法務」（森・濱田松本法律事務所アジアプラクティスグループ編、（株）商事法務、2018年、131頁注4）参照。

⁵⁷ 35頁参照。

産を相手方（抵当受領者）に引き渡さないこと」（317条）とされており、実質的に2005年民法と同様の規定となっている。

しかし、法文上は他人による義務履行担保を認める趣旨なのかは必ずしも明確にはなっていない。

- (イ) 従前より、他人の財産によって当該義務履行を担保する方法は、抵当か保証か、という法的性質を巡る議論がある。つまり、現在においてもいわゆる物上保証を「保証」にカテゴライズする議論がある。

このような理解の背景として筆者は、1995年民法の保証に「保証人の全財産を担保とする『全財産保証』と保証人の特定財産を担保とする『特定財産保証』の2種類が存在していた」という経緯が関係していると考え（1995年民法366条2項参照）。つまり日本民法では、通常、物上保証として整理される「特定財産保証」が「保証」で整理されていたという点である。

しかし、2005年民法において「特定財産の保証は、第三者所有物への質権・抵当権設定として再構成され、全財産保証が日本法にいう保証に似たものとなり、人的担保と物的担保の概念がやや明確になった」との指摘からして理論上は整理されたと見るべきであろう⁵⁸。

とはいえ、実態はいまだに1995年民法の思考をひきずる議論がある。つまり、他人の財産による義務履行担保は保証であるとの考え方がいまだに流通している。例えば、第三者による土地使用者への抵当措置を、人民裁判所が、抵当契約ではなく保証契約でなければならぬとして形式違反（2005年民法122条、2015年民法117条）により無効とした裁判例があったとの報告がある。これはこの議論では必ずといっていいほど引き合いに出される事例である。

筆者自身が当地での議論を聞いている限りでも、第三者が義務履行担保措置の設定者になる場合には、これを保証と括る思考がそれほど珍しくなく存在しているように思える。そのため、163号議定の改正においては他人による抵当が「保証に当たらない」という点を明確にすべきとの指摘がなされている

(5) 対抗要件（297条）

- ア 第三者への対抗力⁵⁹は、担保措置を「登記」又は担保受領者が「担保財産を把握⁶⁰した若しくは占有⁶¹した時点」から生じる（297条1項）。

2005年民法では「対抗力」自体は規定されておらず、登記によって第三者に

⁵⁸ 以上の引用は、「ベトナム民法典と担保法」（森永太郎、香川孝三・金子由芳編著「法整備支援論」、ミネルヴァ書房、2007年4月、96頁～97頁）による。

⁵⁹ ベトナム語では「hiệu lực đối kháng với người thứ ba」、英語では「effect for a third party」である。ベトナム語の漢字表記は「hiệu lực（効力）đối kháng（対抗）với người thứ ba（対第三者）」となる。

⁶⁰ ベトナム語では「nắm giữ」、英語では「hold」である。ベトナム語の漢字表記は「nắm（握）giữ（保）」となる。

⁶¹ ベトナム語では「chiếm giữ」、英語では「seize」である。ベトナム語の漢字表記は「chiếm（占）giữ（保）」となる。

対し担保取引の法的効力が生じるとのみ規定されていた（2005年民法323条3項，163号11条1項）。この違いをどのように整理しているのか，議定改正の過程で確認したい。

また，2005年民法では未登記物件についての扱いは不明であったが，担保財産の「把持」あるいは「占有」により第三者への対抗力が生じる旨が新たに規定された。

もっとも「担保財産」の「把持」及び「占有」⁶²の意義について，163号議定の改訂で明らかにすべきと指摘されている。

イ 上記第三者対抗力が生じたときは，担保受領者は担保財産へ追及できる⁶³（297条2項。なお，清算についても規定されている。）。

「追及権」と呼ばれているものである。これも2015年民法で新たに規定された内容である。そのため前記同様，改訂議定の中でその内容が明らかにされるべきとの指摘がある。

ウ 担保措置の登記（298条）については，前述のとおり担保措置登記に関する102号議定⁶⁴が詳細を定める。

（ア）「担保措置登記」とは，登記機関が，担保受領者に対する義務履行を担保するため，担保設定者が財産を使用することを，登記簿に記入又はデータベースに記入することをいう（102号議定3条1項）。

（イ）そして，以下の担保措置は必要的登記となっている（同4条1項）。

①土地使用权抵当⁶⁵

②土地付着財産の所有権が土地使用权及び住宅及びその他土地付着財産所有権証明書上で証明されている場合における土地付着財産抵当

③飛行機の質，抵当

④船舶抵当

（ウ）他方で，以下の担保措置は任意的登記となっている（同条2項）。

①動産である財産の抵当

②将来形成土地付着財産の抵当

③土地付着財産，将来形成土地付着財産の売買時の所有権留保；飛行機，船舶の売買，動産売買の所有権留保

⁶² 2015年民法のベトナム六法上の訳出では「chiếm giữ」は「占有」と訳されている。しかし，「占有」を規定する同法179条のベトナム語は「chiếm hữu」となっており訳出に違いが生じている。日本語では「占有」と訳されているが，そのもとになるベトナム語は「chiếm giữ」「chiếm hữu」と異なっているにもかかわらず両者とも「占有」と訳出されているので注意が必要である。

⁶³ ベトナム語では「quyền truy đòi」，英語では「reclaim」である。ベトナム語の漢字表記は「quyền（権）truy đòi（追及）」となる。

⁶⁴ 注27参照。

⁶⁵ 102号議定制定前の2016年11月時点であるが，ハノイ市土地登記事務所で見つかったところ，「土地使用权並びに住宅及び土地付着財産所有権抵当権設定の登記申請書」には抵当権設定者及び抵当権受領者の署名があり共同申請の形式でなされていた。

(エ) 管轄機関は「土地使用权・土地付着財産による担保措置に関する登記」については天然資源環境局の土地登記事務所、「飛行機」についてはベトナム航空局、「船舶」についてはベトナム海運局及び関係機関、「上記以外の財産」の担保措置の登記については、司法省管轄の財産取引登記センターが管轄する（同9条）。

(オ) 「土地使用权，土地付着財産，飛行機，船舶」に対する担保措置登記の効力発生時点は登記機関が登記内容を登記簿に記入した時点である。

これに対し，上記「以外の財産」の担保措置登記の効力は登記内容がデータベースに更新された時点となっている（同5条）。

(カ) 102号議定には他にオンライン登記の手続，担保措置情報の請求方法等が規定されている。

102号議定で特徴的なのは，担保措置に関する登記・情報提供の原則の一つとして，登記機関は法令が規定しない書類の追加提出を要求してはならないと規定している点である（同7条1項後段）。

これは，登記機関が申請者に法定されていない書類の提出を要求していたことが問題視され規定されたものである。その後の実態についてモニタリングしていく必要があるだろう。

(6) 担保財産の処分（実行）

ア 概要

2005年民法には担保財産の処分に関する総則規定がなく，各担保措置に規定されているにすぎない（2005年民法336条乃至338条，355条）。

そのため163号議定において「担保財産処分の原則」（163号58条）をはじめとして，処分の方法（同59条，61条），処分期間（同62条），処分のための担保財産の私的実行としての差押え⁶⁶（同63条），担保財産の売却（同64条a），義務履行に代わる担保財産の受領（同64条b）など，様々な詳細規定が置かれている。

このうち，一部は2015年民法において法定されたが（処分の方法（303条），質・抵当財産の売却（304条）等），そうでないものもある（前記私的実行としての差押え等）。

今後予定されている163号議定の改訂に際しては，2015年民法で法定されたものについては必要に応じて詳細規定を，法定されなかったものについてはその

⁶⁶ 「ベトナムにおいて，執行官が民事判決執行に基づいて行う差押えについては，kê biên という用語が使用されている。担保財産の差押えは，当事者によって行われており，執行官によって行われていないことから（引用者注：私的実行が中心という趣旨。），kê biên という用語ではなく，thu giữ という用語が使用されているのかもしれない（私見。）」（「ベトナム担保取引に関する政府議定の改正について」（西岡剛，ICD NEWS 第54号における63条の訳注，https://www.jica.go.jp/project/vietnam/021/legal/ku57pq00001j1wzj-att/legal_19.pdf 116頁）参照。）。

なお，これまでの訳出の経緯から「thu giữ」を「差押え」と表記しているが，実際のニュアンスは，「当該物を収集して保管する」といった意味合いになる。

まま維持するのか、改定するのか、削除するのか検討が必要になる。

以上の事情を踏まえ、以下では2015年民法の規定を中心に見ていく。

イ 処分事由の発生（299条）

①被担保義務の履行期限が到来したが、義務を負う者が義務を履行しない又は正しく履行しない場合、②義務違反により、合意又は法律の規定に基づき、義務を負う者が期限の到来前に被担保義務を履行しなければならない場合、③各当事者が合意する又は法律が規定するその他の場合には、担保受領者は担保財産を処分できる（299条）。

これは、163号議定に規定されていた内容（163号56条（一部削除））が、2015年民法において法定されたものである。

ウ 処分手続

ア) 担保受領者⁶⁷による通知（300条）

① 担保受領者は、一定の合理的期間において、担保財産の処分について、処分前に、担保設定者⁶⁸及び他の共同担保受領者に文書で通知しなければならない。

また担保受領者は、担保財産の価値の減少または価値全部を失うおそれがある財産については直ちに処分できるが、同時に、処分について担保設定者及びその他の各担保受領者に通知しなければならない（同条1項）。

上記処分を行う担保受領者が通知を怠り、損害を加えた場合、担保設定者、他の共同担保受領者に対する賠償責任が生じる（同条2項）。

② 上記内容についても163号議定に規定された内容の一部（163号61条）が、2015年民法において法定されたものである。しかし、通知の内容（同61条3項）については法定されていないため、改訂議定において規定する必要があるだろう。

イ) 担保設定者による引渡義務（301条）

① 前記イの処分事由が発生した場合には、担保財産を保管している者は処分のための引渡義務を負う。上記保管者が引き渡さない場合には、担保受領者は原則として裁判所に対し解決を請求できる（同条後段）。

なお、処分時点の前に、担保設定者が自己の義務を完全に履行し、義務の履行遅滞により生じた費用を弁済したときは、原則として、財産の取戻権を取得する（302条）。

② ベトナムでは担保財産の処分は私的実行が中心手段である。前記301条のとおり担保設定者は引渡義務を負うものの、容易に引渡しが行われないことが問題となっている⁶⁹。

⁶⁷ ベトナム語では「bên nhận bảo đảm」、英語では「secured party」である。

⁶⁸ ベトナム語では「bên bảo đảm」、英語では「securing party」である。

⁶⁹ 担保設定者が病気や高齢の親族をつれてきたり、「この家は先祖代々の家である」「この家には幽霊がいる」「この家で自殺者が出た」などと言って脅しをかけるといった抵抗に合うようである。

つまり、担保設定者の協力が必要となっているため、協力が得られない場合には、財産の引渡し拒絶等の困難に直面する。その場合、担保受領者は強制執行を行うために裁判所に提訴し判決を得て判決執行をしなくてはならない⁷⁰。

一方で163号議定63条は、私的実行の場合の差押えを規定する。具体的に見ていくと、同条5項は私的実行における差押えの際に、「担保財産を保管している者が、抵抗・妨害したり、公共の場所の安全秩序を損なうような兆しを見せたり、その他法律に違反するような行為がある場合」に、財産処分者は「財産の差押えを実行する場合の社・街区・地方都市の人民委員会や公安機関に対して、それぞれの機能・任務・権限の範囲内で、法律で規定された各種手段を講じることを要求できる」としている^{71 72}。

この「差押え」（同63条，*thu giữ*）のような私的実行の実効性を高める仕組みを無くした場合、上記301条にある裁判所に訴え判決をもらい公的実行に移行する以外に方法がなくなるが、これでは手間やコストがかかることが指摘されている。簡易な担保権実行の手続きが必要とされる所以である。⁷³この点を改訂議定の中で制度設計するのか否かも議論が必要となる⁷⁴。

しかし、そもそもこの差押え規定（163条議定63条）は、2005年民法で法定されていたものではなく、法定されていない民事権の行使を下位法の議定で認めている点の妥当性は問われうる。このため慎重意見が多いものの、金融機関からの根強い要請がある。今後の議定改正においてその取扱いが注目されるところである。

エ 処分の方式（質，抵当財産）

財産の質，抵当については、次のいずれかの処分方式を合意できる（303条）。

⁷⁰ なお、この場合でも判決を得るまで年単位の時間を要し、さらにその上で強制執行の段階においてもさまざまな抵抗に合い執行が容易でないとされている。

⁷¹ 16号合同通達9条（35頁参照）に、差押えに関する社級人民委員会（同通達2条4項）の責任が規定されている。

⁷² このように規定されているが、「有効に機能していないようである」とされている（西村あさひ法律事務所／編、「ベトナムのビジネス法務」、有斐閣、2016年8月、253頁）。

⁷³ 「各信用組織の不良債権の試行的解決に関する議決（NGHI QUYẾT/RESOLUTION）」（42/2017/QH14、いわゆる42号国会議決。2017年8月17日施行。）では、不良債権処理を加速させるため、私的実行における差押え（*thu giữ*）手続きに人民委員会や公安省の協力を求められるようになっている（7条）。

また「次の各条件を全て満たすとき、信用組織・外国銀行支店・不良債権売買処理組織の不良債権額の担保財産を引渡す義務または担保財産を処分する権利に関する紛争を解決するために、裁判所は簡易手続を適用する。」（8条1項）とされ、これは「民事訴訟法に規定されている簡易手続（引用者注：民訴法316条以下参照）に基づき行われる。」（同2項）とされている。

上記国会議決は、不良債権処理のための特例法のような位置付けであるが、この内容を通常の担保財産処理に応用すべきかが議論されている。

⁷⁴ なお、2015年民法301条で「裁判所に対して解決を請求することができる」としたのは、司法手続を経ずに行われる行政機関の介入を認める現163号議定に対する批判が背景にあるようにも思われる。他方で、わざわざ「裁判所に対して解決を請求することができる」と規定しているのは、前掲注36にあるような、ベトナムにおける民法の行為規範性を示す一端とも言えよう。

163号議定59条に同種の規定があり、一部改定され、2015年民法で明文化された。

(ア) 財産競売（303条1項a，304条1項）

・その方法は財産競売に関する法令⁷⁵による。

(イ) 担保受領者による売却（303条1項b，304条2項）

・財産の処分により得られた金員の清算は、307条の規定に基づき行われる。
・財産の所有権者及び処理権限を有する当事者は所有権移転のための各手続を行う。

(ウ) 担保受領者による財産そのものの取得（303条1項c，305条）

・担保取引の確立時に合意が必要。
・上記合意がない場合には、担保受領者は、担保設定者の文書による同意があるときに限り、担保財産を取得できる。
・担保財産の価値が被担保義務の価値よりも大きい場合は、その差額を清算する必要があり、小さい場合には弁済されていない義務の一部は無担保の義務となる。
・担保設定者は所有権移転のための各手続を行う義務がある。

(エ) 合意がない場合（303条2項）

・原則として、財産は競売される。なお、163号議定65条に動産についてのみの規定がある。

オ 担保財産の価額の決定（306条）

本規定は2015年民法において新たに規定された。下記(ア)について、当事者間で合意した場合の価額もまた、下記(イ)に拘束される趣旨なのか明らかにする必要がある。

(ア) 手続

担保財産の評価について、当事者は担保財産の価額又は財産価額決定組織^{76 77}を通じて価額を決定することを合意できる。合意がない場合には、財産価額決定組織を通じて決定される（同条1項）。

(イ) 価額の内容

価額の決定は、客観的かつ市場価格に合致したものであることを保証しなければならない（同条2項）。

(ウ) 損害賠償

価額決定組織が、担保財産の価額決定過程において不法行為により担保設定者、

⁷⁵ 関連するものとして「資産競売法 (LUẬT ĐẦU GIÁ TÀI SẢN/LAW ON PROPERTY AUCTION) (01/2016/QH14) がある (2017年7月1日施行)。

⁷⁶ このうち民間企業については、「価格法 (LUẬT GIÁ/LAW ON PRICE) (11/2012/QH13, 2013年1月1日施行)」38条参照。

⁷⁷ ベトナム語では「tổ chức định giá tài sản」、英語では「property valuation organization」である。ベトナム語の漢字表記は「tổ chức (組織) định giá (査定) tài sản (財産)」となる。

担保受領者に損害を加えたときは、その損害を賠償しなければならない(同条3項)。
カ 各共同担保財産受領者間の弁済順位(308条)

一つの財産が複数の義務の担保のために用いられたときの各共同担保受領者間の弁済の優先順位は次のとおりとなる。

- ア 各担保措置がいずれも対抗力を有しているときは、対抗力を確立した順。
- イ 第三者への対抗力を生じている担保措置と生じていない担保措置がある場合は、第三者への対抗力が生じている担保措置が優先される。
- ウ いずれも第三者への対抗力を生じていない場合、弁済の順位は担保措置を確立した順。

なお、各共同担保受領者の合意により担保措置の順位の変更ができる。但し、順位の変更をした場合は、相手の担保範囲においてのみ弁済が優先される。

(7) 担保措置の消滅

2005年民法同様、2015年民法においても担保措置の消滅の規定は総則規定にはおかれておらず、各担保措置に消滅・終了規定として置かれている(質は315条、抵当は327条、所有権留保は334条、保証は343条、留置は350条。)

3 土地使用权⁷⁸及び土地付着財産⁷⁹への抵当

(1) はじめに⁸⁰

一般に担保措置として使用されているのは抵当と質である。なかでも土地使用权及び土地付着財産(住宅)に対する抵当が多くを占めるとされている⁸¹。

これまで担保措置の総則規定を見てきたことから、ここでは多く利用されている土地使用权及び土地付着財産への抵当設定について概要をまとめてみる。

なお「土地付着財産」は、土地に付着する「住宅」、「他の建設物」、「多年生樹木」及び「植林された生産林」で構成される(土地法104条1項、09号合同通達3条1項参照)。このうち以下では、一般に担保措置財産として活用される「住宅」を中心に見ていく。

(2) 成立

ア 抵当の実現条件

ア 土地使用权の場合

土地法188条は、以下の条件を満たすときに、土地使用权に対する抵当が実

⁷⁸ ベトナム語では「quyền sử dụng đất」、英語では「mortgage of land use right」である。ベトナム語を漢字表記にすると「quyền(権利) sử dụng(使用) đất(土地)」となる。

⁷⁹ ベトナム語では「tài sản gắn liền với đất」、英語では「mortgage of land-attached assets」である。ベトナム語を漢字表記にすると「tài sản(財産) gắn liền với(付属する、結合する) đất(土地)」となる。

⁸⁰ 不動産法制の概要は「ベトナムのビジネス法務」(森・濱田松本法律事務所アジアプラクティスグループ編、(株)商事法務、2018年)132頁以下に簡潔に紹介されている。

⁸¹ 注31の調査結果参照。他に「ベトナムのビジネス法務」(森・濱田松本法律事務所アジアプラクティスグループ編、(株)商事法務、2018年、127頁)参照。

現できるとする（なお、2015年民法500条乃至502条参照）。

具体的には、

- ① 証書を有する（但し、土地法186条3項、168条の場合は除く。）
- ② 争いのない土地（同法3条24項参照）
- ③ 判決執行確保のために留置されない土地使用权
- ④ 土地使用期間内であること

これらが条件とされている。

また、これら以外の条件が課される場合もある（土地法188条2項、168条1項）。

(イ) 土地付着財産の場合

住宅法⁸²118条は、取引される住宅の条件として、以下のものを掲げる。これは抵当設定のほか、住宅売買や賃貸借、相続の場合にも適用される。

具体的には、

- ① 法令の規定にそった証明書の存在。但し、将来形成住宅の「抵当設定」の場合は、同条2項で除外されている⁸³
- ② 所有権について紛争、不服申立て、提訴がなされていない。期限付き住宅所有の場合、所有期間中である
- ③ 判決執行のため差し押さえられ、又は権限を有する国家機関の法的効力を生じた行政決定を執行するために差し押さえられていない
- ④ 権限を有する機関の土地回収決定の対象になっておらず、住宅の収去、解体の通知を受けていない

といった条件が掲げられているが、これらについては取引内容によって様々な例外がある（同法118条2項、3項参照）

イ 当事者の合意と効力要件・対抗要件

(ア) 土地使用权の場合

- ① 前記条件の下、当事者は土地使用权抵当契約を締結することになる。その場合、当該契約書は公証⁸⁴又は確証⁸⁵されなければならない（土地法167条3項a）及びd））。
- ② その上で抵当契約の効力要件は、土地使用权が土地登記機関に登録されなけ

⁸² ベトナム語では「LUẬT NHÀ Ở」、英語では「HOUSING LAW」である。

⁸³ 2018年11月20日～23日にかけて、JICAプロジェクトの協力により司法省国家担保取引登録局において実施されたクアンニン省とビンフック省における担保措置の実態調査（金融機関、公証事務所、人民裁判所）結果によれば、銀行が貸し付ける際や、公証の際、住宅の所有権証明書がないままの抵当設定契約をどのように扱うか、実務の現場で混乱があるようである。

⁸⁴ ベトナム語では「công chứng」、英語では「notarization」である。公証組織が行う。

⁸⁵ ベトナム語では「chứng thực」、英語では「certification」である。この場合、コミュニケーションレベルの人民委員会が行う（議定「23/2015/ND-CP」参照）。なお、https://www.jica.go.jp/project/vietnam/021/legal/ku57pq00001j1wzj-att/legal_land_2013.pdfでは、土地法167条3項dは、「確証」ではなく「証明」と訳出されている。

ればならないことを踏まえ（必要的登記，土地法95条1項1文・同7項，163号議定12条1項a，102号議定4条1項a），地勢帳簿の登記とされており（土地法188条3項，163号議定10条1項c，102号議定5条1項・39条）⁸⁶，登記した時点から効力が発生する。

③ また，第三者対抗力は登記の時点から生じる（2015年民法298条2項）。

(イ) 土地付着財産の場合

① 土地付着財産に係る抵当契約を締結することになるが，土地使用权と異なり，原則として法令に定めのない限り，当該契約書は公証又は確証されなくてもよい。この場合，抵当契約の効力要件は契約締結であり，同締結時点から効力が発生する（2015年民法319条1項本文）。

但し，住宅の抵当契約の場合（住宅法120条及び121条），住宅法の定めにより，公証又は確証されなければならない（住宅法122条1項前段，同条4項）。契約の効力要件は公証又は確証であり，これらがなされた時点から効力が発生する（同122条1項後段）。

② なお，土地付着財産それ自体の登記については任意的登記となっている（土地法95条1項2文。但し，例外として担保措置登記議定102号議定4条1項bの「土地付着財産の所有権が土地使用权，住宅及びその他土地付着財産所有権証明書上で証明されている場合における土地付着財産の抵当」については必要的登記となっている。）。

なお，登記した場合は，土地管理台帳への登記の時点から登記の効力が生じる（土地法95条7項，102号議定5条1項）。

③ 第三者対抗力は登記の時点から生じる（2015年民法298条2項）。

ウ 登記に必要な書類

(ア) 土地使用权の場合

土地使用权への抵当の場合，天然資源環境局に直属する土地登記事務所で登記手続を行う（102号議定9条3項）。

登記請求者は①登記請求書，②抵当契約書（公証又は確証があるもの），③土地使用权証明書の原本を提出する（同39条1項乃至3項）。

(イ) 土地付着財産の場合

土地付着財産の登記手続を行う場所は，土地使用权と同様である（同9条3項）。

登記請求者は，原則として，①登記請求書，②抵当契約書（法律が規定する場合は公証又は確証があるもの。例：住宅），③住宅，土地付着財産所有権証明書，土地法97条2項が規定する各種証明書のうち対象物に応じた1つについて，原

⁸⁶ 2014年公証法5条1項（https://www.jica.go.jp/project/vietnam/021/legal/ku57pq00001j1wzj-att/legal_notary.pdf）では，公証書は公証人が署名，公証従事組織の印鑑を押印した日から効力を有するとある。一方，土地使用权に対する抵当設定契約書は，公証された場合でも，地勢帳簿に登記した時点から効力を有するとされている。この点で公証法と土地法に不整合があると指摘され続けている。

本の提出を要する（同39条1項乃至3項）。

他に、住宅でない将来形成土地付着財産（同4項）、土地使用者と土地付着財産の所有者が異なり、土地使用者が当該付着財産の所有者でない場合には、上記以外に必要な書類があることが規定されている（同5項）。

エ その他

(ア) 抵当を設定できる主体（抵当設定者）

① 土地使用者の場合

土地使用者は証書を有するとき、土地使用者への抵当を設定できる（土地法168条1項）。

ここで「土地使用者」とは、土地法の規定にしたがって、国家から土地を交付・賃貸され、土地使用者を公認され、土地使用者の譲渡を受ける者として、国家機関、公立事業組織、民事に関する法令の規定に従う他の組織を含む国内組織等（同法5条1項）、家族世帯⁸⁷・個人等も入る（同2項）ほか、住民共同体等も含まれる（同3項から7項）。

② 土地付着財産の場合

土地付着財産の場合、民法その他特別法の定める内容に従うことになる。

この中でも住宅の場合、住宅法119条に「住宅取引の当事者に関する条件」の規定がある。

(イ) 抵当設定対象者（抵当受領者）

① 土地使用者の場合

土地使用者に抵当を設定できるのは、原則として、ベトナムにおいて営業を認可された金融組織である（土地法174条2項d、175条1項b）。

但し、個人又は家族世帯が権利者である土地使用者については、営業を許可された金融組織以外の他の経済組織、個人に対し土地使用者への抵当を設定できる（179条1項g）。

② 土地付着財産の場合

土地付着財産の場合、民法その他特別法の定める内容に従うことになる。

この中でも住宅については、住宅法144条によれば、組織（同法3条14

⁸⁷ 土地使用者証明書等における MONRE（天然資源環境省）通達 23/2014/TT-BTNMT の 5条1項c（2014年5月19日付）、及びこれを改訂する同通達 33/2017/TT-BTNMT（2017年9月29日付）6条5項によれば、土地使用者証明書における「世帯」の規定の仕方は、「c）土地を使用する世帯である場合、「家族世帯、Mr・・・を含む」（又は「家族世帯、Mrs・・・を含む」）を入力してから、本項a号に規定したとおりに家族世帯主の名前、生年月日、身上の証明書の名前と番号、家族世帯の常駐住所を入力する。家族世帯主は土地共同使用権を持たない場合には家族世帯の土地共同使用権を持つその他のメンバーである代表者を入力する。次の行には「乙（土地付着財産の共同所有権、土地共同使用権を持つ残りの家族世帯のメンバーの名前、生年月日、身上の証明書の名前と番号を順々に入力する）と一緒に土地を使用したり、土地付着財産を所有したりする（又は土地を使用する又は財産を所有する）」を入力する（仮訳）、とされている。このように記載の仕方は規定されているが、世帯の範囲についての基準は明確になっていない。

項)である所有者は、「ベトナムで活動している与信組織」のために抵当を設定でき、個人である所有者は、法令の規定に従い、「ベトナムで活動している与信組織、経済組織又は個人」のために抵当を設定できる(住宅法144条1項,2項)。つまり、住宅所有者が組織のときは「ベトナムで活動する与信組織」のみが抵当を設定でき、個人のときは「ベトナムで活動している与信組織、経済組織又は個人」が抵当を設定できるとなっている。

その他、共同所有住宅、賃貸中の住宅、住宅建築投資プロジェクト及び将来形成住宅に抵当を設定できる(住宅法145条乃至148条)。

(ウ) 土地所有権と土地付着財産の関係

土地所有権と土地付着財産の関係について、所有者が同一あるいは異なる場合、抵当が両方あるいは他方にのみ設定されている場合の関係について、2005年民法には規定がなく、163号議定68条に規定されていた。

同条を踏まえ、2015年民法では次のように法定された。

なお、処分方法についてルール設定がなされているが、清算については規定がないため、その方法について163号議定の改訂において規定されるべきとの指摘がなされている。

① 土地所有権に抵当を設定するが、土地付着財産に抵当を設定しない場合(2015年民法325条)

- ・土地所有権と土地付着財産の所有者が同一の場合

処分される財産は、異なる合意がある場合を除き、土地付着財産を含む(318条3項参照)。

- ・土地所有者が同時に土地付着財産の所有者ではない場合⁸⁸

土地所有権が処分される場合、土地付着財産の所有者は、自己の権利・義務の範囲内で土地の使用を継続できる。

土地付着財産の所有者との関係における抵当権設定者の権利義務は、異なる合意がある場合を除き、土地所有権の譲渡を受けた者に引き継がれる。

② 土地付着財産に抵当を設定するが土地所有権には抵当を設定しない場合(326条)

- ・土地所有権と土地付着財産の所有者が同一の場合

処分される財産は、異なる合意がある場合を除き、土地所有権を含む。

- ・土地付着財産の所有者が同時に土地所有者ではない場合

⁸⁸ この事案に関連する判例として「判例第11号/2017/AL」がある。2015年民法適用前の事案であるが、同旨の内容を規定する163号68条4項が適用された事案である。判旨としては、①民事義務の履行を担保するため、自己の所有に属する土地所有権及び土地付着財産を抵当に入れたが、同じ土地に抵当を設定していない他人所有に属する土地付着財産がある場合でも、抵当契約の形式と内容が法令の規定に合致している場合、当該抵当契約は法的効力を有する、②当該抵当契約において、抵当受領者が担保財産(土地所有権)を売却できる合意がある場合、前記土地付着財産の他人(第三者)に対して、土地所有権売買の優先譲渡権を認めるという内容からなる。

土地付着財産を処分するときは、土地付着財産の所有権の移転を受けた者は、異なる合意がある場合を除き、移転を受けた土地付着財産の所有者の権利・義務の範囲内において土地の使用を継続できる。

4 終わりに

- (1) 1995年民法制定以後、2005年民法を経て2015年民法に至るまでベトナムの担保措置制度は徐々にではあるが整備されてきた。特に2015年民法では総則規定が整備され、対抗力や複数抵当受領者間の弁済順位、担保措置処分（実行）についての規定の充実が図られている。他に留置権や所有権留保制度も担保措置として整備された。

しかし、制度の充実とは裏腹に、依然として実務では後順位抵当をつけることへの抵抗や担保措置処分（実行）に困難を来すとの実態がある。これは担保措置制度だけではなく、登記制度の充実や公的実行制度の確立、ひいては司法制度への信頼の確立など、その背後にある様々な“司法インフラ”の充実と表裏一体の関係にある。

問題はこのような視点でのグランドデザインが、政府機構内の縦割りの弊害と相まって描きにくい点にあるのではないかと実感する。

不動産登記はトレンスシステムを、動産登記は米国統一商事法典（UCC）第9章をモデルとしているといわれている。諸外国の制度をカスタマイズして取り込むこと自体を否定するものではないものの⁸⁹、立法事実が明確でないようなものや、縦割りの弊害のため政策や制度の整合性を図れない中で制度設計している実態があるように思われる。

また、実務の現場では2015年民法が既に担保措置制度の大きな骨格を示しているにもかかわらず、私的自治による運用というよりは、政府が規定を整備すべきという議論・マインドが根強い。それでも実務は動いており、実際は法規がこれを後追いつするという「鶏と卵」のような議論となっている。

- (2) このような実態がありながら、ベトナムで金融を融通し経済を活性化させるためには、その手段として実効性を伴う担保措置制度の存在はやはり不可欠である。これがCPTPP（環太平洋パートナーシップ協定）や二国間投資協定を加速させているベトナムの置かれた現実である。

しかし、ベトナムではまだ恐る恐る担保措置制度が使われている印象がある。担保財産の処分がその実効性を伴わないからである。そのためにはやはり登記制度や公的実行制度の確立による信頼できる制度の整備が不可欠である。

この点でベトナム側は社会主義国の特徴なのか法制度の「完全さ」を志向する傾向が強い。またあらゆる規律を法規範文書として規定すべきとの思考が根底にあるように思える。現実には法・司法制度整備に終わりや完全はなく、常に見直しが必要であっ

⁸⁹ 当地ドナー関係者と話した際、諸外国の法司法制度を取り込んでいる状況を揶揄して、ベトナムの法司法状況は hot pot 状態になっており、discipline がないとの指摘があった。

たり、あらかじめ規定しきれない事柄があることは論を待たない。

とりわけ年率6～7%の経済成長率を維持するベトナムに起こっている社会変化のスピードからすれば、法・司法制度の整備がこれに追いつくのは容易ではない。法・司法制度の整備を、変化に追いつき・追い越せるようなものと位置付けて事前の規範として整備し続けることに注力するのか、その現実的限界を自覚し判例制度の整備などと相まって⁹⁰事後的な救済制度の整備へと舵を切るのか、こういった法の立ち位置を司法のあり方を含めベトナムの中でどう位置付けるかは大きな政策課題のように思われる。これは「社会主義志向市場経済体制の整備」（共産党中央執行委員会2017年6月3日付11号決議）を掲げるベトナム固有の課題である。

- (3) このような中、本稿で付随的に論じてきた163号議定の改正は、担保措置制度の整備において急務かつ重要な位置付けを占めると言って良い。2015年民法が規定する担保措置はこれまでの担保措置の集大成のような位置付けとなっているからである。

もっとも、議論し整理すべき論点は多くあるため一筋縄ではいかない。実務的観点から優先度を決め制度設計していく必要がある。プロジェクトとしても優先課題を見極め必要な協力を行っていききたい⁹¹。

⁹⁰ ベトナム判例制度の概要については「ベトナム判例制度の実情及び展望」（酒井直樹・鎌田咲子，ICD NEWS第73号，29頁）参照。

⁹¹ 本稿では、外国投資企業や外国法人，外国人が担保措置に関係する場合は論じていない。引用で記載した日系法律事務所の著作を参照のこと。

カンボジアにおける仲裁評議会の現状

—2016年労働組合法及び2018年労働職業訓練省令による影響を中心に—

名古屋大学大学院研究科 特任講師

弁護士 玉垣 正一郎

I はじめに

筆者は、2017年8月から王立法律経済大学内に設置されている名古屋大学日本法教育研究センターに勤務しているところ、2019年3月22日、同センターの学生と一緒に、“The Arbitration Council”（以下「仲裁評議会」又は「AC」とする。）事務局を訪問する機会に恵まれた。

[写真1・参加者の集合写真]



仲裁評議会は、後述するとおり、カンボジアの集団的労働紛争を解決するための仲裁機関であり¹、複数の海外ドナーからの財政的援助を受けている。このような仲裁評議会の現状を知ることは、日本の法整備支援を考えるうえでも参考になると思われる。

また、仲裁評議会が受理する事件数は、本稿で論じるとおり、2016年施行の労働組合法及び2018年の労働職業訓練省令第303号（2018年7月2日）による影

¹ なお、カンボジアの仲裁機関としては、この仲裁評議会のほか、国立商事仲裁センター（National Commercial Arbitration Centre）（NCAC）が存在する。NCACの概要については、ICDの調査研究報告書（ブン・ユードイー＝田宮彩子「カンボジアの商事仲裁制度について」[2015年3月]）参照。

響を受けている。しかしながら、仲裁評議会に関する先行研究²では、その公表時期との関係から、その事件数に影響を与えた上記法令の動向について十分に分析されていない。

そこで、本稿では、まず、上記の分析を行う前提として、「仲裁評議会の概要」(Ⅱ)及び「労働紛争解決手続の流れ」(Ⅲ)について概説する。次に、「仲裁評議会の事件数の推移及び関連法令の動向」(Ⅳ)において、仲裁評議会の事件数がどのように推移しているかを紹介した上で、その事件数に影響を与えている上記法令について検討を行う。最後に、「おわりに」(Ⅴ)において、本稿のまとめを述べる。

ただし、内容の分かりやすさの観点から、仲裁評議会に関する統計データをⅢで取り上げる。また、本稿のうちの意見にわたる部分は、筆者個人の私見であり、筆者の所属する大学や法律事務所の見解ではない。

Ⅱ 仲裁評議会の概要

1 沿革

仲裁評議会は、1997年施行のカンボジア労働法（以下「労働法」とする）、社会問題・労働職業訓練及び青少年リハビリテーション省（Ministry for Social Affairs, Labour, Vocational Training and Youth Rehabilitation）（以下「MOSALVY³」とする。）の省令⁴第338号（2002年12月11日）に基づき、2002年に設立された⁵。MOSALVYは、労働法の施行後、効率的な労働紛争解決システムの構築を目指した政策に取り組んでいたところ⁶、仲裁評議会の設立は、この1つとして位置付けられるものである。

第1次仲裁評議会は、2003年5月、21名⁷の仲裁人（Arbitrator）によって発足した。

² 仲裁評議会に関する重要な先行研究として、木村光豪「カンボジアにおける代替的紛争解決—仲裁評議会における労働紛争の解決—」関法第63巻第5号（2014年）198頁、ジア・シューマイ（CHEA Seavmey）「不当労働行為救済制度のカンボジア・日本・アメリカ法研究—差別的取扱判断基準を中心に—」名古屋大学（2016年）博士論文（<http://hdl.handle.net/2237/27161>）。

³ 当時のMOSALVYは、現在の労働職業訓練省（Ministry of Labour and Vocational Training）の前身に相当する省庁である。MOSALVYは、2004年、労働職業訓練省と社会問題・青少年リハビリテーション省という2つの省庁に組織再編された。この点につき、木村・前掲（注2）197頁参照。

⁴ カンボジアの法令としては、憲法および法律のほか、勅令（Royal Decrees, Reach Kret）、大臣会議令（Sub-decrees, Anu Kret）、省令（Proclamations, Pracas）、布告（Circulars, Sarachor）、決定（Decisions, Sach K' dei Samrach）、通達（Notices, Sach k' dei chun domnung）の6つの下位規範が存在する（香川孝三＝熊谷謙一＝北澤謙『JILPT海外調査シリーズ3 カンボジアの労働・雇用・社会—日系進出企業の投資環境—』[2019年]104頁）。ただし、カンボジアでは、法律とこれらの下位規範の相互関係及び優劣関係は必ずしも明らかではない上、法律による委任の有無その内容が明確にされないまま、下位規範によって実質的な立法が行われることもある。

⁵ Daniel Adler. (Eds.) (2010) “The Arbitration Council and the Process for Labour Dispute Resolution in Cambodia: Law & Commentary Third editon” pp. 3 p.

⁶ 仲裁評議会の設立経緯の詳細については、木村・前掲（注2）190頁～197頁。

⁷ 仲裁評議会の仲裁人の数は、2019年7月末時点において30人である。また、仲裁人の氏名及び経歴は、仲裁評議会のウェブサイトで公開されている。

2 主な役割

仲裁評議会の主な役割は、労働法第309条から第317条、「仲裁評議会に関するMOSALVY省令」第99号(2004年4月21日)(以下「AC省令」とする。)及び仲裁評議会手続規則(Arbitration Council Procedural Rules)(以下「規則」とする。)に基づき、集団的労働紛争(その定義及び個別的労働紛争との相違についてはⅢで述べる。)の解決を担うことである。

3 運営体制

仲裁評議会は、労働職業訓練省(Ministry of Labour and Vocational Training)(以下「MLVT」とする。)の管轄下にある仲裁評議会事務局から執行面での支援を受け、かつ、仲裁評議会財団(The Arbitration Council Foundation)(以下「ACF」とする。)から技術面での支援を受けている⁸。

ACFは、2004年に国際労働機構(ILO)の支援によって設立された財団であり、現在、スウェーデン、世界銀行、アメリカ合衆国国際開発庁(USAID)、GAP(ギャップ)やadidas(アディダス)といった商標名で知られる民間企業など複数のドナーからの支援を受けている⁹。また、ACFは、カンボジア内務省に登録されたNGO(非政府組織)である¹⁰。

仲裁評議会は、労働者側、使用者側及びMLVT側の各グループの選挙によって選出された3名の仲裁人をACF理事会の理事として送り出し、その3名がACF理事会の過半数の議決権を有することによって、ACFを監督している¹¹。

筆者の訪問時における担当者の説明によると、ACFには20名の常勤スタッフが勤務しており、また、2017年の年間支出額は790,000ドルとのことである。

4 仲裁人

(1) 任期

仲裁評議会を構成しているのは、非常勤の仲裁人30名(2019年7月末時点)である。この仲裁人の任期は1年間であり、死亡、辞任、職務の履行不能、有罪判決を受けた場合等を除き、原則として再任される(AC省令第2条)。

(2) 選任方法

仲裁人の各3分の1(すなわち各10人)は、MLVT、労働諮問委員会¹²(Labour Advisory Committee)の正規構成員である使用者団体、同正規構成員である労働連合組合によって指名される(AC省令第3条)。

⁸ 木村・前掲(注2)197頁。

⁹ 仲裁評議会のウェブサイト(<http://www.arbitrationcouncil.org/en/about-us/the-arbitration-council-foundation>)(2019年7月31日最終確認)及び筆者の訪問時における担当者の説明に基づく。

¹⁰ 仲裁評議会のウェブサイト・前掲(注9)。

¹¹ 仲裁評議会のウェブサイト・前掲(注9)。

¹² 労働諮問委員会は、カンボジアの雇用、賃金、職業訓練、労働者の健康・安全などを研究する機関である(労働法357条第1項)。カンボジアの最低賃金は近年上昇傾向にあるところ、この最低賃金に関する提言を実施することは、労働諮問委員会の任務の一つとなっている(同条第2項)。

(3) 要件

全ての仲裁人に共通の要件は、25歳以上であること、道徳的資質を有すること、少なくとも3年以上の関連する職務経験を有すること、労働法令についての十分な知識を有することである（AC省令第6条）。さらに、MLVTが指名する仲裁人の場合、法学の学位又はそれと同等の資格を有することが要件となっており、使用者側または労働者側が指名する仲裁人の場合、少なくとも1年以上の労働問題又は紛争解決の経験を有することが要件となっている（AC省令第6条）。

なお、カンボジア国籍保持者であることは仲裁人の要件ではない（AC省令第7条）。

(4) 権限

仲裁人は、労働法第312条に定める権限の範囲内において完全に独立性を認められている。すなわち、何人も、紛争解決に関して仲裁評議会又は仲裁人に指示を与えることはできない（AC省令第11条）。

5 仲裁評議会に対する評価

仲裁評議会は、労働者側・使用者側を問わず、関係者から高い評価を受けている。この理由の一つが、仲裁評議会及びこれを構成する仲裁人の独立性の高さである。

コン・パラック氏（パニャサストラ大学教授・仲裁人の一人）は、この独立性が維持されていることについて、①仲裁人がILOの労働紛争解決計画により適切に選ばれていること、②仲裁人はよく教育され高い倫理観を持っていること、③仲裁パネルの裁定（Arbitration Award）が法律と衡平に基づきよく組織されていることを、指摘する¹³。

Ⅲ 労働紛争解決手続の概要¹⁴

1 個別的労働紛争と集団的労働紛争

仲裁評議会の主な役割（集団的労働紛争の解決）を理解するためには、カンボジアの労働紛争解決手続全体を理解する必要がある。

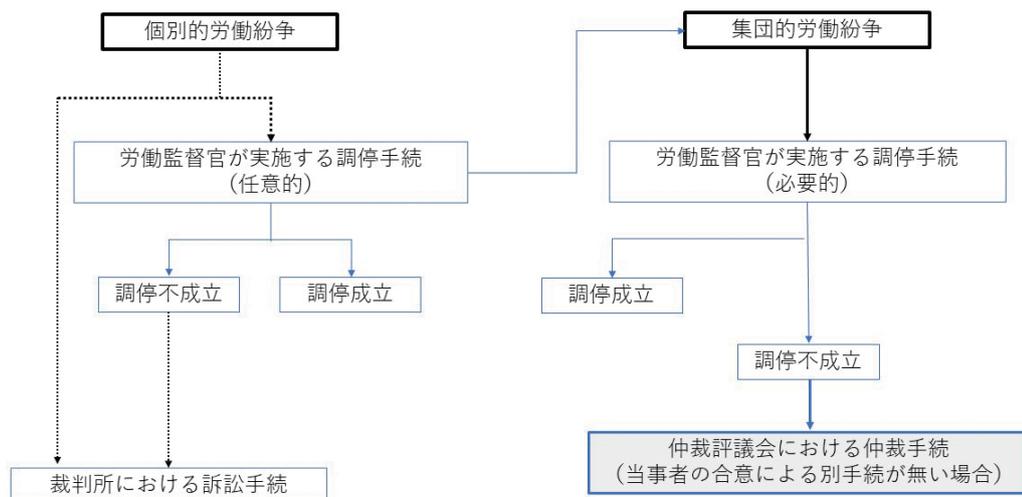
重要なことは、ある労働紛争が個別的紛争（individual disputes）であるか集団的紛争（collective disputes）であるかによって、【図表1】のとおり、その後の紛争解決手続が異なっていることである。

個別的労働紛争（又は個別的紛争）とは、①使用者と1人以上の労働者または実習生との間で生ずる紛争であり（当事者の要件）、②労働契約又は実習契約の用語の解釈・

¹³ 木村・前掲（注2）199頁，Kong Phallack [2010] 165p “Labor Arbitration in Cambodia” Cambodian Yearbook of Comparative Legal Studies Vol. 1, Cambodian Society of Comparative Law, (http://www.khmerlex.com/Site/images/library_file/13-Labor%20Arbitration%20in%20Cambodia-Law%20and%20Practice.pdf)（2019年7月31日最終確認）。

¹⁴ カンボジアにおける労働紛争の解決手続については、木村・前掲（注2）197頁～209頁，Daniel Adler・前掲（注5），香川ほか・前掲（注4）174頁～181頁において、詳しく説明されている。本稿においても、これらの文献を参照している。

【図表 1】 個別的労働紛争と集団的労働紛争



適用に関するか、現行の法令又は労働協約の条項についての解釈・運用に関する紛争（紛争対象の要件）である（労働法第300条）。

集団的労働紛争（又は集団的紛争）とは、①1名以上の使用者と複数の労働者との間で生じる（当事者の要件）、②労働条件、組合に認められた権利の行使、企業における組合の承認、労使関係に関する問題であり（紛争対象の要件）、③企業の効率的運営又は社会平和を脅かしうる紛争（紛争の影響力の要件）である（労働法第302条）。

調停を担当する労働監督官は、この両者を区別して、その後の手続を進めることになる。しかしながら、この区別は流動的であり、ある個別的紛争が後に集団的紛争に移行する場合も存在する¹⁵。例えば、ある個別的紛争が労働組合の自由に関連したり、他の労働者に影響を与えたりする場合である^{16 17}。

ただし、この区別の流動性はカンボジア固有のものではない。日本の労働紛争解決制度においても、集団的労働紛争と個別的労働紛争の区別は相対的かつ流動的であることが指摘されている¹⁸。

2 個別的労働紛争の解決手続

(1) 手続

個別的労働紛争の当事者は、労働監督官が実施する調停手続を申し立てることができるほか（任意的調停）、また、現実的であるかどうかは別として、調停を経ず

¹⁵ 木村・前掲（注2）201頁。

¹⁶ Daniel Adler・前掲（注5）15p

¹⁷ 香川ほか・前掲（注4）175頁は「労働組合が結成され、その組合員になっている場合には、一つの紛争が個別紛争にも集団紛争にもなりうるということである。労働組合もなく、労働者の集団もなく、個々の労働者が紛争を申し立てる場合には、個別紛争しかないことになる。」と指摘する。

¹⁸ 菅野和夫『労働法（第10版）』（2012年）808頁は、日本の労働紛争について、「本来、集団的労使紛争の解決機関である労働委員会でも、争議調停事件や不当労働行為事件のなかに、解雇・雇止めなどの個別労働紛争が集団的労使紛争の装いをこらして持ち込まれることが多くなった。」と指摘する。

に訴訟を提起することも可能である。労働監督官は、申立てを受けてから3週間以内に聴聞を実施して、紛争の解決を試みなければならない（労働法第301条第1項・同条第2項）。調停によって合意に達した場合、その合意は法的拘束力を有する（同条第5項）。不調停の場合、当事者は2か月以内に通常の裁判所¹⁹に訴訟を提起することができ、同期間を徒過して提起された訴訟は却下される（同条第6項）。

(2) 評価

このように、個別的労働紛争の場合、一定の肯定的評価を受けている仲裁評議会への仲裁手続を利用することができない。また、個別的労働紛争を専門に取り扱うための労働裁判所は2019年7月末時点において設置されていない。そのため、個別的労働紛争の解決手続は、集団的労働紛争のそれと比較して、十分に整備されているとはいえない。

したがって、カンボジアにおいては、今後、個別的労働紛争を公平かつ迅速に解決するための更なる立法的措置が必要となるだろう²⁰。

3 集団的労働紛争の解決手続

集団的労働紛争の解決手続は、調停と仲裁の2つの段階に分かれている。

(1) 調停

集団的労働紛争の当事者は、労働監督官に当該紛争を通知しなければならない。また、労働監督官は、通知が無くてもその紛争を認識したときには、調停手続を開始しなければならない（労働法第303条）。集団的労働紛争において調停前提主義が採用されている趣旨は、そのような紛争が社会不安や企業運営の混乱を生じさせる可能性を有しているため、社会経済上の問題を回避するためである²¹。

MLVTの大臣は、集団的労働紛争の通知を受けてから又はその紛争を認識してから48時間以内に、調停員を任命しなければならない（労働法第304条）。調停はその任命から15日以内に実施されなければならない、ただし、当事者の合意によってその期間を延期することができる（労働法第305条）。当事者は、調停期日への参加を義務付けられており、また、その期間中における敵対的行為を実施してはならない（労働法第306条）。正当な理由なく期日を欠席した当事者は罰金（31日以上60日以下の日給に相当するもの）に処せられる（労働法第363条）。

調停の合意が成立した場合、その合意は、文書化され、両当事者及び調停員によっ

¹⁹ 労働法387条は、労働契約又は実習契約の履行に関する労使間の個別の紛争を管轄する労働裁判所が創設されることを規定している。しかしながら、2019年7月現在、労働裁判所が設置されていないため、通常の裁判所が個別的労働紛争を取り扱っている（労働法第389条）。

²⁰ 個別的労働紛争を仲裁評議会では処理する法案が2017年11月の国会に提出予定であったものの、MLVTは最終的にこれを断念した。この点につき、香川ほか・前掲（注4）176頁，“Labour Ministry says it will scrap clauses from law”, The Phnom Penh Post, 19 October, 2017. (<https://www.phnompenhpost.com/national/labour-ministry-says-it-will-scrap-clauses-law>) (2019年7月31日最終確認)。

²¹ Daniel Adler・前掲（注5）16p-17p

て署名されることによって、労働協約と同一の効力を有する（労働法第307条）。不調停の場合、調停員は、未解決となっている争点を記載した報告書を作成し、調停終了後48時間以内にMLVTに送付しなければならない（労働法第308条）。

(2) 仲裁

ア 仲裁の開始

不調停となった場合、①労働協約に定めている仲裁手続、②全ての当事者が合意する手続、③労働法に定める仲裁手続のいずれかの手続がその後実施されることになる（労働法第309条）。そのため、労働協約において仲裁評議会における仲裁手続の利用が規定されている場合（①）、全ての当事者が仲裁評議会における仲裁手続の利用を合意している場合（②）、そのような規定または合意がない場合（③）のいずれかに該当するとき、仲裁評議会の仲裁手続が開始されることになる。

MLVTの大臣は、調停員からの報告を受けてから3日以内に、仲裁評議会に付託しなければならない。また、事件を受理した仲裁評議会は、受理日の翌日から3日以内に仲裁手続を開始しなければならない（労働法第310条）。

イ 仲裁人の選定

具体的な集団的労働紛争に対する仲裁評議会の判断すなわち裁定（Award）を下すのは、3名の仲裁人から構成される仲裁パネル（Arbitration Panel）である。この仲裁パネルの裁定は仲裁評議会の裁定とみなされる（AC省令第12条）。

労働者は労働者側仲裁人リスト（10名）から1名の仲裁人を選定し、使用者は使用者側仲裁人リスト（10名）から1名の仲裁人を選定する。この選ばれた2名の仲裁人は、MLVT仲裁人リストから1名の仲裁人（仲裁パネルの議長）を選定する（AC省令第12条）。仲裁人候補者は、当事者との間で利害関係を有するために独立性や公平性に疑いがあるときは、仲裁人になることを拒否しなければならない（AC省令第15条）。

仲裁人に選任された3名は、事件受理日の翌日から3日以内（労働法第310条参照）に会合（電話会議も可）を開催して、仲裁日時や場所を決定しなければならない（規則4.1）。

ウ 仲裁場所・使用言語・手続の非公開

仲裁評議会の事務局内には、仲裁手続を実施するための部屋が用意されている（【写真2】）。ただし、関係者からの聴取調査や証拠調べ手続等の関係から、仲裁事務局以外の場所で仲裁手続を行うことも可能である（AC省令第22条）。

[写真2・仲裁手続を実施するための部屋の様子]



仲裁パネルは、裁定を下す前に、当事者からの聴聞手続を実施しなければならない（AC省令第18条）。この手続は、クメール語で行われ（AC省令第23条）、また、当事者の別段の合意がない限り、非公開である（AC省令第29条）。

エ 手続の迅速性

仲裁パネルは、両当事者が別段の合意（AC省令第30条）をしない限り、仲裁パネルの開始日から15日以内に裁定を下さなければならない（労働法第303条，規則5.1）。カンボジアにおける通常民事訴訟事件の平均的な期間（訴え提起から判決言渡しまで）が約2か月から3か月であること²²を踏まえると、この15日間という日数は、仲裁評議会における紛争解決手続の迅速性を支える重要な要素となっている。

オ 拘束力の有無

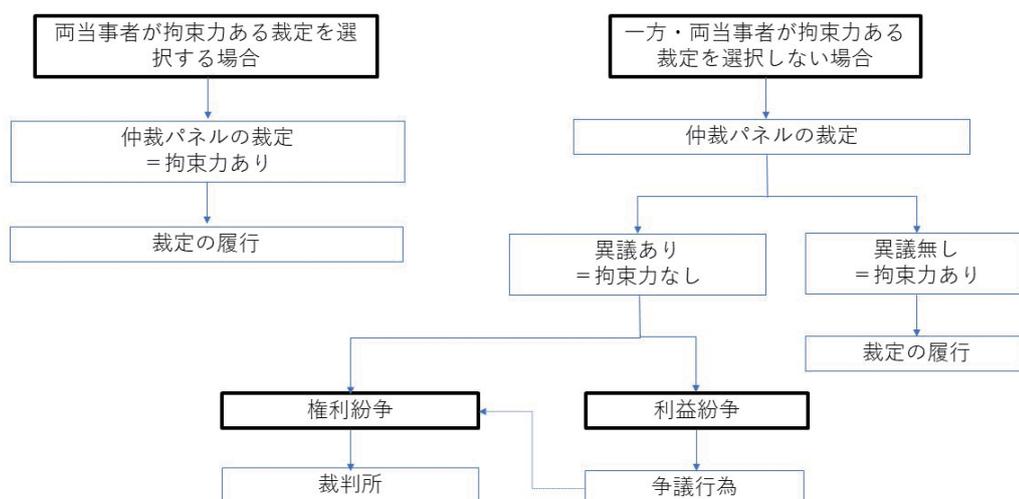
仲裁手続の流れは、【図表2】のとおり、両当事者が裁定に拘束力を付与するかどうか、その紛争が権利紛争又は利益紛争のいずれに該当するかによって異なっている。

当事者は、仲裁手続を開始する前に、裁定に拘束力を付与するかを選択することができ、また、途中でその選択を変更することもできる。

両当事者が拘束力のある裁定を希望する場合、その裁定が最終的判断となり、その後には裁定を履行しなければならない（AC省令第40条）。また、事前の労働協約において裁定に反対しないことが合意されている場合、たとえ当事者が拘

²² 内山淳＝篠田陽一郎＝前田優太「第3回カンボジア現地調査報告～全国の始審針裁判所の実情について」法律のひろば（2019年3月号）53頁。なお、この2か月から3か月という期間は、送達の問題なく行われた場合とのことであり、送達に困難が生じる場合には、さらに日数を要することである。

【図表 2】 仲裁評議会における仲裁手続の流れ



束力のない裁定を選択したとしても、その裁定は拘束力を有する（A C省令第 4 2 条）。

一方当事者又は両当事者が拘束力ある裁定を希望しない場合、当事者は、その裁定通知を受けてから 8 日以内に限り、異議を申し立てる権利を有する（労働法第 3 1 3 条，A C 省令第 4 0 条）。同期間内に異議が申し立てられた場合、裁定は効力を失う（A C 省令第 4 0 条）。同期間内に異議申立てがなされない場合、裁定は拘束力を有する（労働法第 3 1 4 条，A C 省令第 4 1 条）。

カ 権利紛争と利益紛争

裁定に拘束力が生じない場合、権利紛争と利益紛争ではその後の取扱いが異なっている。

権利紛争とは、労働契約又は労働協約から生じる労働法上の権利に関する紛争である²³。例えば、残業代の請求、労働者の地位確認などである。

利益紛争とは、将来の利益又は現存しない権利に関する紛争である²⁴。例えば、ある工場労働者が、自分たちが非常に生産的であることを理由として、最低賃金よりも高い月額賃金の支払いを求めること、労働法に規定されている以上の年次有給休暇を請求することである。

権利紛争の場合、争議行為（ストライキやロックアウトなど）のほか、裁判所における解決が可能であるのに対して、利益紛争の場合、裁判所における解決ができない²⁵。

4 仲裁評議会に関する統計的データ

【図表 3】は、筆者が仲裁評議会事務局を訪問した際に入手した資料に基づき、整

²³ Daniel Adler・前掲（注 5）7 p

²⁴ Daniel Adler・前掲（注 5）8 p

²⁵ なお、日本の労働紛争解決手続においても、権利紛争と利益紛争は区別されている、荒木尚志『労働法〈第 2 版〉』（2013 年）505 頁参照。

理したものである。

【図表 3】 取扱事件数等の統計データ

A	取扱事件数（2003年～2018年）	2,765件
B	Aのうち縫製業の紛争（割合 [B/A]）	2,413件（約87.2%）
C	Aのうち縫製業以外 ²⁶ の紛争（割合 [C/A]）	352件（約12.8%）
D	紛争解決率	73.2%
E	合意に達した件数（割合 [E/A]）	862件（約31.2%）
F	裁定が下された件数（割合 [F/A]）	1,897件（約66.3%）
G	影響を受けた労働者の人数 （女性労働者の割合）	約100万人 （約80%～約90%）
H	中止命令によってストライキを阻止できた割合	68%
I	所定期間内に仲裁判断が出された割合	100%
J	紛争解決までの平均日数	17日間

上記統計データの観点から、仲裁評議会における紛争解決手続の特徴として、以下の2点を指摘することができる。

1点目は、カンボジアの主要産業である縫製業における労働紛争の割合が9割弱を占めていることである（B）。上述のとおり、仲裁評議会は集团的労働紛争のみを取り扱っている。そのため、労働者の人数が多く、かつ、他の業種よりも労働組合が比較的組織されている縫製業の紛争割合が必然的に高くなっている。

2点目は、紛争解決手続の迅速性である（I・J）。紛争解決までの平均日数（労働仲裁評議会に持ち込まれてから紛争解決までの日数）が17日間²⁷であることは、労働者側・使用者側に生じる経済的損失を回避するものであり、労働仲裁委員会の紛争解決制度に対する利用者の信頼を高める一因となっている。

5 小括

カンボジアにおける労働紛争解決手続の特徴として、以下のとおり整理することができる。

個別的労働紛争の特徴は、集团的労働紛争と異なり、労働監督官による調停前置主義が採用されていない上、調停不成立となった場合には2か月以内に裁判所に訴訟を提起できるだけであり、仲裁評議会の仲裁手続を利用することができないことである。

²⁶ 訪問時の聴取によると、NGO、製造業、インフラ関係、病院などとのことである。

²⁷ ただし、労働仲裁評議会に持ち込まれる紛争は、事前の調停で解決することのできなかつた集团的労働紛争であるため、この17日間という日数は、実際の紛争発生から解決までの平均期間ではないことに注意が必要である。

集団的労働紛争を取り扱う仲裁評議会の特徴は、当事者が裁定に対して拘束力の付与を選択できること、利益紛争の解決方法が存在しないことである²⁸。

IV 仲裁評議会の事件数の推移及び関連法令の動向

上述したとおり、仲裁評議会は、カンボジアの労働紛争の解決において極めて重要な役割を果たしている。しかしながら、仲裁評議会の事件数は、2016年施行の労働組合法及び2018年のMLVT省令第303号による影響を受けている。

以下では、まず、仲裁評議会が受理した事件数について紹介し、次に、その事件数に影響を与えている労働組合法及び上記MLVT省令についての分析を行う。

1 事件数の推移（2003年～2018年）



【図表4】は、仲裁評議会が公表している2015年年次レポート²⁹、2016年年次レポート³⁰及びウェブサイトの情報³¹に基づき、仲裁評議会が受理した年間事件数の推移について、筆者の方で整理したものである。

その大まかな傾向として、「年間事件数は、2003年の開始以降右肩上がりに増加して、2014年には361件に達したものの、2015年には338件、2016年には248件と徐々に減少し、2017年と2018年には50件と59件に激減した」と表現することができる。

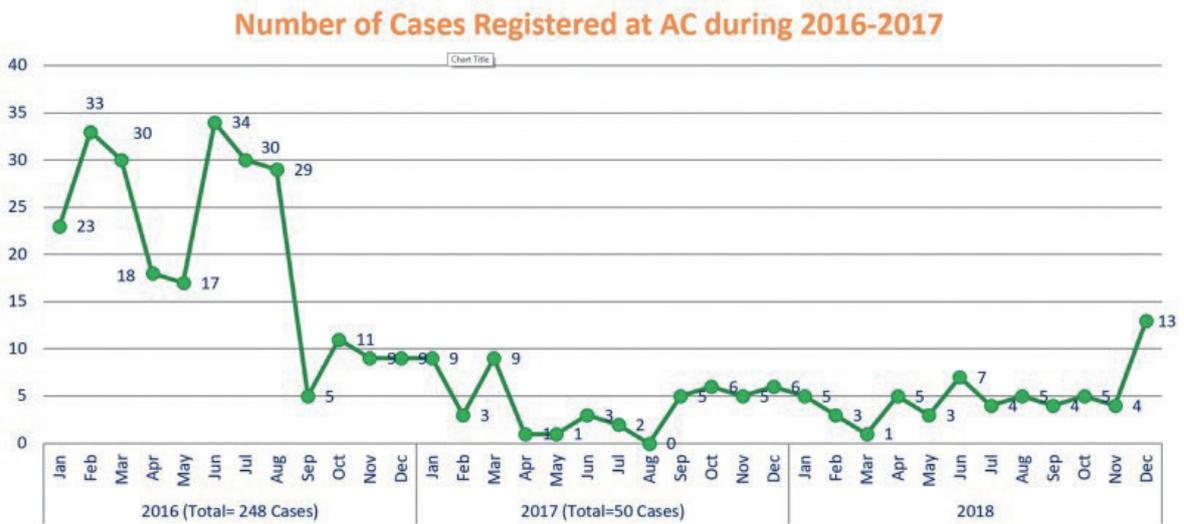
²⁸ 木村・前掲（注2）209頁。

²⁹ The Arbitration Council, “2015 Annual Report” (<http://www.arbitrationcouncil.org/en/media/publications/annual-reports>)（2019年7月31日最終確認）。

³⁰ The Arbitration Council, “2016 Annual Report” (<http://www.arbitrationcouncil.org/en/media/publications/annual-reports>)（2019年7月31日最終確認）。

³¹ 仲裁評議会のウェブサイト (<https://www.arbitrationcouncil.org/en/post/99/Resolving-Labour-Disputes-by-Arbitration-Council>)（2019年7月31日最終確認）。

【図表5】 仲裁評議会が受理した月間事件数の推移（2016年～2018年）



【図表5】は、仲裁評議会が2016年から2018年の3年間に受理した月間事件数の推移を示したものである³²。

年間受理件数は、2016年から順に248件、50件、59件である。事件数が激減したのは2016年9月以降である。ただし、2018年12月の月間事件数は、13件とわずかではあるものの、回復傾向にある。また、仲裁評議会事務局を訪問したときの担当者の説明によると、2019年1月から3月においても、この回復傾向が続いているとのことである。

担当者の説明によると、仲裁評議会が受理する事件数に影響を与えているのは、2016年施行の労働組合法及び2018年7月2日のMLVT省令（第303号）である。

以下、これらの法令について検討する。

2 労働組合法

(1) 概要

労働組合法は、2016年4月中に国会を通過して、国王の裁可が同年5月17日に下され、直ちに公布され、施行された³³。

労働組合法は、第1章「一般的規定」（第1条～第4条）、第2章「組合又は使用者団体を結成する基本的権利」（第5条～第10条）、第3章「組合又は使用者団体の登録」（第11条～第21条）、第4章「組合又は使用者団体の会計」（第22条～第27条）、第5章「組合又は使用者団体の解散」（第28条～第31条）、第6章「企業又は事務所での労働者の代表」（第32条～第48条）、第7章「組合の権

³² 【図表5】のグラフは、労働仲裁評議会のウェブサイト・前掲（注31）の画像をそのまま引用したものである。

³³ 香川孝三「2016年カンボジア労働組合法の日本語訳」季刊労働法255号（2016年）180頁。

利と義務」(第49条～第53条), 第9章「最も代表的な組合による代表権」(第54条～第61条), 第10章「使用者による不当労働行為」(第62条～第63条), 第11章「組合の不当労働行為」(第64条～第65条), 第12章「労働者とその代表への特別な保護」(第66条～第68条), 第13章「労働協約と団体交渉」(第69条～第74条), 第14章「組合と使用者団体との紛争処理」(第75条), 第15章「行政措置と罰則」(第76条～第95条), 第16章「暫定的な規定」(第96条～第98条), 第17章「最終規定」(第99条～第100条)という全17章・全100条から構成される³⁴。

カンボジアにおける労働組合は三層構造になっており, 下から順に, 企業や事務所レベルで10人以上から組織される地区組合(企業別組合)又は職業別組合, 少なくとも7つの登録された労働組合で結成される組合連合, 少なくとも5つの組合連合で結成できる組合連盟となっている(労働組合法第4条・同法第10条)。使用者団体は二層構造となっており, 少なくとも9つの企業から結成される使用者団体, 少なくとも6つの登録使用者団体で結成される使用者連合となっている(労働組合法第4条・同法第10条)³⁵。

組合も使用者団体も登録が義務付けられており(労働組合法第11条), 登録されると法人格を取得する(労働組合法第14条)。登録された労働組合又は使用者団体は, 毎年, MLVTに対して会計報告と年次活動報告をしなければならない(労働組合法第17条)。組合又は使用者団体が, これらの報告を含む労働組合法の義務を履行しない場合, MLVTはその登録取消しを求めて, 労働裁判所(現在の通常の裁判所)に提起することができる(労働組合法第18条・同法第19条)。

労働者は, 同じ企業又は事務所に同時に存在する1つの組合にのみ加入することができる(労働組合法第49条)。

(2) 最も代表的な組合の権利義務

ア 排他的権利

上述したとおり, 労働組合法は, 複数の労働組合が併存することを前提としているため, アメリカの交渉代表制の発想を取り入れた「最も代表的な組合」の制度を導入している³⁶。最も代表的な地位の認証を受けた労働組合(以下「最も代表的な組合」とする)は, 労働協約の交渉又は集団的労働紛争を解決するという目的について, 排他的権利を有する(労働組合法第54条)。

³⁴ 労働組合法の日本語訳としては, 香川・前掲(注33)のほか, JETROのウェブサイトにおいて, 2017年3月作成の日本語仮訳が公開されている(https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Reports/02/a306f088c1d2b6bc/report-jp.pdf) (2019年7月31日最終確認)。本稿では, 香川・前掲(注33)の日本語訳を参考にしつつ, 分かりやすさの観点から, その日本語訳を一部変更している。

³⁵ 香川・前掲(注33)181頁。

³⁶ 香川ほか・前掲(注4)172頁。

【第54条】 企業又は事務所における最も代表的な組合

最も代表的な組合は、企業又は事務所単位で認められる。最も代表的な組合は、労働協約の交渉又は集団的労働紛争を解決するという目的について、排他的権利を有する。

(以下、省略)

※ 下線部は筆者加筆 (以下同じ)

最も代表的な組合となるための要件は、労働組合としての所定の登録をしたうえで、企業又は事務所に1つの労働組合しかない場合には全労働者の30%以上を組合員としていること、複数組合がある場合には全労働者の30%以上の支持を得ること、いずれの組合も全労働者の30%以上の支持を得ていない場合には、選挙によって全労働者の30%以上の支持を得ることである(労働組合法第54条)³⁷。また、特定の職業や部門における最も代表的な組合となるためには、これらの要件のほかに、特定の職業や部門の全労働者の中で最も多くの組合員を有する必要がある(労働組合法第55条)。

最も代表的な組合は、労働協約の交渉をしたり、専門職、経済活動または部門の使用者又は使用者団体との間において集団的労働紛争を処理したりする排他的権利を有する(労働組合法第55条)。

【第55条】 専門職、経済活動又は部門における最も代表的な地位

(省略)

最も代表的な組合は、労働協約の交渉をしたり、専門職、経済活動又は部門の使用者又は使用者団体と集団的労働紛争を処理したりする排他的権利を有する。

(以下、省略)

このように、最も代表的な組合だけが、労働協約の交渉及び集団的労働紛争について、使用者と交渉するための排他的権利を有している。この排他的権利の中には、その文言からして、集団的労働紛争の調停申立て、仲裁評議会が実施する仲裁手続に関する権限が含まれていると解釈できる。

イ 非組合員を代表する権限

最も代表的な組合は、労働協約から生じる苦情に関する紛争について、非組合員である労働者のために誠実に代表する権利及び役割を有している。

³⁷ 香川・前掲(注32)181頁は、この要件について、「法案では50%プラス1%の支持を得る要件であったが、それを下げている。」と指摘する。また、香川ほか・前掲(注4)172頁は、このように要件が緩和された点について、「組合組織化の現状を配慮した結果ではないかと思われる。」と指摘する。

【第58条】最も代表的な組合の権利及び役割

本法に定める権利に追加して、最も代表的な組合は以下の権利及び役割を有する。

- ・雇用条件、健康や職場の安全、その他の給付をカバーする労働協約を確保するために、使用者と誠実に交渉すること
- ・労働協約から生じる苦情に関する紛争について、非組合員である労働者のために誠実に代表しなければならない。

(以下、省略)

労働協約は、労働者の労働条件を規定し、使用者と労働者との関係、組合と使用者団体との関係を規律することを目的とするものであり、その適用範囲（地理的範囲・職業単位・部門単位）を特定しなければならない（労働組合法第69条）。また、使用者と少数組合との間で労働協約が締結される場合、その少数組合と使用者による交渉評議会は、交渉レベルごとの全ての労働者と使用者のために、全権を有する（労働組合法第72条）。

労働組合法第58条のポイントは、最も代表的な組合が非組合員のために代表できる範囲について、「労働協約から生じる苦情に関する紛争」とだけ規定していることである。

(3) 少数組合の権利義務

企業又は組織内において最も代表的な組合が存在する場合、それ以外の労働組合、すなわち、少数組合は、最も代表的な組合が交渉した労働協約における権利に関して、自己の組合員のみを代理することができ、労働協約の規定や条件の変更等について再交渉する権利を有しない³⁸（労働組合法第50条）。また、少数組合は、使用者との間で労働協約を交渉する権利を有していない上、その組合員を代表できる労働紛争の範囲が個別紛争に限定されている（労働組合法第59条）。

したがって、少数組合は、その組合員の集団的労働紛争を担当する権限を有しない。

【第59条】最も代表的な組合のある企業又は事務所における少数組合の権利および役割

最も代表的な組合が認証され、その地位が有効である企業又は事業所における少数組合は、労働協約の交渉権を有せず、現行の法律、命令、労働協約又は業務に関する就業規則で保護される権利若しくは利益を超える保護の請求をすることができない。少数組合の権利及び役割は以下のものである。

³⁸ 日本貿易振興機構（JETRO）「カンボジア労務マニュアル 第4改訂版」（2017年）41頁。

- (a) (省略)
 - (b) 組合員に法律や実務的助言を提供すること
 - (c) 個別紛争において組合員を代表すること
 - ((d)~(h)につき、省略)
- 最も代表的な組合は、(a)~(h)の役割を担うことができる。

(4) 整理

最も代表的な組合は、その組合員の集団的労働紛争について使用者と交渉するための排他的権利を有する（労働組合法第55条・同法第56条）。また、最も代表的な組合は、「労働協約から生じる苦情に関する紛争」について、非組合員（少数労働組合の組合員）のために誠実に代表することができる（労働組合法第58条）。

少数組合は、労働協約の交渉権を有せず、現行の法律、命令、労働協約又は業務に関する就業規則で保護される権利もしくは利益を超える保護の請求をすることができない。少数組合は、その組合員の個別紛争に限り、当該組合員を代表することができる（労働組合法第59条）。この結果、少数組合は、労働組合法の施行後、その組合員の集団的労働紛争を代表する権限を有しないため、その組合員の集団的労働紛争の解決を求めて、労働調停官による調停や仲裁評議会による仲裁手続を利用することができなくなった。

以上について整理すると、【図表6】のとおりとなる。

【図表6】少数組合の組合員の労働紛争に関する整理（労働組合法施行後）

少数組合の組合員の労働紛争の区分	代表する労働組合	少数組合	最も代表的な組合
個別紛争		○ できる 根拠：第59条(c)	× できない 根拠：第59条(c)
集団的紛争		× できない 根拠：第54条・第55条・第59条	○ できる ただし、「労働協約から生じる苦情に関する紛争」とだけ規定されている。 根拠：第58条(c)

※ 表中の条文は労働組合法を示す

(5) 疑問点

労働組合法については、以下のとおり、疑問点が生じてくる。

まず、最も代表的な組合が非組合員のために代表することのできる「労働協約から生じる苦情に関する紛争」の定義及びその範囲は、必ずしも明らかではない。たしかに、少数組合は個別紛争において組合員を代表する権利を有している以上（労働組合法第59条）、「労働協約から生じる苦情に関する紛争」は全て個別紛争ではない、と整理できるかもしれない。もっとも、全ての集団的労働紛争は、労働協約に関する苦情から生じるわけではない。そのため、『労働協約から生じる苦情に関する紛争』ではないものの、集団的労働紛争に該当する労働紛争」は存在すると思われる。ところが、最も代表的な組合がそのような紛争について非組合員のために代表することができるのか、必ずしも明らかではない。

さらにいえば、最も代表的な組合が、非組合員のために、「労働協約から生じる苦情に関する紛争」を果たして本当に適切に代表できるのか、疑問である。なぜなら、非組合員（少数組合の組合員）は、最も代表的な組合に所属していない以上、最も代表的な組合は、そのような非組合員のために適切に代表するための動機を欠くのではないかと思われるからである。

このような疑問点は、仲裁評議会を利用する当事者の予測可能性を害するものであり、その手続の利用を妨げる要因になり得るだろう。

(6) 事件数が2016年9月以降に激減した要因

仲裁評議会の2016年年次レポート³⁹は、2016年9月から同年12月までの月間平均事件数が9件に急落した要因について、更なる研究が必要であると留保しつつ、労働組合法の施行が強く影響している可能性があることを指摘していた。

この指摘については、以下のとおり説明することができる。

労働組合法が2016年5月に施行された結果、少数組合は、その組合員の集団的労働紛争について代表権を有しないことになった。その結果、少数組合は、その組合員の集団的労働紛争の解決を求めて、労働調停官による調停や仲裁評議会による仲裁手続を利用することができなくなった。

最も代表的な組合は、非組合員（少数組合の組合員）に関する紛争のうち「労働協約から生じる苦情に関する紛争」に限り、非組合員を代表できることになった。ただし、「労働協約から生じる苦情に関する紛争」の定義及び範囲は曖昧である上、最も代表的な組合が、非組合員のために、そのような紛争を果たして本当に適切に代表できるのか疑問である。このような疑問点は、仲裁評議会を利用する当事者の予測可能性を害し、ひいてはその手続の利用を妨げる要因になり得るだろう。

仲裁評議会の受理する事件数が2016年9月以降に激減した要因は、上記のとおり説明することができる。

³⁹ The Arbitration Council・前掲（注30）7頁。

3 2018年のMLVT省令（省令第303号）

(1) 概要

MLVTは、2018年7月2日、「最も代表的な組合制度及びその認定を受けるための手続」という省令第303号（以下「省令第303号」とする）を制定し、省令第303号は直ちに施行された。

後述するとおり、省令第303号（全部で第1条～第18条から構成される）は、労働組合法と比較した場合、少数組合の組合員の紛争を代表する権限について、2つの点において重要な意義を有する。以下、関連する条文に絞って説明する。

(2) 省令第303号第13条

省令第303号第13条は、最も代表的な組合が、「労働者または少数組合の依頼に基づき、労働協約から生じない紛争について、自己の組合員ではない労働者を代表できること」を明確に規定した。

上述したとおり、労働組合法第58条(c)によると、最も代表的な労働組合は、「労働協約から生じる苦情に関する紛争」について、非組合員を誠実に代表する権限を有する。もっとも、最も代表的な労働組合が、このような紛争以外の紛争について、非組合員のために代表する権限を有するかどうか、必ずしも明確ではなかった。

省令第303号の1つ目の意義は、少数組合またはその組合員からの依頼という要件のもとで、最も代表的な労働組合が「労働協約から生じない紛争」について非組合員（少数組合の組合員）を代表することができることが明確化されたことである。

【第13条】

最も代表的な組合は、労働協約の交渉や集団的労働紛争を解決するため、労働協約から生じる集団的労働紛争に関して、排他的権利を有する。

最も代表的な組合は、以下の権利及び役割を有する。

(a)・(b) （省略）

(c) 労働者または少数組合の依頼に基づいて、労働協約から生じない紛争について、自己の会員ではない労働者を代表すること

(d)・(e) （省略）

(3) 省令第303号第14条

省令第303号第14条は、少数組合が労働協約から生じない集団的労働紛争を解決する権限を有することにつき、新たに規定した。

上述したとおり、少数組合は、労働協約の交渉権を有せず、現行の法律、命令、労働協約または業務に関する就業規則で保護される権利もしくは利益を超える保護の請求をすることができない。また、少数組合は、組合員の個別紛争に限り、組合

員を代表することができるだけであり（労働組合法第59条）、その組合員の集团的労働紛争を代表する権限を有しない。そのため、少数組合は、その組合員の集团的労働紛争の解決を求めて、労働調停官による調停や仲裁評議会による仲裁手続を利用することができなくなった。

しかしながら、少数組合は、省令第303号第14条を根拠として、「労働協約から生じない集团的労働紛争」の解決のため、その組合員を代表する権限を新たに有することになった。

すなわち、省令第303号の2つ目の意義は、省令第303号第14条が、少数組合に対して、「労働協約から生じない集团的労働紛争」の解決に関して、その組合員を代表する権限を新たに創設したことである。

【第14条】

企業における少数組合、及び、認定されかつ有効である最も代表的な組合は、労働協約の交渉権を有せず、現行の法律、命令、労働協約又は業務に関する就業規則で保護される権利若しくは利益を超える保護の請求をすることができない。少数組合の権利及び役割は次のとおりである。

(a) 労働協約から生じない集团的労働紛争の解決に関して組合員を忠実に代表すること

(b) 組合員を代表し、個別的紛争を解決すること

(c)～(i) (省略)

最も代表的な組合も、上記(a)～(i)についての権利を行使することができる。

なお、省令第303号第14条は、「最も代表的な組合も、上記(a)…についての権利を行使することができる」と規定している。

この規定については、次のように解釈すべきである。

最も代表的な組合が、「労働協約から生じない紛争」について非組合員を代表することができるのは、非組合員（少数組合の組合員）又は少数組合からの依頼という要件が満たされる場合に限られる（省令第303号第13条(c)）。この要件が存在する以上、この要件を満たさないにもかかわらず、省令第303号第14条を根拠として、最も代表的な組合が「労働協約から生じない紛争」について非組合員を代表することができることを認めるべきではない。

そのため、「最も代表的な組合も、上記(a)…についての権利を行使することができる」とは、最も代表的な組合が、自己の組合員に関する集团的労働紛争（労働協約から生じるかどうかを問わない）を代表することができることを意味し、労働組合法第54条及び同法第55条の規定を確認したものにはすぎないと解釈すべきである。

(4) 整理

「労働協約から生じない集団的労働紛争」について、少数組合の組合員を代表することができるのは、少数組合である（省令第303号第14条(a)）。ただし、少数組合又はその組合員からの依頼がある場合、最も代表的な組合は、そのような紛争について非組合員（少数組合の組合員）を代表することができる（省令第303号第13条(c)）。

また、「労働協約から生じる紛争」について少数組合の組合員を代表することができるのは、最も代表的な労働組合である（省令第303号第13条）。

このように、ある紛争が、「労働協約から生じない集団的労働紛争」又は「労働協約から生じる紛争」のいずれかに該当するかによって、その紛争について少数組合の組合員を代表することのできる主体が異なっている。

以上を整理すると、【図表7】のとおりである。

【図表7】少数組合の組合員の労働紛争に関する整理（省令第303号施行後）

代表する組合 少数組合の 組合員の労働紛争の区分	少数組合	最も代表的な組合
個別紛争	○ できる 根拠：法第59条(c)	× できない 根拠：法第59条(c)
集団的紛争	○ できる ただし、「労働協約から生じない集団的紛争」に限る。 根拠：省令第14条(a)	○ できる 「労働協約から生じる紛争」について代表することができる（法第58条(c)）。 「労働協約から生じない集団的紛争」については、少数組合またはその組合員からの依頼がある場合に限り、代表することができる（省令第13条(c)）。

※ 表中の法は労働組合法を示す

(5) 疑問点

省令第303号については、以下のとおり、2つの疑問が生じてくる。

まず、少数組合の組合員に関する労働紛争が、「労働協約から生じない集团的労働紛争」又は「労働協約から生じる紛争」のいずれに該当するのか、必ずしも明確ではないため、その紛争について少数組合の組合員を代表する主体について、実務上の混乱が生じる可能性が高いと思われる。

例えば、ある少数組合が、その組合員に関する労働紛争が「労働協約から生じない集团的労働紛争」に該当するとして、その組合員を代表していたところ、後に、その紛争が「労働協約から生じる紛争」に該当する可能性が高いと判明した場合、どうなるだろうか。このような場合、その組合員又は少数組合は、「労働協約から生じる紛争」に該当する可能性が高いことを見越して、最も代表的な組合に依頼して、その紛争手続について代表する主体を変更するのだろうか。しかしながら、そのような変更が必要になること自体、少数組合及びその組合員の予測可能性を害するものであり、そのためにそのために実務上の混乱が生じるのではないだろうか。

次に、少数組合が「労働協約から生じない集团的労働紛争」の解決についてその組合員を代表する権限を有すること（省令第303号第14条(a)）は、労働組合法第59条が規定する内容と矛盾している。しかしながら、省令第303号の制定に伴う労働組合法の改正は行われていない。本来であれば、省令第303号の制定によってそのような権限を新たに創設するのではなく、労働組合法第59条を改正して対応すべきであったように思われる⁴⁰。

(6) 事件数が2018年12月以降に回復した要因

省令第303号の施行により、少数組合は、「労働協約から生じない集团的労働紛争」を解決することについてその組合員を代表する権限を新たに付与された（省令第303号第14条(a)）。この結果、少数組合の組合員は、「労働協約から生じない集团的労働紛争」については、少数組合を通じて、労働調停官による調停や仲裁評議会による仲裁手続を利用できるようになった。

また、少数組合又はその組合員からの依頼という要件を満たす場合、最も代表的な組合は「労働協約から生じない紛争」について非組合員（少数組合の組合員）を代表することができることが明確化された（省令第303号第13条(c)）。

省令第303号における上記2つの点こそが、仲裁評議会の受理事件数が2018年12月以降に回復していることの要因の1つであろう。

筆者が仲裁評議会事務局を訪問した際、担当者は、2018年12月以降の事件数の回復傾向について、MLVTの新たな省令が最近制定されたことを指摘していた。本稿における分析からすると、この指摘は十分に納得できるものである。

⁴⁰ 筆者の経験上、省令の制定によって既存の法律の内容が実質的に改正されることは、カンボジアにおいて決して少なくない。ただし、このような法令と省令の優劣関係が曖昧となっていることは、カンボジアの法令全体を体系的・整合的に理解することの困難さの一つの要因となっている。

V おわりに

1 本稿が明らかにしたこと

本稿では、2016年施行の労働組合法および2018年の省令第303号が仲裁評議会の事件数に影響を及ぼしていることについて、これらの法令分析によって、以下のことを明らかにした。

まず、労働組合法の施行により、

- ① 少数組合は、その組合員の集団的労働紛争について代表権を有しないこと
 - ② 「労働協約から生じる苦情に関する紛争」について、最も代表的な組合が非組合員を代表できることが規定されたものの、その紛争の定義及び範囲は曖昧であること、最も代表的な組合が、非組合員のために、そのような紛争を果たして本当に適切に代表できるのか疑問であること、このような疑問点が、仲裁評議会を利用する当事者の予測可能性を害し、ひいてはその手続の利用を妨げる要因になりうること
- これらの①②が、仲裁評議会の受理する事件数が2016年9月から2018年にかけて激減したことの要因となっていることを明らかにした。

次に、省令第303号の施行により、

- ③ 少数組合は、労働協約から生じない集団的労働紛争を解決するため、その組合員を代表する権限を新たに付与されたこと
- ④ 少数組合又はその組合員からの依頼という要件を満たす場合、最も代表的な組合が「労働協約から生じない紛争」について非組合員（少数組合の組合員）を代表することができることについて明確化されたこと

これらの③④が、仲裁評議会の受理件数が2018年12月に入ってから回復傾向にあることの要因の1つであることを明らかにした。

2 残された課題

本稿の執筆に当たっては、残念ながら、労働組合法及び省令第303号の立法過程に関する資料や2016年以降の仲裁評議会の裁定を分析することができず、加えて、労働組合の関係者に対するインタビューを実施することができなかった。上記法令が仲裁評議会の受理する事件数に与えた影響については、このような調査をすることによって、さらに具体的に明らかにすることができるだろう。

幸いなことに、仲裁評議会における全ての裁定は、そのウェブサイトにおいてクメール語（一部は英語）で公開されており、かつ、仲裁評議会の事務局においても閲覧可能である。本稿で指摘した点を含め、仲裁評議会に関する研究がさらに進められることを期待したい。

本稿の内容が仲裁評議会の現状を知る上で参考になれば幸いである。

ラオス民法典の概要（各論）

JICA法の支配発展促進プロジェクト長期派遣専門家

弁護士 入江克典

本稿は、ICD NEWS 79号（2019年6月号）で寄稿した「ラオス民法典の概要（総論）」に続き、ラオス民法典の編ごとの概要、特徴的な規定、論点、将来の改正に残された課題等を紹介するものである¹。なお、ラオス民法典の目次は別紙のとおりであるので適宜ご参照いただきたい。

第1 総則（第1編）

1 概要

第1編は、「目的及び民法典適用の範囲」の章（第1章）において、用語の説明（3条）、実務慣習（6条）、民法典の適用範囲（5条、7条）等を規定し、「民法典における基本原則」の章（第2章）において、ラオス民法典における信義誠実の原則とも言う「善良な意思及び良心」（11条）等を規定している²。さらに、紆余曲折を経て民法典で新たに導入した「法律行為」（第3章）、日本民法等を参考に新設した「代理」（第4章）、同じく新設した「期間」（第5章）、実体法概念として整理し直した「時効」（第6章）を置いている。

本編は、いわゆる民法総則であるが、第2編の「人及び法人」と分離して規定されたことから、60条程度の比較的軽い構成となっている³。また、フランス民法の影響を受けた契約内外債務法（2008年）から民法総則で規定すべき条文を抽出して構成したものなどを除いては⁴、その多くが新しい規定となっている。

2 法律行為（第3章、15条以下）

(1) 法律行為は、15条において、「法律行為とは、人、法人及び組織の任意の意思表示による行為であり、民事の権利義務を発生、変更又は終了させるものである。」

と定義されている。16条の「法律行為の種類」において、単独法律行為、相互法

¹ 本稿（各論）を執筆するにあたっては、民法アドバイザーグループ（民法AG）による民法典草案に対するコメント（主として2016年4月及び2018年2月におけるコメント）、石岡修元長期派遣専門家作成「報告書」（2012年－2017年）、「民法典草案の概要に関するメモ」（2017年2月）、その他資料、法律人材育成強化プロジェクト（フェーズ1及び2）長期派遣専門家作成「週間報告書」（2012年－2017年）等を参照した。

² 民法AGが参加しての民法典起草委員会等との協議（2019年3月本邦研修）における「善良な意思及び良心」に関する議論。

³ なお、ベトナム民法典は157か条、日本民法典は174か条（ただし改正による一部条文追加又は削除あり）。

⁴ 総則部分におけるフランス法の影響については、野澤正充「契約及び契約外債務、人的担保ーラオスにおける民法典編纂と法整備支援」比較法研究77号（有斐閣、2015年）138頁参照。

律行為及び多角的法律行為の3種類があることが説明されている⁵。

- (2) 「法律行為の要件」として、目的、任意性、行為能力及び形式の4つが規定されているが(17条)、そのうち「目的」において、明確性、実在性、適法性に加えて、実現可能性があることが要求されている(18条2項)⁶。また、法律行為の「形式」として、文書、口頭又はその他でなされる旨規定されており(21条)、消費貸借契約(430条4項)、賃貸借契約(434条6項)等個別の規定において要式性が要求されている。なお、実務上は、要式行為が口頭でなされていても法律行為を有効として処理しているようであり、要式性を要求する条文は紛争時に備えて書証の作成を促すという意味が大きいものと思われる⁷。
- (3) ラオス語で法律行為を意味する「ニティカム」は、そもそも「法令」の意味で憲法53条20号・77条11号、法令制定法等で使用されている用語である。そのため、政府関係者等から、「ニティカム」を「法律行為」の意味でも使用することに対する強い懸念が表明され、「民事法律行為(ニティカムタンペーン)」という用語に修正されるべきとの意見もあった⁸。しかしながら、民法AGを通じ、フランス民法典(2016年改正)1100条1項、1100-1条1項が用いている *acte juridique* の *acte* が「行為」とともに「証書」、「法令」の意味をもっていることの例等を挙げながら国民議会常務委員会等に対し説明を尽くした結果⁹、法律行為に対しても「ニティカム」の用語が採用されることとなった¹⁰。
- (4) 法律行為の有効・無効(22条-28条)についてはフランス法の影響を受けた契約内外債務法(2008年)から多くの部分を踏襲している¹¹。条件・期限(条件付法律行為〔29条〕・期限付法律行為〔30条〕)は日本民法等を参照し新たに導入した。

3 代理(第4章, 31条以下)

代理については、民事訴訟法(2012年, 88条)に規定のある訴訟代理のほか、個別の規定が存在しなかった。民法典では、日本民法を参考にしうえ、無権代理及び越権代理行為に関する表見代理の規定が置かれているが(40条2項, 41項2項)、理論的な整理及び実務上の活用は今後の課題である。

なお、民法典が2017年5月に国民議会にて審議された際には、「代理人の法律

⁵ 具体例も条文に規定されており、単独法律行為については、免除及び遺言、相互法律行為については、売買及び賃貸借、多角的法律行為については、パートナーシップ及び協会の設立が挙げられている(16条)。

⁶ 実現可能性を要求する点、債権法改正前の日本民法と同様に考えられる。

⁷ 大川謙蔵「総則、人・法人—ラオスにおける民法典編纂と法整備支援」比較法研究77号(有斐閣, 2015年)117頁参照。

⁸ 政府内民法典草案説明会(2018年7月)等。なお、ベトナム民法典(2015年, 116条以下)でも「民事取引」という用語が使用されている。

⁹ ラオス民法AG「ラオス民法典草案における『ニティカム』の用語について」(2018年10月)。

¹⁰ ただし、「民事法律行為」に修正すべきとの主張に配慮し、「法律行為(ニティカム)とは、民事法律行為(ニティカムタンペーン)をいう」という規定(3条3号)が残っている。

¹¹ 入江克典「ラオス民法典の概要(総論)」ICD NEWS 79号(2019年6月)36頁参照。

行為の瑕疵」に関する規定（日本民法101条参照）が置かれていたが、起草委員会にて理解を整理できなかつたことから成立した民法典には規定されていない。

4 時効（第6章，49条以下）

取得時効は，所有権法（1990年，42条）で規定されていたのと同様，善意者のみ，不動産の場合は20年，動産の場合は5年の期間で認められる（51条）。平穩，公然及び継続占有に関する推定規定が存在し（239条1項2項），平穩，公然及び継続占有により善意占有が推定される（237条1項）。

消滅時効は，契約内外債務法（2008年，102条）では提訴時効として規定されていたが，民法典において実体法的に整理された。法律に規定のある場合を除き，建築契約については10年間，それ以外の契約及び損害賠償又はその他の請求権については3年の消滅時効にかかる旨規定されている（52条）。

第2 人及び法人（第2編）

1 概要

第2編は，「人」の章（第1章）にて，権利能力，人格権，行為能力，後見，住所及び失踪等が規定され，「法人」の章（第2章）にて，一般原則のほか協会及び財団が規定される。

「権利能力」や「人格権」は民法典において新しく導入された概念である。「行為能力」については，民事訴訟法（2012年，331条－336条）において行為能力が限定された者又は喪失した者の判決に係る規定があり，契約内外債務法（2008年，93条）においても元となる規定があったが，その多くが新しく規定されたものである。「失踪」については民事訴訟法（2012年，337条－342条），家族法（2008年，20条）等がそれぞれ規定していたものであり，これを整理したものである。

「法人」は，企業法，協会に関する首相令及び財団に関する首相令等を基に，ベトナム民法典を中心に参照しながら，権利能力の主体として整理した概念である。

2 行為能力制度

人について行為能力を「限定」した者（70条）と行為能力を「喪失」した者（71条）に関する規定が置かれている。なお，法人についても権利能力に関する規定のほか（103条），行為能力に関する規定が存在する（104条）。

起草委員会内の議論によれば，行為能力の「限定」と「喪失」との違いは，能力の程度ではなく，行為能力の喪失が一時的か恒常的かで判断されるとのことである。意思能力と行為能力との違いは明確ではなく，行為能力の「限定」にはアルコールにより酩酊した場合等も含むというが，裁判所が行為能力の「限定」をいかに認定するかは明らかでない¹²。

¹² 民法AGが参加しての民法典起草委員会等との協議（2018年3月本邦研修等）。

行為能力が「限定」又は「喪失」した者であると認定する判決がなされた場合（76条，77条），後見人の同意又は代理によらない法律行為は相対的無効として取り消すことができる（24条2号，27条）。もっとも，この裁判所の判決について登録する制度は存在せず，村にて情報を把握・管理するに留まっているとのことである¹³。

3 失踪及び死亡宣告

失踪及び死亡宣告制度に関する規定が置かれている（92条以下）。失踪宣告に死亡みなしの効果はなく，財産管理人が選任されるなどの効果が生ずるに留まる（95条）。死亡宣告は，失踪宣告とは切り離され，さらに長期の失踪期間の要件をもって宣告がなされることにより，相続が開始されるなどの効果が生ずる旨規定されている（100条）¹⁴。

4 一人会社

起草委員会内において，「人の集まり」による法人（社団法人）が，企業法（2013年，175条以下）において認められる一人会社（一人だけの有限会社）と矛盾しないかが議論となっていた。草案最終化の段階で再度問題となり，「法人は一人により設立することができる，これを一人会社と呼ぶ。」との項が追加された（105条2項）。日本側から，特別法である企業法の規定とは何ら矛盾しないこと，全ての法人が一人で設立できると読めるため適切ではないこと等の指摘をしたが理解を得られず，上記の内容が維持された¹⁵。次回の民法典の改正の際に再度検討を要する。

第3 家族（第3編）

1 概要

第3編は，「一般原則」（第1章）において，婚姻の権利自由（141条），一夫一妻制（142条）等が規定され，後述のとおり議論のあった「婚約及び婚姻申込」（第2章）の規定が続く。「婚姻」（第3章）において，婚姻の要件（150条），登録（152条）に関する規定のほか，結婚式に関する任意性・節約の推奨に関する規定が置かれている（153条）。「夫婦間の関係」（第4章）において，夫婦間の対等な権利・義務に関する規定（161条，162条），夫婦の選択的別氏制度（163条）等が規定されている。「夫婦の財産」（第5章）において，婚姻財産の共有（168条，169条）等が規定されている。「夫婦の終了」（第6章）において，離婚の要件・手続（173条－177条），財産分与（181条）等が規定されている。「父母と子の関係」（第7章）において，実親子関係に関し，同関係の成立に関する規定（194条），

¹³ 民法AGが参加しての民法典起草委員会等との協議（2018年5月現地セミナー）におけるソムサク氏発言。

¹⁴ ベトナム民法典（2015年），中国民法総則（2017年）も同様の構成である。日本民法においても不在者の財産管理制度と相続開始のための死亡みなしという二段階の構成を取っている点は同様といえる（日本民法25条，30条。2018年3月本邦研修等の議論）。

¹⁵ 民法AGが参加しての民法典起草委員会等との協議（2018年8月現地セミナー等）。

婚外子の父の認知の規定（197条）のほか、実親子関係の否認の制度（198条）が新設された¹⁶。養親子関係に関し、成立要件として養子となる者が未成年であること等（200条、201条）、効果として実父母との親族関係が終了すること等（205条）が規定されている。縁組の解消に関し要件等が列挙されているが（206条）、協議離縁に関する規定はない。「父母及び子の権利および義務」（第8章）において、親の法定代理権（215条）、扶養義務（217条）、子の親に対する扶養義務（218条）、親権の剥奪（220条）等の規定が置かれている。「未成年後見人の選任」（第9章）において、同後見人の選任方法（222条）、権利及び義務（223条）等が定められている。

本編は、家族法（2008年）を基にしつつ¹⁷、家族登録法（2018年）や首相令から規定が補充されており新しい規定は少ない。「相続」（第8編）と離して民法典の前の方に規定されている点特徴的である¹⁸。

2 村及び村長の存在を前提とした制度設計¹⁹

家族法（2008年）で採用されていた、正式な統治機構の機関ではない村及び村長の存在を前提とした制度が民法典でも維持されている。例えば、婚姻登録に際して男女は村を通じて婚姻申請書を提出することと規定されている（152条）。任意離婚に際して夫婦は離婚申請書を居住する村の村長に提出するが、村長は夫婦に対し仲直りするよう促し説得する義務がある（174条）。子の出生に際しては村長に対する報告が要求され、村長は出生証明書を発行する義務がある（195条）。未成年後見人に関し、村長に同後見人の選任義務及び監督義務がある（222条1項）。

3 ラオスの伝統・慣習と実態との調整

民法典においてもラオスの伝統、慣習、少数民族保護等の現行家族法の問題が尊重されている一方、社会的実態との調整が必要な規定もあり多くの検討を要した。

婚姻年齢（150条1号：18歳以上）に関して、地方では特に少数民族の間において18歳未満で事実上の婚姻が行われている実態がある²⁰。家族法（1990年）では存在した婚姻年齢に関する例外規定が2008年改正の際に削除された経緯があり、民法典でも例外規定が置かれることにはならなかった。また、一夫一妻制（14

¹⁶ 実親子関係の否認の制度（198条）は法的親子関係と血縁の親子関係との違いが十分に理解されておらず、現段階では親権剥奪との混同も見られる（2019年3月本邦研修における議論等。西希代子「家族、相続—ラオスにおける民法典編纂と法整備支援」比較法研究77号（有斐閣、2015年）125頁）。

¹⁷ 家族法（2008年）は、ロシア、中国、ベトナム、フランス法等に由来する規定及びそれらの独自の解釈を基にした規定が散見される（西・前掲注16〔120頁〕）。

¹⁸ 家族法は、社会主義国において国家の最小単位である家族に関する重要な意義を有するため、ロシア法・ベトナム法のように単行法としている国が少なくない。他方、相続法は、ロシア法、ベトナム法で見られるように、相続が基本的に不労所得であるためか、民法典の後方に置かれることが多い（西・前掲注16〔124頁〕）。

¹⁹ 西・前掲注16（125頁）参照。

²⁰ アッタープー県意見聴取会議（2017年12月）、サイニャブリー県意見聴取会議（2018年2月）等。

2条)や近親婚の制限(151条)についても少数民族においてこれとは異なる実態があるも同様に例外を認めなかった。これらは世界的な価値観、国際規範に基づく判断である。

婚約(145条)は、婚姻の要件が具備されていない段階で行われるもので、婚姻申込(147条)は婚姻の要件が具備された段階で行われるものであり、いずれも男性側から女性側を訪れ金品等を授与するとともに申込むものとされ、実際にも女性側の申込は行われていない²¹。婚約及び婚姻申込に関しては、起草委員会内及び首都・地方の意見聴取会議で様々な意見があった。例えば、婚約に関し、古い慣習であり現在は婚姻申込と区別されていないから規定は不要であるとの意見があった一方、家族法の2008年改正で新たに追加された条文であり現在も必要性は残っているとの意見があった。また、婚約及び婚姻申込の不履行によって損害賠償責任まで負うべきかについて様々議論があった。最終的には婚約及び婚姻申込ともに家族法(2008年)とほぼ同一の内容で残すこととした。

第4 物、所有権及び物に対するその他の権利(第4編)

1 概要

第4編は、物の定義等を定めた「物」の章(第1章)、後述のとおり議論のあった「占有」の章(第2章)、旧ソビエトやベトナム法の影響を受けた所有権法(1990年)の規定を踏襲した「所有権」の章(第3章)及び「所有権の形態」の章(第4章)、ベトナム法やドイツ法等を参考に新設した「共同所有権」の章(第5章)、日本法を参考に新設した「添付」に関する規定(300条以下)を含む「所有権の取得」の章(第6章)、所有権の喪失原因を「終了」として規定している「所有権の終了」の章(第7章)、相隣関係等を規定した「所有権の使用範囲」の章(第8章)、物権的請求権等を規定した「所有権の保護」の章(第9章)、日本法等を参考に新たに制度を創設した「地役権」(第10章)及び「地上権」(第11章)の章から構成される。

ラオス民法典は、本編と債権に関する編(契約内債務〔第5編〕及び契約外債務〔第6編〕)とが区分けして編纂されておりパンデクテン体系の要素を含むものであるが、ベトナム民法典(2015年)と同様、「物権」という概念を用いて整理されているものではない。

なお、土地に関しては、土地法(2003年)において、土地の管理・使用をめぐる国家の権限・責務と国民の権利・義務、土地紛争の解決手続等に関する公法規定が定められている²²。

²¹ 婚約はいわゆる許嫁に近く、婚姻申込は日本における婚約に近い印象である。両者とも「伝統的な男女の不平等な取扱い規定」と評され(西・前掲注16〔125頁〕)、この種の規定として他には178条(「離婚請求の不許可」：夫は妻が妊娠中又は子どもが産まれてから1年が経過するまでの間は離婚を請求する権利を有しない)がある。

²² なお、土地法改正法案が第8回国民議会第7回通常審議(2019年6月)を通過した。

2 物及び所有権の概念

所有権法（1990年，1条）において，所有権は，財物（サップシンコーン）の占有・使用・収益を行う包括的かつ絶対的な権利と定義されており，財物（サップシンコーン）とは有体物を意味することから，所有権は有体物を客体としていた²³。

他方，民法典においては，物（サップ）は有体物及び無体物からなるとしたうえで，所有権の客体としても無体物を含む物（サップ）とする意見も主張された²⁴。しかしながら，所有権の成立する範囲が不明確となること，所有権侵害の有無の客観的判定が困難となること等を理由とし²⁵，最終的には，物（サップ）は有体物及び無体物からなるとの説明を残しつつも（227条1項）²⁶，有体物とは財物（サップシンコーン）であり不動産と動産が存在すると規定したうえで（同条2項），所有権は，現行法と同様に，財物（サップシンコーン），すなわち有体物のみを客体とした（249条）。

3 占有

所有権法（1990年，1条）において，占有権は独立の権利としては観念されておらず，所有権の一内容として定義されていた²⁷。これに対し，民法典においては，占有権を所有権から独立した権利として制度化すべきとする意見もあったが，実務上の混乱が大きい等の理由で受け入れられなかった²⁸。最終的には，ベトナム民法典（2015年）同様，所有権の一形態である「占有権」と区別し，「占有」を独立の章として規定することとした。

さらに，所有権法（1990年）より規定があったもののほか，直接占有・間接占有，善意占有・悪意占有等占有の概念を整理するとともに（235条），平穩・公然・継続占有に関する推定規定（239条）等を新設した。なお，日本民法において「占有権」の章に規定されている現実の引渡し，簡易の引渡し，占有改訂及び指図による占有移転は，ラオス民法典においては，単なる「占有の移転」ではなく「所有権の移転を伴う占有権の移転」と整理され，「所有権の取得」の第6章に規定が置かれている（294条－297条）。

4 地役権・地上権

土地利用促進の観点から地役権及び地上権の制度を導入するか否かについては，起草委員会内で繰り返し議論を重ねたが²⁹，利用者及び制度を運用する政府機関（天然

²³ 松尾弘「財及び所有権，物的担保－ラオスにおける民法典編纂と法整備支援」比較法研究77号（有斐閣，2015年）128頁。

²⁴ 民法AGが参加しての民法典起草委員会との協議（2014年8月現地セミナーなど）。

²⁵ 松尾・前掲注23（133頁）。

²⁶ 227条1項のみを読むと物及び所有権の概念が日本法やドイツ法と異なるように見えるが，そうではない。

²⁷ ただし，所有権法（1990年）68条は，所有権に基づかない占有者にも物の返還や妨害排除に関する権利を認めている。

²⁸ 民法典起草委員会における協議（2014年8月リトリート）。

²⁹ 民法AGが参加しての民法典起草委員会との協議（2014年8月現地セミナー，2017年8月現地セミナーなど）。

資源環境事務所等)へのさらなる理解の促進は不可欠である。

まず、地役権に関して、地役権を意味する「タートサパープ」との語は、「奴隷」を意味する「タート」と「状態・状況」を意味する「サパープ」を組み合わせたもので、「応じなければならない状況」を意味し、「権利(シット)」を意味するものではない³⁰。地役権の定義を定めた339条1項も、「地役権(タートサパープ)とは、自然及び法律、契約又はその他の法律行為によって生じる、応じなければならない実際の状態をいう。」と規定し、地役権(タートサパープ)が「権利」であることを明らかにしていない³¹。今後、土地利用者が地役権を用いて土地を有効活用し、政府機関がこれを促進していくにあたって、「権利」としての活用の意識を持てることが重要となると考えられる。

次に、地上権に関しては、土地賃貸借契約(434条)又は国家が契約当事者となる場合の土地コンセッション契約(439条)との相違について整理する必要があった。区分所有建物に対応した敷地権として区分地上権を利用すること³²、将来高速道路や地下鉄ができた場合に上空や地下の一部に地上権を設定すること等、地上権の活用例につき議論するとともに、日本の登記事項証明書の記載例を紹介している³³。土地の利用を望む者が、土地使用権を取得するまでもないが、一定期間、確定的に土地の全部又は一部を利用したいと考えた場合、地上権のニーズがあるものと考えられる。

第5 契約内債務(第5編)

1 概要

第5編は、第1章から第9章までの契約総論部分と、第10章の契約各論部分に分けることができる。

契約総論(第1章から第9章)においては、多くの部分で契約内外債務法(2008年)の規定を踏襲しているが、後述するもののほか、免除(384条)、相殺(385条)、手付(389条)、詐害行為取消権(397条)、契約上の地位の移転(403条:全ての権利及び義務の移転)等、新たな制度を一部導入した。

契約各論(第10章)においては、契約内外債務法において13類型のみであった

³⁰ 民法AGが参加しての民法典起草委員会との協議(2014年8月現地セミナー)、司法省内民法典検討会議(2018年6月)。「権利(シット)」という言葉を加えることも検討されたが(シットタートサパープなど)、採用されなかった(民法AGが参加しての民法典起草委員会との協議[2018年8月現地セミナー])。

³¹ なお、「自然」という文言が入ったのは、水及び水資源法(2017年、58条-60条)において、避けられない自然環境による制約という意味で「タートサパープ」との語が使用されていることとの整合を図る必要性が強調されたためである(2018年6月司法省内会議)。

³² 近時、ヴィエンチャンにおいても開発特区を中心に高層ビルが見られるようになったが、区分所有建物の売買に際して区分所有権に加えて敷地権が譲渡されておらず、土地使用権原を持たない区分所有建物の取得者が退去リスクを負う事例があるとのことである(2018年2月、在ラオス日本大使館にて聴取)。

³³ 民法典起草委員会等との協議(2019年2月天然資源環境省が参加、2019年3月本邦研修等)。

典型契約が18類型規定されている。追加されたのは、サオスー契約（414条）、コンセッション契約（439条）、保険契約（465条）等であるが、詳細を特別法に委ねているものも多い。

2 契約総論（第1章から第9章）

(1) 国際的な色彩³⁴

契約内外債務法（2008年）から踏襲したフランス法的特色を有する規定及び国際取引法的特色を有する規定のほか、日本法、タイ法等の影響を受けた規定が存在する。

フランス法的特色を有するものは、絶対無効（確定的無効）と相対無効（不確定無効）の規定（22条－24条）、契約の要件に関する動機の規定（366条2項）、契約の効力の規定（375条）、契約の相対的効力の規定（404条）等である。

国際取引法的な特色を有するものは、契約の目的物の品質保証責任に関する規定（407条）、契約の代金額の決定（379条2項）、契約履行の停止（不安の抗弁権）に関する規定（387条）等であり、国際物品売買契約に関する国際連合条約（通称ウィーン動産売買条約、45、46－52条、55条、71条、74条－77条等）が参考にされている³⁵。

また、タイ法にならい、契約の解釈に関する規定（374条）、タイ法、日本法等にならい、手付（389条）、詐害行為取消権（397条）の規定が新たに置かれた。

(2) 債権譲渡

債権譲渡は、「債権者の変更」との表題で、民法典401条1項において、「債権者は自身の権利を新しい債権者に移転することができるが、法律又は契約で移転を禁止した場合を除く。」、同2項において、「債権者はその権利に関する書類を新しい債権者に引き渡さなければならず、その者に移転した権利が実在しなかった場合、その者に対して責任を負う。」と規定されている。契約内外債務法（2008年、31条）において債務引受とともに同一の条文内で規定されていたものを独立の条文としたうえ、日本法等にならい譲渡禁止特約に関する定めを追加した。

以上のように、ラオス民法典は債権譲渡に書面を要求し、譲渡の確実性を求める一方で、対抗要件を規定せず、同一債権に係る第三者の存在を考慮しなかった。これは、現時点のラオスの経済社会が日本におけるような頻繁な債権譲渡を要求していないことを表している³⁶。なお、民法典にて新設された権利質についても同様に

³⁴ 野澤正充「契約及び契約外債務、人的担保－ラオスにおける民法典編纂と法整備支援」比較法研究77号（有斐閣、2015年）137頁以下参照。

³⁵ なお、不安の抗弁権に関しては日本民法の改正に際して追加が見送られたものである。法制審議会民法（債権関係）部会「民法（債権関係）改正に関する中間試案」第33（2013年2月26日決定）参照。

³⁶ 野澤・前掲注34（139頁）。野澤正充「ラオス民法教科書作成支援について－2. 債権法について－」ICD NEWS 30号（2007年3月）57頁参照。

規律されている（540条，544条4号・401条。対抗要件に関する規定は存在しない）。しかしながら，ラオスにおける今後の経済発展を見据え，債権の流動性を確保し金融取引の活性化を図る必要性があることに鑑みれば，将来の民法典の改正において債権譲渡の仕組みを見直す余地があると考えられる。

また，譲渡禁止特約に関しても，日本側提案に基づき，本条1項2文において「新しい債権者が債権の譲渡の禁止を知らなかったときは，債権の譲渡を有効とし，債務者はその債務の履行を拒むことができない。」旨追加されることが起草委員会内で検討されたが³⁷，理解が難しいとの理由等で採用されなかった。この点も債権の流動性からの問題が残った箇所である。

3 契約各論（第10章）

典型契約として，売買，交換，サオスー，贈与，負担付贈与，買戻特約付売買，消費貸借，使用貸借，賃貸借，コンセッション，寄託，委任，サービス，建築請負，雇用，運送，保険及びパートナーシップの18類型が規定されている。

サオスー契約（414条）は，物の使用の対価として代金を一定回数支払った後に所有権を取得する旨契約するものである。「賃貸する」を意味する「サオ」と「買う」を意味する「スー」からの造語でタイ法にも存在し，一般に *hire-purchase* と英訳されている。なお，同契約の法的性質につき，分割払特約付の「所有権留保売買」にあたるかが議論となったが，起草委員会より「賃貸借に近い」ものである旨の回答があった³⁸。

また，委任契約（446条），サービス契約（449条）及び建築請負契約（453条）の関係につき，これまでの起草委員会内での議論によれば，委任契約は，代理権付与に係る契約のみを指し，建築請負契約は，文字通り建築物の建築請負に係る契約のみを指し，サービス契約は，委任契約及び建築請負契約に含まれない，通常の委任（準委任）・請負を含む契約類型であると考えられる³⁹。

なお，寄託契約では，タイ法にならい，ホテル又はゲストハウスのオーナーが宿泊客の自動車又は貴重品につき責任（レセプトゥム責任）を負う旨の規定が新設された（445条）。また，運送契約（460条）は，物品運送と旅客運送の両方を含むものである。

³⁷ 民法AGが参加しての民法典起草委員会との協議（2018年3月本邦研修），国民議会常務委員会と民法典起草委員会との協議（2018年10月）等。なお，国際金融公社（IFC）からも債権の流動性に問題があるとの指摘があった（2018年11月）。

³⁸ 民法AGが参加しての民法典起草委員会との協議（2014年11月本邦研修），石岡修元長期派遣専門家作成メモ（2017年6月）。一般の認識としてはリース契約に近いようである。

³⁹ 石岡修元長期派遣専門家作成メモ（2017年6月）。委任契約と代理権付与に係る契約の相違は度々議論となっている（2018年1月タラートでの民法典起草委員会内協議等）。

第6 契約外債務（第6編）

1 概要

第6編は、「一般原則」（第1章）について、契約内外債務法（2008年）を踏襲しながら、「不法行為」（第2章）、「事務管理」（第3章「他人に代わって行う仕事」）及び「不当利得」（第4章「権利のない物又は利益の受領」）の概念を整理し、それに伴い新たな規定を入れた。

「不法行為」については、別の概念として認識されていた一般の不法行為と特殊の不法行為を、一つの「不法行為」という概念に包含されるという理解をもって統一した⁴⁰。また、従前から規定が存在した特殊の不法行為（486条以下、使用者責任等）に加え、名誉棄損等、損害の種類を明記した（475条以下）。「事務管理」については、事務管理者が負うべき注意義務（498条）や本人に対する費用償還請求権等（499条）、事務管理者の権利義務に関して詳細な規定を新設した。「不当利得」については、期限前弁済（505条）、債務の不存在を知ってした弁済（507条）、不法原因給付（509条）等特殊の不当利得に関する規定が整理された。

2 損害について

(1) 概念の整理

民法典では損害の種類を明示したが（475条以下）、未だに概念が整理されていないようである。その一因としてラオス語としての「損害（金）」の用語の多様さとそれに対する理解の不統一がある。民法典の中でも、「損害（金）」を示す用語は、「カーシアハイ」（3条4号、「損害金」と翻訳）、「カーポワイカーン」（3条5号、「逸失利益」と翻訳）、「カータムクワン」（149条、「賠償金」と翻訳）など様々で⁴¹、語義が明確でない。例えば、「カーポワペンチッチャイ」（3条7号、「慰謝料」と翻訳）は、被害者が死亡した場合にその遺族が受け取る精神的損害に限定されるのか否か、「カーシアハイタンダンチッチャイ」（479条参照、「精神的損害金」と翻訳）との区別はどこにあるのか等に関し理解が統一されていない。

(2) 損害額の計算（481条）

起草委員会によれば、ラオス裁判実務において損害額をいかに算定するかは問題となっているとのことであり⁴²、社会の発展に伴い損害の発生形態が多様化する中、裁判実務でこれをいかに確立していくかは今後の課題の一つである。

(3) 胎児の損害賠償請求権

ラオス民法典には、日本民法のような、胎児の損害賠償請求権を認める明文規定は存在しない⁴³。起草委員会によれば、妊婦が交通事故等に巻き込まれ胎児も被害

⁴⁰ 別概念とされていたのは、行為者の行為による責任と無生物責任とを区別するフランス民法の影響と思われる（野澤・前掲注34〔140頁〕）。

⁴¹ 石岡修元長期派遣専門家作成メモ（2017年6月）。

⁴² 民法AGが参加しての民法典起草委員会との協議（2018年3月、2019年3月本邦研修等）において、日本の実務（交通事故に係る慰謝料の算定表等）につき紹介している。

⁴³ ラオス民法典における胎児の権利に関する規定として、相続権を認めた574条1号がある。

に合うケースが社会問題となっているとのことであり⁴⁴、今後の民法典の改正において明文化が検討される可能性がある。

第7 担保（第7編）

1 概要

第7編は、「一般原則」（第1章）の後に続き、2か条のみの「法律による担保」（第2章）にて先取特権に当たる優先権を規定し、「契約による担保」（第3章）にて①質と抵当による物的担保と②人的保証を規定し、最後に「担保登記」（第4章）において質と抵当の登録について規定している。留置権にあたる規定は存在せず⁴⁵、譲渡担保にあたる規定も存在しない⁴⁶。国際金融公社（IFC）が2017年10月ころより同編に対しコメントを提出してきたことと相まって、民法典成立直前まで（成立以降も）最も議論があったのが本編に関する規定である。

2 物的担保制度

(1) 質と抵当という形で整理

担保取引法（2005年）において、動産のみを対象とする質（スワッチャム）と土地担保という設計であった物的担保制度を、質（ジャムナム、526条-545条）と抵当（ジャムノーン、546条-555条）という形で整理し、質は、動産、不動産及び権利について、抵当は、動産及び不動産について利用できるものとした。

不動産について、不動産質（535条以下）は、導入の可否について民法典の成立直前まで議論があったが⁴⁷、起草委員会において、農地等にて活用される可能性があるものとして規定が残された。不動産（土地）に関する質又は抵当の登録は天然資源環境省所管の土地管理局にて行い（562条）、土地登記簿の裏面に付記する形で実施する⁴⁸。

動産について、動産抵当（552条以下）は、所有権登記がある動産であることが要件となっており（553条5号）、車やバイクでの活用が想定される。動産に関する抵当の登録は財務省所管の事務所にて実施する（562条）⁴⁹。

(2) 同一物に対する複数の担保設定

524条（民法典施行時には523条となる予定）は、担保設定時の物の価額が全被担保債権の合計額よりも大きいことを要件として、同一物への複数の担保設定

⁴⁴ 民法AGが参加しての民法典起草委員会等との協議（2018年3月、2019年3月本邦研修等）。

⁴⁵ 担保取引法首相令（2011年）23条は留置権に関して規定しているが、利用状況は明らかではない。民法典施行後も首相令等で規定される可能性がある。

⁴⁶ 取引慣行上、「架空譲渡」が問題となっていることについて、入江・前掲注11（38頁）。

⁴⁷ 民法典起草委員会等との協議（2018年11月等）。

⁴⁸ なお、本稿執筆（2019年6月）時点において、建物に関する独立した登記制度はないが、制度構築が検討されているとの情報がある（2019年2月天然資源環境省法律局より聴取）。

⁴⁹ 公共事業運輸省及び所管事務所に登録がある車やバイクに関し、財務省及び同省所管事務所が担保登録をする場合（562条）、両登録の手続や情報の連携等について確認する必要がある。

を認めている⁵⁰。

民法典成立以前から再三議論を繰り返した条文であるが、成立後も国民議会常務委員会との間で協議が継続し、成立後施行までに修正される予定である。その修正案は、担保権者間の回収割合の特定といった実体要件や担保権者相互での通知といった手続要件等、担保権活用の阻害要因となり得る規定が加えられた上、現在の担保実務との調整や物の価額の評価方法等の問題点が残されたままとなっている。この修正案に対しては、民法AGより起草委員会及び国民議会常務委員会に対しコメントを提出したが⁵¹、再修正を実現するには至らなかった。次回の民法典の改正に向けて残された課題の一つである。

(3) 動産担保の制度設計

I F Cの起草支援により制定された担保取引法首相令（2011年）は、動産担保登録制度を前提とした設計となっており、同首相令制定とともに財務省のウェブサイトにおいて電子動産担保登録制度が開始された⁵²。もっとも、利用登録した会員のみが閲覧可能なシステムであるため（IDとパスワードによりログインする）、公示性に乏しく、また、電子登録を具備した担保権者に対しても財務省所管の事務所における登録の具備を要求しているとのことであり、その活用は進んでいないようである⁵³。

民法典では、動産担保取引の社会的実態を尊重し、占有担保である動産質（528条）及び物に代わって書類を引渡すことによって質としての効力を認める「書類による質」の制度（533条）を残したが、政府関係者の間では、電子登録制度の改善と社会への浸透に伴い、動産担保登録制度を活用していきたいという思惑がある⁵⁴。したがって、今後、民法典又は首相令（2011年）の改正等によって、政策的に動産担保登録制度の活用が促進される可能性があると考えられる。その場合も、当該時点における動産担保取引の実態に即した改正となるよう留意すべきである。

第8 相続（第8編）

1 概要

第8編は、第1章「相続の原則」において、被相続人に属した権利義務を「遺産」

⁵⁰ なお、ベトナム民法典（2015年、296条）も同様である。

⁵¹ 民法AG作成2019年5月20日付「民法典修正案523条及び524条に対するコメント」。

⁵² 電子動産担保登録制度は、担保取引法（2005年）及び同法首相令（2011年）に基づき、2013年11月20日から正式に利用が開始された。この制度を用い動産を担保として登録することにより、担保登録された動産について第三者に対して優先権を主張できるようになる（Article 1, Regulation on The Management of the Registry Office For Security Interests in Movable Assets）。財務省のウェブサイト参照：https://www.mof.gov.la/str/en_index.html

⁵³ I F C主催民法典担保編に関する会議（2017年10月）における財務省担当者による報告。同月時点において会員登録しているのは26社のみとのことである。

⁵⁴ I F C主催民法典担保編に関する会議（2018年11月）、起草委員会内最終草案検討会議（同月）等。

とすること(565条),相続には法定相続と遺言相続の2種類があること(571条)などが規定されている⁵⁵。第2章「法律による相続(法定相続)」において,相続人に養子縁組をしていない連れ子(継子)や胎児を含むこと(574条1号),被相続人の婚前財産と婚姻財産とで相続による分配原理を分けていること(576条-578条,580条),家長及び使用人間の相続が発生しうること(583条1項2項)などが規定されている。第3章「遺言による相続」において,「遺言の種類」として書面遺言と緊急時の口頭遺言の2種類があること(593条,594条,596条),遺言による財産処分の制約があること(592条)などが規定されている⁵⁶。第4章「遺産の承継,放棄,相続権喪失」において,遺産分割(606条),遺産分割,遺産承継や遺産放棄等に関する相続人の権利(608条-614条),裁判所の判決,法律又は遺言等による相続権の喪失(615条以下)が規定されている⁵⁷。第5章「遺産の管理及び遺産所有者の負債に対する相続人の責任」において,遺産管理人(620条-624条)の規定,裁判所による遺産分割が行われる場合の規定(628条)等がある。

相続法(2008年)においては,相続の開始,相続の承認,遺産分割の申出等の基本概念の混同が見られ,被相続人の死亡から遺産分割までの遺産の帰属が不明であるなどの問題がある旨指摘されていた⁵⁸。これらの問題に対応すべく,担当起草者において相続編の原案を作成していたが,起草委員会において合意に至らず,最終的に,相続法(2008年)の規定の多くが踏襲された。

2 相続開始から遺産の帰属までの理解の整理

前述のとおり,相続法(2008年)において存在していたいくつかの問題が起草過程において解消されないまま民法典に規定されている。

民法典において,相続の開始は被相続人の「死亡した日時から」であるとする規定があるが(568条,相続法〔2008年〕7条),起草委員会を含むラオスの法律家において,財産の承継を「相続」と理解し,承継のための手続が「死亡した日時から」開始されると理解する考えが根強くあった⁵⁹。起草委員会内で何度も議論し,少なくとも同委員会内では,財産承継手続とは離れた「相続」が死亡時に開始するという理解をもって統一したが,一般的には未だこの理解が浸透していないものと思われる。理解に混乱が生じた主たる原因として,被相続人の死亡から遺産分割までの遺産の帰属状態に係る規定が存在しなかったことが考えられるが(日本民法898条「相

⁵⁵ 日本法と異なり,遺言によって法定相続人以外の者を相続人とすることができる。もっとも遺言が作成されることは稀であり法定相続が中心である(西・前掲注16〔122頁〕)。

⁵⁶ 592条において被相続人の子の数によって処分可能割合が変わる点は,伝統的なロシア・ベトナム法等ではなく,フランス法の遺留分制度に近い(西・前掲注16〔123頁〕)。

⁵⁷ 「相続権の喪失」は,日本法における相続欠格及び推定相続人の廃除にあたる規定である。

⁵⁸ 西・前掲注16〔123頁〕。

⁵⁹ 石岡修元長期派遣専門家作成メモ(2017年6月)によれば,1990年相続法が2008年に改正される際にかかる理解が定着したようである。

続財産の共有」参照)、民法典においても同規定は置かれていない⁶⁰。

また、民法典では、相続債務は積極財産の範囲で負担する旨規定され(625条1項)、日本法における限定承認が原則形態になっているように読めるが⁶¹、他方で、相続債務の処理が終わった後に遺産を分割する旨の規定もあり(570条)、両者の関係が明らかでない⁶²。相続の承認に関する議論と遺産の分割・承継に関する議論とを混同している可能性がある。

以上のような概念の理解に混乱がみられる状況において、将来における民法典の改正に向けさらに理論研究を深め、統一的な理解に基づく相続編が整理されるように準備する必要がある。

3 被相続人を表す用語の不統一

民法典において被相続人を表す用語は、被相続人死亡前において「物の所有者」、死亡後において「遺産所有者」が使われている(相続法〔2008年〕も同様。)。起草委員によれば、死亡前においては「遺産」を観念できないが、死亡によって物が「遺産」に変わるため、二つの語を使い分けているとのことである⁶³。これらに関しては、定義規定もなく明確性を欠くことから、日本側の提案を受けて「遺産所有者」に用語が統一されたこともあったが、ラオス国内においては両用語の使い分けについての理解が浸透していることなどを理由に再び二つの語に分けられた⁶⁴。少なくとも国外の者がラオス民法典を参照した場合に非常に理解しづらい用法であると考えられる。

第9 最終条項(第9編)

第9編は、629条「執行機関」と630条「発効」の2か条のみである。

629条1項は、政府、裁判所及び検察院が民法典を執行する旨規定している。この点、これらの機関が執行を「監督」する旨の規定を加えることも検討されたが、私法である民法典に相応しくないとの理由で採用されなかった⁶⁵。

630条1項は、国家主席令の発布から1年(365日)が経過した後に民法典が発効することを規定している。同条2項は、民法典発効前においては、法律で定めがある場合を除き、その法律行為が成立した当時の関係法が適用される旨規定している。同条3項は、民法典は、「契約内外債務法、家族法、所有権法、担保取引法、相続法及びそ

⁶⁰ その他の混乱の原因として、「相続」を示す「スープトート(ムーンモラドック)」との用語が財産の「承継」を示す際にも用いられる語であることや、相続の開始が死亡時「から」であるとの規定が死亡時「以降に」において相続(承継)が始まるものと読めることにあったと考えられる。

⁶¹ この点は伝統的なロシア法と同様である(西・前掲注16〔123頁〕)。

⁶² 民法AGによるコメント(2018年2月)。

⁶³ ダウソン元国民議会法務委員会委員長による説明(石岡修元長期派遣専門家作成メモ(2017年6月))。

⁶⁴ 民法AGが参加しての起草委員会との協議(2018年3月本邦研修)において両用語を統一するも、国民議会常務委員会と起草委員会との協議(2018年11月)におけるサムスック副大臣の発言により再び従前の用法に戻された。

⁶⁵ 起草委員会内協議(2017年6月タラート)。

の他の法律の条文で関係する民事の特徴を持つものに代える」旨規定している。「その他の法律の条文」には、例えば、民事訴訟法（2012年）の行為能力限定・喪失者に関する規定（同法334条以下）や失踪宣告・死亡宣告（同法337条以下）に関する規定を含むとされるが⁶⁶、この点整理される必要がある。

⁶⁶ 民法AGが参加しての起草委員会等との協議（2019年3月本邦研修）。

ラオス民法典（2018年12月6日成立）目次**第1編 総則**

第1章 目的及び民法典適用の範囲

(1条-7条)

第2章 民法典における基本原則

(8条-14条)

第3章 法律行為 (15条-30条)

第4章 代理 (31条-42条)

第5章 期間 (43条-48条)

第6章 時効

A 時効 (49条-56条)

B 時効の計算 (57条-58条)

C 時効の停止、中断及び終了

(59条-62条)

第2編 人及び法人

第1章 人

A 人の権利能力 (63条-64条)

B 人格権 (65条-66条)

C 人の行為能力 (67条-77条)

D 行為能力を限定された者又は喪失した者の後見 (78条-84条)

E 住所 (85条-91条)

F 失踪及び裁判所の判決による死亡 (92条-101条)

第2章 法人

A 一般原則 (102条-120条)

B 協会 (121条-129条)

C 財団 (130条-136条)

第3編 家族

第1章 一般原則 (137条-144条)

第2章 婚約及び婚姻申込(145条-149条)

第3章 婚姻

A 婚姻の要件及びルール

(150条-153条)

B 外国に関係する婚姻(154条-157条)

C 無効な婚姻 (158条-160条)

第4章 夫婦間の関係 (161条-165条)

第5章 夫婦の財産 (166条-169条)

第6章 夫婦の終了 (170条-193条)

A 離婚 (171条-182条)

B 外国に関係する離婚(183条-187条)

C 死亡 (188条-190条)

D 夫婦関係終了の効果及びよりもどし (191条-193条)

第7章 父母と子の関係

A 実子 (194条-198条)

B 養子 (199条-206条)

C 外国籍の者による養子縁組 (207条-212条)

D 継子 (213条-214条)

第8章 父母及び子の権利および義務

(215条-221条)

第9章 未成年後見人の選任

(222条-226条)

第4編 物、所有権及び物に対するその他の権利

第1章 物 (227条-234条)

第2章 占有 (235条-248条)

第3章 所有権 (249条-260条)

A 占有権 (251条-253条)

B 使用权 (254条-256条)

C 収益権 (257条)

D 処分権 (258条-260条)

第4章 所有権の形態 (261条-279条)

A 国家所有権 (262条-267条)

B 集団所有権 (268条-271条)

C 自営所有権 (272条-273条)

D 民間所有権 (274条-279条)

第5章 共同所有権 (280条-291条)

第6章 所有権の取得 (292条-314条)

第7章 所有権の終了 (315条-319条)

第8章 所有権の使用範囲(320条-332条)

第9章 所有権の保護(333条-338条)

第10章 地役権 (339条-349条)

第11章 地上権 (350条-361条)

第5編 契約内債務

- 第1章 一般原則 (362条-363条)
- 第2章 契約の締結 (364条-375条)
- 第3章 無効契約 (376条-377条)
- 第4章 契約の履行 (378条-387条)
- 第5章 契約の履行を確保する措置
(388条-390条)
- 第6章 契約不履行 (391条-397条)
- 第7章 契約の変更・解除及び終了
(398条-400条)
- 第8章 債権者及び債務者の変更
(401条-403条)
- 第9章 第三者への契約の効力
(404条-405条)
- 第10章 契約の種類
 - A 売買契約 (406条-410条)
 - B 交換契約 (411条-413条)
 - C サオスー契約 (414条-417条)
 - D 贈与契約 (418条-423条)
 - E 負担付贈与契約 (424条-426条)
 - F 買戻特約付売買契約 (427条-429条)
 - G 消費貸借契約 (430条-431条)
 - H 使用貸借契約 (432条-433条)
 - I 賃貸借契約 (434条-438条)
 - J コンセッション契約 (439条-440条)
 - K 寄託契約 (441条-445条)
 - L 委任契約 (446条-448条)
 - M サービス契約 (449条-452条)
 - N 建築請負契約 (453条-456条)
 - O 雇用契約 (457条-459条)
 - P 運送契約 (460条-464条)
 - Q 保険契約 (465条-466条)
 - R パートナiership契約
(467条-469条)

第6編 契約外債務

- 第1章 一般原則 (470条-471条)
- 第2章 不法行為 (472条-495条)
 - A 自らの行為による不法行為の責任

(482条-485条)

- B 自らの管理下にある別の人の不法行為から、動物から又は物から生じる責任
(486条-495条)

第3章 他人に代わってする仕事(事務管理)
(496条-500条)

第4章 権利のない物又は利益の受領(不当利得) (501条-509条)

第7編 担保

- 第1章 一般原則 (510条-517条)
- 第2章 法律による担保 (518条-519条)
- 第3章 契約による担保 (520条-561条)
 - A 質 (526条-545条)
 - A1 動産による質 (528条-534条)
 - A2 不動産による質 (535条-539条)
 - A3 権利による質 (540条-545条)
 - B 抵当 (546条-555条)
 - B1 不動産による抵当
(548条-551条)
 - B2 動産による抵当 (552条-555条)
 - C 他人又は法人による担保(保証)
(556条-561条)

第4章 担保登記 (562条-564条)

第8編 相続

- 第1章 相続の原則 (565条-571条)
- 第2章 法律による相続 (572条-589条)
- 第3章 遺言による相続 (590条-605条)
- 第4章 遺産の承継、放棄、相続権の喪失
 - A 遺産の承継及び放棄 (606条-614条)
 - B 相続権の喪失 (615条-619条)
- 第5章 遺産の管理及び遺産所有者の負債
に対する相続人の責任
 - A 遺産の管理 (620条-624条)
 - B 遺産所有者の負債に対する相続人の
責任 (625条-628条)

第9編 最終条項 (629条-630条)

ラオス民事判決の改善 (ラオス民事判決に関する調査)

J I C A 長期派遣専門家

佐 竹 亮
国際協力部教官
鈴 木 一 子

1 本稿の目的

現在、ラオスにおいて、民事判決の改善に関する活動（以下「民事判決の活動」ということがあります。）が行われています。その一環として、2019年5月から同年7月にかけて、民事判決に関する現地調査を行いました。

ラオスの民事事件に関する調査は過去にも行われていますが¹、今回、新たに判明した事実もあると思われ、ラオスの現在の民事実務を知る貴重な資料になると思います。

そこで、調査に同行した佐竹と鈴木が共同で調査結果について執筆することにしました²。

2 民事判決の活動の位置付け

(1) ラオスの法整備支援プロジェクト活動は複雑化してきたので、調査結果の報告の前に、民事判決の活動がプロジェクト活動において、どのような位置付けにあるのか説明します。

(2) ラオスでは、2018年7月から2023年7月までの5年間の計画で、「法の支配発展促進プロジェクト」（以下「現行プロジェクト」といいます。）が進行中です。

現行プロジェクトは、次の3つを目標としています。

- ① 民法及び民事訴訟法に関する法理論の研究が行われ、その研究結果が取りまとめられると共に、それが法律実務家及び研究者に共有される。
- ② 刑事法分野に関する法理論の研究と実務上の問題点の分析・検討が行われ、それを基にした執務参考資料が作成されるとともに刑事手続を適切に運用するために活用され、実務家の法令等の理解が促進される。
- ③ 法学教育、法曹養成研修、継続的実務研修が相互に連携し、一貫性のあるカリキュラムが整備されるとともに、効果的な教材と教授方法が研究され、活用される。

これら3つの目標を達成するため、ラオスにおいて「民事法」、「刑事法」、「教育研

¹ 名津井吉裕「ラオス法整備支援の準備調査から得られたもの」（ICD NEWS 2010年9月号）等を参照。

² 法整備支援の世界では、日本側の担当者が2、3年で交代するのが通常である。佐竹と鈴木は、情報や知識をどのように正確に引き継いでいくべきかについて問題意識を持っている。本稿は、できるだけ詳細かつ平易な記述を心掛け、今後、法整備支援に関わる人にとってイメージしやすいものを目指した。

修改善」の3つのグループ（「サブワーキンググループ」と呼ばれます。以下「SWG」といいます。勉強会や研究会のようなものと考えるとイメージしやすい。）を作り、それぞれ活動しています。SWGの主なメンバーは、ラオスの司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院及びラオス国立大学に所属する方々です。

- (3) 前プロジェクト³において、民事と刑事の模擬事件記録教材（日本の法曹教育では通称「白表紙記録」と呼ばれるものと同じ。）が作成されたのですが、それを講義で使うラオスの実務家から「教え方のマニュアルがなく、模擬事件記録の使い方が分からない」という声が聞かれました。そのため、現行プロジェクトにおいても、日本側が模擬講義を行うなどして、当該記録の使い方も含めて、模擬事件記録教材の普及に努めています。

なぜ模擬事件記録教材の使い方が分からないのだろうか。使い方が分からないとはどういうことだろうか・・・これらの問いについて考えていくと、ラオスにおいては、事実認定とは何かが理解されておらず、事実認定の理論や手法が発展していないのではないかと、との問題意識が浮かび上がりました。そこで、現行プロジェクトにおいては、民事と刑事の双方の分野で事実認定を大きなテーマの1つとして扱うことになりました。

- (4) 事実認定は、最終的には判決における手法であり、事実認定と判決は密接な関係にあります。民事に関しては、ラオスでは、2003年5月から2007年5月まで実施された「ラオス法整備支援プロジェクト」⁴において、民事判決を書くためのマニュアル（日本の裁判官が使う「民事判決起案の手引き」のようなもの。以下「民事判決書マニュアル」といいます。）が作成されました⁵。

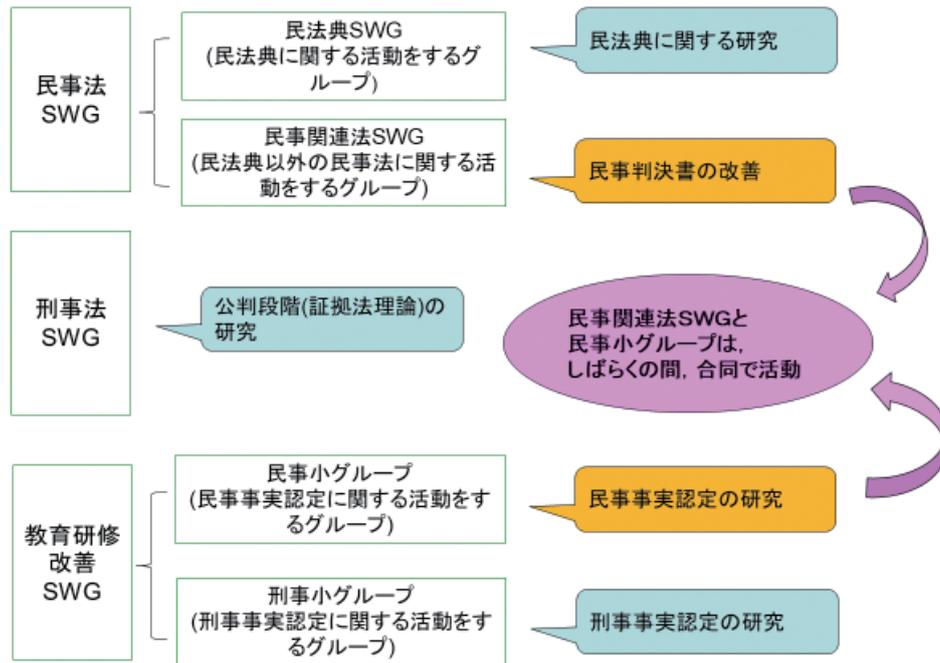
民事判決書マニュアル作成から10年以上が経過した上、ラオスの民事訴訟法は2012年に改正されて争点整理の規定等が充実しました。そうすると、現在のラオスにおける民事事実認定を考えるには、現在の民事判決書や民事実務の状況について知る必要があります。そこで、SWGの活動として、今回の調査をすることになったのです。

- (5) このような経緯等から、現行プロジェクトにおいては、SWGをさらに細分化した上、2018年11月以降、民事法SWGと教育研修改善SWGは連携して活動しています。2019年7月現在のSWGの活動を図にすると、次のようになります。

³ 2014年7月から2018年7月までの「法律人材育成強化プロジェクト・フェーズ2」。このプロジェクトの成果については、伊藤淳「『法の支配発展促進プロジェクト』が開始！～中核人材の育成からより多くの人材の育成へ～」(ICD NEWS 2018年9月号) 参照。

⁴ このプロジェクトの成果については渡部洋子「ラオス法律人材育成強化プロジェクト開始までの経緯及びプロジェクトの概要紹介」(ICD NEWS 2010年9月号) 参照。

⁵ 田中嘉寿子「ラオス法整備支援プロジェクトー民事判決書マニュアルー」、井関正裕「ラオス判決書マニュアル作成支援」(いずれもICD NEWS 2007年12月号) 参照。



3 調査の概要

(1) 調査の方法

調査の前提として、厳選したラオスの最近の民事確定判決2件（保証人による求償請求の事件と物権的返還請求の事件。以下「調査で取り上げた裁判例2件」ということがあります。）を佐竹及び鈴木において分析した上、鈴木が日本の判決様式（旧様式と新様式）に従って再起案し、ラオスの判決の問題点を具体的に把握しました。ラオスの現在の判決の例は、別紙1のとおりです。

調査は、ラオスの主要3都市において、裁判官、検察官⁶、弁護士等の司法関係者を招待してインタビューする形で行われました（以下、インタビューする側を「調査実施者」、インタビューを受ける側を「調査対象者」ということがあります。）。また、民事裁判を傍聴し、傍聴後、当該事件の合議体にインタビューしました。

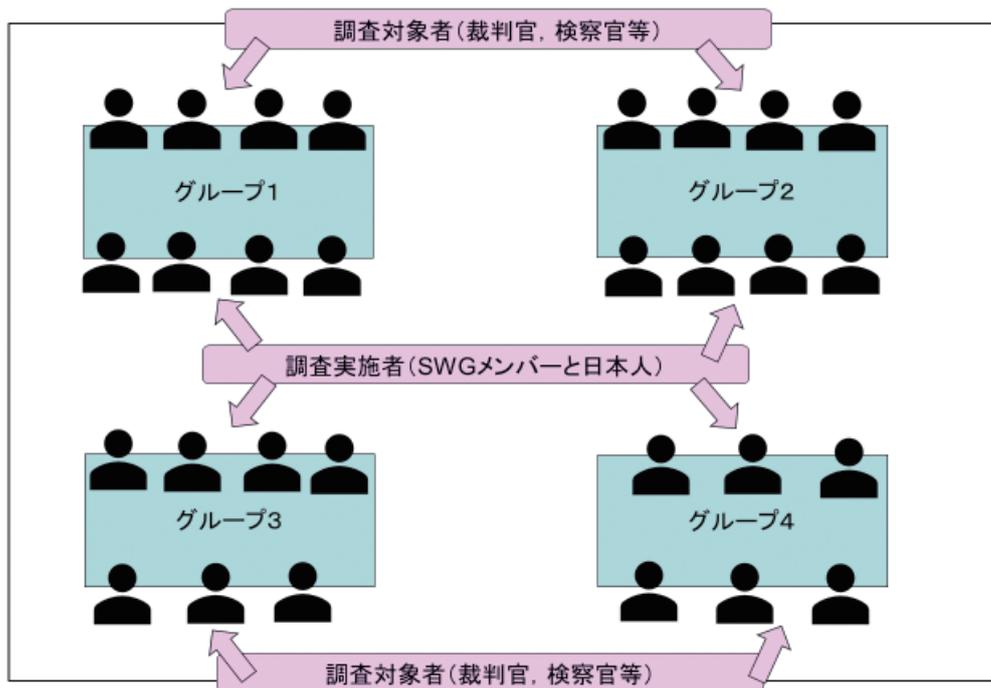
調査においては、SWGにおいて用意した基本的な質問事項（別紙2）だけでなく、自由に質問することになりました。調査に先立ち、質問事項とともに、調査で取り上げた裁判例2件も送付し、調査対象者に予め読んでもらいました。

インタビューを主に行ったのは、民事判決書の改善と民事事実認定の研究を合同で行っているSWGのメンバーです。日本側の参加者は、まず通訳を介してラオス人同士のやり取りを聞き、補足で質問をしました⁷。

インタビューは、大きな会場を借りて、調査実施者及び調査対象者が複数のグループに分かれて、グループごとに一齐に面談する形で実施しました。インタビューの様子の一例を図示すると、次のようになります。

⁶ ラオスでは、検察官も民事訴訟の期日に立ち会い、意見を述べるなどする。

⁷ SWG活動に関して、まずはラオス側の自主性に任せるというラオスの法整備支援の特徴である。



(2) ヴィエンチャン（首都）における調査の概要

ア 2019年5月2日（木）午前

イ 場所：最高裁判所会議室

ウ 調査実施者：SWGのメンバー21名，佐竹，入江克典長期派遣専門家，プロジェクトオフィススタッフ2名（1名は通訳を兼ねる）

エ 調査対象者：ヴィエンチャン首都裁判所の裁判官等裁判官合計16名，検察官合計7名

(3) ルアンパバーン（北部における主要都市）における調査の概要

ア 2019年5月23日（木）午前

農林省の会議室において，北部高等裁判所裁判官2名等裁判官合計4名，検察官3名，司法省職員2名，弁護士2名にインタビュー。

イ 同日午後

2つのグループに分かれて地区人民裁判所（第3区）と地区人民検察院（第3区）を訪問し，それぞれ裁判官と検察官等にインタビュー。日本側は，地区人民裁判所に参加した。地区人民裁判所における調査対象者は，同裁判所副所長，裁判官等合計10名

ウ 2019年5月24日（金）午前

県裁判所において，第1審の裁判を傍聴⁸。その後，担当裁判官らにインタビュー。調査対象者は同裁判所裁判官等合計9名

エ 調査実施者は，両日ともSWGメンバー13名，佐竹，鈴木，プロジェクトオフィ

⁸ 傍聴した裁判の内容は，別紙3参照

スタッフ2名，通訳

(4) チャンパーサク県パクセー（南部における主要都市）⁹における調査の概要

ア 2019年6月20日（木）午前

チャンパーサク県裁判所において，第1審の裁判を傍聴¹⁰。その後，担当裁判官等合計4名にインタビュー。

イ 同日午後

地区人民裁判所（第3区）において，同裁判所所長，同検察院長，裁判官，検察官，裁判官補，裁判所書記官等合計12名にインタビュー。

ウ 2019年6月21日（金）午前

パクセーホテルの会議室において，南部高等裁判所裁判官，チャンパーサク県裁判所裁判官，チャンパーサク県検察院検察官，弁護士等合計17名にインタビュー。

エ 調査実施者は，両日ともSWGメンバー16名，佐竹，鈴木，プロジェクトオフィススタッフ3名（1名は通訳を兼ねる）

(5) ヴィエンチャン（首都）における追加調査

ア 2019年7月23日（火）午前

ヴィエンチャン首都裁判所において民事部長（裁判官）にインタビュー。

イ 同日午後

ヴィエンチャン首都司法局副局长兼執行部長，司法省事務局等職員10人にインタビュー。

ウ 調査実施者はいずれも，佐竹，鈴木，プロジェクトオフィススタッフ1名，通訳

4 調査の結果^{11 12}

(1) ヴィエンチャンにおける調査の結果

ア 民事判決書マニュアルの利用状況について

- ・新人の裁判官1名を除く裁判官は，判決作成のために利用している人が多い。
- ・判決書の書き方を示す基本のマニュアルとして評価する（同意見多数）。
- ・2006年以降，民事判決書マニュアルの存在を認識していない裁判官がいる。
- ・民事判決書マニュアルに関する研修を受講した経験の有無や教育レベルによって，民事判決書マニュアルを深く理解できていない者がいる。

⁹ 観光地としてはルアンパバーンの方が有名だが，パクセーは発展のスピードが著しく，ヴィエンチャンに次いで第2の都市と言われているようである。しかし，パクセーは素朴な田舎町という感じで，都市化が進むヴィエンチャンと地方都市との格差が大きいと感じた。

¹⁰ 傍聴した裁判の内容は，別紙4参照

¹¹ ここに記載したものは佐竹と鈴木が聞き取った限度であり，他のSWGメンバーが聴取した内容は整理中であるが，SWGメンバーの話聞く限り，他のグループの調査結果も概ね同じ内容と思われた。

¹² 調査結果については箇条書きで端的に記載し，調査結果の評価は「5 調査結果の分析」の項目で行うことにした。ただし，特に重要と思われる点は，太字にした。特に誰が発言したか重要な点については，箇条書きの末尾に（裁判官）などと記載した。

イ その他の執務資料について

- ・判決起案の際、民事判決書マニュアル以外に参考にしているのは、ラオスの裁判所の研修所¹³が作成した判決起案のためのマニュアル（以下、「裁判研修所マニュアル」という。）、最高裁判所の通達、証拠に関するQ&A集及び過去の判決書である。
- ・証拠に関するQ&A集は、証拠の検討方法について最高裁が解説したものである¹⁴。
- ・民事判決書マニュアル作成後、法令が改正された部分については、法令を直接参照している。

ウ 民事判決書マニュアルの改善点等について

- ・条文が古いので、法令の改正に対応して欲しい。
- ・記載されている判決記載例の数が十分でない。民事や商事事件等の様々な種類の記載例を追加して欲しい。
- ・判断の部（ヴィニッサイ）¹⁵の書き方について、もっと詳細に説明して欲しい。
- ・現在の判決は、法令と異なっている。実務と法令を適合させるためには、判断の部（ヴィニッサイ）のみならず、判決全体の構成を見直す必要がある。
- ・裁判費用の定め方の説明を追加して欲しい。
- ・改訂版は多く印刷して普及して欲しい。

エ 争点整理について

- ・原則として、担当者が原告の請求を確認して裁判官に対して当該事案の争点は何か提案する。しかし、実際には、原告の請求が大まかであって明確でないことがあり、裁判官に何を検討して欲しいか分からないことがある。
- ・裁判官は、請求の問題点や被告が認めている点と否定している点はどこかを把握しなければならない。
- ・原告の主張を被告が認めた場合、その点は争点としない。原告の主張を被告が否定した場合には争点とする。その後、裁判官はその争点を解決するために証拠を探す。つまり、争点とは当事者の意見が一致しない事項であり、裁判官は事実を見つけるために証拠を探して争点について証明する。
- ・原告の請求と被告の自白（認諾）¹⁶は、以下のように整理できる。（裁判官）
 - ① 被告が、原告の請求全てについて自白（認諾）した場合、判決でなく和解¹⁷で終了させるため、当事者を呼び出すことができる。そこで終了させることが

¹³ ラオスでは、2015年以降、日本の司法研修所をモデルにした法曹三者の統一的な法曹養成が行われているが、日本と同様、裁判所と検察庁は、それぞれ独自の研修所も有している。

¹⁴ 内容は未確認である。

¹⁵ 日本でいう判決理由のようなもの。別紙1参照。

¹⁶ 「認諾」と「自白」に同じラオス語が使用されている。民訴法177, 178条参照。

¹⁷ 「和解」と「調停」の区別はなく、同じラオス語が使用されている。本稿では分かりやすさを優先して、適宜、訳す。

できない場合には、裁判所は証拠を探すことなくその事件の判決を行う。

② 被告が、原告の請求（主張）の一部について自白した場合、どの点を自白したか確認しなければならず、自白されていない部分に集中し、その問題解決のための証拠を探し、証明する。

③ 被告が、原告の請求（主張）について、いずれも自白しなかった場合、原告に対し、請求の根拠となるような証拠を示すように求める。裁判所は、争点について、証拠があるものはどれか分析し、法令に基づいて検討する。

- ・争点の特定については、明白な証拠があれば分かりやすくなる。例えば、売買契約の証拠は明確なことが多いので分かりやすい。まず証拠を見て争点を決定していくが、争点を決めることは難しい。（裁判官、検察官）

オ 証拠の収集、判断について

- ・原則として当事者が証拠を提出し¹⁸、必要に応じて裁判官が証拠を収集するため、証拠が不十分であることが多く、問題となる。書証が不十分である場合は、証言及び当事者の陳述に基づくことになる。また、事実と証拠が矛盾していたり、証拠隠滅されたり、証拠の保存状態が悪いことがある。さらに、証拠を探すことについて関係機関が協力してくれなかったり、担当者が異動してしまっていることがある。
- ・第1審において証拠について判断したところ、控訴審で別の判断がされることもある。その際に、争点も変更されることがある。
- ・民事判決書マニュアルには、証拠をどのように検討すれば良いか明確に記載して欲しい。また、証拠が足りない時にどのように審理を進め、判断していくかについても明確に記載して欲しい。（裁判官）
- ・上訴審から差戻しがされる場合、第1審で証拠の判断方法が分からなかったことが原因であることが多い（同意見複数）。（裁判官）
- ・証拠が控訴審になって提出されることがあり、そういった場合に、第1審の判断が正しくないと言われてしまう。一方で、裁判所で証拠収集に時間をかけているとその分、審理が遅くなってしまう。（裁判官）
- ・全ての契約には公証がされなければならないとされている¹⁹が、実際には公証されていないものが多い。
- ・証拠について原本ではなく写しで提出されることがあり、証拠として写しが利用できるか見解が統一していない²⁰。証拠として認められるための基準が定まっていない点が問題である。（検察官）

¹⁸ 民訴法191条2項

¹⁹ 契約内外債務法15条5項

²⁰ この点については、2012年民訴法改正により、民訴法103条2項が新設され、「裁判所に提示する証拠は原本である必要があり、原本がない場合、若しくは原本を裁判所に提示することが困難である場合、その複製、写真その他の方法の証明を行い、裁判所に提示することができる」とされている。

カ その他の判決の改善点等について

- ・判断の部（ヴィニッサイ）の検討順序が正しくないものがある。
- ・当事者が証拠を提出しなかったなどの理由により、徹底的に証拠収集できておらず、判決書に正しく記載されていない。
- ・判断の部（ヴィニッサイ）の最後にまとめて条文が記載されているが、分かりにくい。条文の記載の仕方が分からない。
- ・判断の部（ヴィニッサイ）と結論の部²¹の内容が同じではないことがある。（検察官）

キ その他

- ・ヴィエンチャン首都裁判所で多い事件の類型としては、売買契約か消費貸借契約のどちらであるかの問題²²、契約違反の問題、遺産の問題等である。（裁判官）
- ・ヴィエンチャン首都裁判所第3区では、2018年の事件数は253件であった。そのうち、最高裁から確認され地区人民裁判所に差し戻されたものが66件あった。その理由としては、法令に適合していない、形式的なミス、事実認定の内容の誤りであるということであった。
- ・調査で取り上げた裁判例2件のうち1件の事件名は「消費貸借契約及び売買契約」と記載されているが、どちらか一方に特定すべきである。また、事件名は売買契約と記載されているにも関わらず、争点はそうではないことがある。（裁判官）
- ・外国人が当事者となる事件では、証拠が翻訳されないまま提出されることがあり、対応が難しい。（裁判官）
- ・第1審を担当する裁判官は新人が多く、経験ある裁判官は最高裁に異動してしまう。第1審裁判所には執務の参考にできる資料が少なく、新しい情報もなかなか入ってこないため、もっと研修をして欲しい。²³（裁判官）

(2) ルアンパバーンにおける調査結果（5月23日午前）

ア 民事判決書マニュアルの利用状況について

- ・今までも、現在も利用して判決を書いている（裁判官2名）。
- ・内容は充実しているが、人によって理解度が異なり、そのために判決書の内容に差が出ているのではないか。
- ・検察官と弁護士には配付されていない。

イ その他の執務資料について

- ・民事判決書マニュアル以外に参考にしているのは、裁判研修所マニュアル及び最高裁判所の通達である（同意見多数）。

²¹ 日本でいう主文。別紙1参照。

²² 日本でいう譲渡担保の問題だと思われる。

²³ そもそも地区人民裁判所の裁判官が研修に呼ばれることが珍しいという話であった。なお、裁判官は4つの級に分類されており（4級が一番高い）、昇格するための基準（必要な経験年数等）が級毎に定められている（裁判官法8, 12, 13条）

ウ 民事判決書マニュアルの改善点等について

- ・法令の改正に対応して欲しい。
- ・紛争の種類毎に記載例を載せて欲しい（記載例が掲載されていない箇所については、判決を作成する自信がない）。（裁判官）
- ・利息や遅延損害金の計算方法を記載して欲しい。当事者本人が、検察官に対し、「利息の計算結果が分かりにくい」と言ってくることがある。
- ・支払うべき税金額については計算の根拠も明らかにした方がよい。
- ・判決に条文を記載する場合には条文番号のみではなく条文の重要な内容についても記載した方がよい。
- ・判決の記載が分かりにくい点がある。判決が分かりやすくなるように工夫して欲しい。
- ・事件の内容（ヌアーカディ）と判断の部（ヴィニツサイ）について、よく分からない用語が使われていたり、書き方が明確でない場合がある。（司法省判決執行局職員）

エ 判決書の改善点等について

- ・主文が明確でないことから、執行が難しい。あるいは、被告が支払うべき金額として低額であって妥当でない主文がある。実情に合った判決を下すべきである。（司法省判決執行局職員）
- ・訴訟手続中に一部和解した場合、どの部分について和解したか判決に記載されておらず誤解を招きやすいことから、和解した部分について判決書に記載すべきである。（検察官）
- ・判決が適切かどうかについては上訴審がチェックしている。これまで上訴審で結論が覆された事件は少ないから、判決は概ね適切だと思う。（裁判官）
- ・判決は、民事訴訟法に従っており適法である。（弁護士）

オ 争点整理について

- ・訴状と答弁書だけでは当事者の主張を理解するのに十分でないため、当事者が自白したと思われる事実についても意見を聴取している。（検察官）

カ 民事事件要約書²⁴や判決書作成の流れなど

- ・判決書作成の流れについては以下のとおりである²⁵。

① 民事事件要約書と判決書を起案するのは、裁判官、裁判官補だけでなく、法

²⁴ 民訴法193条「当事者の取調べ及び調停を行ったのち、事件を担当する裁判官は、行われた手続、事件にかかる出来事、事件における争点、各争点を形成する証拠をまとめた事件の概要報告を書面で作成しなければならず、もって対応する人民検察院に報告」する。

²⁵ 回答者によれば、北部の当該小規模の裁判所は人手不足のために相談する相手がないため、意見交換会を開く手法を採っているそうである。他の小規模裁判所も同様の流れを採っているかは不明である。

曹資格の無い専門職員²⁶の場合もある。起案担当者が合議体の構成員である必要は無い。

- ② 担当者において概ね5割以上、心証が形成された段階で、当該担当者が民事事件要約書と判決書の草案を作成した後、当該事件の担当合議体が当該各起案を確認する。
- ③ その後、週に1回、開催される裁判所全体の意見交換会²⁷において検討し、当該事件が弁論を開くのに十分か裁判官の多数決で決定する。担当合議体が異なる心証を抱いていたとしても、担当合議体は多数決の結果に従う。
- ④ 多数の意見により弁論を開くのに十分と判断された場合には、民事事件要約書を作成し、担当の検察院に送付する。民事事件要約書を作成する時点において、判決書の9割は作成できる状態まで心証を形成する必要がある。この心証に満たない事件では、まだ民事事件要約書を作成しない。
- ⑤ 判決は、草案（メモ）に基づいて、弁論後、即日、言い渡す。審理の際に新たな事情が判明した場合には、判決書草案を変更した上、判決を言い渡す。
- ⑥ 当事者や検察官が判決に対して不服がありそうな場合、控訴申立てができるような判決メモを当事者や検察官に交付し、不服申立てを検討してもらう。
- ⑦ 判決言渡し後、法律の規定に従い、20日以内に当事者に渡せるように判決書の原本を完成させる²⁸。

・Q：「結論について不明な状態」になったことはあるか。（鈴木）

A：ない。（上記の）意見交換会に付すので、結論は多数決で出せる。（裁判官）

キ 証拠の収集・判断について

- ・証拠が十分に揃っていない場合や重要な証人が出廷できない場合には、弁論期日（尋問）を開かず、延期する²⁹。期日の延期は法定の期間内³⁰であれば、何回してもよい。期日を延期しても証拠が揃わなかったというケースはあまりない。審理して良いかは、（前記の）意見交換会の多数決で決まる。（裁判官）

²⁶ 裁判所法によれば、専門職員としては、裁判所書記官（裁判所法3条1項12号）、技術職員（裁判所法45条等）が考えられる。なお、法律上、裁判官補には、「裁判所の初審判決文、控訴審判決文の作成において裁判官を輔佐する」権利と義務（裁判所法43条1項5号）が規定されているが、裁判所書記官、技術職員については規定されていない。

²⁷ 回答者によれば、意見交換会は法律上の規定によるものではなく、最高裁の通達又は内部の取決めによって実施しているとのことである。

²⁸ 民訴法250条「判決を下した第一審裁判所は、判決を下した日から20日以内に、判決正本の作成を完了させなければならない。」

²⁹ 民訴法215条「法廷での尋問は、当事者のいずれかが、召喚状を受け取っていないため若しくは裁判所において信用することができる確かな理由によって、期日に参加しないとき、新たに証拠を請求する必要があるとき又は当該事件を検討するうえで重要な事件参加者が期日に出席していないときには、延期される。」なお、ラオス民訴法では「尋問」と「弁論」を同趣旨で使用している場合があるように思える。

³⁰ 民訴法30条「事件の調査及び判決は、以下の期間内に手続及び検討を完了しなければならない。」「第一審は、裁判官が事件記録を受け取った日から9ヶ月」、「控訴審は、裁判官が事件記録を受け取った日から4ヶ月」

- ・期日を延期して調査しても十分な証拠が揃わなかった場合には原告の請求は認容されない。しかし、このように証拠が揃わないことは滅多にない。(検察官)
- ・どういう証拠に基づいて事実認定されるのか判断できないため明確にして欲しい。(弁護士)

ク その他

- ・消費貸借事件において、金銭交付の趣旨が争われた場合、貸付か贈与か、認定するのは難しい。(裁判官)
- ・消費貸借契約が目的であるのに不動産の仮装譲渡を行う事例が多く、このような事件についてどのように事実認定すべきかが課題である。現在の実務としては、契約書をチェックし、署名の有無、売買価格、周囲の不動産価格、利息の支払をしているかなどについて、天然資源環境省（登記を管轄する省。登記簿の確認のため。）、警察（刑事事件になっている場合に刑事記録の確認のため。）等と連携しながら、判断している。当事者が提出している証拠がどれほど信用できるものか関係機関に確認することもある。
- ・債権の仮装譲渡の事例も多い。
- ・離婚した後の子供の養育費の支払に関する事件において、支払義務者に対し、国家公務員の最低賃金の半額の支払を命じた判決があったが、これでは実際の扶養額に足りない。そのため、執行しても事件の解決の役に立たない。(司法省判決執行局職員)

(3) ルアンパバーンにおける調査結果（5月23日午後）

ア 民事判決書マニュアルの利用状況について

- ・裁判官全員が民事判決書マニュアルを判決書作成に利用している。(参加した裁判官全員)
- ・特に記載例について参照している。

イ 民事判決書マニュアルの改善点等について

- ・法令の改正に対応して欲しい。
- ・判決の記載例を多く入れて欲しい（追加して欲しい事例は、消費貸借契約、動物の所有権をめぐる問題）。
- ・民事判決だけでなく、令状、保全命令、調書の書式等も掲載して欲しい。
- ・判決の技術的な記載だけでなく、理論的な説明についても引き続き維持して欲しい。
- ・民事判決書マニュアルと裁判研修所マニュアルでは、記載が異なる部分があり、どちらを優先すべきか明らかにして欲しい。合議体の裁判長（決裁官）も民事判決書マニュアル派と裁判研修所マニュアル派に分かれている。決裁官によって使い分けをしている実情がある。
- ・事件の内容（ヌアーカディー）は当事者の主張を網羅しつつ、内容を要約した上で簡潔に記載すべきである。現在の実務では、それができておらず、原告と被告

の主張をそのままコピー&ペーストしているだけになっている。(調査対象者による回答ではなく、SWGメンバーによる説明)

- ・判決の記載については、最高裁からもっと簡潔にして良いという通達があればそれに従うことができる。
- ・判断の部(ヴィニツサイ)については、冒頭で事件の内容を繰り返す形で記載した上で、事件の分析を書くため、重複があり分量が多くなる。簡潔に書けるようにしてほしい。事件の内容(ヌアーカディー)で記載した内容について、判断の部(ヴィニツサイ)で繰り返す必要はないのではないか。
- ・判決において使用する書式(フォント)を統一して決めて欲しい。
- ・使用する用語が統一されていない箇所について統一して欲しい³¹。

ウ 判決書の改善点等について

- ・第3区裁判所において一番多い事件は家族関係の紛争であり、この家族関係の紛争についての事実認定はさほど難しくない。
- ・所有権の返還請求事件が多いが、実際は相続の問題であることが多い。
- ・内縁関係であって夫婦の事件といえるか、夫婦ではなく民事事件なのかを判断する事件があった。(裁判官)
- ・判決には参照条文を記載するが、場合によっては20条以上も書くことになっており無駄である。関係する条文だけ記載する方法が良い³²。
- ・条文番号だけ記載するのではなく、条文の内容も記載することが多く、その方が当事者も納得しやすい。
- ・事実認定が難しい類型としては、動物の所有権の問題がある。動物については、成長するにつれて特徴が変わっていくため誰が所有者であるかを判断することには困難が伴い、農林省の関係者に協力を依頼することがあるが、それでも個体を特定できない。例えば、1つの牛に対して、原告と被告の双方が所有権を主張することがあり、証拠が十分に無い場合があるため、このような問題を解決するための理論面を整理して欲しい。
- ・動物の所有権については、村の多数の人が言うことに裁判官が従うことが多い。ただし、2つの村があり、それぞれで意見が異なる場合にはさらに難しくなる。
(調査対象者による回答ではなく、SWGメンバーによる説明)

エ 証拠の収集・判断について

- ・火事により損害が発生した場合、農林省が責任の所在についての鑑定書を提出するが、複数の鑑定書が存在し、責任の所在について異なる結果が記載されている場合があり、どの鑑定書を信用したら良いか判断が難しい。

³¹ 例えば、「合議体の裁判長」という言葉について、判決の最初に記載する部分と最後に記載する部分において記載方法が異なっているようである。

³² 民訴法249条5項に、「関連する法律の規定を適用させる」という規定があるが、「全ての関連条文を記載する」という規定は無いと思われる。

オ 判決書作成について

- ・人手不足であり、裁判官以外の技術職員が判決起案をすることがある。起案担当者も、民事判決書マニュアルを読んでいる。

カ その他

- ・2012年民訴法改正によって実務の在り方に変更はないが、民事判決書マニュアル記載の条文がずれてしまった。

(4) ルアンパバーンにおける調査結果（5月24日午前）

- ・検察官には民事事件を監査する権限がある。しかし、検察官が不足していると、審理に参加しない場合がある。

- ・Q：検察官と裁判官の見解が一致しているように見えたが、裁判官と検察官で事前に協議を行っているのか。（佐竹）

A：法律に従って³³、可能な限り検察官が期日に出席している。裁判官と検察官で事前の打合せは行っていないが、検察官は、9割程度の割合で裁判官と同じ見解を述べる。検察官が裁判官と全く異なった意見を述べることは滅多にない。検察官が判決について不服がある場合には、判決の日から20日以内に³⁴不服を申し立てる。

- ・Q：当事者について、審理の前に呼び出して話を聞いていたのか。（佐竹）

A：訴状が提出された後、被告に答弁書を提出させた上、関係者の呼出しも行っている。場合によっては、当事者の資産を調査し、保全命令を出すこともある。基本は当事者が証拠を提出するが、3割程度は、裁判所が動いて証拠を探していると思う。本件の当事者には、数回、裁判所に来てもらっている。和解を促したが、成立しなかったので、民事事件要約書を作成した。

- ・証拠の収集について、原則として、当事者が提出するが、例えば、消費貸借契約の事件で、弁護士がついておらず当事者が法律を理解していないような場合等に、「契約書は無いですか」などと裁判所から問いかけを行うことがある。当事者が証拠にアクセスできない場合は、裁判所から命令を出して、金融機関に証拠を提出してもらうこともある。

- ・Q：間接事実（友人の証言や銀行の入出金履歴等）を積み上げて推論することはできるか。（佐竹）

A：証言の信用性は高くない。書証を補強するために証人がいる。口座から5億キープの移動があったとしても、それだけで消費貸借契約の要件を満たしたと考えることはできない。書面が無いと契約の成立を認定するのは難しい。

- ・Q：本件の判決の起案担当者は誰か。（鈴木）

A：裁判長の指導の下に、合議体に含まれない裁判官補が担当している。

- ・Q：仮に、本日の法廷において、被告が、それまで出ていなかった重要な証拠を提出した場合にはどのようなようになるか。（鈴木）

³³ 人民検察院法49条等

³⁴ 控訴期間。民訴法260、262条

A：提出された重要な証拠について原告が特に争わない場合には、そのまま公判で審理し、判決はそれを踏まえて変更する。原告が争う場合で証拠を検討するために時間が必要であれば、判決を延期する。

・重要なのは弁論の期日であって、それまでの記録の検討は、準備のためである。弁論で予定外のことが発生したら、弁論での審理を重視する。(調査対象者による回答ではなく、SWGメンバーによる説明)

・Q：被告に対し5億キープ支払えという裁判が確定した後、被告が5億キープを支払わない場合にはどうなるか。(鈴木)

A：判決確定後、司法省による執行手続に入る。財産があるのに意図的に支払わない場合には、刑法に基づき刑事罰として5億キープの支払義務が生じる。罰金が支払えない場合に刑務所に入る制度³⁵はない。支払義務者に本当にお金が無い場合には処罰することができない。

(5) パクセーにおける調査結果(6月20日午前)

・民事判決書マニュアル、裁判研修所マニュアル及び最高裁の通達の内容が統一されていないので、まとめて欲しい。

・判決の構成や形式、例えばフォントの大きさが統一されていない。

・Q：傍聴した事件について、被告が請求していないにも関わらず、本件家屋のフェンスの改築費用の支払を原告に対して命じた理由は何か。(鈴木)

A：審理の後、合議体で検討した結果、負担付贈与の場合、譲渡してしまった物を戻すのであれば、解除するのだから³⁶、費用も戻さないといけない、という意見になった。登記が原告に戻るので原告がフェンスの改築費用を負担しなければならない。

・Q：(ルアンパバーンで実施している心証を決めるための)裁判所全体の裁判官による意見交換会を行っているか。(鈴木)

A：意見交換会は行っていない。事件については原則的に合議体3人で検討し、若手から順番に意見を述べる形で評議する。証拠が足りない場合等、必要に応じて合議体以外の裁判官の意見を聞くことはある。

・事件については担当者(責任者)がいて、その担当者が判決起案をし、合議体の長が確認をして修正している。そのため、民事判決書マニュアルの普及については、裁判官、裁判官補に加えて専門職員も加えて欲しい。

³⁵ 日本でいう労役場留置があるかという意図の質問。

³⁶ 契約内外債務法50条「条件付贈与契約は、所有者が自己の財物を、受贈者が財物の引渡しを受ける前又は後に履行しなければならない合法的な条件をともなって引き渡す、財物の所有者による決定である。受贈者は、前記の条件を完全に履行した時に所有者となる。その条件を完全に履行しない場合、又は条件に従って履行することができなくなった場合は、贈与者は、契約を解除する権限を有する。」

(6) パクセーにおける調査結果（6月20日午後）

ア チャンパーサク地区人民裁判所（第3区）の概要について

- ・2年前に新設された裁判所であり，4つの郡を管轄している。職員は，所長，副所長，裁判官，裁判官補等合計13名。

イ 民事判決書マニュアルの利用状況について

- ・裁判所所長以外は見たことがない，それ故に使用したこともない。（裁判官）
- ・裁判所の研修所で研修を受けたことがあるものの民事判決書マニュアルを見たことはない。判決を書く際には過去の判決を参考にしている。過去の判決は，裁判所書記官が判決をコピーして保管しているので，そこから探す。（10年以上の経験がある裁判官）
- ・裁判所の研修所で研修を受けたことがあるものの，民事判決書マニュアルを見たことがない。判決を書く際には，他の裁判官が書いた過去の判決を入手する又は裁判所の研修所からもらった資料を参考にしている。過去の判決は，書き方が統一されておらず，裁判官によって個性があると感じる。見習うべきものかは分からない。（裁判官補）
- ・民事判決書マニュアルは検察院にも置いてある。それを参照するかどうかは個人の問題ではないか。（検察院長）

ウ 民事判決書マニュアルの改善点等について（当該調査においては，そもそも民事判決書マニュアルを見たことがない者が多数であったため，執務参考資料としてどのようなマニュアルが必要かという点から）

- ・過去の判決をいちいち探すことが大変であるため，類型別に具体的な書き方を多く入れ，一冊にまとめて一覧性の高いものにして欲しい。
- ・過去の判決を参考にする場合，人によって書き方が異なり形式面も統一されていないので，統一されたフォーマットを利用したい。
- ・判決書の構成として，事件の内容（ヌアーカディ）と判断の部（ヴィニッサイ）とで重複する部分が多く，判断の部（ヴィニッサイ）においては，できる限り要約をするように心がけている。（裁判官，検察官）
- ・「したがって」という表現が多すぎる。最後に1回だけ使用すべき。
- ・事件の内容（ヌアーカディ）は訴状と答弁書に基づいて作成されているようであるが，説明文が多すぎて分かりにくい部分が多い。条文にも重複が見られるため改善すべきである。（検察官）
- ・当事者に証拠を提出させる技術が重要である。例えば，相続の事件においては，内容を検討するプロセスに加えて，当事者に証拠を提出させるための質問の仕方，技術について記載して欲しい。（裁判官）
- ・登記を紛失した場合，それに代わる証明書を裁判所が発行している³⁷が，その事

³⁷ 民訴法330条，343条～「土地登記証を紛失したことの確認を求める申立て」。非訟手続である。

件類型についてもフォーマットを用意して欲しい。

- ・民事判決書マニュアルを改訂した後は、ぜひ全国に普及して欲しい。

エ 判決書の改善点等について

- ・多い事件類型は、土地の相続に関する事件、消費貸借契約の事件。相続については当事者や証人が協力してくれないことが多いため、困難な事件が多い。(裁判所長)
- ・売買の事件も多い。難しいと感じる事件は、動物の所有権に関する事件(牛と水牛の事件がほとんど。)や相続の事件。動物の所有権については証拠が不十分でありどのように判断すれば良いか分からない。相続については当事者が証拠を隠していることが多く、また、証言を信用できるか分からないなど、証拠の評価の仕方が難しい。民事判決書マニュアル改訂版には、動物の所有権と相続の事例を入れて欲しい。(若手の裁判官)
- ・事件の担当者は、事件ファイルを検討して書面にまとめ合議体に対して事件内容を説明する。証拠が足りなければ、再び記録を担当者に渡して証拠を探してもらう。
- ・裁判官が不足している。起案については裁判官補が担当していることが多い。
- ・裁判官の数が少ないので判決をする前に合議体以外に相談することもある。

オ その他

- ・検察官の意見書についても、能力や技術により人によって書き方が様々である。通常は事件の流れに従って当事者の主張をまとめ、条文を提示して終了となるが、それも経験によって異なる。民事判決書マニュアルに類型別の記載例があれば検察官にとっても参考になる。(検察官)
- ・人証より書証の方が証拠の重みがある。(裁判官)
- ・民事事件では、書証の方が基本の証拠。相続では遺言など書類が最も重要。刑事事件では、証人の方が重みのある証拠だと思う。(検察官)

(7) パクセーにおける調査結果(6月21日午前)

ア 民事判決書マニュアルの利用状況について

- ・判決書作成に利用してきた。(裁判官3名)
- ・現在、裁判所の研修所では裁判研修所マニュアルを使って判決について教えており、若手は民事判決書マニュアルを使った研修を受けていない。民事判決書マニュアル改訂後は、全国で改訂版を使用した研修を受けられるように普及して欲しい。

イ その他の執務資料について

- ・民事判決書マニュアル以外に参考として利用している執務資料としては、裁判研修所マニュアル及び最高裁判所の通達である。

ウ 民事判決書マニュアルの改善点等について

- ・民事判決書マニュアルと裁判研修所マニュアルについては、どちらも利用されて

- いるが、フォントのサイズの指定、数字の書き方等形式面が統一されていない。
- ・会社の種類（株式会社、合弁会社等）、代理人がいる場合の記載方法、当事者の法廷への出席の有無による記載方法の違いなどについて、書き方を統一して欲しい。
- ・内閣府が原稿の余白の広さ（左から何センチ、上から何センチ）などスペースの決まりまで記載したマニュアルを作成しているが、判決書についても同じようなマニュアルを作って欲しい。
- ・民事判決書マニュアルにおいては、各参考資料の矛盾点を調整した上で通達の内容をまとめて取り入れて欲しい。

エ 判決書の改善点等について

- ・判決書に条文を記載する場合には、一般市民が読んでも分かるようにするため条文の番号だけでなく条文の内容も記載すべきである。
- ・事件のまとめ（事件の内容、ヌアーカディ）が長すぎることもある。
- ・判断の部（ヴィニッサイ）については、より細かな説明を記載すべきであるが、現在の説明は読み手を混乱させ分かりにくい、争点が何か読んでも分からない、事実認定の流れが分からないといった問題がある。どのように事実認定をするか流れを明確にすべきである。
- ・事件の内容（ヌアーカディ）においては、当事者の請求に基づき流れを説明するだけでなく、法律に基づいて争点まで決定する必要がある。それを前提にして判断の部（ヴィニッサイ）において証拠を示して解決をする必要がある。
- ・「裁判官の意見があれば、判断の部（ヴィニッサイ）に詳しく書いても良い」とマニュアルに明示して欲しい。（裁判官）
- ・判断の部（ヴィニッサイ）と結論にそごがあったり、論理的につながっていない。
- ・訴訟費用の記載の仕方が分からない。
- ・事件名の書き方が統一されていない。

オ 訴状の受付から判決起案までについて（チャンパーサク県裁判所の場合）

- ・流れは、以下のとおりである。
 - ① 原告が訴状を提出する際に、書記官は、訴状の様式は合っているか、請求の目的や内容は明確か、証拠として何があるかなどについて、1人で確認する³⁸。
 - ② 書記官は、証拠が足りない場合には、原告に対し追加で証拠を収集するよう助言し、法的主張になるように主張についても助言する。
 - ③ 書記官の助言を受けて原告が訴状を修正して再提出した場合には、裁判所長が訴状を確認し、受理するかどうか決定する。
 - ④ 訴状を受理した後は、民事事件の場合には事件を民事部長（裁判官）に渡し、

³⁸ 民訴法59条「書記官は、訴訟手続において・・・訴状、答弁書、反訴状、控訴状、破棄申立書及びその他の事件に関する書類を受領し審査する」。

民事部長が配点（誰が担当裁判官になるか）を決定する。

⑤ その後、事件ファイルの担当者（ここでは、書記官という説明）が判決起案をし、合議体の長に提出する。

⑥ 合議体の長は判決起案にペンなどで訂正を入れ、それをもとに再修正して問題なければ、合議体から署名をもらう。

・書記官は、訴状受付についての研修を受けている。

カ 争点整理について

・被告が認めている事実については証拠を収集する必要がない。証拠に基づいて判断する必要がない場合には簡潔な記載で足りる。例えば、消費貸借事件において、被告が事実を認めており、ただお金が無くて支払えないだけというような場合には、和解をすすめ、どのタイミングでいくら払えるかという内容で話し合いを進めていく。（裁判官）

キ 証拠の収集・判断について

・Q：訴訟において、文書が全く無い場合に証言のみで事実を認めることがあるか。（佐竹）

A：ラオスでは書証がほとんどないので、証人のみで認定せざるを得ないことがある。しかし、証言よりもメッセージの履歴等の間接証拠の方が重要な証拠である。（裁判官）

・文書について、村長のサインがある場合とない場合があるが、村長のサインがあっても当事者片方のサインがなければ意味がない。基本的に確認するのは、当事者双方のサインがあるかどうか。

・ラオスにおいてはDNA鑑定をできる場所がなく、鑑定が必要な事件であっても、間接事実を集めて判断している。

ク その他

・チャンパーサック県の事件類型で多いのは、土地の所有権の問題、消費貸借、銀行が請求する事件。事実認定が難しいのは、相続の事件と所有権の事件。

・判決に記載する「事件名」は、重要であり、争点の特定と事実認定をした後で担当者が事件名を提案し、所長が決定する。事件名を決めた後で、証拠をさらに集めて事件名を変更することもある。

・Q：土地の所有権に関する争いについて、原告が登記の抹消を求める場合と土地の明渡しを求める場合があるが、原告が登記の抹消のみを求めている場合に、それを尊重した判決を書くか。（鈴木）

A：原告が訴状において登記の抹消を求めていたとしても、争いは土地の所有権の有無であるので、登記抹消と明渡しどちらも判断する。（裁判官）

A：原告が求めていることは登記の抹消だけであるのでそれを尊重し、それ以外の判断はしない。（上記回答者とは別の裁判官）

(8) ヴィエンチャンにおける追加調査結果（7月23日午前）

ア 民事判決書マニュアルの利用状況について

- ・判決作成の際に参照している。民事判決書マニュアルのおかげで、昔に比べたら判決は良くなっている。

イ その他の執務資料について

- ・確定判決を参照している。

ウ 民事判決書マニュアルの改善点等について

- ・民訴法等の法改正に対応してほしい。

エ 判決起案等の流れについて（ヴィエンチャン首都裁判所の場合）

- ・流れは次のとおりである。

- ① 判決起案は、専門職員（法曹資格者ではない）又は裁判官補が行う。書記官は事件の中身を十分把握していないので判決起案をすることはない。
- ② 毎週、開催される検討会において、合議体、裁判所副長官、担当の裁判官補及び担当の専門職員が参加し、係属事件について多数決を行い、結論を決める。意見がちょうど5：5に分かれたときは結論を出さず、弁論を開いてから、再度、検討会を開く。
- ③ 弁論期日の前に起案担当者が民事事件要約書を作成し、第1審では検察院に送付し、検察官は期日に出席して意見を述べる。控訴審の場合、民事事件要約書とともに事件記録も検察院に送付し、検察官は書面において意見を述べる。
- ④ 弁論期日の前に、民事事件要約書と並行して、判決草案の事件の内容（ヌアカディ）までは起案する。期日において新たな証拠等が出るかもしれないので、判断の部（ヴィニツサイ）と主文は、期日後に作成する。
- ⑤ 弁論を開くまでに、心証は8割方、形成されている。
- ⑥ 合議体の裁判長は、民事事件要約書及び判決草案にペンを入れて修正する。
- ⑦ 判決後、判決原本を作成する。書記官は、判決原本を司法省執行局に送付する前に誤字チェックをする。

オ 判決書の改善点等について

- ・判決起案担当者は、公判を傍聴しないで事件記録のみを見て起案するので、弁論期日で提出された新たな証拠等を把握できないという問題がある。
- ・判決起案担当者が民事判決書マニュアルを十分に読んでいないことがある。

カ 職員採用のプロセスについて

- ・専門職員から書記官になったり裁判官補になったりし、裁判官補から裁判官になる。
- ・最初の採用段階では、一般公務員という身分である。その後、経理や人事といった一般事務の仕事をするか、法律のような専門職になるか選択していく。
- ・書記官になるための研修があるが、常に行われているわけではなく、たまにしか行われない。

- ・将来、裁判官補になる候補を狙って、判決起案をさせることもある。
- ・書記官が不足している場合に、専門職員に書記官の仕事をさせることもある。
- ・裁判官が不足している場合に、書記官に裁判官の仕事をさせることもある。
- ・「この職員は書記官に向いている」と判断したら、書記官として育て、その職員は裁判官補にはならず、書記官に任命される。

キ その他

- ・弁論期日を延期するには、裁判官が当事者の提出した理由書を読んで理由が合理的かどうか判断する。3回までは延期できるが、4回目は特別な事情がない限り、延期できない。これは第1審でも控訴審でも同じである。
- ・ヴィエンチャン首都裁判所には、刑事部、民事部、商事部及び少年部がある。民事部の裁判官は10人、民事部の書記官や裁判官補等の職員は11人である。
- ・民事部の未済事件は、現在、320件である（第1審事件と控訴事件を含む）。

(9) ヴィエンチャンにおける追加調査の結果（7月23日午後）

ア 執行手続等について

- ・判決の執行は、以前は地方裁判所が管轄していた。2004年に判決執行法ができて、執行部を裁判所から司法省に移管した。
- ・民事判決を執行する手続としては、まず、敗訴した当事者を呼び出し、判決の内容を説明する。その後、勝訴側も呼んで、判決内容の履行について話し合ってもらい、合意できれば合意に基づき履行してもらう。
- ・敗訴した当事者が履行せず履行の合意に至らない場合（例えば1億キープの債務について債務者が月100万キープしか払えないと述べる一方、債権者は一括で払ってもらいたい場合）、債務者の不動産を評価した上、債務者自ら広告等を出して売却してもらう。45日間を過ぎても売却できない場合、執行局が広告を出して売却する。30日間を過ぎても売却できない場合、首相令に基づいて不動産価格を2割まで減額できる。減額した場合、債務者自らが売却する。30日間を過ぎても売却できない場合、執行局が広告を出して売却する。30日間を過ぎても売却できず、その他の方法でも売却できない場合、執行局が広告を出す方法を繰り返して売れるまで行う。この手続は、不動産も動産も同じ。
- ・上記売却の流れは、2013年6月4日付け首相令158号「裁判所判決執行における財産の評価、譲渡に関する首相令」に基づいている。
- ・不動産の評価をするのは、事件毎に組織される評価委員会である。司法省から要望を出して県知事（ヴィエンチャンだと市長）と副県知事が委員を選出する。当該委員会では、執行する財産に関係する人材を委員として選出する。例えば不動産の場合は公共事業局や建築局の職員、土地の場合は天然資源環境局、森林だったら環境省等。この選出は、実際には、なかなか大変である。
- ・不動産登記の抹消を命ずる判決の場合、執行局が登記を管轄する部署に命令して自動的に抹消されるのであって、当事者による話し合いは行われない。

- ・不動産の明渡しを命ずる判決の場合、執行局は、債務者に明渡しを命じ、原則として90日以内に明け渡さないといけない。明渡猶予期間は、単身者であって明渡しが容易である場合など事情に応じて短くすることができる。命令を出しても明け渡さない場合、占有者を説得し、それでも明け渡さない場合、強制的に明け渡す。
- ・執行妨害（例えばAからBに対して明渡しを命ずる判決が出たのに、不動産を占有しているのはCである場合）は多く、問題になっている。この場合、執行局から裁判所に状況を説明し、裁判所がCに対し明け渡せなどの指示を出し、執行局は、裁判所の指示の通りに執行する。
- ・債権執行も可能。例えば、債務者が給与債権を有するとき、給与から債務を差し引いて債権者に渡すことができる。給与から何パーセント差し引くかについて法令の定めは無く、実情を見て判断する。
- ・ラオスでは、判決執行をするのは大変なことである。
- ・執行には相当長期間かかる。財産がない、債務者が逃亡したなどの理由で1990年代の未済事件もある。
- ・執行局は、執行できるまで方法を探して執行する。事件を終結しなければならない期間はないので、債務者に財産が一切ないと分かったら事件を放置し、債務者に財産ができるまで待つ。債務者が死亡するまで事件は係属する³⁹。
- ・簡単な事件では、主文のみ読む。当事者多数の場合など複雑な事件の場合は、内容を理解するために判断の部も読む。
- ・分かりやすい判決は、主文だけ読めばすむが、分かりにくい判決では判断の部（ヴィニツサイ）も読まないといけない。ラオスでは不動産の取得経緯等が不明のことが多い。もっと詳細に説明して欲しい。
- ・判決の意味が不明なとき、裁判所に書面で質問する。この手続は裁判所と司法省にまたがるので、時間がかかり、最低でも1か月かかる。2、3か月かかるものもあるので、執行の迅速さを害する。裁判官を呼び出して口頭で話を聞く手続はない。
- ・請求棄却の判決であっても執行局に送付され、債務者に履行するか確認するので、敗訴判決であっても執行されることがある⁴⁰。

イ 判決書の改善点等について

- ・分かりやすく、全ての事情を記載してもらいたい。
- ・当事者になっているAとBだけでなく、Cも絡んでくる事件があるから、Cも公判に呼び出して欲しい。
- ・敗訴側を説得できるような理由を記載して欲しい。

³⁹ 消滅時効は考えられていないようである。

⁴⁰ 2019年7月24日～26日のリトリートの際にSWGメンバーがした発言。執行局の調査の結果ではないが、便宜上、ここに記載する。

- ・「当時の銀行の金利によって計算する」と記載する判決があるが、いつの時点の金利になるか明示して欲しい。執行局の職員によって解釈が分かれる。
- ・Bに対しAに土地を明け渡せと命じる判決と共に登記簿をAに返せという判決も出ることがある。しかし、Bは登記簿を担保に入れていて、Bは登記簿を持っていないことがあり、執行できない。
- ・「当該財産を等分せよ」という判決が出たとき、例えば家1軒だとどう分けるか困ってしまう。財産ある人が優先的に家を購入できるなどの方法を記載して欲しい。
- ・身体、生命、名誉の侵害についての損害賠償請求のとき、認容した金額の根拠を記載してほしい。請求額を下回る認容をするとき、「請求額が高すぎて合理的でない」や「その金額を認める証拠が十分でない」とのみ記載するものがあり、理由として具体的でなく、不十分である。当事者を説得できない。
- ・離婚の際の財産分与を命ずる判決において、当該財産の所在が記載されていない。執行段階で初めて財産の所在を調べることになって大変である。判決の段階で「Aさんの下にある当該財産を分けなさい」などと記載して欲しい。
- ・当事者の姓が記載されていなかったり、住所の番地が不足していたりして、当事者を呼び出せないことがある。
- ・裁判所が車の差押命令を出したが、執行の段階になると既に車が壊れていたり、既に存在していないことがある。

5 調査結果の分析

(1) 民事判決書マニュアルの利用について

民事判決書マニュアルについて、条文は古くなっているものの、参照している裁判官等が多いことが分かりました。ただし、地域と年代によって利用頻度に格差があり、特に若い裁判官には、あまり読まれていないようです。改訂版は、裁判所の研修所で使用してもらうなど今後も引き継がれるような工夫をする必要があります。

また、民事判決書マニュアル以外に裁判研修所マニュアルと最高裁の通達も参照されており、現場では「民事判決書マニュアルを使用する派」と「裁判研修所マニュアルを使用する派」に分かれているようです。いずれにしても現状の判決には問題点が多数あるので、今後、民事判決書マニュアルに裁判研修所マニュアル及び最高裁の通達の内容も取り込んで、参考資料の統一化を図る必要があります。

(2) 判決書の問題点

「判決が分かりにくい」という声が多数聞かれました。具体的には、事件内容（ヌアーカディー。日本でいう「事案の概要」部分）と事件の分析部分（ヴィニッサイ。日本でいう「争点に対する判断」部分）の内容が理解できない、争点が適切に設定されていない、判決理由と主文にそごがある、主文が不明瞭である、当事者の主張のまとめ部分は訴状や答弁書のコピー&ペーストであり主張の整理がされていない、当事

者の主張が繰り返し記載されており無駄である、といった意見が多数ありました。

また、執行部門の立場から判決が分かりにくいという意見もありました。ただし、ラオスでは当事者の申立てがなくても確定判決が自動的に執行部門に送付された上、当事者を呼び出して和解のようなことが行われており、執行担当者の裁量が大きく、日本のように主文を忠実に執行しているわけではないようです。したがって、現在の執行手続を前提にすれば、主文については日本のように余事記載を削ぎ落して最低限の記載に絞る必要はないかもしれません。

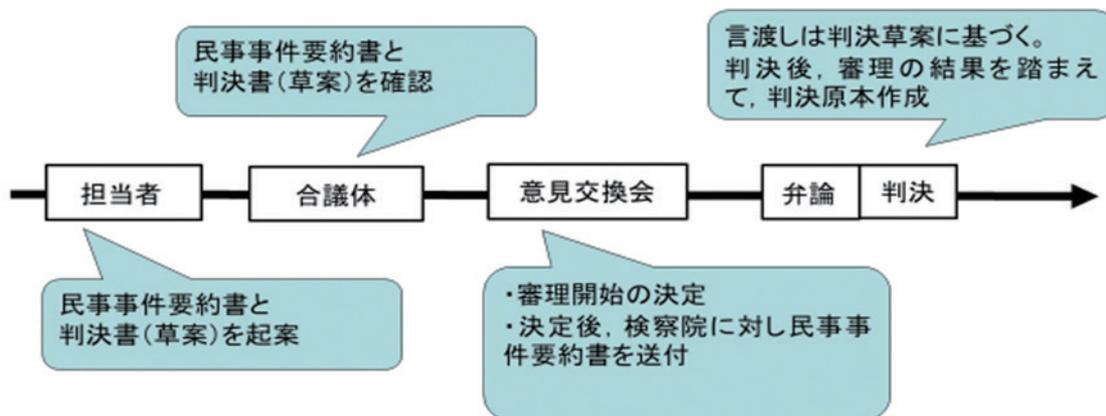
そうすると、重要なのは、やはり事件の内容（ヌアーカディ）と判断の部（ヴィニッサイ）になります。

(3) 判決作成の過程

ア ラオスにおいては、合議体が期日の前に民事一件記録を読んで、必要と思われる情報（典型例は登記や当事者の資産）について職権で調査し、また、不足する証拠があると思ったら当事者に提出させ、裁判官において8割方の心証が形成できた段階で弁論期日が開かれます。証拠が足りずにどちらが勝訴するか心証が形成できない場合は、期日を延期して、さらに合議体は調査します。

この心証形成について、前記のとおり、ルアンパバーン及び首都では、合議体を含めた意見交換会を定期的に行き、心証について合議体以外の者も含めて多数決を採っているという事実が明らかになりました。

判決起案の流れをまとめると、次のとおりです。



ラオス憲法94条2項は「裁判官は独立し、法にのみ従って行動しなければならない。」と規定しています。また、同条1項は「人民裁判所は、合議体で審理し、判決を下す。」と規定しており、同条は「裁判所」（ラオス語でサーアン）、と「裁判官」（ラオス語でプーピーパークサー）の語を使い分けています。そうすると、ラオス憲法は、「裁判所の独立」だけでなく「裁判官の独立」も規定しているように読めます。

このように考えると、前記の多数決方式は、裁判官の独立に反している可能性があります。もし文言とは異なって個々の裁判官の独立は憲法上要請されないという

解釈を採るならば、その理論的な整理が必要です。しかし、特に意識されないまま実務では多数決方式が確立してしまっているようです。

イ 判決起案については、合議体の裁判官以外が行うことが多いことが明らかになりました。合議体に含まれない判事補や、法曹資格者ではない裁判所職員が行うこともあるようです。

裁判官がきちんと添削すれば合議体以外の者が判決草案を作成しても問題ないといえるものの、単純な事件だけでなく、どのような事件であっても裁判官以外が起案することが多いようです。その上、分かりにくい判決が多いことからして、裁判官が起案者に対し的確に添削や指導しているか疑わしいと思われれます。民事判決書マニュアル改訂版は、裁判官だけでなく、起案を担当する裁判所職員等にも普及する必要があります。

(4) 訴訟物

ア パクセーにおいて傍聴した裁判（別紙4）は、母親である原告が、「老後も原告の面倒を見る」という負担付きで実家の土地と家を被告である娘に対して贈与して移転登記をしましたが（詳細について争いあり）、原告と被告の仲が悪くなり、原告が被告に対し、当該土地と家の登記の抹消を求めた事案でした。

弁論期日の冒頭では、裁判長から当事者に対し原告が登記の抹消を請求することを確認していたのですが、途中から土地と家の返還の話が混ざっていました。

判決においては、被告に対し、本件土地と家の登記の抹消だけでなく返還も命じた上、原告に対し、被告が本件家のフェンスを作った費用200万キープ（約2万5千円）の支払を命じていました。

イ ラオスの民事裁判においては職権主義的な進行がされ、訴訟物があるとすれば日本という新訴訟物理論のようなものであると予想していたので、原告が抹消登記を求める事件において、抹消登記請求のみならず不動産の返還請求について審理されることは予想の範囲内でした。しかし、被告は原告に対して反訴を提起していなかったのに、裁判所は判決において反訴請求がされたかのように請求権を設定し、原告に対し、いきなり金銭の支払を命じたのです。

被告の尋問において、被告が費用を支出して実家のフェンスを直した話は事情としては出てきていたものの、被告は当該支出について訴えを提起したわけではありません。また、期日の中で被告に反訴を提起するかについて確認もされていませんでした。したがって、反訴については、支払を命じられた原告にはもちろん、被告にとって利益になるものの被告も請求はしていなかったので、当事者双方について、不意打ちであったと思われれます。

ウ さらに、審理の中では「被告が原告をきちんと世話していたか」という点について中心的に尋問され、争点は負担の履行の有無だと思われましたが、判決は、そもそも原告が被告に対して負担付き贈与した際の書類の記載に誤りがあったので贈与契約が無効であった旨を認定し、被告に土地及び家の登記抹消と返還を命じていま

した。

本訴についても、当事者にとってかなり不意打ちの認定であったといえます（贈与した際に作成した書類に不備があったら契約が無効になるのか疑問を持ちましたし、また、原告と被告の仲は悪化していたものの、被告は食事を作るなど原告の世話をしていたので、負担付き贈与の負担を履行していたと評価できると思われ被告が勝訴すると予想していたので、結論的にも疑問を持ちました。）。

エ 傍聴後、当該裁判合議体の裁判長に対し、判決の意図を質問しました。すると、評議の結果、負担付き贈与の解除を認める判決になったため、要するに巻き戻しとして家にかけた費用の返還も命じるべきだという結論に至ったということのようです。

また、当該合議体の1人に対し、「一般的に、原告が登記の抹消請求を求める意思を明確にしていた場合でも、土地の返還を命じる判決を下すのは通常か」と質問したところ、「登記の抹消請求の事案であっても、結局、所有権に関する争いなので、土地の返還を命じるのが妥当である」との回答でした。

しかし、この回答を聞いていた他の裁判官（傍聴した事件の合議体メンバーではない）は、「私の場合は、原告が登記の抹消にこだわっていれば、登記に関する判決だけ下すのが妥当だと思う」との意見でした。

オ ラオスでは日本のように細分化された訴訟物を原則としていないのは間違いありませんが、後記のリトリートにおける議論を見ても、具体的な考え方は裁判官によって異なるようでした。また、原告から被告に対する請求権を広く設定するだけでなく、被告から原告に対する反訴請求権も裁判所が職権で設定する場合もあるという実態が分かりました。

この点について、後記のリトリートにおいて鈴木から説明をしたところ、SWGメンバーから「登記の抹消を求める請求に対して登記の抹消を認容するのが原則である。登記の抹消を求める請求に対して不動産の明渡しを認容したり所有権の確認をするのは、原則ではない。どのような場合に、後者のような判決をすべきか検討する必要がある」旨の発言がありました。

従前は、当事者の請求と主文の関係（訴訟物理論）について検討されて来なかったようですが、今後は理論的に考える必要があります。

また、今回、パクセーで傍聴した事件において反訴請求を設定したのはあまりに不意打ちであり、争点逸脱認定の問題にもなり得ます。訴訟物理論だけでなく、争点整理や訴訟指揮の問題でもあると思います。

(5) 事件名

ア ラオスの民事判決には、日本と同様、事件名が記載されます（別紙1参照）。

今回の調査において、訴状において原告が事件名を正確に記載してくれない、判決に事件名をどう記載すべきか分からないといった声が聞かれたほか、事件名の決め方について、事件の担当合議体が記録を検討して事件名を提案して所長が事件名

を最終決定するとの回答がありました。

イ 日本において事件名は大きな問題ではなく、当事者が記載したものをそのまま記録や判決に記載するに過ぎません。例えば本当は売買契約の事件であるのに「貸金返還請求事件」と当事者が記載しても問題はなく、事件名は「貸金返還請求事件」になります。

ウ しかし、ラオスにおいては、正確な事件名を決めることを重要視して熱心に議論する様子がみられました。日本側との考えがかみ合わない原因の1つは、どうやら言語の問題によることが判明しました。

民事判決書マニュアルにおいて、日本でいう事件名の部分は「ギョールアン」というラオス語が使用されています。「ルアン」とは「タイトル」という意味であり、「ギョー」とは「関係する」⁴¹という意味であるそうです。つまり、日本では単なる「事件名」という欄が「関係するタイトル」という意味深長な名前になっており、そこには「争点を特定して、事件に関連するタイトルを付けよ」という響きを感じられるそうです(このラオス語は日常会話で使用される単語ではなく、判決書マニュアルにおいて使用される特別な用語だそうです)。

このような文言における背景のほか、「争点を特定することが大事である」という認識が(喜ばしいことに)ラオスに広がっていることが合わさって、「的確に争点を特定した上で、ふさわしい事件名をつける」ということがいわば目標になっており、事件名は所長が決定するといった最重要事項に昇格してしまったと思われま

エ このような実情からすれば、今後、民事判決書マニュアルの改訂において、「事件名」という概念をどう考えるかは大きな議論になると思われま

す。的確な事件名を記載すべきというのも1つの考え方であるとは思いますが、結局「損害賠償請求事件」や「売買代金請求事件」といった抽象的な事件名しか付けられないため、これより具体化した争点の特定(例えば「被告は売買代金を支払ったか」という具体的な記載)にはつながらないように思います。あるいは後記のとおり、ラオスでよくみられる譲渡担保契約の場合、「売買契約」でも「消費貸借契約」でも的確な事件名といえるのであって、「売買契約と書くべきか消費貸借契約と書くべきか」と事件名を考えるのに労力を割くことが最適とは思われません。費用対効果を踏まえてどうするのが最適か、ラオス側の意思を確認しながら、今後、検討する必要があります。

オ さらに、過去のプロジェクトにおいて判決書マニュアルを作成した際、日本の「民事判決起案の手引き」を参考にしたと思われま

⁴¹「釣り針」の意味もあるという。引っ掛けて物を釣るという名詞の釣り針が転じて「関連する」という形容詞の意味になったと思われる。

(6) 実体法の問題

ア 「貸金の担保を偽装して土地の売買契約を行う」という事例が多くあるようです。このような事案について「消費貸借契約か売買契約かの認定が難しい」という声が多く聞かれました。

しかし、日本では判例を中心に譲渡担保という理論が発達し、担保のための売買契約は無効ではなく、正面からそのような非典型契約を認めています。ラオスでも「実体は担保、形式は売買」という点は理解されているようですが、理論的な整理はされていないようです。もちろん、譲渡担保についてラオスが日本と同じ結論を採る必要はありませんが、現状では、ラオスでは実体法上の整理がされないまま「売買契約として認定してよいのか」という訴訟上の事実認定の問題にすり替わってしまっているように感じました。

(7) 証拠の信用性等

人証よりも書証の証拠価値が高いと考える法曹が多いようです（この点について法律上の規定はありません）。しかし、ラオスでは、訴訟において書証が提出されないことが多く、「書証がないとどのように事実認定をして良いか分からない」といった声が多く聞かれました。

今後、実体法だけでなく供述の信用性判断等の立証に関する理論の整理も必要だと分かりました。

6 今後の活動について

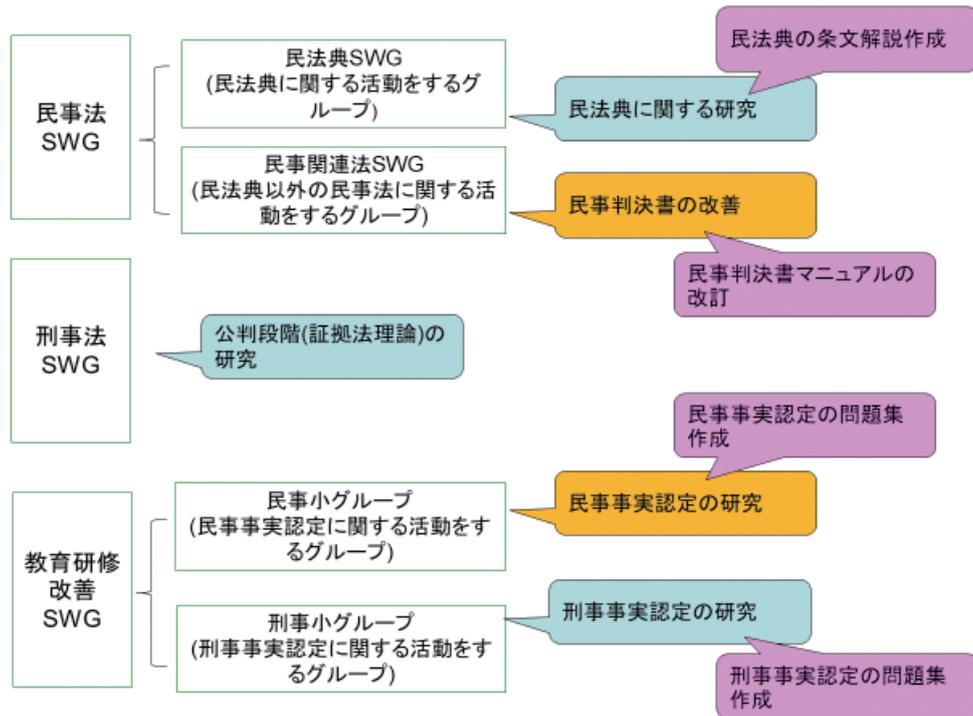
以上の調査を踏まえ、2019年7月23日（火）から同月26日（金）にかけて、民事法SWGと教育研修改善SWGの合同でリトリート（合宿）が行われました。

そこでは、ラオス側と日本側からそれぞれ調査結果のまとめと民事判決書の改善点について発表がされた上、調査で取り上げた2件の裁判例を使って具体的な問題点について議論がされました。

その結果、民事判決書の問題点は、大きく分けて①的確に条文を摘示することや記載内容の重複の解消といった技術的な点、②実体法に則して判決理由を記載すべきことや民訴法の改正を踏まえた争点整理をすべきといった法理論を踏まえた点の2つに集約されることがラオス側と日本側で確認されました。

当該リトリートの後、合同で行われていた活動はひとまず終了し、今後、民事関連SWGは民事判決書マニュアルの改善を、教育研修改善SWGは民事事実認定のための問題集の作成を、それぞれ進めることになりました。事実認定のための問題集作成については、刑事のグループとの合同活動も予定されています。

民事判決書に関する今後の活動を図示すると、次のとおりです。



7 所感 (まとめ)

(1) 佐竹の所感

ア ヴィエンチャン，ルアンパバーン，チャンパーサックでの調査を行い，ラオスの民事訴訟における審理の実情，判決書の改善点を把握する良い機会となりました。判決書の改訂に関する活動を行うにあたっては，今回得られた情報をもとにラオスと日本の違いを意識した上で進めていければと思います。

イ 調査の前に，ラオスの民事判決文の分かりにくい原因は何かを分析した際，①要件に基づく主張立証といった考え方が浸透しておらず，ある法的効果を発生させるためには，どのような要件が必要か十分に整理されていない，②争点整理自体は行われているものの，①が整理されていないため，ただ単に当事者の主張が一致しない点を争点としている，あるいは，特定されていない抽象的な内容を争点としていて，何を認定すべきであるかがそもそも不明確である，そして，③証拠の信用性判断の方法等証拠の評価の仕方が整理されておらず，どのように認定すれば良いかの理論が発展していない点に主な原因があるのではないかと仮説を立てていました。

調査の結果，これらの仮説が概ね間違っていないことが分かりましたが，事前には予想していなかったラオス側の問題意識も多く知ることができました。ラオスの現場の裁判官が判決文を書きやすくなるという観点からは，ラオス側からあがってきている（日本側からみればそこまで重要とは思われない点でもあっても）様々な問題点にも対応していくことが必要であると思います。プロジェクトのスケジュールの点から全てに時間をかけて対応することは難しいかもしれませんが，優先順位を付けつつ，検討をしていきたいと考えています。

ウ また、現行の民事判決書マニュアルは、地域と年代によって利用頻度に格差があることが分かりました。そのために、どうやって普及し、仕組み化を行っていくかが将来の課題となりそうです。普及に関して言えば、改訂された点を紹介するだけでは不十分であり、実際に起案をしてもらう等実践的なトレーニングをする必要があると思います。例えば、自白について、現在では、当事者の主張をずらずらと並列的に記載するのみでどこを認めているのかについて読み手が双方の主張を照らし合わせて見なければいけません。読み手にとって分かりやすい記載方法を習得するためには、民事判決書マニュアルの改訂をするだけでなく、実際に手を動かして起案してみる等トレーニングの時間を想定しておく必要があると思います。

また、仕組み化としては、裁判所の研修所で行われている研修において、民事判決書マニュアルが利用されるようにしていくことが望ましいと言えますので、改訂の段階からこの点を見据えた裁判所との協議を行っていければと思います。

エ 今回、調査を行うにあたっては、SWGのメンバーが主体的に質問を行い、聞き取った内容について報告書にまとめています。参加メンバーは真面目に熱心に調査に取り組んでいました。作成された報告書の内容は、「いつ、誰が参加し、誰から話を聞き、何と言っていた」という点が多く、分析が十分になされているとまでは言い難いものもありますが、その後のリトリートにおいては、調査の結果を踏まえた建設的な指摘が数多くありました。

SWGのメンバーは、裁判官のみならず、検察官、大学の先生、司法省の職員、弁護士から構成されており、マニュアルの改訂においては困難な面も予想されますが、改訂にあたっては、今回の調査で得られた情報を十分に活かして取り組んでいければと思います。

(2) 鈴木在所感

ア 調査前は、ラオスと日本の民事裁判実務は全く異なるものだと予想していたのですが、調査の結果、驚いたのは、日本と多くの共通点を見つけたことです。

まず、傍聴した裁判の訴訟指揮は、日本の本人訴訟の際の訴訟指揮と似ていました（本人訴訟に日本の家事調停の色彩も加えたもののように思いました。）。また、日本の弁論準備手続期日で行われていることがラオスでは期日外で行われているに過ぎず、裁判官が尋問前に概ね心証形成している点も同じだと思います。

さらに、民事判決書の問題点についてラオス人から聞かれた意見が、概ね日本側と同じだったことにも驚きました。争点を絞るべきことや当事者本人にも分かりやすい判決を書くべきこと（特に敗訴者に対する説得性が重要であること）などは万国共通であると実感しました。

イ 現在のラオスの民事裁判実務における1番の問題点は、個々の裁判官が事件ごとに、いわば、行き当たりばつりに判断しているのではないかとと思われることです。

その原因は、ラオスの法学教育は30年しか歴史がなく、現在も理論が構築されていないことにあります。そのため、判決に「正解」も「間違い」もないと思われる

ます（理論的に誤っているとして上訴審が覆すこともないと考えられます。）。例えば、前記のとおり、被告が請求していないのに反訴請求を設定して判決を下すことは適法かといった問題について、「物理的にやろうと思えばできる」「裁判官によって広く請求権を設定する者もいれば、当事者の主張を尊重する者もいる」といった実態が現にあります。しかし、広く請求権を設定するのは理論的に適法か、逆に狭く請求権を設定したら違法になるのかなどの一貫した観点からは検討されていません。

もっとも、司法には、個々の紛争をその場で終わらせるといった狭い機能だけでなく、公平性や一貫性、判決の予測可能性を持たせることや、立法府や世論に司法としての判断を示すといった大きな視点の役割もあります。理論の構築は、ラオスの現在の実務をさらに1歩進めて、司法の機能を大きく変える可能性を秘めています。

ウ また、現場で大きな問題となっていると思われるのが、裁判所の人手不足です。前記の意見交換会における心証形成や、裁判官以外が判決起案をするといった実務が形成されたのは、他の裁判官に十分に相談できる環境がなく、十分に起案する時間がないからといった、いずれも裁判官の不足が要因のようです。

訴訟件数が増加する中、人手不足解消を目指し、ラオスでは法改正⁴²されて2018年から単独で事件を担当することも可能になりました（従前は全件が合議事件でした。）。しかし、経験がなく裁判官に自信がないことから2019年7月現在、未だに全国で1件も単独事件として扱ったことはないそうです。今回の調査で傍聴した2件の事件も日本であれば必ず単独事件として扱われる単純な事件でしたが、3人の合議体によって審理され、効率的ではない実情を目の当たりにしました。

エ 民事判決書のマニュアルを改訂して普及すれば、単独で事件を扱うことも容易になります。これは、ある程度、即効性のある活動だといえます。

一方、理論の構築は1年や2年でできるものではなく、10年や20年かかるかもしれません。今後、プロジェクトにおいて予定されている、事実認定のための問題集作成やラオスの法学教育のカリキュラム作成等の活動を通じて徐々に理論が構築されていくでしょう。

2001年頃のラオスの判決には、理由が記載されず、適用法条も書かれていなかったそうですが⁴³、そこから18年経った現在のラオスの判決には、判決理由も適用法条も記載されています（別紙1参照）。これは、過去に民事判決書マニュアルを作成した成果です。調査結果のとおり、現行プロジェクトでは、いかに判決理由を分かりやすく書くか、必要十分な法令の摘示とは何か、などについて検討して

⁴² 裁判所法13条1項ただし書「ただし、軽微、小規模、高額でない事件、又は原告、被告双方がすでに認諾している場合、裁判官一人で第一審判決を審理することができる。」

⁴³ 田中嘉寿子「ラオス法整備支援プロジェクトー民事判決書マニュアルー」（ICD NEWS 2007年12月号）参照。

おり，2歩も3歩も進んだ活動になっています。

さらに今から10年か20年後，ラオスにおいて，理論に裏付けされた，より説得性のある判決がされているはずです。

別紙1 <ラオスの民事判決の例>⁴⁴



ラオス人民民主共和国

平和 独立 民主 統一 繁栄

〇〇裁判所

一審民事合議体

第〇〇号／一審・民事

〇〇年〇月〇日付

判 決

〇〇裁判所の民事合議体は以下の者から構成される

〇〇様	裁判長
〇〇様	陪席
〇〇様	陪席
〇〇様	書記官
〇〇（女性）様	〇〇検察院の長 代理出席

⁴⁴ 判決内の<>の部分は、佐竹及び鈴木による記載である。

○年○月○日、午後○時○○分に○○裁判所の民事法廷にて、事件番号・第○号／一審民事・○年○月○日付の民事事件を審理するために開廷した。

当事者

男性○○，年齢○○歳，国籍：ラオス，職業：商売，現在は○○郡，○○村の第○番地に住んでいる。……………原告

男性○○，年齢○○歳，国籍：ラオス，職業：社員，現在は○○郡，○○村の第○番地に住んでいる。……………原告の代理人

男性○○，年齢○○歳，国籍：ラオス，職業：商売，現在は○○郡，○○村の第○番地に住んでいる。……………被告

事件名：消費貸借契約及び売買契約

裁判所は

ラオス人民民主共和国として；

ラオス裁判所法2017年改正版及び2012年改正版の民訴法に定めている裁判所の任務及び権限に基づき；

原告，原告代理人，被告に対して，今回の事件を審理する合議体の構成員，書記官の氏名，審理対象事件の事件名を告知した。

原告，原告代理人，被告に対して，合議体又は合議体の中のメンバー，書記官に対する忌避権を告知した。

原告，原告代理人，被告からの公判での供述を傍聴した。

○○検察院の長による意見陳述を傍聴した。

事件の内容⁴⁵

○年○月○日付の訴状，○年○月○日付の調書，○年○月○日付及び○年○月○日付の両側立会いの調書によれば，男性○○（原告）及び男性○○（原告代理人）らは次の通り主張している：……＜以下省略＞

○年○月○日付の答弁書，○年○月○日付の調書，○年○月○日付，○年○月○日及び○年○月○日付の両側立会いの調書によれば，男性○○（被告）は次の通り主張している：……＜以下省略＞

⁴⁵ ラオス語で「ヌアーカディー」。当事者の主張を適示しているようである。

判断の部⁴⁶

本件の資料及び証拠そして公判での審理結果を検討した上、次の通りまとめることができる。

＜当事者の主張がまとめられている＞

裁判所がこれを検討した結果、相当性がない請求であると判断した。なぜなら・・・＜以下省略＞

上記述べた理由で、裁判所が2012年改正版の民訴法・第250条に基づいて検討した結果、原告の請求を全部棄却すると判断する。

男性〇〇（原告）の請求が相当でないと判断したため、原告には〇〇郡、〇〇村にある。面積〇〇平方メートルの土地の価格の2%を国家への納税としての納税義務を負担させる。

事件手続中に男性〇〇（原告）が裁判所預け金200,000キープ、事件ファイル表紙50,000キープそして現場調査のための費用として裁判所預け金3,000,000キープを合計3,250,000キープを納付している。なお、裁判所はその分を事件手続に全部使った：

具体的には、原告、原告代理人、被告、証人への召喚費用として合計180,000キープ、資料のコピー代20,000キープ、事件ファイルの表紙50,000キープそして現場調査に3,000,000キープを使用した。原告の請求が相当でないと判断されたことにより、その費用をそのまま原告の負担にする。そして、判決執行の際に、新たに発生する実際の費用に対し、原告の負担にする。

参照条文：2017年改正版の裁判所法・第16条及び第25条。

参照条文：1990年版所有権法・第28条及び第45条。

参照条文：2008年版の契約内外債務法・第39条。

参照条文：2012年改正版の民訴法・第115条、156条、158条、160条、・・・＜条文が羅列されている。以下省略。＞

参照条文：2006年版の裁判所手数料に関する法律・第6条、7条、8条、10条、・・・＜条文が羅列されている。以下省略。＞

これによって⁴⁷

〇〇裁判所は原告、原告代理人、被告の前で第一審として判決を下す。

判決：男性〇〇（原告）の〇〇年〇月〇日付の訴状は相当でない。

⁴⁶ ラオス語で「ヴィニッサイ」。判決理由が記載されているようである。

⁴⁷ 結論の部。ラオス語で「パークタッシン」。主文である。

男性〇〇（原告）の請求を全部棄却する。

<その他の主文について省略>

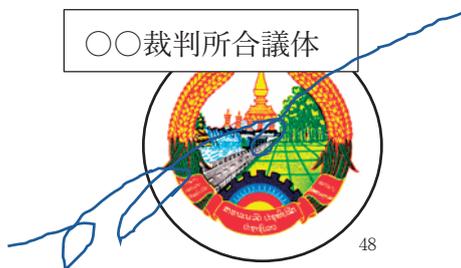
男性〇〇（原告）に裁判所預け金3,250,000キープを負担させる。

男性〇〇（原告）に,判決執行の際に,発生する新たな実費費用に対して負担する。

〇〇検察の長の代理に対し,この判決に不服があった場合,本日から20日間以内に異議申立てをすることができると告知した。

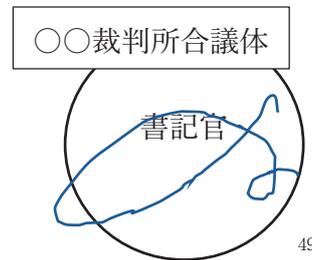
原告,原告代理人,被告に対し,この判決に不服があった場合,署名した日から20日間以内に控訴を申し立てる権利があると告知した。

合議体の裁判長



<裁判長の記名>

書記官



<書記官の記名>

⁴⁸ 裁判長の署名がされている。

⁴⁹ 書記官の署名がされている。書記官の署名の背景にラオスの紋章はない。

別紙2 <調査における質問事項>

◇民事判決書マニュアル（2006年版）について

1. これまでこのマニュアルは判決書に利用されてきたかどうか。利用されていない場合、その理由は。
2. このマニュアルが判決書に利用されていなかった場合、判決書の作成のために何を参考にしているか。
3. このマニュアルの利用を通して（見て）どう思うか。良い点、良くない点は。
4. このマニュアルと実務上の判決書では書き方に違いはあるか。
5. あなたからみてこのマニュアルをどのように改訂すべきか。

◇実務（一般論）について

6. 裁判官は、実務上で事件ファイルを検討する際に何を優先的に検討するか。
7. 判決書を書くにあたって困難な点、問題点は何か。
8. 判決書の書き方は、統一されているか。統一されていなければ、その理由は。
9. 事件の争点は特定された上で、わかりやすく記載されているか。されていなければ、その理由は。
10. 当事者が認めた事実（自白した事実）について、事実認定をしているかどうか（参考：民訴法178条2項）。その理由は。
11. 当事者が判決書を明確に理解できるため、どのように判決書を改善すると良いか。

※検察官と弁護士に対して

12. 検察官、弁護士から見て判決書の改善点はどこにあるか。
13. 判決の前に事件の争点が明確になっていると言えるか。
14. そう言えない場合には、その原因は何か。
15. 判決書の争点に関する事実認定の理由は説得的であるか。その理由は。

◇実務（調査で取り上げた裁判例2件に基づく）

16. この事件において、どこが事実認定すべき争点だと思うか。
17. あなたは、この事件が事実認定の条件、原則を満たしていると思うか。
18. 事件の争点はそれぞれ特定された上で、わかりやすく記載されているか。
19. 当事者が認めた事実は、それぞれ何か。それを事実認定していないか。
20. 争点についての判断はそれぞれ説得的であるか。
21. この判決書を改善するとすれば、それぞれどの点が改善点であるか。

※検察官と弁護士に対して

22. 検察官，弁護士から見てこの判決書の改善点はどこにあるか。
23. 判決の前に事件の争点が明確になっていると言えるか。
24. そう言えない場合には，その原因は何か。
25. 判決書の争点に関する事実認定の理由は説得的であると言えるか。その理由は。

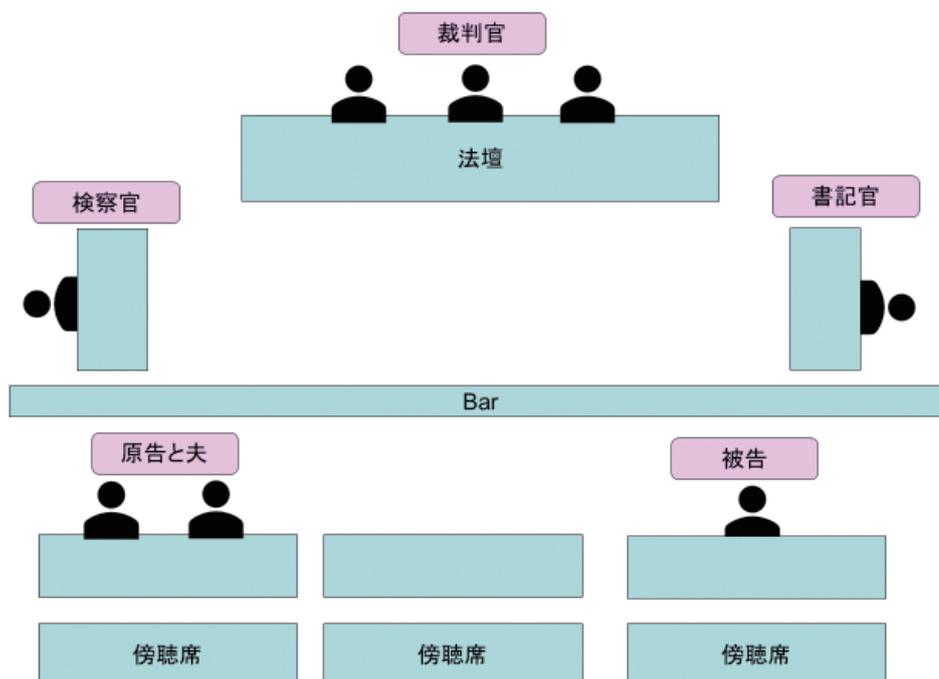
別紙3 <傍聴事件①メモ>

日時：2019年5月24日（金）午前9：00

場所：ルアンパバーン県裁判所（第1審）

事案の概要：原告が、被告に対して、元金合計5億キープ（約600万円）を9回にわたって貸し付けたと主張して、元金及びその利息（1億キープ）の合計6億キープの返還を求めた事件。被告は借りた金額について否認。双方、代理人なし。

法廷は次の図のとおり。



以下、傍聴結果

<午前8：50～>（開廷前）

（裁判所書記官）

当事者及び傍聴人に対して注意事項読み上げ（貧乏ゆすり禁止，法廷に許可なく出入りしないこと，裁判官が入廷したら起立することなど。）。

<午前9：00～>（開廷）

合議体が入廷。一同，起立した後，裁判長の指示に従い着席。

（書記官）事件番号読み上げ。

（裁判長）

当事者の名前と住所確認。裁判官，検察官，裁判所書記官の紹介。

当事者に対し，忌避の権利を告知。当事者に忌避の申立てを行うか個別に確認（忌避申立てはなかった。）。

（裁判長）

これまでも原告に供述していただきましたが，再度，質問します。

原告に対し、請求の内容を確認。

原告は真ん中の机へ。

<原告の尋問⁵⁰>

(原告)

被告に対して、合計5億キープを、9回にわたって、月20%の利息で貸し付けました。

被告が、土地を4つ所有していると述べたことから、その1つを担保としました。しかし、3つの土地については被告名義ではなく、残りの1つの土地については、被告名義だったのですが警察に確認したところ登記が有効ではありませんでした。

被告は、一度も金銭の返還をしておらず、土地についても登記が有効でなかったことから、私は売却することができませんでした。

(右陪席)

原告は随分と大金を持っていますね。

(原告)

私は、野菜と調味料の販売業者です。私の夫はカーオーディオ関係の仕事をしています。

(右陪席)

月20%の利息は違法です。原告も罪になると思います⁵¹。

(原告)

利息については請求しません、元金のみ請求します。

担保に入れた際に受け取った土地の書面としては、税金の支払に関する書面だけでした。

(右陪席)

税金の支払に関する書面では、所有権の証明とはなりません。

本件では、刑事事件にもなるはずですが、原告が警察に告訴したにも関わらず、なぜ刑事事件とならなかったのですか。

(原告)

.....

(右陪席)

原告が、違法な金利で貸し付けていて原告の行為も犯罪であることから、刑事事件にならなかったのではないですか⁵²。

(左陪席)

被告がお金を必要とした理由について聞きましたか。

(原告)

被告がお金を借りた理由については知りません。被告は土地を持っていたから信用しま

⁵⁰ 傍聴した事件のいずれも、人定質問や宣誓手続は無く、唐突に尋問が始まる感じであった。

⁵¹ 刑法298条「関係機関からの許可を得ずに、貸金を事業として営み、貸金の金利を年間36%以上算定する者に対し、3か月から1年の自由剥奪刑又は自由剥奪しない再教育及び500万から1000万キープの罰金が科せられるものとする。」

⁵² 裁判官が原告も罪になると繰り返し非難していた点が、司法における後見的な役割の発露に見えた。

した。

(左陪席)

何か一緒に商売を行うとか目的を知らないと、これだけの大金を貸すのはおかしいのではありませんか。

(原告)

被告は、借りたお金をさらに貸して利息でもうけるという話をしていたと思います。

(検察官)

本件消費貸借契約に関する書面には村長や行政による承認がありません。今後は承認してもらった方が良いでしょう。

貸付け9回のうち、7回分の書面については署名があります。署名していない2回の貸付金額はいくらでしたか。

(原告)

覚えていません。

(裁判長)

原告は、被告以外に対しても、お金を貸しているんですか。

(原告)

貸したことはありますが、少額です。

(裁判長)

原告の貸付は法定金利を超えており、契約書も公証役場で承認されていません。

<被告の尋問>

(被告)

私は、原告から、5億キープを借りていません。

ただし、原告から合計3000万キープを借りたことは認めます。また、借りた回数は9回以上ですが、金額としては大きいものでも500ドル程度です。少ないときには20万キープでした。

5億キープという大金を村の承認もなく借りることはありえないし、借りる必要性もありません。

また、原告は、2013年に私に金を貸したと言っていますが、原告と私が出会った時期は2014年です。

当時、私と元夫との間の夫婦共有財産の分割事件が裁判所に係属していたので、私には負債があつて元夫に支払いができないと見せかける目的で、原告との間で偽の消費貸借契約書を作成したに過ぎません。

他の土地3つはそもそも私の土地ではないので、原告の主張は矛盾しています。

私が詐欺を使ってお金を借りたのであれば刑事事件になっているはずですが、刑事事件になっていません。

担保とした土地（登記が無効とされた土地）については、農業用の土地に過ぎず、5億キープを貸すにあたって担保となるような土地ではありません。

5億キープ借りた旨の書面に村長、警察の前で私が署名し指印をしたことは認めますが、署名指印したときの書面の金額は5億キープではありませんでした。

私は経済警察に1年4か月間、拘束されましたが、釈放されました。つまり、犯罪ではなかったからです。

(検察官)

村長の立会の下、被告の署名指印がされた和解書面が作成されていることから、この証拠があると被告は金を借りたことを否定できないのではないですか。普通、和解書面を作成するときは、内容をよく読みますよ。署名したら拘束力がありますからね。行為能力があるからには、署名した書面の内容を認識できたはずですよ。

<検察官による意見書朗読> (全員起立)

訴状、答弁書に基づいて事件の経緯と原告及び被告の主張を要約。

本件が民事事件であることの理由の説明、関連条文指摘。

(結論についての意見は無かった。)

<午前10:10～休廷⁵³>合議体が退廷

<午前10:30～判決> (全員起立)

(裁判長)

判決を朗読。

事件名等の導入部分も読み上げ。

事件の内容(ヌアーカディ)として原告の訴状、被告の答弁書をもとに事件の内容を説明。

判断の部(ヴィニッサイ)として、本件においては、村長の立会の下、和解書面が作成されていることを指摘。原告の主張は合理的であり認められるべきと判断した。

被告に対して、契約内外債務法の条文に基づき、5億キープを支払うよう命じる。

被告の否認が合理的でない理由について説明。また、税金、手数料、執行費用⁵⁴についても被告の負担とする旨の説明。

被告に対し、不服があれば、20日以内に控訴するように告知。

<午前10:40 閉廷>

閉廷後、書記官が当事者に対し、改めて控訴権について説明。

書記官は、検察官及び当事者から、書類に署名をもらっていた。

⁵³ 休廷時間は教示されなかった。

⁵⁴ ラオスでは、本案判決の主文において執行費用の負担についても判断されている。

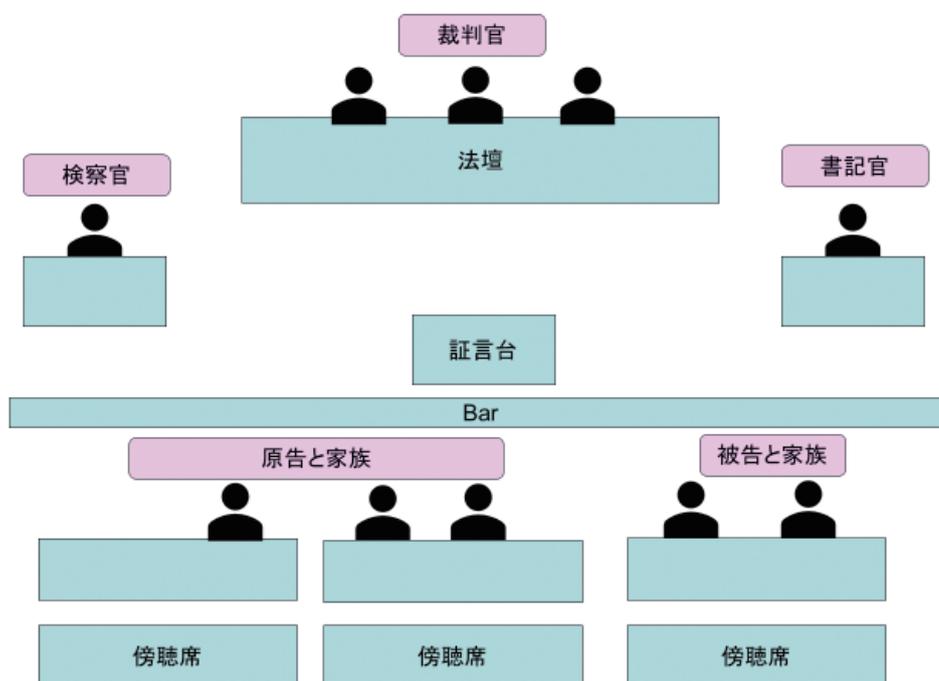
別紙4 <傍聴事件②メモ⁵⁵>

日時：2019年6月20日（木）午前9：25

場所：チャンパーサク県裁判所（第1審）

事案の概要：原告（被告の母）が、被告（女性，原告の子）に対し，土地について所有権移転登記の抹消並びに土地及び建物の明渡しを求めた事件⁵⁶。原告は，被告に対し本件建物について原告を扶養する負担付きで贈与をしたものの被告は原告の面倒をみてくれなかったため被告は負担を履行していないと主張し，また，原告は被告に対し本件建物の敷地は贈与していないと主張した。双方に代理人なし。

法廷は次の図のとおり。



以下，傍聴結果

<午前9：15～>（開廷前）

（裁判所書記官）

当事者及び傍聴人に対して注意事項読み上げ（手を組んだり，足を組んだりしないこと，携帯電話の電源を切ることなど）。

<午前9：25～>（開廷）※ジリリリとベルが鳴った。

合議体が入廷。一同，起立した後，裁判長の指示に従い着席。

⁵⁵ 尋問のうち，遺産分割や書類の不備の点について意味が分からなかったが，聞き取った限度で記載した。

⁵⁶ 期日の冒頭，裁判官は，原告が抹消登記を求めている旨説明していたが，途中から返還請求をも含めて審理していた。また，ラオスでは建物のみの登記は存在しないことから，抹消登記としては土地のみが対象となると思われる。

(書記官) 事件番号読み上げ。

(裁判長)

当事者の名前と住所確認。裁判官，検察官，裁判所書記官の紹介。

当事者に対し，忌避の権利を告知

(原告)

意味が分かりません。

(裁判長)

原告と裁判官との間に一定の関係があれば，不公平になるので，担当裁判官を代えることができます。自分の権利を守るため，忌避するか明確に教えてください。これは公正のためです。

(原告)

忌避しなくて大丈夫です。問題ありません。

(被告)

忌避しません。

(裁判長)

原告と被告は証言台の前へ。原告は立てますか。

(原告)

耳が遠いんです。

※原告の息子が原告の耳元で話した上，椅子を証言台に置き，原告は座った。

(裁判長)

原告は耳が遠いということですので，何を言っているか聞こえない場合は教えて下さい。

<当事者の主張の確認⁵⁷>

(右陪席)

事件内容を要約します。

2004年，原告の夫が死亡し，遺産分割をしました。そして，本件土地と本件建物が残りました。

本件土地には，原告と被告が暮らしていました。原告は身体的にも精神的にも病気にもなって世話が必要だったので，被告が原告の面倒をよくみたら本件土地を原告に譲り渡す約束をしました。

原告は被告に移転された本件土地と建物の登記を抹消したいということです。

(裁判長)

原告は，この要約でいいですか。

(原告)

はい。

⁵⁷ 宣誓手続がないためか，当事者の主張の確認（なぜか家族にも主張の確認をしていた）と尋問手続の区別がなく，主張の確認の中で尋問のような陳述もされていた。主張と証拠の区別をしているか疑問である。

(裁判長)

原告の家族はどうですか。

(原告の息子)

問題ありません。

(左陪席)

被告の主張を確認します。

原告の面倒を見る人がいないから、兄弟からの依頼で原告の面倒を見れば本件土地と建物をもらえるという話でした。その登記の番号は〇〇〇です。

被告は原告の面倒を見てきました。しかし、原告が贈与を否定しています。

(裁判長)

被告の主張はこれでいいですか。

(被告)

私に移転された登記を抹消することに賛成できません。

(裁判長)

本件は母と子の問題なので、和解できませんか。弁論の前に1回、和解を試みましたが不成立になりました。裁判官としては、親子なので、原告は被告を許してあげれば良いと思います。

(原告)

和解はしません。

被告は2005年、本件建物から引っ越して私と別居したものの、2009年に被告の家族とともに本件建物に戻り、私と同居を開始しました。

被告とは毎日、もめました。

被告夫婦は毎日のように喧嘩して騒がしいのです。また、被告はすぐに激昂し、母である私を尊敬していない態度をとります。私への嫌がらせとして私が寝ていた午前3時頃、被告が私の部屋に豚を放して死にかけたことがありました。

(裁判長)

もめたのは、被告と？被告の夫と？

(原告)

名前は言いたくありません。

(裁判長)

社会的に評判の良い家族なので、子供を許してあげることはできないですか。原告と被告は10年以上、一緒に暮らしている。被告から「ごめんなさい」と言われれば、許してあげたらどうですか。

(原告)

ダメです。

(裁判長)

本件は、法律に基づいて判断したくないです。裁判所としては和解をしたいのですが…

※被告は証言台から当事者席へ戻り，原告のみ証言台に残った。

<原告の尋問>

(裁判長)

これから原告に質問するので，大声で話しますね。

(原告)

私には，7人の子供がいます。

私は，現在，本件土地上の本件建物（家屋）に居住しています。

夫は2004年に死亡しました。

夫の遺産は，7人の子ども全員がもらいました。

被告は2005年に家を出て，2009年に実家に戻ってきました。理由は，私が1人暮らしだから戻ってあげると被告に伝えた知人がいたからです。

本件土地は，政府の土地だったものですが，夫は公務員だったので政府がくれたのです。それがいつの間にか，被告のものになっていました。

私が被告に贈与したのは土地ではなく，本件建物だけです。被告に対して私の面倒を見てくれることを条件に夫の遺産である本件建物を被告に贈与する旨の合意をしました⁵⁸。

(裁判長)

本件土地を被告に対して贈与した旨の書類があり，村長の前で原告がサインし，原告の拇印も押してありますが。

(原告) ※大声を出し，非常に感情的になっている。

そんなの知りません。その書類は偽造されたものです。

被告は，書類を偽造して本件土地の登記まで行ったのです⁵⁹。

被告は私の食事を作っているものの，それ以外に十分に面倒をみてくれません。そのため本件土地の登記の抹消をしたいと思います。

被告と一緒に暮らしたくありません。

(裁判長)

被告は，2009年に費用を負担して，本件建物のフェンスを改築したようですが。

(原告)

被告は何もしていません。

(裁判長)

どうして原告は被告と一緒に暮らしたくないのですか。

(原告)

被告からご飯は作ってもらっています。

私の年金は本当は月174万キープもらえるはずなのですが，120万キープしか手にしていません。私の年金は，被告が受け取っています。被告は勝手にいくらか抜いた上で私に年金を渡していました。

⁵⁸ 合意の時期については不明。

⁵⁹ 登記手続を行った時期については不明。

(裁判長)

事件記録の他に、何か証拠ありますか。証拠としては、本件土地と建物を贈与した旨の村で作った議事録が提出されていますが。

(原告)

私はお金が欲しいのです。

(左陪席)

遺産分割したとき、被告は何をもらったのですか。

(原告)

20 m² × 20 m²の土地です。

<被告の尋問>

(被告) ※被告は泣いている。

父と原告の遺産はもらっていません。私は遺産をもらわなくても困っていません。

20 m² × 20 m²の土地については、書類に記載がありません。

実家に戻ったのは、母が1人なので寂しそうだったからです。

原告の主張については、争います。

本件土地及び本件建物は、原告の面倒を見ること条件に贈与を受けることを合意し、適正な手続で登記したものです。私が提出した証拠は全部本当です。

また、私は条件に従って実際に原告の面倒をみており、原告の請求には理由がありません。

私は、母(原告)が育てた人間です。

(裁判長)

本件建物のフェンスを直したのはなぜですか。

(被告)

父が実家の整備をしたがっていたのですが、父が生きていた頃は、お金がなかったからです。

(右陪席) ※書類を被告に渡して示した。

本件土地と本件建物を贈与する旨の議事録がそれぞれあります。普通、同時に贈与するなら1つの議事録にすると思いますが、なぜ2つあるのですか。

(被告)

贈与の書類は兄が作りました。

父の土地と家も持っています。家は兄弟で分けました。

(右陪席) ※眼鏡を外し、声が大きくなり、白熱している。

被告が主張する贈与の書類には、問題があります⁶⁰。本件土地1600 m²は、原告夫妻のものでした。原告の夫の800 m²を被告が譲り受け、原告の800 m²は被告の兄が譲り受けたのです。

⁶⁰ この辺のやり取りは、特に意味が分からなかった。全体のやり取りを善意解釈すれば「被告の主張と証拠には矛盾がある」ということだろうか。

被告が本件土地の贈与を受けたと主張する議事録には、原告のものを譲り受けた旨の記載はなく、原告の夫の土地を譲り受けたという記載があります。

(被告)

法律は詳しくないので分かりません。書類上、そうなっているのでしょうか。

(右陪席)

また、原告は本件土地の面積について1600㎡と言っているが、被告は1400㎡と言っており、食い違いがあります。

登記の書類と一致していないのです。

本件土地を原告から被告が譲り受けたという証明書がありますが、原告の夫から移転したという書類もあるのです。

(裁判長)

要するに本件土地は、被告の父母の土地だったのです。

被告が原告の面倒を見れば贈与するという約束をしたのですね。

(被告)

私がもらうべきは、父の名義のものです。

本件建物の整備にかかったのは、200万キープと少しです。

(裁判長)

負担付贈与の負担を履行したという証拠はありますか。

(被告)

私は、原告の世話をしていました。負担付贈与の義務を履行したことの証明は十分にされています。

(裁判長⁶¹)

原告は前へ。※原告と被告が並んで証言台に立っている。

争点をまとめると、原告が被告に対し、本件土地と建物を原告の面倒を見るという負担付きで贈与しました。原告は十分に面倒を見てもらえば良かったのですが、原告と被告がもめてしまったということです。贈与に関して原告の署名入りの書類があります。被告は義務（負担）を履行したと主張しています。

原告は、被告に対し、他に聞きたいことはありますか。

(原告)

私が被告に譲渡したのは、本件建物だけです。土地は譲渡していない。

※被告に対する不満を延々と述べた。

私は贈与の書類にサインしていません。

他に提出すべき証拠はありません。

(被告)

私たち夫婦の喧嘩はありましたが、毎日ではありません。

⁶¹ ここは尋問の一部なのか、主張の確認なのか、明確でない。

私は原告に対して怒ったことはありましたが、原告が言うような、ひどい扱いはしていません。

年金について、原告は私が抜き取った旨を主張していますが、原告が近所の人の受給額と比較してしまって受取額を勘違いしているのかもしれない。年金の支給元に確認すれば証拠があります。

原告は、私の言うことを信じてくれません。原告は、私を誤解しています。

私は、今後も、母である原告の面倒をみる気持ちがあります。村長の前で原告の面倒は見ないなんてことは言っていません。

<原告の6番目の子の尋問⁶²>※原告に付き添っていた。

(6番目の子)

私も父の遺産をもらいました。

原告の主張によれば、被告は土地を明け渡すべきです。

本件建物の譲渡については、原告と被告の別席調停の形で議事録が作られました。

被告は夜中に夫婦喧嘩をし、物を投げたり、大きな音を出します。

被告は原告を尊敬していない態度をとります。

<原告の長女の尋問>※原告に付き添っていた。

(原告の長女)

本件建物を譲渡したときの議事録を作成した際、立ち会いました。

そこでは土地の譲渡の話はなかったです。いつ、土地の話になったんでしょうか。

家の話しか出ていませんでした。

私は1回だけ拇印を押しましたが、他は押していません。

(右陪席)

書類上、本件建物のほか本件土地も、同日に譲渡したことになっていますが。

(原告の長女)

分かりません。

(裁判長)

他に陳述したい人はいますか？

<被告の姉(原告の子)の尋問>※被告側に同席していた。

(被告の姉)

陳述したいです。

被告は、原告の面倒を見るために一緒に暮らしていました。

本件土地の譲渡書類については、覚えていません。作成に参加していません、

父母の遺産はもらいました。

被告と原告がもめたのは事実です。私は2人を仲直りさせたいです。

⁶² 原告と被告に付き添っていた家族が尋問されていた。これらの尋問が期日前から予定されていたものか、その場で判断したものかは不明である。

(右陪席)

被告が動物を投げたり，毎日，大声で原告の悪口を言っていたのは本当ですか。

(被告の姉)

毎日ではありません。喧嘩は，普通の頻度でしていました。

<被告の夫の尋問>

(被告の夫)

私も陳述します。

(裁判長)

毎日，夫婦喧嘩していたのですか。

(被告の夫)

毎日，喧嘩していたら今日まで一緒に暮らせません。被告と普通に喧嘩はしましたが，毎日ではありません。

※裁判長は，被告に証拠は全て提出したことを確認した上，被告を当事者席に戻した。

<検察官による意見書朗読> (全員起立)

訴状及び答弁書に基づき，事件の経緯，当事者の主張要約。

本件が民事事件であることの理由の説明。契約内外債務法50条⁶³に基づいて合議体に判断していただきたい。

(結論についての意見は無かった。)

<当事者の陳述確認⁶⁴>

(裁判長)

原告から，最後に何か言いたいことはありますか。

(原告) ※何かを言ったが，声が小さくて聞き取れなかった。

(被告)

証拠は全て提出しました。

私は，母が戻って来たいのなら，それで構いません。

<午前10：45～休廷⁶⁵>合議体が退廷

<午前11：05～判決> (全員起立) ※ジリリリとベルが鳴った。

<判決> (全員起立)

裁判長が判決を朗読。

事件名等の導入部分も読み上げ。忌避権について述べた。

事件の内容(ヌアーカディ)として原告の訴状，被告の答弁書をもとに事件の内容を説明。

⁶³ 契約内外債務法50条「条件付贈与契約は，所有者が自己の財物を，受贈者が財物の引渡しを受け前又は後に履行しなければならない合法的な条件をともなって引き渡す，財物の所有者による決定である。受贈者は，前記の条件を完全に履行した時に所有者となる。その条件を完全に履行しない場合，又は条件に従って履行することができなくなった場合は，贈与者は，契約を解除する権限を有する。」

⁶⁴ 最終弁論か？

⁶⁵ 休廷時間は教示されなかった。

分析（ヴィニッサイ）と主文：

原告は負担付贈与の解除を主張した。本件土地と本件建物の契約が別々にあった。本件建物について負担付贈与、本件土地について贈与がされた。原告は被告との間の負担付贈与契約についての証拠は、被告が原告の面倒を見なければ土地を原告に戻す旨の議事録である。

所有権法28条，土地法80条，契約内外債務法50条に基づいて検討したところ，被告の本件土地及び本件建物の贈与に関する議事録等の書面には不備があり，被告の主張は証拠と整合していない。

そのために本件土地と建物の登記の抹消及び返還について認容する。

税金，訴訟費用についても被告の負担とする。

一方で，登記の抹消及び返還を認めることから，被告が2010年に負担した本件建物のフェンスの改築費用約200万キープについては，原告が被告に支払わなければならない。

被告に対し，不服があれば，20日以内に控訴するように告知⁶⁶。

双方に対し，説明がよく分からなければ，後で書記官に詳しく聞くよう教示。

<午前11：20閉廷>

書記官は，検察官及び当事者から，書類に署名をもらっていた。

⁶⁶ 反訴請求のようなものを認容したが，原告に対する控訴権の告知は行われていないようだった。

ラオス刑事訴訟法（証拠法）研究 ～法制度整備支援における「運用支援」の一例の紹介～

JICA長期派遣専門家

伊藤 淳

1 はじめに

読者の皆さんは、「他国の刑事司法制度の運用状況を改善する支援をしてほしい。」という要請をされた時、どのように対応するだろうか。司法制度は、それぞれの国の法律（法文化）に基づいて運用されているものであり、各国様々な制度が存在し運用されている。日本には日本の、アメリカにはアメリカの、フランスにはフランスの刑事司法制度がそれぞれ存在するのと同様に、当職が現在赴任しているラオスにもラオス独自の刑事司法制度が存在している。

当職は、現在、2018年7月に開始したラオス法の支配発展促進プロジェクト（以下「本プロジェクト」という。）の専門家として、ラオスの刑事司法分野の課題の一つとされている、法律（刑法や刑事訴訟法）に基づかない実務運用を改善するための活動に従事している。当職は、かかる活動について、日本の刑事司法の専門家の一人として非常にやりがいがあると感じる一方で、上記の通り、ラオスにはラオス独自の刑事司法制度が存在する中で、日本の刑事司法の専門家に過ぎない当職に、実際にどのような活動ができるのかとも感じながら日々の活動を行っている。

本稿では、このような当職の悩みを前提に、当職が現在取り組んでいる、「ラオス刑事訴訟法（証拠法）を研究し、その成果をQ&A集の形にまとめてラオスの刑事司法関係者に普及する活動」（以下「本活動」という。）を、法制度整備支援の「制定された法令を運用する司法関係機関の制度整備支援」（いわゆる「運用支援」）¹の一つの方法として紹介し、若干の考察を加えたい。

もとより本稿の意見にわたる部分は、当職の私見であり、所属機関（法務省）やJICAの公式見解ではない。

2 本活動に取り組むことを決めた経緯等

まず、本活動を紹介する前に、本プロジェクトにおいて、本活動の実施を決めた経緯について簡単に紹介したい。

ラオスでは、本プロジェクトに先立って、2010年7月から2014年7月までの間「JICA法律人材育成強化プロジェクトフェーズ1」（以下「フェーズ1」という。）

¹ 法制度整備支援は、開発途上国や市場経済への移行を進める国などに対して、それらの国々が進める法制度の整備を支援することと言われており、①基本法令の起草支援、②制定された法令を運用する司法関係機関の制度整備支援、③法曹実務家等の人材育成支援、を基本的内容と考えることが多い（法務省のHP等参照）。

が、2014年7月から2018年7月までの間「JICA法律人材育成強化プロジェクトフェーズ2」（以下「フェーズ2」という。）がそれぞれ実施された。両プロジェクト実施時におけるラオス法司法界の課題は、「十分な法理論にもとづかない立法，これに基づく行政，司法，また，法理論の理解が不十分，かつ，法理論と実務の関連付けもほとんど行われていない法学教育・研修」と整理され，その改善に向けて，法理論を理解した上で実務運用を行うことができる法律人材を育成する活動を行うこととなった。フェーズ1及びフェーズ2においても，本プロジェクト同様に，刑事法分野の活動を実施しており，フェーズ1では，刑事訴訟法手続を研究し，その研究成果を手続チャートやハンドブックにまとめる活動を，フェーズ2では，刑事訴訟法の捜査手続において実務上実際に生じる問題点について研究し，その研究成果をQ&A形式の問題集（捜査段階Q&A集）にまとめる活動をそれぞれ実施した。これらの活動は大きな成果を挙げたものの，ラオスの法司法分野の課題を全て解決したとまでは言えず（幾つかの課題が残ると共に新しい課題も発生し），特に刑事法分野では，捜査機関の行き過ぎた捜査による被疑者・被告人の人権侵害や弁護人の権利侵害などが社会問題となっており，本プロジェクトを通じてこの問題に対処することが望まれた²。

そこで，本プロジェクトは，プロジェクト開始後，ラオス側とも何度も協議を重ね，刑事法分野の活動として，ラオス刑事司法分野の課題の一つである捜査機関による行き過ぎた捜査を抑制するために（改善するために），ラオス刑事訴訟法に規定が存在する自白法則（ラオス刑事訴訟法36条3項），補強法則（同法36条2項），違法収集証拠排除法則（同法42条）の法理論及び実務運用を研究し，その適切な運用を可能とする人材を育成することとし，具体的な活動としては，ラオス刑事訴訟法における証拠法則を研究して，その成果をQ&A形式の問題集（公判段階Q&A集）にまとめ，刑事司法関係者に配布して普及する活動を実施することを決めた。

3 本活動の具体的紹介及び今後の予定

次に，本活動実施を決めた後に本プロジェクトが実際に行ってきた活動及び今後の活動予定について紹介したい。

(1) 日本人専門家（当職）によるラオス刑事訴訟法（証拠法）の調査

本プロジェクトは，上記の経緯で本活動の実施を決めたが，実際に活動を進めるにあたってまず問題となったことは，日本側にとってラオスの刑事訴訟法（証拠法）に関する基礎情報が乏しいことであった³。そこでまず，担当専門家である当職において，ラオスの刑事司法関係者をインタビューするなどして，ラオスの刑事訴訟法（証拠法）

² 本プロジェクトの形成経緯は，拙稿「ラオス『法の支配発展促進プロジェクト』が開始！～中核人材の育成からより多くの人材の育成へ～」(ICD NEWS 76号)を参照されたい。

³ 現行のラオス刑事訴訟法（2012年，2017年改正に対応したもの）に関する資料としては，JICAプロジェクトで作成した刑事訴訟法チャート，ハンドブック，捜査段階Q&A集の他に，UNDP（国連開発計画）がまとめた「Manual on Evidence in Criminal Case」がある程度であった。

の現状を調査した（別添1参照⁴）。

別添1にも記載があるが、当職は、この調査により、ラオスの刑事訴訟法における自白法則、補強法則、違法収集証拠排除法則の規定について、日本法と似た面も異なる面もあるということ認識するとともに、少なくとも、日本の刑事訴訟法理論や実務運用と比較すると、ラオスの刑事訴訟法（証拠法）理論と実務運用には、以下の3点の問題があると考えた。

一つ目は、各証拠法則に関する運用基準（各要件の意味、適用条件等）が不明である点である。そのため、どのような基準で事実認定の基礎となる証拠が採用され排除されるかが、結局、個々の裁判官によって異なってしまう（恣意的に運用される可能性がある）ことである。この点は、ラオスでは、被告人、弁護人の証拠収集（証拠開示）や証拠を争う権利や能力が十分でないことからより問題が深刻化すると考えた。

二つ目は、ラオスでは、真実発見と人権保障が衝突した場合に、明らかに前者に傾く傾向がある点である。法曹三者だけでなく刑事訴訟法学者も真実が発見されれば人権保障が後退しても仕方がないとする傾向がある。百歩譲って「真実」が発見されれば良いが、仮に「真実」が発見されなかった場合、その問題は非常に深刻なものとなる（拷問により嘘の自白を得てその自白に基づいて被告人が有罪となり処罰されるなど）と考えた。

三つ目は、証拠法則の話と直接関係するものではないが、有罪無罪の判断をするために必要な「証明の程度」も明確でないことから、適切な手段で証拠が収集されて裁判所に提出されたとしても、裁判官が不適切な方法で評価をして不適切な判決（誤った判決）をする恐れがあると考えた。

そして、当職は、本活動を進めるにあたっては、少なくとも上記3つの問題点を改善する内容を含む必要があると考え、これらの問題点をラオス側に共有し、今後作成する公判段階Q&A集においても上記3つの問題点を検討することでラオス側と合意した。

(2) 公判段階Q&A集で検討すべき問題の選定

本プロジェクトは、上記(1)記載の経緯で、公判段階Q&A集作成の中で上記3つの問題点も検討することを決めたが、次に問題となったことは、どのように検討するかということであった。すなわち、ラオス刑事訴訟法（証拠法）理論にもとづく適切な刑事実務運用を目指して公判段階Q&A集を作成し普及する活動をするとして、どのような内容のQ&A集を作成するかということであった。この点について、当職とラオス側で協議をした結果、ラオス側においても地方における実務状況の調査を行う⁵

⁴ 2018年10月作成。

⁵ ラオス側メンバーにおいて、2019年1月、北部ルアンパパン県、南部チャンパサック県の裁判所、検察院、弁護士会、警察を訪問し、各地の裁判官、検察官、弁護士会、警察官とともに、ラオスの刑事司法の現場における自白法則、補強法則、違法収集証拠排除法則の問題点に関する情報収集を行うと共に意見交換を行った。

などして、ラオスの刑事実務において、自白法則や補強法則や違法収集証拠排除法則が問題となった事例を把握した上で、これらの法則が存在する国であれば生じ得る典型的な問題を題材にして、ラオス刑事訴訟法（証拠法）理論、実務運用を各国法と比較検討して、各国法の理論や実務運用も参考にしながら、ラオス刑事訴訟法（証拠法）の運用上の問題点を改善するラオス独自の方法論を開発し、Q&A集の中で適示する方向性で活動を進めることとなった。そこで、当職において、前記ラオス側による実務調査等で収集されたラオスの刑事実務に関する情報を踏まえて、日本やその他の国で問題となった事例も参考に問題5問（以下「検討対象問題」という。別添2参照⁶）を作成し、ラオス側において、検討対象問題についてラオス刑事訴訟法（証拠法）に基づいた回答例を作成した上で、検討対象問題について各国法に基づく回答例と比較検討することとなった。

なお、上記地方での実務調査を通じて、ラオスの刑事訴訟法（証拠法）と刑事実務の問題として上記(1)で指摘した3つの問題点に加え、証拠法則違反の事例が実際に生じた場合において、被告人・弁護人はどのようにしてその事実を主張立証し、裁判官はどのような判断をすべきかについて、実務運用が確立していないためにバラバラの運用をしている（権利侵害への対応手段が確立していない）ことが明らかとなった。そこで、ラオス側において検討対象問題を検討するに当たっては、単に回答例を示すだけでなく、実際にこのような問題が生じた場合において、弁護人や裁判官が何をすべきか（権利侵害への具体的対応手段）も示すこととなった。

(3) ラオス法と各国法の比較検討

本プロジェクトは、上記(1)(2)の経緯で本活動を進め、ラオス側において、ラオス刑事訴訟法（証拠法）に関する研究・調査が一定程度進んだ本年5月、法務省等日本側関係機関の協力を得て本邦研修を実施し⁷、ラオス法と各国法の比較検討を実施した。具体的には、ラオス側がラオス刑事訴訟法（証拠法）に基づいて作成した検討対象問題の回答例、専修大学加藤克佳教授によるドイツ法に基づく回答を、同志社大学法科大学院洲見光男教授によるアメリカ法に基づく回答を、法務省法務総合研究所国際協力部小島麻友子教官及び前田澄子教官⁸による日本法に基づく回答を比較検討し、ラオス刑事訴訟法（証拠法）の法理論や実務運用を様々な国の制度との比較する中で浮かび上がってくる法理論や実務運用の問題点や改善点について協議を行ったのである。

上記協議結果、すなわち、比較法から見たラオス刑事訴訟法（証拠法）理論や実務運用の問題点及び改善点については、本邦研修の結果を踏まえて、ラオス側で現在⁹も検討中のため、本稿でその詳細を説明することはできないが、ラオス法は宗主国で

⁶ 2019年2月作成。

⁷ 本邦研修の詳細は本号「第3回ラオス法整備支援研修（刑事訴訟法における証拠法研究）」を参照されたい。

⁸ 現山形地方検察庁検事

⁹ 2019年7月末現在。

あったフランス法的な性格を持ちつつも刑事訴訟法（証拠法）については独自の発展を遂げていること^{10 11}、法律の発展（法律の改正）に対して、実務者の理解が進んでいない（追いついていない）ために実務の運用が法律に基づいてなされていない状況が生じていること¹²が協議を通じてより明確になった。

(4) 本活動の今後の予定

本プロジェクトは、公判段階Q&A集の完成目標を2019年12月末としている。そして、本プロジェクトは、この期限前に、専門家とラオス側において、本邦研修における日本側との協議を踏まえて、上記(1)(2)(3)で言及した4つの問題点を含むラオス刑事訴訟法（証拠法）の法理論及び実務運用の問題点の解決方法（実務改善の方法）の検討を続ける予定である。また、それと同時に、ラオス側から、本邦研修で、ラオス法と各国法を比較検討することでラオス法の問題点や改善点に関して多くの気づきがあったとの意見が多数挙げられ、ラオス法と法的性格が近いとも考えられるベトナム法との比較検討もしたいとの要望があったことから、本邦研修同様に、検討対象問題を題材にして、ラオス法とベトナム法の証拠法、特に、自白法則、補強法則、違法収集証拠排除法則について、法理論と実務運用状況を比較し、ラオス刑事訴訟法（証拠法）理論と実務運用の問題点をより深く検討し、有効な改善策を研究する機会を設けたいと考えている。

¹⁰ ラオスでは、1990年に初めての刑事訴訟法が成立し、その後2004年、2012年、2017年に改正されている。本邦研修に参加したラオス側メンバーの説明によれば、ラオスで自白法則、補強法則、違法収集証拠排除法則に関する条文が規定された経緯は、ラオスの刑事訴訟法では、捜査機関が、取調べや物的証拠収集手続において、違法な手段を使うことを禁じる規定は、2004年に改訂された刑事訴訟法の中に存在したが、一方で、捜査機関が違法な手続により証拠収集をした場合において、証拠の取扱いがどうなるか（効果）に関する規定はなく、違法に収集した証拠を刑事裁判で利用することもあれば、利用しないこともあり、実務の運用が統一されていなかった。このようなバラバラの実務運用を統一するために、2012年に改正されたラオス刑事訴訟法で36条3項、42条を新設し、違法に収集した自白や証拠は一律に刑事裁判における証拠として使用することができないようにしたとのことである。そして、上記制定経緯から、捜査官の取調べ手段が自白法則（刑事訴訟法36条3項）で禁止する方法に該当する場合、捜査官の証拠収集手段が違法収集証拠排除法則（同法42条1項）で規定する「違法」な手段に該当する場合、収集された自白や物的証拠を刑事裁判で使用することはできないことになるとのことである。

¹¹ また、本邦研修に参加したラオス側メンバーの説明によれば、自白法則（刑事訴訟法36条3項）の趣旨は、捜査官による違法な取調べを禁止することで、被疑者の人権を侵害しないようにすること（人権保障すること）でもあるため、同条が規定する「嘘」、「暴行」などはあくまでも例示規定で、これら以外の取調べ方法でも、違法捜査抑制の必要性、人権侵害の程度、事件の重大さ（真実発見の要請）などを比較考量して、嘘や暴行と同程度に悪質と判断できる取調べ方法は、「その他適法でない行為」（刑事訴訟法36条3項）に該当し、獲得した自白を証拠として使うことはできないことになるとのことである。また、違法収集証拠排除法則（刑事訴訟法42条）の趣旨は、違法な捜査手続を禁止することで、被疑者の人権保障（手続保障）をして、将来の違法捜査を抑制することでもあるため、同条が規定する「違法」に該当するかは、捜査手段の違法の程度と人権侵害の程度、事件の重大性など（真実発見の要請）などを比較考量して決めることになるとのことである。

¹² ラオス側と論点を細かく分けて議論をすると脚注8や9に記載したような話となるのだが、最後にこの議論を踏まえてではどのような実務運用が適切かという話に移ると、それまで人権保障などの概念との比較考量の一要素であった「真実の発見」の要請が優先されることが多く（捜査の不手際による真犯人の不処罰を許して良いのかという話になる）、法改正の趣旨、そこから導き出される法理論等が考慮されない実務運用がなされている（当たり前となってしまっている）状況が垣間見えた。

4 最後に

これまで本活動について、開始した経緯、現在の活動状況、今後の活動予定等を紹介してきた。最後に、本活動を題材に、他国の刑事司法の運用改善支援の方法について若干の私見を述べたい。

本活動は、既に述べてきた通り、ラオス刑事司法の課題の一つである「法律に基づかない実務運用」の改善について、ラオス刑事訴訟法の証拠法の規定を題材にして取り組んでいるものである。

刑事司法が法律（刑法や刑事訴訟法）に基づいて行われるべきであることは法治国家における万国共通の大前提であろうと考えるが、法は世の中の全ての事象を規定することはできず、それゆえに法の運用には、法理論の理解を踏まえた法の解釈が必要となる。そして刑事司法は、各国の法文化に基づくものであるため、たとえ同じような規定が存在するとしても、その規定の解釈、すなわち法理論の理解は各国によって異なるため、「法律に基づく実務運用」も結局は国ごとに適切と言える状態は異なることになると思われる。そのため、当職は、日本とも他のどの国とも異なる刑事司法制度をもつラオスの刑事司法制度の運用を改善することが、日本の刑事司法専門家によって可能か(有効か)という疑問を常に持っている。そして、当職は、現在、上記疑問に対する明確な回答を持っていない。

一方で、当職は、既に述べてきたが、例えば、日本の刑事訴訟法における自白法則、補強法則、違法収集証拠排除法則に関する法理論や実務運用について、これを正しいものであるとしてラオス側に伝えることがその答えにならないと考えている。ラオスにはラオス独自の刑事司法制度（法文化）が存在するため、ラオス人が日本独自の法文化の上に発展してきた日本の刑事訴訟法の法理論や実務運用を理解してラオスにおいて運用することは極めて困難であり、最終的にラオス社会に根付くことはないと考えられるためである。では、そのラオスで刑事司法制度の実務運用改善の業務を担当する当職は何ができ、何をすべきか。当職は、その一つの方法として、ラオス人と共にラオス刑事訴訟法を研究し、その研究過程の際にラオス法と他国の法律を比較することが良いのではないかと考えた。ラオス刑法やラオス刑事訴訟法理論を前提にラオス刑事司法の適切な運用方法を考える（決める）のは当然ラオス人自身であるが、その判断をするためには、自国の理論や実務運用だけを研究するのではなく、自国と異なる法制度を持つ他国の理論や実務運用を知ることが有用であると考えたからである。そして、このような方法であれば、元々中国由来の法制度（法文化）が存在していたところに、明治維新を機にヨーロッパ諸国やアメリカの法制度を吸収して、最終的に中国ともヨーロッパ諸国ともアメリカとも異なる独自の法制度を確立した日本の刑事司法の専門家にこそ行うことができる法制度整備支援の運用支援と言えるのではないかと考えたのである。

当職は上記のような考えのもと、ラオス側及び日本側関係機関と相談をしながら本活動を進めているが、当職のこのような考えが正しいものかは当職自身も分からない。また、本活動はまだ途中である。しかし、当職自身が、本活動を始めるに当たり、過去様々

な国で実施された活動例を参考にして、本活動に取り組むことを思いついたということがあったので、今後、ラオスやその他の国で新たに法制度整備支援の運用支援を行う際の検討材料の一つとなり、さらには、専門家業務の幅広さや奥深さ（面白さ）を少しでもお伝えすることができればと考え、本活動を紹介させていただいた次第である。

ラオス刑事訴訟法における証拠法第1 ラオス刑事訴訟法概要

ラオス刑事訴訟法（以下「ラオス刑訴法」という。）は証拠裁判主義を採用する（ラオス刑訴法183条¹³。以下、単に刑訴法〇〇条と表記。）。

ラオス刑訴法は職権主義であり公訴提起の際に証拠を含む一件記録が裁判所に送付される（刑訴法164条¹⁴。証拠禁止規定は幾つか存在する（刑訴法36条2項、同法42条）ため証拠自由の原則を採用しているとは言えないが、伝聞法則のような厳格で画一的な証拠禁止規定までではない。また、ラオス刑訴法は法定証拠主義を採用していないものの自由心証主義を明文で規定していない。さらに、ラオス刑訴法には有罪認定に必要な証明の程度に関する規定は存在せず、一方で、無罪推定とも考えうる規定も存在する（刑訴法15条¹⁵）がいわゆる利益原則につながるような規定は存在しない。

第2 刑事事件で明らかにする事項

- 1 ラオス刑訴法は、刑事訴訟手続について、「迅速、完全、包括的に犯罪を探求し、犯人に訴訟手続を受けさせ、法律を正しく、公正に適用し、犯人の法に従った処罰、犯人でない者に不処罰を保障するための、捜査機関、検察院、裁判所その他の参加者による活動」（刑訴法2条1項）と規定する。
- 2 ラオス刑訴法は、「捜査、起訴、判決の手続中、刑事事件手続を行う機関¹⁶は、以下の状況に関する真実を追求しなければならない」（刑訴法41条）と規定し、刑事手続の中で明らかにする事項、すなわち、証拠により明らかにする（証明する）事実を以下のように定める。
 - ① 犯行（行為、日時、場所、車両、器具、方法その他の状況）
 - ② 被疑者（プークトゥーハー）又は被告人の過ち（故意又は過失）及び犯行動機

¹³ 刑訴法183条は、「裁判所は、検察院の起訴、当事者の申立てを受理し、情報証拠及び公判審理の結果に基づき検討しなければならない。すべての起訴、申立ては、法律に従って検討しなければならない。検察院又は当事者が申立てをしていない問題は、裁判所は検討すべきでない」と規定し、関係者のインタビューにおいても同規定が証拠裁判主義を定めた規定であることは概ね確認できた。

¹⁴ 筆者は捜査段階で警察官及び検察官が収集した全ての証拠及び作成した書類というイメージを持っていたが、複数人からの聴取等を踏まえて、警察も検察も有罪立証に必要な証拠及び書類しか送っていないようにも感じる。この点はこの後も調査が必要と考えている。

¹⁵ 刑訴法15条は、「刑事訴訟手続において、犯人であるとする裁判所の確定判決がまだない被疑者及び被告人は、無罪とみなされる。」との規定は存在するが、いわゆる利益原則と同義かまでは不明である。

¹⁶ 刑訴法45条は、刑事訴訟の組織を、捜査機関、検察院、裁判所と規定する。弁護人や被告人は刑事訴訟手続参加者（刑訴法63条）と位置付ける。

- ③ 犯行の特徴，危険性の程度と被疑者（プークトゥーハー）又は被告人の人格¹⁷
- ④ 犯罪により生じた被害の特徴と程度
- ⑤ 刑事責任を免れるべき根拠¹⁸と負わせるべき根拠¹⁹
- ⑥ 刑事責任の加重²⁰軽減²¹理由

3 一方で，ラオス刑訴法は，公判における裁判官の検討事項について「検察院又は当事者が申し立てた事項」に限る（刑訴法183条）とする一方で，（挙証責任は第4で検討するが）立証事項について，審理の終了について「事件の状況がすべて明らかになった場合」（刑訴法200条1項）と規定し，判決の構成要素について「1. 判決紹介の部分，2. 事件の内容，3. 分析，4. 判決」（刑訴法205条2項）と規定するのみである。

第3 証拠の定義等

1 ラオス刑訴法では，証拠は，「訴訟手続によって収集された真の情報であって，捜査機関，検察院，裁判所が評価を行い²²，社会にとって危険な行為かどうか，個人の行為が犯罪かどうか，その他の事情の有無を判断する根拠として使用する，その訴訟事件の構成適正な審理判決に有益なものである」（刑訴法27条）と規定され，以下の通りに分類される。

¹⁷ 刑法7条は，犯罪の構成要素として，i 物質的要素，ii 客観的要素（犯行の時，場所，犯行に使用された車両，機器，情况及び手段など，刑法により規定されている社会的関係に損害をもたらした行動又は損害をもたらす意図〔の証拠である〕行動の外的特徴），iii 主観的要素（犯罪を構成する行動を通じて外面的に表われる，その犯罪の自らの犯罪行為についての態度及び心理状態の特徴），iv 行為者要素（法的責任を負うにあたり，その犯罪人は，知的能力がなければならず，心神喪失者であってはならず，刑事責任年齢，すなわち15歳以上でなければならない），と規定する。

¹⁸ 刑法18条は，刑事上の責任からの除外につながる事情として，i 威力及び脅威（刑法19条），ii 正当防衛（刑法20条），iii 緊急状態（刑法21条），iv 職務上の義務の履行（刑法22条），v 命令の実行（刑法23条），vi スポーツ競技（刑法24条），vii 損害を被った当事者が告訴しなければならない犯罪（刑法25条），viii 公訴期間の満了（刑法26条）と規定する。

¹⁹ 刑法16条は，犯罪人とは，社会に危険をもたらすような行為又は逸脱行為を犯し，〔かかる行為又は逸脱行為が〕法に定めるあらゆる犯罪構成要素を満たしている〔場合の〕個人である，と規定する。

²⁰ 刑法41条は，刑事上の責任の加重につながる事情として，i 常習，ii 組織的集团的によりなされた犯罪，iii 強欲のためになされた犯罪，iv 未成年者，高齢者，弱者，又は物質的その他の方法でその犯罪人に扶養されている人若しくはその犯罪人の管理下にある人に向けられた犯罪，v 未成年者に対する犯行の伝授又は犯罪参加の先導，vi 被害者に対する残酷又は非道な違法行為，vii 深刻な結末を伴う犯罪，viii 大災害中になされた犯罪，ix 公衆にとって危険な方法によってなされた犯罪，x 酩酊又は薬物乱用状態でなされた犯罪。その犯行の性質に基づき，裁判所は，刑事上の責任を加重するか否かを決定する絶対的な権利を有する，xi 正直な者に対する意図的な罪の押付け，xii 他の犯罪の隠匿又は逃亡のための暴力使用で有罪となった犯罪人，と定める。

²¹ 刑法40条は，刑事上の責任の軽減につながる事情として，i 18歳未満の犯罪人，ii 妊娠状態又は2歳以下の子供がいる女性の犯罪人，iii 正当防衛，iv 被害者の違法行為がもたらした強い精神的打撃によってなされた犯罪，v 威力又は脅威の下でなされた犯罪，vi 犯罪人が，自らの犯罪が引き起こす損害を防ぐため，又はその損害を自発的かつ誠実に償うために行った行為，vii その犯罪人自身又はその家族の著しく困難な状態のためになされた犯罪，viii 犯罪人が，自責の念を表して当局へ自首し，自己と他者の犯した犯罪を認めこれを明らかにする場合，ix 初回の犯罪であって，それが社会にとって深刻な危険を生じない場合，x 犯罪人に，国民に対する功績がある場合と規定する。

²² 弁護人は含まれていない。

- ① 物的証拠²³
 - ② 書証²⁴
 - ③ 人的証拠²⁵
 - ④ 前記証拠は、被疑者（プークトゥーハー）又は被告人であることを証明する積極的な証拠と無実であることを証明する消極証拠がある。
 - ⑤ 刑事訴訟手続においては、有罪を証明する証拠（積極証拠）及び無罪を証明する証拠（消極証拠）の両方を探さなければならない。（刑訴法28条）
- 2 ラオスの刑訴法には、例えば、証拠方法の物理的な形による差異であり、これを取
得する強制処分には差異が生じるものとして分類される「人的証拠・物的証拠」という
区別、伝聞法則が適用される証拠かそれ以外の証拠かにより分類される「供述証拠・
非供述証拠」という区別、証拠が証明しようとする事実の違いにより分類される「直
接証拠・間接証拠」という区別、証拠が証明しようとする事実の違いによる差異であ
り、「実質証拠・補助証拠」（証拠が証明しようとする事実の違いによる差異であり、
要証事実を直接・間接に証明する証拠を実質証拠、実質証拠の証明力に影響を及ぼす
証拠を補助証拠）という概念が明文上は存在しない。
- 3 もっとも、ラオス法律人材育成強化プロジェクト・フェーズ1において作成した刑
訴法ハンドブックにおいては、人的証拠の種類として「原始証人」、「伝聞証人」の二
種類を定義し、前者を「事実を体験した者」、後者を「事件を体験していないが事件
のことを他者から聞いた者」と説明する。また、証明対象との関係で証拠を分類する
ことを可能とした上で「直接証拠」、「間接証拠」という種類の証拠を定義し、前者を
「事件の直接の争点となっているある審議を証明する証拠証人であり、もし裁判所が
その直接証拠を信用できる時には、争点となっているある審議はその証人証拠が示し
ているもの。例えば、銃による殺人事件現場で銃を撃った人物を見た人物」と、後者
を「事件の直接争点ではない真偽を証明することを期待する証拠であり、対面で争っ
ている争点の真偽が起こったのか、起こっていないのかを指し示すその他の真偽を証
明したいときの証拠である。例えば、銃による殺人事件の現場付近で銃声を聞き、直
後に現場から走り去る人物を見た人物」と説明する。さらに、証拠価値の関係で証拠

²³ 物的証拠とは、物体の痕跡、犯罪の道具として使用された、又は使用されようとした物であり、例
えば、拳銃、ナイフ、指紋、血痕その他の事件にとって重要な意味を有する物である（刑訴法29条）。
なお物的証拠に関する規定としてその他、刑訴法30条「物的証拠の収集と保管」、刑訴法31条「物
的証拠に関する問題解決」が存在する。

²⁴ 書証とは、手紙、捜査記録、裁判所の活動記録、勘定書（財務記録）、図（図面）、写真、その他犯
罪に関連する書類から得られたものをいう（刑訴法32条）。なお書証に関する規定としてその他に、
刑訴法33条「訴訟手続遂行者の記録」が存在する。

²⁵ 人的証拠とは、犯罪に関連する被疑者（プークトゥーソンサイ、プークトゥーハー）、被告人、証人、
被害者、民事原告、民事責任者の証言、面割り、確認、専門家、熟練者の意見による得られた証拠を
いう（刑訴法34条）。なお人的証拠に関する規定としてその他に、刑訴法35条「被疑者（プー
トゥクソンサイ）」の供述、刑訴法36条「被疑者（プートゥクハー）の供述」、刑訴法37条「被害者の
供述」、刑訴法38条「民事原告、民事責任者の供述」、刑訴法39条「証人の供述」、刑訴法40条「専
門家又は熟練者の鑑定書」が存在する。

を分類することが可能としたうえで「第一次証拠（主たる証拠）」及び「第二次証拠（補助証拠）」という種類の証拠を定義し、前者を「事件の当事者が主張のために持ってきた真偽にかかる他の証人証拠と比べ明確に真偽を証明できる、あるいは信用性の重みのある最もすぐれた証人証拠」と、後者を「第一次証拠のように真偽の証明において重みや信用性をもつことができない、あるいは最も優れているとは言えない証人証拠」と説明する。

第4 挙証責任

- 1 ラオス刑訴法に挙証責任の規定はない。もっとも、ラオスにおいても公訴権は検察官にのみある（刑訴法154条）。訴訟の一般原則として、権利の実現を請求する者に証明責任があることから、ラオスにおいても立証責任は検察官にあると考えて良いと思われる²⁶。
- 2 検察官に立証責任があり無罪推定の原則が認められれば、検察官が挙証責任を果たせなかった場合、「疑い」は被告人の利益に解され、無罪判決が下されることになるはずである（疑わしきは被告人の利益の原則）。もっとも、ラオス刑訴法に無罪推定の原則が認められるか不明であるため、利益原則又は実質的挙証責任が検察官にあるかまでは現状不明である²⁷。

第5 証拠の取扱い（証拠方法の制限）

1 証拠自由の原則

ラオス刑訴法には、伝聞法則はないものの、自白法則や違法収集証拠排除法則が存在し、また、証拠能力（証拠の許容性）制限を認めない規定も存在しないことから、証拠自由の原則までは存在しない。

2 自白の取扱い（自白法則）

ラオス刑訴法には、自白について、「嘘、強制、脅迫、暴行、拷問その他適法でない行為によって得られた被疑者又は被告人の自白は、事件における証拠として使用することができない」（刑訴法36条3項）との規定があり、いわゆる自白法則を定めているものと思われる²⁸。自白法則がいかなる場合に適用されるかについて基準等はないが、刑訴法36条3項に該当する（違法な手段で得られた）自白に基づいて事実認定を行うことができないという点で、法曹三者及び学者の意見は概ね一致しているようである²⁹。

もっとも、いわゆる毒樹の果実の理論のような規定は存在せず、派生して得られた証拠（違法な取調べに基づく自白を内容として収集された証拠）による事実認定も可

²⁶ 裁判所による補充捜査命令の対象も検察院であることから裏付けられる（刑訴法168条）。

²⁷ この点は引き続き調査が必要である。

²⁸ 刑訴法は「刑事手続において、被疑者（プートゥクハー、プートゥクソンサイ）、被告人に対する強制、脅迫、暴行、拷問は禁止する」（刑訴法12条4項）との規定も置いており、自白法則を担保するものと思われる。

²⁹ 適切に運用されているかは、法曹三者及び刑事訴訟法学者間の意見は一致していない。

能（証拠能力は制限なく認められる）なようである³⁰。

3 自白以外の証拠（人的証拠，物的証拠，書証）の取扱い

① 総論

第1で述べた通り，ラオス刑訴法は，職権主義を採用しており，検察院は公訴提起の段階で一件記録を裁判所に送付しており，伝聞法則は存在しないため，裁判官は送付された記録をすべて確認できる。

一方で，刑訴法194条1項は，「裁判所（合議体）は，審理において，審理段階に従い，犯罪に関する各出来事の状況を完全に確定するための証拠を探さなければならない。」とし，公判における各証拠（人的証拠，物的証拠，書証）の取調べ方法及び顕出を以下のように規定する。

② 人的証拠の取調べ方法について

ラオス刑訴法は，審理（タイスワン）における人的証拠の取調べ方法に関し，「被告人の審理」（刑訴法195条），「被害者，民事原告，民事責任者，弁護人又はその他の保護者の審理」（刑訴法196条），「証人の審理」（刑訴法197条），「専門家による鑑定意見陳述」（刑訴法198条）の各規定を置いている。

このうち，被告人の供述の取調べ方法に関し，刑訴法195条は，「合議体，検察院の長は，審理において，被告人に対し，起訴事実や事件状況を質問することができる」（同条1項，4項），「弁護人及びその他の保護者は，被告人の防御権と利益に関する事件の状況について，質問をして問題提起することができる」（同条6項），「合議体は，被告人が質問に答えない場合，他の者に対する質問を続け，事件に係る証拠を調べなければならない」（同条7項）と規定する。

もともと，ラオス刑訴法には，被告人が捜査段階で自白をしていたが公判廷で否認した場合の被告人供述の取扱いに関する規定はない³¹。

③ 物的証拠及び書証の取調べ方法について

ラオス刑訴法は，審理における物的証拠及び書証の取調べ方法について，「検察院の長，被告人又はその他の参加者は，物的証拠に関して意見を述べる」（刑訴法199条1項）と規定する。

一方で，書証については「物的証拠，写真，図，音声記録，書面記録は，公判に提出されなければならない」（刑訴法199条2項）との規定を置くだけで取調べ方法に関する明確な規定はない。

³⁰ 法曹三者及び刑事訴訟法学者の間で結論が一致している。

³¹ 一応，「被疑者又は被告人の自白は，十分な有罪を示す証拠によって確認された時のみ事件の証拠となる」（刑訴法36条2項）が存在するものの，この規定が，被告人の捜査段階の供述と公判廷の供述が齟齬した場合にどのように作用するかは不明である。

筆者が傍聴した裁判においては，被告人が，麻薬の認識について，捜査段階では認めていたものの公判廷では否認をしていた。これに対し，立会した検察官及び裁判長が，被告人に対し，捜査段階の自白調書をもとに否認の撤回を迫っており，その他様々な追及を経て，被告人は最終的に否認を撤回していた。この裁判では被告人の自白を基に被告人に薬物の認識を認め有罪判決を下していたが，刑訴法36条2項の規定をどのようにして運用したかは不明であった。

④ 公判廷に提出された証拠の取扱い（顕出）について

ラオス刑法は、「公判に提出された証拠について、合議体は、正しいか、一致しているかどうか、事件に関連しているか³²どうかを調べなければならない」（刑法199条3項）と規定しており、自然的・法的関連性のない証拠の取調べ方法に関する規定と思われる。合議体がどのような基準でこの要件該当性を判断しているかは不明だが³³、法曹三者及び学者の間ではこれらの要件を満たさない証拠の証拠能力は認められない（事実認定できない）という点で概ね一致しているようである。

4 違法収集証拠排除法則

ラオス刑法には、「この法律に違反する手段により得られた情報は、刑事事件の証拠にならない」（刑法42条1項）、「刑事事件の証拠とならない情報は、法的効果をもたず、刑事手続の起訴として使用することはできない」（同条2項）との規定があり、違法収集証拠排除法則が明文として存在する。運用基準（「法律に違反する手段による得られた情報」の判断基準）は不明である³⁴が、法曹三者及び学者の間ではこの要件を満たさない証拠に基づく事実認定はできないという点で概ね意見は一致しているようである。

第6 自由心証主義と（有罪立証に必要な）証明の程度

- 1 ラオス刑法には法定証拠主義を定めた規定は存在しないが、自由心証主義を定めた規定も存在しない。もっとも、自由心証主義を制限する規定と位置付けられる補強法則を定めたと考えられる規定、すなわち、「刑事訴訟手続は、被疑者（プートックハー）又は被告人の自白だけを主たる根拠にしてはならず、有罪を立証する証拠をさらに探す必要がある」（刑法44条4項）、「被疑者又は被告人の自白は、十分な有罪を示す証拠によって確認されたときのみ事件の証拠となる」（刑法36条2項）が存在する。なお、かかる補強法則の運用基準は明らかではないが（「有罪を示す証拠によって確認されたとき」の判断基準）、法曹三者及び学者の間でこの要件を満たさない自白のみに基づいて被告人を有罪と判断することができない点で概ね意見は一致しているようである³⁵。
- 2 ラオスでは有罪立証に必要な証明の程度の規定は存在しない。一方で、ラオスに利益原則（疑わしきは被告人の利益を）の規定は存在せず、他の規定等から同原則が認められるかも不明である。ラオスでは明文規定上も他の原則等からも有罪無罪の判断を行うのに必要な立証の程度が不明である。

³² 「正しいか」、「一致しているか」、「事件に関連しているか」（刑法199条3項）について具体的にどうやって判断しているかは文言上明らかでなく、法曹三者及び学者によって見解も異なる。

³³ 「正しい」「構成する」「関連する」の意味に関して法曹三者及び刑事訴訟法学者の間で意見が一致している様子はいかががえなかった。

³⁴ 筆者の私見であるが、ラオスでは、手続の適正（違法捜査をしてでも真実発見をする要請）と人権保障の均衡が問題となった場合に、前者に傾く傾向が極めて高いと感じる。

³⁵ もっとも、その運用状況に関する意見は一致していない。

もっとも、ラオスは、審理（タイスワン）前に裁判官が事件ファイルを検討し重要な証拠が欠如している場合などの一定の場合に補充捜査等を命じることが可能とし（刑訴法168条1項）、さらに、「理由が不十分又は法律に適正でない」判決に対しては検察院が控訴できる（刑訴法213条）としていることから、単純に検察院の提出した証拠が不十分であることを理由に裁判所が無罪判決を下すことが可能というシステムをとっていない。このことから、ラオスが、有罪無罪の立証の程度について、英米法的な「合理的な疑いを超える」証明までは要求しておらず、むしろ大陸法的な「被告人に利益な疑い」とは補充捜査を尽くしても乗り越えがたい疑いで、被告人を有罪であると推認する他の全ての証拠を考慮しても乗り越えがたい合理的な疑いであることまでを要求しているとも考えられる³⁶。

第7 証拠に対する当事者の権利（弁護人・被告人の防御権）

1 ラオス刑訴法では、被告人及び弁護人は刑事訴訟における手続遂行機関ではなく手続参加者と位置付けられる（刑訴法63条）。被告人は、証拠提出等の権利、公判に出廷し説明して質問に答える権利、事件記録を閲覧・謄写する権利等が認められる（刑訴法66条）、また、弁護人も、証拠提出等の権利³⁷、公判に出廷し意見を述べ質問する権利、事件記録を閲覧・謄写する権利等が認められる（刑訴法71条）。しかし、記録の閲覧謄写権は捜査の必要性等から制限されることが一般的で、制限の基準も特に存在しない。

2 ラオス刑訴法では、人的証拠の一部（被告人、専門家）の供述について弁護人が意見・質問できるとし（刑訴法195条5項、刑訴法198条4項）、物的証拠についても弁護人が意見できるとする（刑訴法199条1項）。なお、書証や証人について弁護人や被告人の質問権等を定めた規定はない。

一方で、ラオス刑訴法には、証拠方法の顕出、すなわち、事実認定の基礎としえる証拠について、単に「正しいか、一致しているか、事件に関連しているか」の観点で確認するとするのみで（刑訴法199条3項）、職権主義構造を採用する訴訟システム下で見られる当事者の対審的討議を経た証拠のみにもとづいて判決を下す³⁸等の公判における弁護人や被告人の証拠を争う権利を明確に定めた規定はない。

第8 ラオス証拠法に関する問題点³⁹

1 ラオスでは、事実認定に必要な「証拠」について、職権証拠主義を採用していることから、事件ファイル上の全ての証拠を裁判官が検討できる。裁判官は、公判に提出された証拠を「正しい、構成する、関連する」という基準で確認してこれらの要件を満たす限り事実認定に用いることができるようである。また、これらの要件を満たした証拠について、自白であれば、自白法則（刑訴法36条2項）、補強法則（刑訴法

³⁶ あくまでの筆者の私見であり、今後も調査が必要である。

³⁷ 明文に規定があるにもかかわらず、実務運用を根拠に、弁護人の証拠提出権を否定する実務家もいた。

³⁸ フランスやベトナムにこのような制度があることを確認している。

³⁹ あくまでも筆者の私見である。

36条3項、刑訴法44条4項)の観点で確認してこれらに違反する自白であれば事実認定に用いない、又はこの自白だけをもって被告人を有罪とすることはないようである。さらには、自白以外の各証拠(物的証拠、書証、人的証拠)であれば、違法収集証拠排除法則(刑訴法42条)の観点で確認しこれに反する証拠であれば事実認定に用いないようである。そして、これらのスクリーニングを経た証拠に基づいて事実認定が行われ、事件に関する状況が明らかになったと合議体が判断した場合に、審理を終了し判決を行うようである(刑訴法200条)。上記だけを見れば、伝聞法則という観点での違和感はあるが(検察院が提出した証拠を全て裁判官が確認するため心証形成に影響がないとは言えないのでは)、日本の証拠法の内容及び運用状況と大きな相違点はないと思われる。

2 もっとも、ラオスにおける証拠法の内容及び運用状況で、大きな問題(日本との相違点)を感じるものとしては、以下の3点である。

一つ目は、本文中でも述べてきたが、各証拠法則に関する運用基準(各要件の意味、適用条件等)が不明である点である。そのため、どのような基準で事実認定の基礎となる証拠が採用され排除されるかが、結局、個々の裁判官によって異なってしまう(恣意的に運用される可能性がある)ことである。この点は当事者(被告人、弁護人)の証拠の収集(証拠開示)や証拠を争う権利が十分でないことからより問題が深刻化する。

二つ目は、自白法則の毒樹の果実の理論、違法収集証拠排除法則の運用基準の際にも述べたが、ラオスにおいては、真実発見と人権保障が衝突した場合に、明らかに前者に傾く傾向がある点である。法曹三者だけでなく学者においても真実が発見されれば人権保障が後退しても仕方がないと考える傾向がある。百歩譲って「真実」が発見されれば良いが、仮に「真実」が発見されなかった場合、その問題は非常に大きなものとなる(拷問に基づいて嘘の自白を得てその自白に基づいて被告人が有罪になるなど)。

三つ目は、有罪無罪の判断をするために必要な証明の程度も不明確であることから、適切に収集されて提出された証拠があったとしても、裁判官が不適切な評価をして(不適切な)判決をする恐れがあることである。

3 以上に対して、証拠法理論につき運用状況を踏まえて確立することはもちろん、証拠法理論を適切に運用するために適切な事実認定技術が必要となるため、事実認定理論や技術の確立も必要になると思料する。

【問題1】

Aはヴィエンチャン市内でかねて仲が悪かったBをナイフで殺害し、その後そのナイフをメコン川に捨てた。本件殺人事件に目撃者はなく防犯ビデオの映像等もなかったが、警察はAとBの仲が悪かったことから、AについてBを殺害した犯人と疑い、Aを逮捕した。取り調べを担当した警察官は、Aの取り調べの際、①Aの襟をつかんで首を締めあげて壁に頭を打ち付ける、Aの腹を殴る、Aの太ももを踏みつける、などの暴行を加え、②Aに「否認したら子供が学校に行けないようにする」、「否認したら妻を逮捕する」など述べて脅迫し、③Aに「自白したら、警察が子供や家族の面倒を見る」などの自白をすることによるAが得る利益について説明するなどした。その結果、AはBを殺害したことを認めたことから、検察はAを殺人罪で起訴した。しかし、Aは裁判で、自白は警察官に暴力を振るわれたり、脅迫されたり、利益誘導を受けた結果したもので、嘘の内容と供述した。Aの弁護人は、警察官の暴力、脅迫、利益誘導の結果得られたAの自白は刑訴法36条3項に違反すると主張した。

この場合、裁判官はAの自白をどのように取り扱うべきか（Aの自白をもとにAを有罪と判断することができるか。）。

【問題2】

県知事Aは、県が発注する公共事業の工事に関し、AとBしかいない密室で、Bからお金を受け取った見返りに、Bの会社に工事を発注した。その後、AとBは賄賂の疑いで逮捕された。①警察官は、Aの取り調べの際、暴行や脅迫を加えたり嘘をついたりすることもなかったが、手錠を外さず手錠を付けたままで取り調べを続けた。Aは最終的にBからお金を受け取った見返りにBの会社に公共工事を発注したことを認めた。②警察官は、Bの取り調べの際、暴行や脅迫を加えたり嘘をつくこともなく、また、Bに手錠をかけたまま取り調べをすることもなかった。しかし警察官は、Bの取り調べの際、Bの弁護人がBの取り調べに立ち会うことを求めたにも関わらずこれを拒否して取り調べへの立ち会いを認めず、Bの取り調べを行った。また、警察官は、Bの取り調べの際、Bの弁護人がBと接見をしたいから取り調べを中断して接見をさせてほしい旨求めたにも関わらずこれを拒否して取り調べを行った。Bは最終的にBの会社に工事を発注してもらう目的でAにお金を渡したことを認めた。検察は、AとBの自白をもとに、AとBを賄賂罪で起訴した。すると、Aは裁判で手錠を付けたままで取り調べをされたことで精神的に不安になり自白したと供述した。またBも裁判で弁護士に立ち会ってもらえず、弁護士に接見で相談することができなかつたことで精神的に不安になり自白したと供述した。弁護人は、AとBの取り調べにはそれぞれ違法があることから、AとBの自白は刑訴法36条3項に違反すると主張した。

この場合、裁判官はAとBの自白をどのように取り扱うべきか（AとBの自白をもとにAとBを有罪と判断することができるか。）。

【問題3】

Aはヴィエンチャン市内の自宅の地下に覚せい剤を隠しており、時々その覚せい剤を取り出し、使用していた。警察官らは、Aを覚せい剤使用の疑いで逮捕し、A宅を捜索したが、地下に隠してあった覚せい剤を発見することができなかった。その後、警察官は、Aの取り調べの際、Aに対し、「覚せい剤を所持していた事件で逮捕をしたり家を捜索したりすることはもうしない。だから、覚せい剤がどこにあるかを教えてほしい。」と嘘をついたところ、Aは警察官の話信用し、A宅の地下に隠していた覚せい剤の場所を警察官に自白した。その後警察官はA宅に対する捜索令状にもとづきA宅を再度捜索し、Aの自白通りにA宅の地下に隠してあった覚せい剤を発見し、押収した。そこで、検察は、Aを自宅で覚せい剤を隠し持った罪で起訴した。裁判でAは、警察官に嘘をつかれて騙されて自白したと供述した。Aの弁護人は、Aの自白は刑訴法36条3項に違反し、Aの自白に基づいて発見された覚せい剤は刑訴法42条に違反すると主張した。

この場合、裁判官はAの自白とA宅地下から発見された覚せい剤をどのように取り扱うべきか（Aの自白とA宅地下から発見された覚せい剤をもとにAを有罪と判断することができるか。）。

【問題4】

Aは、ヴィエンチャン市内の自宅のタンスに覚せい剤を隠し持っていた。警察官は、Aのことを憎んでいたため、実際には覚せい剤の密売人であるBがAに覚せい剤を売った事実もなく、Bも警察官に「Aに覚せい剤を売った」などと証言をしていなかったにも関わらず、「BがAに覚せい剤を売った」という嘘の内容の報告書（証拠）を作成し、これを根拠にしてA宅の捜索令状を裁判所から得て、A宅の捜索を行い、A宅のタンス内から覚せい剤を発見した。Aは取り調べでは一貫して自宅に覚せい剤を隠し持っていたことを否認していたが、検察はAを自宅に覚せい剤を隠し持っていた罪で起訴した。この裁判で、Aの弁護人はA宅から発見された覚せい剤は警察官による違法捜査に基づいて収集された証拠であると主張した。

この場合、裁判官はA宅から発見された覚せい剤をどのように取り扱うべきか（A宅から発見された覚せい剤をもとにAを有罪と判断することができるか。）。

【問題5】

Aは、ヴィエンチャン市内の家族10人で住んでいた自宅の自分の部屋のタンスに覚せい剤を隠し持っていた。警察官は、Aのことを憎んでいたため、実際には覚せい剤の密売人であるBがAに覚せい剤を売った事実もなく、Bも警察官に「Aに覚せい剤を売った」などと証言をしていなかったにも関わらず、「BがAに覚せい剤を売った」という嘘の内容の報告書（証拠）を作成し、これを根拠にしてA宅の捜索令状を裁判所から得て、A宅の捜索を行い、Aの部屋のタンスから覚せい剤を発見した。Aは取り調べで、当初、自宅に覚せい剤を隠し持っていたことを否認し、A宅から発見された覚せい剤はAの弟であるBの覚せい剤であると供述していたが、警察官がAの部屋のタンスから覚せい剤を発見したことを知った後は、否認を撤回し、覚せい剤は自分のものであると自白した。検察はAを自宅に覚せい剤を隠し持っていた罪で起訴した。この裁判で、Aの弁護人は、Aの自白が刑訴法36条3項に違反するとの主張はしなかったものの、A宅から発見された覚せい剤は違法な捜査に基づいて押収されたもので刑訴法42条に違反すると主張し、また、この事件では、違法に収集された覚せい剤を証拠として用いることはできないので、Aの自白を補強する証拠がないことから、刑訴法36条2項により、Aの自白を証拠とすることもできないと主張した。

この場合、裁判官はAの自白とA宅から発見された覚せい剤をどのように取り扱うべきか（Aの自白とA宅から発見された覚せい剤をもとにAを有罪と判断することができるか。）。

中国民法総則の制定について（3）

J I C A 長期派遣専門家
弁護士 白 出 博 之

II 中国民法総則の条文について

第二章 自然人

第三節 失踪宣告と死亡宣告

失踪宣告と死亡宣告につき、民法総則（以下「本法」という。）第二章第三節では、民法通則における原則的規定6か条を基礎に、関連司法解釈及び学説の指摘等を反映して要件効果が補充されている。

【失踪宣告の要件】

第40条 自然人の行方不明が満2年を経過した場合、利害関係人は、人民法院に対して当該自然人を失踪者として宣告するよう申請することができる。

【行方不明期間の計算】

第41条 自然人の行方不明期間は、その者の音信が絶えた日から起算する。戦争期間に行方不明となった場合、行方不明期間は戦争終結の日又は関係機関が確定した行方不明となった日から起算する。

【失踪者の財産管理】

第42条 失踪者の財産は、その配偶者、成年の子、父母又はその他財産管理人を担当する意思のある者が管理する。

2 財産管理に争いがあり、前項に規定する者がいない、又は前項に規定する者が管理能力を有しない場合、人民法院の指定する者が管理する。

【財産管理人の職責】

第43条 財産管理人は、失踪者の財産を適切に管理し、その財産権益を維持保護しなければならない。

2 失踪者が滞納している税金、債務及び支払うべきその他費用は、財産管理人が失踪者の財産の中から支払う。

3 財産管理人は、故意又は重大な過失により失踪者の財産に損害を与えた場合、賠償責任を負わなければならない。

【財産管理人の変更】

第44条 財産管理人が管理職責を履行しない、失踪者の財産権益を侵害し、又は管理能力を喪失した場合、失踪者の利害関係人は、人民法院に対して財産管理人の変更を申請することができる。

2 財産管理人に正当な理由がある場合、人民法院に対して財産管理人の変更を申請することができる。

3 人民法院が財産管理人を変更した場合、変更後の財産管理人は、原財産管理人に対して、速やかに関係財産を引き渡し、かつ財産管理状況の報告を求める権限を有する。

【失踪宣告の取消】

第45条 失踪者が再び現れた場合、本人又は利害関係人の申請を経て、人民法院は失踪宣告を取り消さなければならない。

2 失踪者が再び現れた場合、財産管理人に対して、速やかに関係財産を引き渡し、かつ財産管理状況の報告を求める権利を有する。

1) 失踪宣告は、自然人が自己の住所を離れ行方不明状態が続いて法定期限を経過した場合に、人民法院が利害関係人の申立てにより、法に基づき当該自然人の失踪を宣告する手続である。自然人は社会生活の中で必然的に他者との民事法律関係を生じるところ、自然人が長期間失踪すると、同人の財産について管理する者がいないために滅失毀損するおそれがあり、失踪者と他者の民事法律関係が不安定な状態に置かれる可能性がある。失踪宣告制度の目的は、失踪者に関わる民事法律関係の不安定不確定な状態を終了させ、失踪者及び利害関係人の利益を保護し、社会・経済秩序の安定を図る点にある（具体的手続につき民事訴訟法第15章「特別手続」第3節「失踪宣告、死亡宣告事件」参照）¹。

2) 本法では失踪宣告の要件（40条）、行方不明期間の起算点（41条）について民法通則よりも詳細に定め（民法通則20条対照）、効果面では失踪宣告を受けた者の財産管理人の職責と失踪者の財産権益侵害による責任負担（43条）を明確に規定している（民法通則21条対照）。さらに財産管理人の変更（44条）は民法通則意見35条を、失踪宣告と死亡宣告の優先適用関係（47条）は同意見29条を基礎とした新設規定である。

※参考文献² ①116-127頁、②121-135頁、③94-104頁、④88-98頁。

【死亡宣告の要件】

第46条 自然人に以下に掲げる状況のいずれかがある場合、利害関係人は人民法院に対して当該自然人の死亡宣告を申請することができる。

(一) 行方不明になり満4年が経過したとき

¹ 民事訴訟法による失踪宣告の具体的手続等につき吉村徳重・上田竹志編『日中民事訴訟法比較研究』（九州大学出版会、2017）533～536頁（白出執筆）参照。

² 引用参考文献は、①李適時主編、張榮順副主編『中華人民共和國民法総則釈義』（法律出版社・2017）、②張榮順主編『中華人民共和國民法総則解説』（中国法制出版社・2017）、③賈東明主編『中華人民共和國民法総則 解釈と適用』（人民法院出版社・2017）、④石宏主編『中華人民共和國民法総則 条文説明、立法理由及び関連規定』（北京大学出版社・2017）である

(二) 突発事件により行方不明になり満2年が経過したとき

2 突発事件により行方不明になり、関係機関が、当該自然人が生存不可能であることを証明した場合には、死亡宣告の申請は、2年間の制限を受けない。

【死亡宣告と失踪宣告の優先適用関係】

第47条 同一の自然人に対して、死亡宣告を申請する利害関係人と失踪宣告を申請する利害関係人とがあり、本法の規定する死亡宣告条件に適合している場合、人民法院は死亡宣告を行わなければならない。

【死亡宣告を受けた者の死亡日確定】

第48条 死亡宣告を受けた者については、人民法院が死亡宣告の判決日をその死亡日とみなす。突発事件により行方不明となり死亡宣告がなされた場合は、事件発生日を死亡日とみなす。

【死亡宣告期間に行った民事法律行為の効力】

第49条 自然人が死亡宣告を受けたものの死亡していない場合、当該自然人が死亡宣告期間中に行った民事法律行為の効力には影響しない。

【死亡宣告の取消】

第50条 死亡宣告を受けた者が再び現れた場合、本人又は利害関係人の申請を経て、人民法院は、死亡宣告を取り消さなければならない。

【死亡宣告を受けた者の婚姻関係】

第51条 死亡宣告を受けた者の婚姻関係は死亡宣告の日から消滅する。死亡宣告が取り消された場合、婚姻関係は死亡宣告の取消日から自然回復する。但し、その配偶者が再婚し、又は婚姻登記機関に対して婚姻関係回復を望まない旨を書面で明らかにした場合を除く。

【死亡宣告期間の養子関係】

第52条 死亡宣告を受けた者は、死亡宣告期間中にその子が法により他人の養子となった場合、死亡宣告の取消後に本人の同意を得ていないことを理由として養子関係の無効を主張することはできない。

【死亡宣告取消後の財産返還】

第53条 死亡宣告を取り消された者は、相続法に基づいてその財産を取得した民事主体に財産の返還を請求する権利を有する。返還することができない場合、適当な補償をしなければならない。

2 利害関係人が真実の状況を隠し、他人に死亡宣告を受けさせてその財産を取得した場合、財産を返還するほか、これにより生じた損害の賠償責任も負わなければならない。

1) 死亡宣告は、自然人が自己の住所又は最後の居住地を離れた行方不明状態が続いて法定期限を経過した場合、人民法院が利害関係人の申請により、法に基づき当該自然

人の死亡を宣告する手続である³。上述した失踪宣告手続により、失踪者の財産管理、債務弁済等の問題を解決することはできるが、自然人が長期間失踪する状況下では、失踪者の財産帰属や失踪者の身分に関する法律関係を根本的に解決することができない。そこで、本法では死亡宣告制度を定め、もって自然人が長期間行方不明であることから生じる民事法律関係の不安定な状態を終了させ、利害関係者の合法的權益を保護し、正常な社会秩序の維持が図られている。

2) 死亡宣告につき、本法46条は民法通則23条を基礎に申請要件に修正を加えており、さらに突発事件〔意外事件〕により行方不明になった自然人が生存不可能であることを関係機関が証明した場合、死亡宣告の申請は2年の制限を受けないことを明記する(同条2項)⁴。効果面では、民法通則の関連規定を基礎として、死亡宣告を受けた者が生存する場合における民事法律行為の効力(49条)、死亡宣告取消の婚姻関係(51条)、養子関係(52条)、財産関係(53条)に対する影響と処理に関して明確な規定を置いている。

※参考文献 ①128-142頁、②135-152頁、③104-116頁、④98-110頁。

第四節 個人商工業世帯、農村請負経営世帯

【個人商工業世帯の定義】

第54条 自然人が商工業の経営に従事し、法により登記する場合、個人商工業世帯とする。個人商工業世帯は、屋号を付することができる。

【農村請負経営世帯の定義】

第55条 農村集団経済組織の構成員は、法により農村土地請負経営権を取得し、家庭請負経営に従事する場合、農村請負経営世帯とする。

【個人商工業世帯及び農村請負経営世帯の債務負担】

第56条 個人商工業世帯の債務は、個人経営の場合、個人財産により負担する。家庭経営の場合、家庭財産により負担する。区別できない場合は、家庭財産により負担する。

2 農村請負経営世帯の債務は、農村土地請負経営に従事する農家の財産により負担する。事実上農家の一部構成員が経営する場合は、当該一部構成員の財産により負担する。

1) 中国における社会の実際状況に基づき、本法第二章第四節では民事主体として個人

³ 民事訴訟法による死亡宣告の具体的手続等について前掲注1) 吉村・上田編536~539頁参照。

⁴ 通則23条の突発事故〔意外事故〕を本法46条では突発事件〔意外事件〕に改めている。地震等の天災を一般に事故とは呼ばないこと、意外と事故には語義上重複があり法律用語として規範化する観点からの修正である。また一日で終わらない突発事件での生存可能性もあるため、「事故発生の日」から起算する通則規定を修正している(文献②135~137頁参照)。

商工業世帯〔个体工商户〕，農村請負経営世帯〔农村承包经营户〕に関する規定を定める（民法通則26～29条対照）。

2) この点，立法過程では個人商工業世帯，農村請負経営世帯の実体は自然人が世帯名義により民事活動に従事することであり，これらを単独の自然人の民事主体類型とする必要はないとの意見もあった。しかし，個人商工業世帯，農村請負経営世帯は中国的特色を有する民事主体であり，改革開放から30年以上の実務から見ると，これら2種類の主体について規定することは中国の国情に合致し，これらは生産力の解放，中国の経済社会の発展促進及び就業拡大にとって重要な作用を営んでいる。

そこで本法では独立の節を置いて個人商工業世帯，農村請負経営世帯について引き続き規定しており，さらに実務上多く見られる個人経営と家族経営の区別がつかない場合の処理，及び都市化の発展と農村余剰労働力の都市部への移転増加を背景にした農村請負経営の実態を反映した債務負担に関する規定を追加している（56条）⁵。

※参考文献 ①142-156頁，②152-171頁，③117-129頁，④110-119頁。

第三章 法人

中国では新たな組織形態が絶えず発生して法人形態にも大きな変化が生じ，民法通則における企業法人，機関法人，事業単体法人，社会団体法人の分類では新たな状況への適応が困難となっている。そこで本法では，民法通則の法人分類を基礎としつつ，社会組織の改革・発展の要求に適応し，法人の設立目的及び機能等の違いに基づいて，法人を営利法人（本章第二節），非営利法人（第三節），特別法人（第四節）の3種類に分類している⁶。

第一節 一般規定

【法人の定義】

第57条 法人は，民事権利能力及び民事行為能力を有し，法に基づき独立して民事権利を享有し，民事義務を負担する組織である。

本条は法人の定義に関する規定である。

1 立法理由・背景

本条は法人の定義付けをし，独立した民事主体としての地位を有する旨を宣言するが，これは民法総則第二章「法人」の後の節に続くその他の条文の前提かつ基礎となる重要な意義を有する。法人は「自然人」と対称的な概念で，自然人以外で最も重要な民事主体であり，独立した法人格を有し，自己名義により提訴・応訴を行い，財産を有し，取引を行い，責任を負う。法人制度は近現代の民法における極めて重要な法

⁵ 実務では農村請負経営世帯の一部構成員が生産経営を行い，生産経営に関わらない者が存在するために農家財産によって負担する債務と一部構成員の財産で負担する債務を区別する必要性が指摘され，56条2項では事実上生産経営する一部構成員の財産を引当てとする（文献①156頁参照）。

⁶ 文献①157～159頁参照。

制度であり、団体に法的人格を付与することは、民法理論において最も想像力豊かで技術性が高い成果である。

2 条文説明

- 1) 本法では民法通則の規定⁷を踏襲しながら中国立法の一貫した立場が堅持されており、法人の本質論に関する法人実在説中の組織体説が採用されている。法人の権利能力とは、法人が民事主体として、民事権利を有し、民事義務を負うための資格である。法人の権利能力は、法人が民事行為を実施し、民事活動を行うための前提であり基礎である。法人、自然人はいずれも権利能力を有するが、法人の権利能力は自然人の権利能力とは異なる。すなわち、法人は組織体であり、生命体ではないことから、生命権、健康権等の自然人の人身とは不可分である人身権については享有できず、性別、年齢、身分及び親族関係等を前提とする権利・義務も、法人が享有し負担することはできない。
- 2) 法人の民事行為能力とは、法人が民事主体として、自己の行為により民事権利を取得し、民事義務を負うための資格である。法人が行為能力を有するか否かは、法人の本質に関する認識に関わる。この点、法人擬制説によれば、権利能力を有する者は、自由な意思を有する自然人に限られ、法人に権利能力を認めることは法律上の擬制に過ぎないとし、当然、意思能力を有さず、行為能力も有しないことになる。董事（取締役）に相当する役職）の行為は、董事自身の行為に過ぎず、董事は法人の法定代理人であることから、民法の代理規定により、その法律行為の効果は法人に帰属する。

他方、法人実在説によると、法人は1つの単一の組織体として、自己の内部機構を有し、自己の意思を生み、実現することができることから、法人は行為能力を有するとされる。董事は、法人の機関として、その職務上の行為は法人自身の行為とみなされる。法人の団体としての意思は個人意思とは異なり、また個人意思の単純な総和でもなく、意思を総合したものである。前述のとおり中国民法では法人実在説・組織体説の立場が堅持されていることから、本条では法人が権利能力及び行為能力を有する旨を規定している。

※参考文献 ①159－162頁、②172－174頁、③129－134頁、④122－123頁。

⁷ 民法通則36条1項「法人は民事権利能力及び民事行為能力を有し、法に基づき独立して民事権利を有し、民事義務を負う組織である。」

【法人の成立】

第58条 法人は、法に基づき成立しなければならない。

2 法人は、自己の名称、組織機構、住所、財産又は経費を有しなければならない。
法人成立の具体的条件及び手続は、法律、行政法規の規定による。

3 法人の設立につき、法律、行政法規が関係機関の許認可を必要と規定する場合、
その規定による。

本条は法人の成立に関する法人法定主義、法人の成立条件等に関する規定である。

1) 法人法定主義

本条1項に定める法人法定主義とは、法人は法に基づいて成立しなければならない、それ以外に法人を設立してはならないことである。法人法定主義について、他の国・地域の規定を見ると、日本民法33条1項は「法人は、この法律及びその他の法律の規定によらなければ、成立しない」とし、中国台湾地区民法25条は「法人は本法又はその他法律の規定によらなければ、成立しない」と定める。法人法定主義が確立された理由は、一般的状況下において民事主体が負担するのは無限責任でなければならない、有限責任は責任形式の例外に過ぎないところ、法人は対外的に独立して民事責任を負うが、法人の設立者及びその構成員は有限責任しか負わないことがある。かかる特別の取扱いが法人になされることを踏まえると、法人の類型及び成立は、法に基づいて確定しなければならない。

2) 法人成立の条件・手続

本条2項、3項は法人成立の条件、すなわち実体要件と手続要件について定める。まず実体要件については列挙式に抽象化を加えた方式が用いられ、本条2項では全ての法人が具備すべき実体要件として「名称、組織機構、住所、財産又は経費」を挙げる。また本条1項は、「法人が成立するための具体的条件及び手続は、法律、行政法規の規定に従う」と定めるが、ここに「法人が成立するための具体的条件」とは法人成立の実体要件に関する抽象的規定、「法人が成立するための具体的手続」とは法人成立の手続要件に関する抽象的規定である。異なる種類の法人では、その成立の実体要件と手続要件に差異が存在することから、本法は関連の法律・行政法規に具体的規定を定めるための権限を与えている。

3) 立法過程では、法人を設立する場合の最も重要な条件は独自の定款を有することであり、定款がなければ自然人と区別できないことから、法人成立の実体的要件に「定款」を追加すべしとの意見があった。また、法人は一定の構成員を必要とすることから、法人成立の実体的要件に「構成員」を追加すべしとの意見もあった。検討の結果は次のとおり。

本条2項で具体的に列挙する法人の実体的要件はいずれも全ての法人が具備すべき条件であるが、「定款」及び「構成員」はこのような普遍的な適用性を有しない（例えば、機関法人に定款はなく、寄付法人〔捐助法人〕に構成員はいない）。これら普

遍的な適用性を有しない条件については、本条2項の「法人が成立するための具体的条件・手続は、法律、行政法規の規定に従う」の規定によって処理可能であり立法上の不備・問題はない。

4) この点、広義で言えば、法人設立の審査承認・許認可も「手続」の範囲に属し、つまり許認可手続を経なければならない。しかし本条2項が既に「法人が成立するための具体的条件及び手続は、法律、行政法規の規定に従う」と規定している状況下で、第3項も「法人の設立について、法律、行政法規が関係機関の許認可を必要と規定する場合、その規定による」と定めるが、本条2項は狭義の「手続」であって「許認可」を含まない。

5) 民法通則37条⁸と比較すると、本条では「独立して民事責任を負うことができること」という要件が削除されている。立法過程では、民法通則37条4号を参考に「独立して民事責任を負うことができること」を引き続き法人成立の実体要件とする意見もあった。

検討の結果は次のとおり。「独立して民事責任を負うことができること」は法人成立の要件ではなく、法人を設立した結果であり、法人成立後の性質・特徴であって、法人の成立とは即ち「独立して民事責任を負うことができる」ことを意味し、それを要件として規定した場合には、要件と効果の論理関係が混乱する。かかる考慮に基づき、「法人はその全財産により独立して民事責任を負担する」旨が、本法60条で規定されている。

※参考文献 ①162-165頁、②175-178頁、③134-138頁、④123-125頁。

【法人の民事権利能力、民事行為能力】

第59条 法人の民事権利能力及び民事行為能力は、法人成立時から発生し、法人終了時に消滅する。

本条は法人の民事権利能力、民事行為能力に関する規定である。

1) 法人の権利能力は、法人が民事主体資格を有することを示すものであり、法人が民事活動に参加し、民事権利を有し、民事義務を負うための前提である。よって、法人が一旦成立すると権利能力を有し、法人が終了するまで、その権利能力は終始存在する。

2) 法人の行為能力は、法人が自ら法律行為を実施するための資格である。法人は社会的組織体であり、自然人とは異なり年齢の大小と精神、智力が完全であるか否かの問題が存在しないことから、行為無能力、制限行為能力、完全行為能力等の区分は存在

⁸ 民法通則37条「法人は、次の各号に掲げる条件を具備しなければならない。(一)法に基づいて成立すること。(二)必要な財産又は経費を有すること。(三)自己の名称、組織機構及び住所を有すること。(四)独立して民事責任を負うことができること」

せず、一旦成立すれば行為能力を有し、法人が終了すると行為能力も直ちに消滅するのであり、法人の権利能力と行為能力はその取得及び消滅の時間が一致する。

- 3) 本条では「法人の権利能力及び行為能力は、法人成立時から発生し、法人終了時に消滅する」と定める。「登記」ではなく「成立」と表現された理由は、中国において「登記」は各種法人が成立するための統一的な必須の手続的要件ではないことに基づく(例えば、機関法人の成立は登記手続を履行する必要はない。法人条件を具備した事業組織及び社会団体は、法により登記を行った後に成立し法人資格を取得する。法に基づき法人登記手続を行う必要がない場合は、成立した日から法人資格を有する)。

「解散」ではなく「終了」と表現された理由は、法人は解散後に清算手続に入るが、清算中の法人はなお法人であり、法人資格が存続するからである(但しその行為能力は清算目的の範囲に限られ、清算と関係がない活動を行ってはならない)。清算が終了し、法人の抹消登記が完了した時点で、法人は終了する。法により法人登記手続を行う必要がない場合は、清算が終了した時点で、法人は終了する。法人の終了は、その民事主体資格が消滅することを意味する。

- 4) 本条では、「法人の権利能力及び行為能力は、法人成立時から発生」とし、他方、本法58条3項は「法人の設立につき、法律、行政法規が関係機関の許認可を必要と規定する場合は、その規定に従う」と定める。この2つの条項では「成立」及び「設立」の概念が用いているが、その意味は異なる。「法人の設立」は、法人を創設する行為及び過程である。「法人の成立」は「法人の設立」の目標であり、いわば設立行為の終点であり、「設立」が成功すれば「成立」する。

※参考文献 ①165-167頁、②178-180頁、③138-139頁、④126-127頁。

【法人の民事責任負担】

第60条 法人は、その全財産をもって民事責任を独立して負担する。

本条は法人の民事責任負担に関する規定である。

1 立法理由・背景

- 1) 立法過程では、法人が独立して民事責任を負担すべきか否かにつき、現在の時代背景下では法人の範囲を拡大して、法人には構成員、設立者が有限責任を負う法人のほかにも、構成員が無限責任を負う法人も含めるべきである以上、法人が独立して民事責任を負う又は法人の構成員、設立者は有限責任を負う旨を規定すべきではないとの意見があった。

検討の結果は次のとおり。法人の範囲につき大陸法系の国・地域の規定は同じではない。中国台湾地区及び日本では、法人は必ずしも有限責任を負う団体だけでなく、合名会社及び合資会社も法人とされている。他方、ドイツ、スイスでは、法人は構成員又は設立者が有限責任を負う団体のみであり、合名会社及び合資会社はい

ずれも法人ではない。

2) 中国の法人制度構築について言えば、法人は構成員、設立者が有限責任を負う民事主体であることを堅持しなければならず、有限責任を法人と非法人を区別するための基準とすべきである。中国の法律が法人概念を採用した当初から、立法・理論において終始一貫して有限責任を法人の必要条件としており、民法通則37条4号も「独立して民事責任を負うことができること」を法人の成立条件とする。中国会社法でも有限会社〔有限责任公司〕と株式会社〔股份有限公司〕だけが認められ、合名会社、合資会社は除外されているが、その根本的原因是株主有限責任を堅持する点にある。総じて言えば、中国の現行法上の法人は、法人が独立して責任を負う一種類しか存在しない。民法通則及び会社法による選択は正しいものであり、中国では合名会社・合資会社に法人の地位を認める必要はないという理解が、本条の背景にある。

2 条文説明

民法通則37条4号は「独立して民事責任を負うことができること」を法人の成立条件の1つとする。しかし、前述のとおり「独立して民事責任を負うことができること」は法人の成立条件ではなく、法人が設立した結果であり、法人が成立した後の性質・特徴であり、法人の成立はそれが「独立して民事責任を負うことができること」を意味する。本条は「法人はその全ての財産により独立して民事責任を負担する」と定めるが、これは法人の構成員又は設立者は有限責任のみを負い、出資額又は寄付額を限度とし、有限責任の保護を受けることを意味する。本条は、本法57条の「法人は、民事権利能力及び民事行為能力を有し、法に基づき独立して民事権利を享有し、民事義務を負担する組織である。」に呼応し、かつ裏付ける内容である。

※参考文献 ①167-169頁, ②180-182頁, ③139-141頁, ④127-129頁。

【法人の法定代表者】

第61条 法律又は法人定款の規定により、法人を代表して民事活動を行う責任者を法人の法定代表者とする。

2 法定代表者が法人名義で行った民事活動につき、その法律効果は法人が受け入れる。

3 法人定款又は法人の権力機構による法定代表者の代表権に対する制限は、善意の相手方に対抗することができない。

本条は法人の法定代表者に関する規定である。

1 立法理由・背景

法人は一種の社会的組織体として対外的に民事活動を行う場合、自然人が代わってこれを行わなければならない、いかなる法人も自然人をその「代表」としなればなら

ない。法人を代表して民事活動を行う自然人は、法人の代表者と呼ばれ、中国の慣習では法人の法定代表者と呼ばれる。法人の本質に対する理解の違いによって法人の代表者の法律上の地位も異なり、Ⅰ)代理説とⅡ)代表説に分かれる。まずⅠ)代表説では、法人の代表者の行為は、法人自身の行為とみなされる。代表者は法人の機関であり、法人と代表者は1つの人格であり、名称は異なるが実体は1つであり、2つの主体は存在しない。代表者が法人の対外業務を執行する場合、その行った法律行為は法人自身の行為であり、当然法人がその結果の責任を負う。他方、Ⅱ)代理説では、会社の董事等の法人の代表者が法人の対外業務を執行する場合、実質的に法人の代理人とみなされる。このため、法人の代表者は代理人と区別せず、法人の代表者も法人の代理人であり、民法の法定代理人に関するルールを適用する。端的に言えば、Ⅰ)代表説は法人の本質論に関する法人実在説を基礎とし、Ⅱ)代理説は法人擬制説を根拠とする。上述のように法人の本質論につき、中国では一般に法人実在説が認められており、それに伴い法人の代表者の地位についても一般に代表説が認められている。

2 条文説明

1) 本条1項に関連して次の2つの問題がある。

ア) 法定代表者の人数につき、立法過程では、他の国・地域の規定の多くでは法定代表者は1名でも複数名又は複数名からなる組織体のいずれでもよいとされているが、中国法では法定代表者は1名と限定され、過度に硬直的であるとの指摘があった。

検討の結果は次のとおり。他の国・地域の法律から見ると、ドイツ民法では董事会は法定代表者の地位を有する旨を定める。中国台湾地区民法では会社の董事が複数名存在する場合、各董事はいずれも法定代表者に就任できる旨を定める。もっとも、中国の実際の状況を見ると、法人の法定代表者は1名である旨を規定しているが、これは法人の対外活動のニーズ、及び商業上の取引安全保護のニーズに基づくものであり、実務では中国の国情に適した方法であることが証明されている。したがって、本法においてもこれを引き続き堅持しなければならないとされた。

イ) 法定代表者の呼称につき、立法過程では以下の意見があった。法人の代表者について法律、行政法規で直接確定する場合（例えば基金会管理条例は、基金会の理事長を法定代表者とする旨を定める）と、法定されていない場合があり、例えば会社法では会社の法定代表者は定款に従って董事長、執行董事又は経理が就任する旨規定することから、「法定代表者」概念を踏襲するかについて考慮すべしとの指摘である。

検討の結果は次のとおり。「法定代表者」概念を使用することは、必ずしも法律、行政法規によってのみ法定代表者を確定できることを意味せず、法人定款でも法に基づき法定代表者を確定することができる。法律で確定する場合も、定款による選出、つまり定款によって確定する場合も、いずれも法律が授権又は認めたも

のであることから、いずれも法に基づき確定した法定代表者ということができ、この意味で「法定代表者」と呼ぶことは妥当である。さらに、法定代表者の呼称は既に一般的に認められるものになり、人民大衆にとって同概念に複数の解釈がないことから、本法では「法定代表者」概念を修正していない。

2) 本条2項に関連して次の2つの問題がある。

ア) まず「法律効果を法人が受け入れる」こと的前提条件は、「法定代表者が法人名義により民事活動を行うこと」である。法定代表者は自然人が就任し、当該自然人は法人の法定代表者の身分を有するだけでなく、当然自己名義により自己のために民事活動を行うことができるが、仮に自己名義により自己のために民事活動を行った場合、法律効果は当然自身が受け入れなければならない、法人が受け入れることはできない。

イ) 本項で使用している〔承受〕(受ける、受け入れる、引き受ける)という表現につき、立法過程では〔承受〕を〔承担〕(負う、負担する)に修正すべきであり、その方が通俗的で理解しやすいとの意見があった。検討の結果は次のとおり。

法律用語において〔承担〕という表現は、しばしば「義務」「責任」とともに用いられる。これに対応するのが、〔享有〕「有する」であり、これはしばしば「権利」とともに用いられる。そして「権利」以外に「義務」「責任」が含まれる場合、「受け入れる」〔承受〕と表現する方がより正確であるが、本条2項の「法定代表者が法人名義で行った民事活動」の場合には、その法律効果として義務・責任だけでなく権利が生じる可能性がある。仮に〔承担〕と表現して「権利」について描写する場合には「権利を負う」という意味になるがそれは妥当でなく、むしろ〔承受〕と表現することで、権利、義務、責任のいずれも法人が受け入れる旨の法意を正確に表すことができる(パートナー企業法80条も同趣旨)。

3) 本条3項は、法人による法定代表者の代表権に対する制限を外部に対抗できるかという問題について規定する。法定代表者の代表権限につき、一部の国では明文規定はないが、代表権に関する一般規定の解釈及び判例によると、法定代表者は管理に関する無制限の代表権を有すると解されている。また他の国・地域の法律では、法人は定款又はその他の方式(株主会決議等)により代表権限を制限できる旨を定めるが、さらに当該制限が対外的に対抗できるか否かについては規定内容が分かれている。

法人による法定代表者の代表権に対する制限は、法人の内部管理の問題であって外部の第三者がそれを知ることは困難と言うべきであり、当該制限を外部の善意の第三者に対抗できるとすれば、明らかに取引安全を害する。そこで本条3項は、「法人定款又は法人の権力機構による法定代表者の代表権に対する制限は、善意の相手方に対抗することができない。」と定めるが、その目的は善意の相手方の利益保護、取引安全の保護にある。この規定の実質的内容は契約法50条と同様であり、同条では法人の法定代表者が権限を逸脱して締結した契約について、それが権限を逸脱

していることを相手が知り又は知り得べき場合を除き、当該代表行為を有効とする⁹。契約法50条は対外的に法律行為を行う観点から定められた規定であるのに対し、本条は内部管理の観点から定められた規定であり、その目的は異なるが、基本的趣旨は一致しており、内在する論理上で支え合い繋がっている。つまり本条3項は契約法50条の論理的前提であり、契約法50条は本条3項の論理的帰結と言える。

※参考文献 ①170-174頁、②182-186頁、③142-145頁、④129-132頁。

【法定代表者職務執行上の権利侵害行為の責任負担】

第62条 法定代表者が職務執行により他人に損害を与えた場合、法人が民事責任を負担する。

2 法人は民事責任を負担した後、法律又は法人定款の規定に基づき、過失のあった法定代表者に対して求償することができる。

本条は法定代表者職務執行上の権利侵害行為の責任負担に関する規定である（新設）。

1 立法理由・背景

他の国・地域の立法を見ると、法定代表者による職務執行上の権利侵害行為について法人が権利侵害責任を負担することが普遍的に認められており、民法通則43条も「企業法人は、法定代表者その他の職員の経営活動について民事責任を負う」と規定する。そして本条1項では「法定代表者が職務執行により他人に損害を与えた場合、法人が民事責任を負担する」としてこの問題について明確に規定している。

2 条文説明

1) 本条1項の、法定代表者が職務執行により他人に損害を与えた場合における法人の民事責任問題を解決するには、まず、法人が権利侵害行為能力（権利侵害責任能力）を有することを確定しなければならない。法人が権利侵害行為能力を有するかの議論は、法人の本質論とリンクしており、法人擬制説によると法人が権利侵害行為能力を有することを認めないが、法人実在説によれば法人が権利侵害行為能力を有することを認める。前述のとおり、中国では法人実在説が一般的に支持されており、法人が権利侵害行為能力を有することを認める。したがって、法人の法定代表者が法人の事務執行過程において他人の財産・人身に損害を与えた場合、その権利侵害行為は法人自身の権利侵害行為とみなされ、法人が権利侵害責任を負担しなければならない。

2) 法人が民事責任を負担した後、法定代表者に対して損害賠償請求権を行使できる

⁹ 契約法50条「法人又はその他の組織の法定代表者、責任者が権限を超えて締結した契約は、相手方がその権限の踰越を知り又は知り得べき場合を除き、当該代表行為を有効とみなす。」

かという問題について、現行の関連法ではこれを肯定している¹⁰。そして本法でも肯定説が採用され、本条2項は「法人は民事責任を負担した後、法律又は法人定款の規定に基づき、過失のあった法定代表者に対して求償することができる。」と規定する。法人本質論に関する法人実在説によれば、法定代表者の行為こそが法人の行為である。よって、法人が代理規定に基づいて法定代表者個人の責任を追及することは困難になるが、本条2項でこれについて規定し、かかる問題の発生を回避している。

3) 立法過程では、法定代表者の職務執行が他人に損害を与えた場合、法人は民事責任を負わなければならないが、実際には代表権を有するその他の者が法人職務を執行する状況もあるため、草案の法定代表者の後に「及び代表権を有するその他の者」を追加すべしとの意見があった。検討の結果は次のとおり。法人の職務執行については、以下の2つの状況が存在する。

ア) 法定代表者の場合。法定代表者は法人の機関に属し、法人を代表して民事活動を行う。法定代表者と法人は同一の主体であり、法定代表者と法人の関係は代表関係であり、代理関係ではない。

イ) 法定代表者以外で法人の業務任務を執行する者の場合。法定代表者以外で法人の業務・任務を執行する者は法人の機関には属さず、それと法人は異なる主体であって、法人の授権に基づき、法人の代理として民事活動を行うが、かかる代理は任意代理中の職務代理に属する。かかる状況は法定代表者の代表行為とは異なることを踏まえて、その代理の属性に基づいて関連内容を本法第7章「代理」第2節「委託代理（任意代理）」において「法人又は非法人組織の業務を執行する者が、その職権の範囲内の事項について、法人又は非法人組織の名義で民事法律行為を行うとき、法人又は非法人組織に対して効力を生ずる」と規定している（170条1項）。法人職員が職務執行により他人に損害を与えた場合も、当然法人が民事責任を負わなければならないが、この内容は民法総則の民事主体に関する法人部分で規定すべきではない。法定代表者について法人部分で規定するのは、法定代表者が法人の機関だからである。他方、法人職員は法人の機関ではなく、それと法人の関係は雇用関係であり、かかる関係は労働契約法の規制を受ける。法人職員が職務執行により他人に損害を与えた場合、権利侵害責任を負担すべきだが、その内容は将来的に民法典権利侵害責任編において規定すべき課題であ

¹⁰ 例えば、会社法149条は「董事、監事、高級管理者は、会社の職務を執行する時、法律、行政法規又は会社定款の規定に違反し、会社に損害を与えた場合、損害賠償責任を負わなければならない。」とし、保険法83条は「保険会社の董事、監事、高級管理者は、会社の職務を執行する時、法律、行政法規又は会社定款の規定に違反し、会社に損害を与えた場合、損害賠償責任を負わなければならない。」と定める。

る¹¹。

※参考文献 ①174-178頁，②187-191頁，③145-148頁，④132-133頁。

【法人の住所】

第63条 法人はその主たる事務機構の所在地をその住所とする。法に基づき法人登記を経ることが必要な場合、主たる事務機構の所在地を住所として登記しなければならない。

本条は法人の住所に関する規定である。

1 立法理由・背景

法人が民事活動を行い、民事法律関係を形成する場合には、自然人と同様に一定の地域を中心とする必要があり、住所が必要である。1つの法人は複数の活動場所又は事務機構を有する可能性もあるが、法人の住所は1つだけである。法人の住所は法律上、債務履行地、登記管轄、訴訟管轄、法律文書の送達場所、涉外民事関係の準拠法等の決定等にとって重要な意義を有する。

2 条文説明

- 1) 立法過程では法人の住所について異なる意見が存在した。例えば「主たる事務機構の所在地」、「登記した住所」、「登記した住所を住所とし、登記した住所がその主たる事務機構の所在地と一致しない場合、主たる事務機構の所在地を住所とする」、「登記した住所を住所とし、登記していない場合は、主たる事務機構の所在地を住所とする」、「主たる事務機構の所在地を住所とし、主たる事務機構の所在地を確定できない場合、登記した住所を住所とする」等である。
- 2) 調査検討の結果、主たる事務機構の所在地を法人の住所とすることを、法人の住所を確定するための一般的ルールとするのが世界各国・地域で共通の方法であるとの結論に至った。現行の関連法でも、民法通則39条が「法人はその主たる事務機構の所在地を住所」とし、会社法10条は「会社はその主たる事務機構の所在地を住所」と定める。また最高人民法院「中華人民共和國民事訴訟法適用に関する解釈」3条は「1項：公民の住所地とは、公民の戸籍所在地を指し、法人又はその他の組織の住所地とは、法人又はその他の組織の主たる事務機構の所在地である。」「2項：法人又はその他の組織の主たる事務機構の所在地が確定できない場合、法人又はその他の組織の登録地又は登記地を住所地とする。」と定める。
- 3) もっとも、現実には多くの法人の登記住所が主たる事務機構の所在地と一致しない状況が確実に存在しており、これは登記管理機関の管理及び取引安全保護に不利

¹¹ 民法典権利侵害責任編草案二審稿967条「雇用組織の職員が業務上の任務の執行により他人に損害を与えた場合、雇用組織が権利侵害責任を負う。雇用組織が権利侵害責任を負った後、故意又は重過失ある職員に対して求償することができる。」

益であることから、立法において住所登記の必要性を強調することが必要である。上記要素を総合的に考慮して、本条では「法人はその主たる事務機構の所在地を住所とする。法に基づき法人登記を経ることが必要な場合、主たる事務機構の所在地を住所として登記しなければならない。」と規定した（「登記住所が主たる事務機構の所在地と一致しない」場合の処理については本法65条参照）。

- 4) 本条では「主たる事務機構の所在地を住所として登記を行わなければならない」の前に「法に基づき法人登記を経ることが必要な場合」という前提を付しているが、その理由は事業単位及び社会团体等、法に基づき法人登記手続を経る必要のない法人が依然存在することを考慮したものである。

※参考文献 ①178-180頁、②191-193頁、③149-150頁、④134-135頁。

【法人の登記変更】

第64条 法人の存続期間において登記事項に変化が生じた場合、法に基づき登記機関に変更登記を申請しなければならない。

本条は法人の変更登記に関する規定である。

1 立法理由・背景

法人登記は、法人が法によりその内部状況について国の登記機関に報告し、登記を行う制度であり、法人の内部状況を対外的に公示する方法の一つである。法人登記によって公示することは、取引の相手方を保護するために必要であり、法人に対し必要な管理監督を行い、社会経済秩序に対する調整・管理を効果的・間接的に行うためにも必要である。

法律上、法人登記手続を経ずに成立できる少数の法人を除き、殆どの法人は登記機関において法に基づく登記を経なければ法人資格を取得できない¹²。そして登記事項は、しばしば組織形態、目的範囲、登録資本、法定代表者等のその基本的存在条件と重要な関係のある事項であるが、法人類型によって登記事項は異なる。

2 条文説明

- 1) 法に基づく登記を経て成立した法人は、法人資格を取得するとともに、登記機関における登記事項についても対外的公示の効力が生じるところ、登記事項については法人の運営過程において変更される可能性があり、速やかに登記機関で変更登記手続を行わない場合には、対外的に公示された登記情報と法人の実際の状況が不一致を生じ、取引安全を害する。したがって、法人存続期間内に登記事項に変化が生じた場合、法に基づき登記機関に変更登記を申請しなければならない。

¹²「会社登記管理条例」3条1項は「会社は会社登記機関での法による登記を経て、『企業法人営業許可証』を取得した後、企業法人資格を取得する。」と規定しており、本文記載の考え方が鮮明に現れている。

2) 立法過程では、本条をさらに詳細にして運用性を持たせる方がよいとして、「法人の存続期間に、合併、分割又はその名称、組織形態、設立目的、登録資本、住所、法定代表者、業務主管組織等に変更がある場合、法に基づき登記機関に登記を申請しなければならない」に修正する意見もあった。

検討の結果は次のとおり。①異なる法人類型について、登記事項は必ずしも同じではなく、具体的に列挙した場合でも、列挙した登記事項と異なる法人の登記事項が完全に一致することはない(例えば、「登録資本」は営利法人の必要登記事項だが、非営利法人の登記事項ではない。「業務主管単位」は非営利法人の必要な登記事項だが、営利法人には一般に業務主管単位は存在しない)。

②現在中国では商事登記制度改革を推進しており、法定登記事項は次第に減少しつつある。

③非営利組織改革も現在推進されて、一部の社会組織については業務主管部門による審査承認前置手続が取消される予定であり、その結果それらの組織は直接登記機関に登記を申請して法人資格を取得できる。2016年8月、党中央委員会弁公庁、国務院弁公庁は「社会組織管理制度改革による社会組織の健全で秩序正しい発展の促進に関する意見」を印刷配布している。すなわち、「直接登記を確実に推進する。業界団体類、科学技術類、公益慈善類、都市・農村地域社会のサービス活動に従事する社会組織を重点的に育成し、優先的に発展させることを提起している。業界団体の成立は、『業界団体と行政機関の切り離しに関する全体計画』の趣旨に従い、直接民政部門に対して法に基づき登記を申請する。(中略)民政部門が直接登記申請の審査を行う場合は、広く意見を聴取し、必要に応じて関係部門の意見を聴取し又は専門家による評価を行わなければならない。国務院法制弁公室は『社会团体登記管理条例』等の行政法規の改正を重点的に推進しなければならない。民政部は関係部門と共に直接登記を行う社会組織の分類基準及び具体的規則を早急に制定しなければならない」旨を示している。

したがって、本条において「法人の存続期間に登記事項に変化が生じた場合、法により登記機関に変更登記を申請しなければならない」と簡潔に表現して、具体的登記事項を列挙しなかったことは、逆に正確であり、より妥当な表現といえることができる。

※参考文献 ①180-185頁, ②193-196頁, ③150-153頁, ④135-138頁。

【法人に関する不実登記の効果】

第65条 法人の実際の状況と登記事項が不一致である場合、善意の相手方に対抗することができない。

本条は法人に関する不実登記の効果に関する規定である（新設）。

1 立法理由・背景

法人の実際の状況と登記事項が不一致の場合には主に2種類ある。すなわち、①法人の設立登記時において、法人の実際の状況と登記事項の不一致が発生する場合、②存続期間中に登記事項に変更を生じたが法により速やかに変更登記手続を行わない場合である。対外的に公示された登記情報と法人の実際の状況の不一致が生じると取引安全が害されるため、法人の設立登記時には事実通りに関連事項の登記を行わなければならないが、法人の存続期間中に登記事項に変更を生じた場合は速やかに変更登記を申請するよう法律上要求されているが、さらに実務では各種原因により法人の実際の状況と登記事項との不一致が発生しており、法人との取引安全を保護すべきことが本条の背景にある。

2 条文説明

1) 法人の実際の状況と登記事項が不一致の場合の法的効果について、中国の法律では明確な規定を置かなかったが、登記の対抗力問題に関しては物権法が「善意の第三者に対抗することができない」旨の関連規定を置く（物権法24条、129条、158条、188条、189条参照）。他の国・地域の法律を見ると、一般に法人の実際の状況と登記事項とが不一致の場合の法律効果については善意の第三者に対抗できない旨を定めている。

2) この点、草案一審稿61条は「法人の実際の状況とその登記事項が不一致である場合、登記を信頼した善意の第三者に対抗することができない」としたが、再考を求める指摘があった。すなわち、民法における「善意の第三者」概念には、既に登記を信頼する意味が含まれており、「善意の第三者」とは登記簿の記載を信頼し、当該記載が実際の権利状況と一致しないことを知らない買受人である（例えば善意取得に関する物権法106条に「登記を信頼する」ことは特に規定されていない）。

「登記を信頼する」ことを追加した場合には、善意以外に信頼要件があるとの誤解が生じ、第三者に登記を信頼したことの証明を要求する事態を招くが、これは善意の第三者保護に不利益で立法目的に反する。よって草案中の「登記を信頼する」を削除すべしとの意見である。検討の結果、同意見が採用され草案二審稿63条では「法人の実際の状況と登記事項が不一致である場合、善意の第三者に対抗することができない」と修正された。

3) その後の立法過程では「法人の実際の状況が登記事項と不一致である場合」について、その効果は「善意の相手方に対抗することができない」か、又は「善意の第三者に対抗することができない」かについて意見が分かれた。

検討の結果は次のとおり。民法上の相手方とは契約の相手方当事者をいう。契約の相対性に関する原理によれば、1つの契約関係（A－B）において双方当事者は互いに「相手方」である。善意の相手方と悪意の相手方の違いは次のとおりである。例えば当事者（A）に契約の効力に影響を及ぼす事由（処分権がない、代表権を逸脱、代理権を逸脱、経営範囲を逸脱等）があり、相手方（B）が当該事由を「不知」で取引した場合は「善意の相手方」である。逆に相手方（B）が当該事由を「明知」の場合は「悪意の相手方」である。

他方、民法上の「第三者」とは、契約当事者以外の者で、その一方との間にある種の法律関係が存在する特定の者である。さらに契約法上の「第三者」と物権法上の「第三者」も異なる概念である。契約法上の「第三者」とは連続する取引契約（A－B， B－C）関係において、後の契約（B－C）関係の譲受人Cをいう。Cが前の契約（A－B）関係に無効、取消可能事由が存在することを「不知」で取引した場合は「善意の第三者」に該当する。逆にCが前の契約（A－B）関係に無効、取消可能事由が存在することを「明知」にも拘わらず取引した場合、「悪意の第三者」になる。物権法上の「第三者」は主に重複取引（一物二売）契約（A－B， A－C）関係で、後の契約（A－C）関係の譲受人Cをいう。Cが前の契約（A－B）関係の存在を「不知」で取引を行う場合は「善意の第三者」になる。逆にCが前の契約（A－B）関係の存在を「明知」にも拘わらず取引した場合、「悪意の第三者」に該当する。

検討の結果、草案三審稿63条では「法人の実際の状況と登記事項が不一致である場合、善意の相手方に対抗することができない。」とされ、最終的に本条に反映されている。

※参考文献 ①185－189頁， ②196－200頁， ③153－156頁， ④138－140頁。

【法人登記関連情報の公示】

第66条 登記機関は、法に基づき適時に法人登記の関連情報を公示しなければならない。

本条は法人登記の関連情報の公示に関する規定である（新設）。

1 立法理由・背景

本法64条， 65条で指摘したように取引の相手方保護及び法人に対する監督管理の観点からも法人登記の意義は重要である。しかし、一般大衆がこれらの登記情報を容易に知ることができなければ、法人登記制度の構築にあたって期待された価値機能を効果的に発揮することは困難である。一般大衆が容易迅速に各種法人の登記情報を知ることが促進するため、登記機関は、重要な使命を担って代替できない役割を果たしており他に転嫁できない責任を負担する。こうして本条は「登記機関は、法に基づ

き適時に法人登記に関する情報を公示しなければならない」と規定している。

2 条文説明

- 1) まず営利法人登記情報の公示については、会社法6条3項が「公衆は、会社登記機関に対して会社登記事項の閲覧を申請することができ、会社登記機関は、閲覧サービスを提供しなければならない。」と定める（さらに企業情報公示暫行条例5条、6条、24条、会社登記管理条例55条、企業法人登記管理条例23条参照）。また非営利法人登記情報の公示については、慈善法70条が県級以上の人民政府民政部门及びその他関係部門は、適時に関連の慈善情報を社会に対して公開しなければならないと定める（(一) 慈善組織登記事項、(二) 慈善信託届出事項、(三) 公開募金資格を具える慈善組織リスト等）。

上述の各立法により、法人登記情報の公示問題について本法が規定するための基礎が定められたといえることができるが、本条では「登記機関は、法により速やかに法人登記の関連情報を公示しなければならない。」と定めて、これにより全ての法人登記機関に対し「法に基づき適時に法人登記の関連情報を公示する」義務を設定している。

- 2) 立法過程では、市場信用体系の構築を推進するために、本条に「営利法人の登記機関は企業信用情報公示システムを通じて法に基づき適時に営利法人登記に関する情報を公示しなければならない」旨を追加すべしとの意見があった。

検討の結果は次のとおり。本条の「登記機関は、法に基づき適時に法人登記の関連情報を公示しなければならない」規定には、「営利法人の登記機関は企業信用情報公示システムを通じて法に基づき適時に営利法人登記に関する情報を公示しなければならない」という内容を包含できる。また民法総則の規定としては、適用上の一般性を有すべきであって、法人の「一般規定」の節において、営利法人の登記情報の公示問題について特に規定すべきではないとされた。

- 3) さらに立法過程では、次の意見があった。現実を見ると中国では全ての法人登記情報を公示するための客観的条件を具備しておらず、現在は工商行政管理部門が営利法人について比較的完全な登記・公示制度を構築しているが、その他法人については登記・公示制度が整備されておらず、一部法人の設立・変更には登記が要件とされていない。よって、登記・公示制度は「営利法人」の節に規定すべきであり、法人の「一般規定」の節で統一的に規定すべきでないとの意見である。

検討の結果は次のとおり。まず、前述のとおり、営利法人の登記情報公示の問題については関連の法律・行政法規に既に明確な規定があり、非営利法人の登記情報公示の問題についても慈善法に明確な規定がある。他方、本条は「登記機関」に関する規定であって、「登記機関は、法に基づき適時に法人登記の関連情報を公示しなければならない」と定めるが、その対象は「法に基づき登記手続が必要な」法人であって、「法に基づき登記手続が必要でない」法人は含まれない。こうして上記意見は採用されなかった。

※参考文献 ①189-193頁, ②200-204頁, ③156-159頁, ④140-143頁。

【法人の合併, 分割の効果】

第67条 法人が合併する場合, その権利及び義務は合併後の法人が享有し, 負担する。

2 法人が分割する場合, その権利及び義務は分割後の法人が連帯債権を享有し, 連帯債務を負担する。但し, 債権者と債務者に別段の約定がある場合を除く。

本条は法人の合併・分割の場合の権利・義務の享有・負担に関する規定である。

1 立法理由・背景

1) 法人の合併は, 2つ以上の法人が清算手続を経ずに併合して1つの法人になる法律行為である。法人の合併は, 方式の違いにより, ア) 吸収合併とイ) 新設合併に分けられる。ア) 吸収合併は, 1つ又は複数の法人が1つの現存の法人に吸収され, 吸収された法人の法人資格は消滅し, 存続する法人の主体資格がなお存在することである。イ) 新設合併は, 2つ以上の法人が合併して1つの新たな法人になり, 元の法人は消滅し, 新たな法人が生まれることである。

2) 法人の分割は, 1つの法人が2つ又はそれ以上の法人に分かれる法律行為である。法人の分割は, 方式の違いにより, a) 派生分割とb) 新設分割に分けられる。a) 派生分割は, 元の法人は存在するが, 元の法人から1つの新たな法人が分かれて成立することである。b) 新設分割は, 元の法人が2つ又はそれ以上の新たな法人に分かれて成立し, 元の法人が存在しなくなることである。

3) そして, 合併・分割により存続する法人につき, 登記事項に変化が生じた場合は, 変更登記を申請し, 合併・分割により解散する法人は, 抹消登記を申請し, 合併・分割により新たに設立された法人は, 設立登記を申請しなければならない。

2 条文説明

1) 立法過程では, 法人が合併・分割した後の権利・義務の享有・負担をいかに表現すべきかについて争いがあった。この点, 草案一審稿63条は民法通則44条2項¹³を参考にして「法人が合併, 分割する場合, 変更後の法人がその権利を享有し, 義務を負担する。」と定めたが, これに対しては会社法規定と一致しないとの指摘があった。すなわち, 会社法174条・176条によれば, 会社が合併する場合, 合併の各当事者の債権・債務は合併後に存続する会社又は新設される会社が承継する。会社が分割する場合, 分割前の債務は分割後の会社が連帯責任を負うが, 分割前に会社と債権者の間に別段の約定のある場合を除く。一審稿の上記規定は債権者の利益保護に不利益であり, 実務でも法人の分割を利用して債務を逃れる状況が存

¹³ 民法通則44条2項「企業法人が分割し, 合併した場合, その権利及び義務は, 変更後の法人がこれを享有し, 負担する。」

在する。よって本条の最後に「但し、会社の分割前に債権者との間で債務の弁済について締結した合意書に別段の約定がある場合を除く」旨を追加すべきであり、こうすれば一部の特殊状況に対処し、制度上の盲点を補い、債権者の合法的権益をよりよく保護できるとの意見である。

検討を経て上記意見が採用され、契約法90条¹⁴を参考にして修正された草案二審稿65条では「法人が合併する場合、合併後の法人がその権利を享有し、義務を負担する。法人が分割する場合、その権利及び義務について、分割後の法人が連帯債権を享有し、連帯債務を負担する。債権者と債務者に別段の約定がある場合を除く。」と規定した。

2) 会社法176条と比較すると、本条2項には2つの違いがある。すなわち、①会社法176条は会社分割前の債務負担について規定するだけだが、本条2項は法人の分割前の権利・義務の承継問題について定める。また、②「分割前の債務は分割後の法人が連帯責任を負う」の除外事由につき、会社法176条では「会社の分割前に債権者との間で債務弁済について締結した合意書に別段の約定がある」と規定し、債権者と債務者の間で合意した時間が会社の分割前であることを強調する。本条2項の除外事由は「債権者と債務者の間に別段の約定がある」場合としており、債権者と債務者の間に別段の約定があれば、それが法人の分割前か分割後かを問わずに全て尊重される。

※参考文献 ①193-195頁、②204-206頁、③159-161頁、④143-145頁。

【法人の終了原因】

第68条 次のいずれかの原因があり、かつ法により清算を完了し、抹消登記を経た場合、法人は終了する。

- (一) 法人が解散したとき
- (二) 法人が破産宣告を受けたとき
- (三) 法律が規定するその他の原因

2 法人の終了につき、法律、行政法規が関係機関の許認可を必要と規定する場合、その規定による。

本条は法人の終了原因に関する規定である。

1 立法理由・背景

法人の終了〔終止〕は、法人の消滅ともいい、法人の権利能力の終了を指す。法人

¹⁴ 契約法90条「当事者が契約締結後に合併する場合、合併後の法人又はその他の組織が契約上の権利を行使し、契約上の義務を履行する。当事者が契約締結後に分割する場合は、債権者及び債務者間に別段の約定がある場合を除き、分割された法人又はその他の組織は、契約上の権利及び義務について、連帯債権を享有し、連帯債務を負担する。」

の終了は、ちょうど自然人の死亡と同様だが、法人はその存続段階で民事主体として各種民事活動を行い、各種の法律関係を形成する。法人はこれらの法律関係を繋ぎ合わせ、引き受ける者として、多くの法律主体の利益に影響を及ぼす。法人によって形成された法律関係につき、法人はその終了前に整理し、終了させる義務を負い、清算完了後に法に基づいて消滅できる。法人清算制度は、法人解散後の事務を専門的に処理するための法制度として、その実体規定から手続規定に至るまで、また原則的規定から具体的制度に至るまで全て重要な社会的価値を有する。

2 条文説明

本条は、法人が終了する各種原因（すなわち法人の解散、法人の破産宣告、法律の定めるその他の原因）について概括的に規定し、そのロジックによって解散・清算に関する規定を本節でとりまとめている。注意すべきは、本条は民法通則45条¹⁵に基づくものだが、同条と比較すると、概念の意味、及び用語の正確性等の面で大きな変化があり、多くの差異が存在する点である。

- 1) 「法人の解散」概念：本条1項1号所定の終了事由たる「法人の解散」は、広義の概念であって、法人の権力機関の決議等による任意解散以外に、法による営業許可証、登記証書の取消、閉鎖命令、資格取消等の行政解散も含まれ、さらに内部管理の行き詰まりを理由とする人民法院による強制的解散も含み、その具体的状況については本法69条が詳細に定める。これに対して民法通則45条では「解散」と「法による取消」を併記するが、これは「法人の解散」概念を狭義で使用しており、法人の任意解散だけを示す。
- 2) 「法人の終了」概念：本条所定の「法人の終了」は「法人の清算」とは異なる。法人は、解散後に清算手続を行わなければならない、抹消登記が完了した時点で法人は終了する。つまり、「法人の清算」は「法人の終了」の前提であり、「法人の終了」は「法人の清算」の結果である。「法人の清算」と「法人の終了」の関係は、「法人の設立」と「法人の成立」との関係に類似する。すなわち、法人設立行為が完了した結果が法人資格の取得、つまり法人の成立である。また法人の清算行為が完了した結果が法人の消滅、つまり法人の終了である。法人が終了する前の法人の清算段階において、法人は「死亡」しておらず、その民事主体資格はなお存続している。そこで本条1項では、「次のいずれかの原因があり、かつ法により清算を完了し、抹消登記を経た場合、法人は終了する。」と規定して、「法人の清算」と「法人の終了」を明確に区別している。

中国の立法及び司法実務では、清算中の法人の法的属性問題につき、人格の否定から人格の肯定への過程を経た。まず、会社法制定以前、中国の民商事立法では解散・清算中の法人の法的属性問題について明確にせず、法人の解散と終了の関係もあいまいで、相互矛盾する内容もあった。

¹⁵ 民法通則45条「企業法人は、次に掲げるいずれかの原因により終了する。(一) 法による取消、(二) 解散、(三) 法による破産宣告、(四) その他の原因」

清算中の法人の法的属性問題は、会社法施行後に段階的に明確になったものである。まず、1994年7月施行の会社法193条では清算委員会が清算期間に行使する職権について規定し、そのうち第7号の職権は「会社を代表して民事訴訟活動に参加する」である。2005年改正、翌年1月施行の会社法185条7号では「会社を代表して民事訴訟活動に参加する」規定が、清算委員会が清算期間に行使する職権として規定されただけでなく、さらに187条3項で「清算期間において会社は存続するが、清算と関係がない経営活動を行ってはならない」と定めた。この「清算期間において会社は存続する」規定により、清算中の会社の法人主体資格が依然存続することが明確にされているが、これは中国において初めて清算中の会社の法的属性を明確にしたものである。その後、最高人民法院の関連司法解釈ではこれまでの方法が変更されて、「最高人民法院『中華人民共和国会社法』の適用に係る若干問題に関する規定（二）（以下「会社法適用規定（二）」という。）10条では「会社は法に基づき清算が終了し、抹消登記手続を行う前は、会社に関する民事訴訟について会社名義で行わなければならない。会社が清算委員会を設置した場合、清算委員会の責任者が会社を代表して訴訟に参加する。清算委員会を設置していない場合は、元の法定代表者が会社を代表して訴訟に参加する」と2項に分けて明確に規定した。そして本法では会社法の上記規定をさらに抽象化し、一般法人の共通規定として清算の法的効果等に関する規定を置く（本法72条）。

- 3) 本条1項2号所定の終了事由は「法人が破産宣告を受ける」ことである。法人が破産宣告を受けた後、破産清算手続を開始し、人民法院が手配する。まず破産清算の適用状況は「企業法人が満期債務を弁済することができず、資産が全ての債務を弁済するのに不十分又は明らかに弁済能力が欠けている」場合である（企業破産法2条1項）。これに対して通常清算の適用状況は、法人の資産が負債を上回ることであり、通常清算の進行過程において、法人資産が債務を下回ることが発見された場合、清算委員会は人民法院に破産を申し立て、通常清算手続を破産清算手続に変更しなければならない。そして会社法187条では「1項：清算委員会は、会社財産を整理し、貸借対照表及び財産明細書を作成した後、会社財産が債務完済に不足することが判明した場合、法により人民法院に破産宣告を申請しなければならない。」「2項：会社が人民法院の裁定により破産宣告を受けた後、清算委員会は、清算事務を人民法院に引き継がなければならない。」としている。
- 4) 本条1項3号所定の終了事由は「法律が規定するその他の原因」である。これは弾力的な包括規定であり、将来的に民事立法が社会生活の調整に適応するための制度の接点を残している。
- 5) 本条2項は「法人の終了につき、法律、行政法規が関係機関の許認可を必要と規定する場合、その規定による。」と定めるが、これは論理上58条3項に呼応した内容である。法人の設立につき法律・行政法規で「関係機関の許認可を必要」とすることを認める以上、法人の終了についても同様の規定を認めなければならない。

そして、現行の関連法を見ると、法人の終了について関係機関の許認可を必要とする旨を法律・行政法規が規定する例は少なくない（商業銀行法69条1項、民営教育促進法56条・58条参照）。

※参考文献 ①195-200頁，②207-212頁，③161-165頁，④145-149頁。

【法人の解散】

第69条 次の各号に掲げる状況のいずれかに該当する場合，法人は解散する。

- (一) 法人定款に規定する存続期間が満了し，又は法人定款に規定するその他の解散事由が発生したとき
- (二) 法人の権力機関が解散を決議したとき
- (三) 法人の合併又は分割により解散が必要なとき
- (四) 法人が法により営業許可証，登記証書を取上げられ，閉鎖を命じられ，又は取り消されたとき
- (五) 法律が規定するその他の状況

本条は法人が解散する具体的状況に関する規定である（新設）。

1 立法理由・背景

本条は本法68条1項1号所定の「法人が解散したとき」を受けて、「法人の解散」の主な具体的状況について規定する（会社法180条対照）¹⁶。これらの状況には法人定款又は権力機関の決議等による任意解散以外に，法による営業許可証，登記証書の取り上げ，閉鎖命令，資格取消等の関連主管機関による強制的解散も含まれ，さらに内部管理の行き詰まりを理由とする人民法院による強制解散等を含んでいる。

2 条文説明

- 1) まず，任意解散は私的自治が具現化されたものであり，社会公共利益に関わる場合を除き，一般に尊重しなければならない。次に，法定条件を満たす行政上の強制的解散は，国が社会を管理するために必要な手段であり，主に営業許可証，登記証書の取り上げ，閉鎖命令，取消等が含まれる。営利法人が営業許可証を取上げられた（会社法211条，198条参照），非営利法人が登記証書を取り消された（慈善法第98条参照），法人が閉鎖命令を受けた（海洋環境保護法45条，証券法219条，タバコ専売法30条参照），又は取り消された（証券会社リスク処置条例19条参照）場合，これらはいずれも営業を継続又はその他目的の事業に従事する

¹⁶ 会社法180条「会社は次の事由により解散する。(一) 会社定款に定める営業期間が満了し，又は会社定款に定めるその他の解散事由が発生したとき。(二) 株主会又は株主総会が解散の決議を行ったとき。(三) 会社の合併又は分割により解散が必要なとき。(四) 法により営業許可証が取上げられ，閉鎖を命じられ，又は取り消されたとき。(五) 人民法院が本法第182条の規定に基づき解散させたとき。」

資格を喪失したことを意味し、解散しなければならない。なお、司法強制解散（会社法182条参照）について本条は列挙していないが、本条5号所定の「法律が規定するその他の状況」に含まれる。

2) 立法過程では、次の意見があった。すなわち、会社法181条1項は「会社が本法第180条第1号の状況に該当する場合、会社定款の改正を通じて存続することができる」と規定するが、本条1号所定の解散状況たる「法人定款に規定する存続期間が満了し、又は法人定款に規定するその他の解散事由が発生したとき」は、会社法180条1号所定の「会社定款に定める営業期間が満了し、又は会社定款に定めるその他解散事由が発生したとき」と基本的に一致する。よって会社法規定と同様に本条に第2項として「法人が前項第1号の状況に該当する場合、法人定款の改正を通じて存続することができる」旨の規定を追加すべしとの意見である。

検討の結果は次のとおり。まず、本条5号の「法律が規定するその他の状況」には会社法181条に定める状況を含めることができ、第2項を追加しなくても会社法規定との間に矛盾を生じない。他方、会社法181条1項の「会社が本法第180条第1号の状況に該当する場合は、会社定款の改正を通じて存続することができる」の後に、第2項が「前項の規定に従って会社定款を改正する場合、有限会社は株主が有する表決権の3分の2以上をもって採択しなければならず、株式会社は株主総会に出席した株主が有する表決権の3分の2以上をもって採択しなければならない」とする。法人類型は豊富かつ多様であり、会社以外の法人、とりわけ非営利法人等については、具体的規則内容に差異が存在する可能性がある。また本条5号に基づき、この問題は関連単行法により必要に応じて個別に解決できること等から上記意見は採用されなかった。

※参考文献 ①200-205頁、②212-217頁、③165-168頁、④149-151頁。

【法人解散後の清算】

第70条 法人が解散する場合、合併又は分割の場合を除き、清算義務者は適時に清算組織を組成して清算を行わなければならない。

2 法人の董事、理事等の執行機関又は意思決定機関の構成員を清算義務者とする。法律、行政法規に別段の規定がある場合はその規定による。

3 清算義務者が適時に清算義務を履行せず、損害を与えた場合、民事責任を負わなければならない。主管機関又は利害関係人は、人民法院に対して、関係者を指定して清算組織を設けて清算を行うよう申請することができる。

本条は法人解散後の清算義務者と強制清算手続の発動事由に関する規定である。

1 立法理由・背景

清算義務者は、法人の解散後に法に基づき清算手続を開始する義務を負う主体であ

り、その義務は法律規定に基づいて関連の清算手続を適時に開始し、法人を終了させることである。清算義務者は法人清算の実施主体ということもできる。これに対して清算人は、中国では通常の場合は〔清算組〕（清算組織、清算グループ、清算委員会）と呼ばれる清算事務を具体的に担当する主体をいい、その義務は法定手続に従って清算を行うことにある。法人の解散後に清算を行わない場合、清算人は存在しないが、清算義務者は終始存在する。なお清算義務者が直接清算人として清算を行う場合には、具体的な民事主体面で競合が生じる。清算義務者の概念及びその責任を明確にすることは、清算義務者に適時に清算義務を履行するよう促し、既に死に体にあるいわゆる「ゾンビ企業」〔僵尸企業〕を根源から減少させること等において重要な意義を有する。

これまで中国の立法では「清算義務者」概念が用いられたことがなく、パートナーシップ企業法、個人独資企業法では「清算人」概念が用いられ、会社法等のその他法律で多く用いられているのが清算委員会〔清算組〕概念であった。

2 条文説明

1) 清算義務者の適時清算義務（本条1項）

ア) 本条1項では、清算義務者の適時清算義務を定める。すなわち、法人の清算義務者は、適時に〔及时〕その負担する清算手続を発動し、清算組織を設ける義務を履行しなければならない、これは司法強制解散の場合も例外ではない。この点、「会社法適用規定（二）」2条では、「株主が会社解散の訴訟を提起し、同時に会社の清算についても人民法院に申請した場合、人民法院は株主が提出した清算の申請については受理しない。人民法院は、原告に対し、人民法院が会社解散を判決した後に、会社法第183条及び本規定第7条の規定に従い、自ら清算を実施し、又は人民法院に別途会社の清算を申請するように告知することができる。」、同7条「会社は、会社法第183条の規定に従い、解散事由が生じた日から15日以内に清算委員会を成立させ、自ら清算を開始しなければならない。」としている。

イ) 本条1項は「法人が解散する場合、合併又は分割の場合を除き、清算義務者は適時に清算組織を組成して清算を行わなければならない。」と定める。立法過程では「適時に」〔及时〕をさらに詳細に表現し、法人の解散後に清算義務者が清算組織を組成する期間を明確に規定することで運用性を向上させるべしとの意見があった。検討の結果は次のとおり。

まず、法人類型は多様であり、異なる種類の法人が解散した後の清算組織の組成に必要な時間は必ずしも同じでない。例えば、会社法183条によると、会社は解散事由が発生した日から15日以内に清算委員会を成立させ、清算を開始しなければならない。他方、慈善法18条によると、慈善組織の意思決定機関は終了事由が発生した日から30日以内に清算組織を成立させ、清算を行わなければならない。よって、本法において法人類型等を区別せずに1つの固定した期間を規定すべきではなく、「適時に清算組織を組成して清算を行わなければならない」と

いう基本的要件を抽象的に定めることによって関連特別法に方向性を示し、具体的期間は各関連特別法で本法による「適時に」の原則的要求に従って、それぞれの実際状況を踏まえて規定する方がより良い効果が得られるとされた。

2) 清算義務者の担当主体（本条2項）

ア) 本条2項は清算義務者の担当主体について定める。清算義務者確定に関する一般原則としては、まず①董事、理事は、法人の執行機関構成員である可能性だけでなく、法人の意思決定機関構成員である可能性もある。しかし、それが執行機関構成員・意思決定機関構成員のいずれであっても、董事、理事又は董事、理事に相当する地位の主体を清算義務者としなければならない。

②董事、理事は、執行機関構成員・意思決定機関構成員のいずれであっても、法人に対して忠実義務・善管注意義務を負い、董事、理事は法人の運営状況について最も理解し得る。法人の解散事由が発生した場合、董事、理事は法に基づき適時に清算手続を開始し、法人財産が管理者不在により損害を受けないことを保証する義務を負う。この点、国外の法律では一般に法人に解散事由が発生した場合、董事を法定清算人とする旨を規定しており、法定清算人と清算義務者の間に競合が生じる。中国の現行法を見ると、会社法183条は株式会社の董事を清算義務者とする、つまり法人の執行機関構成員を清算義務者とする旨を定める。他方、慈善法18条は慈善組織の意思決定機関構成員を清算義務者とする。慈善組織の組織形態には基金会及び社会サービス機関が含まれ、両者はいずれも寄付法人[捐助法人]であるが、寄付法人に権力機関は存在せず、理事会等の意思決定機関だけが存在する。よって慈善法18条所定の意思決定機関構成員とは寄付法人の理事等の意思決定機関の構成員である。

ここで注意を要するのは、現在の中国法体系において、理事、董事の呼称が混乱している点であり、一般的に言えば営利法人の執行機関構成員は董事、非営利法人の寄付法人の意思決定機関構成員は理事、非営利法人の社会团体法人の執行機関構成員も理事と呼ばれているが、民営教育促進法では、意思決定機関構成員も董事又はその他呼称が用いられている。

イ) 法律、行政法規で例外規定を認める場合。破産清算以外の清算につき、法律、行政法規で清算に関する例外規定が認められる状況はさらに2つに分かれる。すなわち、ア) 法人が自ら清算を行う状況下での清算義務者の例外（会社法183条参照）、イ) 行政清算の状況下で行政主管機関を清算主体とする場合（民営教育促進法58条、商業銀行法70条、保険法149条、証券会社リスク処置条例19条～21条、23条参照）である。

3) 清算義務者が適時に清算義務を履行しない場合の効果（本条3項）

ア) 本条3項は、清算義務者が適時に清算義務を履行しない場合の効果を定める。

この点、大量の法人とりわけ企業法人の解散後に清算すべきであるにも拘わらず清算を行わない現象、さらには故意に解散の機会に乗じて債務を逃れる現象が

際立っており、こうした既に死に体にある「ゾンビ企業」〔僵尸企業〕の存在が、市場経済秩序・社会秩序の健全な状態を脅かしている。会社法等の法律又は行政法規は、法人解散後に清算しなければならない旨を定めるが、清算義務を履行しない場合の法的責任については規定しておらず、会社法では清算人の清算過程における法的責任だけを規定するが、これは法人解散後に法に基づいて清算が行われない根本的原因の1つになっている。よって、清算義務者が法に基づき清算を行う法的責任を強化し、健全で秩序正しい法人撤退の仕組みを構築し、上記「ゾンビ企業」の発生を減少させ、法人と関係がある利害関係人の合法的権益を保護しなければならない。

立法レベルにおいて清算義務者の責任に関する規定が欠けることから、最高人民法院は実務のニーズに応え、司法解釈により清算義務者が清算すべきであるにも拘わらず清算を行わない場合に負担すべき民事責任に関する規定を置く。すなわち「会社法適用規定（二）」18条「1項：有限責任会社の株主、株式会社の董事及び支配株主が所定期間内に清算委員会を成立させて清算を開始しなかったために、会社財産価値が下落し、流出し、破損し、又は滅失し、債権者がそれらに対して損害を生じた範囲内で会社債務について賠償責任の負担を主張する場合、人民法院はこれを支持しなければならない。」「2項：有限責任会社の株主、株式会社の董事及び支配株主が義務の履行を懈怠したことにより、会社の主たる財産、帳簿、重要文書等が滅失し、清算を行えなくなり、債権者がそれらに対して会社債務について連帯して弁済責任を負担するよう主張した場合には、人民法院はこれを支持しなければならない。」「3項：上記の状況が実質的支配者の責めにより生じたものであり、債権者が実質的支配者に対して会社の債務について然るべき民事責任の負担を主張した場合には、人民法院はこれを支持しなければならない。」と定めている（会社解散後に法に基づき清算を行わず虚偽清算報告をした場合につき同19条、抹消登記申請及び清算関連の場合につき同20条を参照）。

民法総則草案一審稿、二審稿はいずれも上記司法解釈規定の趣旨を参考にして、清算義務者が法に基づき清算義務を履行しない場合に負担すべき民事責任を定めた。二審稿71条は「1項：清算義務者が清算義務の履行を怠り、法人の財産に損害を与えた場合、当該損害の範囲内で法人の債務等に対して責任を負わなければならない」、「2項：清算義務者が清算義務の履行を怠り、法人の主な財産、帳簿、重要文書等が滅失し、清算を行うことができなくなった場合、法人の債務等に対して連帯責任を負わなければならない。」と定めた。もっとも、その後の立法過程では当該条項は過度に具体的であり、民法総則で規定するのは適切ではないとの指摘があった。検討の結果は次のとおり。当該条項を削除することはできるが、清算義務者が適時に清算義務を履行しない場合に負担すべき民事責任に関する抽象的規定を定めなければならない。

イ) こうして、本条第3項が規定されたものだが、2種類の異なる性質の法的効果を含む。

第1に手続に関する効果として、強制清算手続の開始であり、「主管機関又は利害関係人は、人民法院に対して、関係者を指定して清算組織を設けて清算を行うよう申請することができる。」であり（本条3項後段）、強制清算手続の開始体には、主管機関及び利害関係人が含まれる¹⁷。

第2に実体面での責任に関する効果であり、「清算義務者が適時に清算義務を履行せず、損害を与えた場合、民事責任を負わなければならない。」（本条3項前段）。これについて権利侵害責任の原理に基づいて責任の有無を判断する場合、客観的に清算義務者が適時に清算義務を履行せず、損害を与え、損害と清算義務者が速やかに清算義務を履行しないこととの間に因果関係が存在すること、主観的に清算義務者に過失のあることを基準とする。

※参考文献 ①205-213頁、②217-225頁、③168-174頁、④151-159頁。

【法人清算手続の法律適用】

第71条 法人の清算手続と清算組織の職権については、関係の法律規定による。規定がない場合は、会社法の関係規定を参照適用する。

本条は法人の清算手続及び清算組織の職権の法律適用に関する規定である（新設）。

1 立法理由・背景

- 1) 法人が解散し、清算組織を設置した後、具体的な清算手続に入り、清算組織は法律に定める職権に基づき、法定の清算手続に従って清算業務を行う。法人の清算手続及び清算組織の職権は、法人清算制度の核心となる内容であり、清算制度の価値機能の発揮にとって重要な意義を有する。換言すれば清算手続及び清算組織の職権に関する規定がなければ、法人の清算もその手引き・規定等がないことから、これを効果的に進めることが困難となる。
- 2) 法人の清算問題について、法人に関する専門の法律及び行政法規に関連規定はあるが、清算手続及び清算組織の職権について運用性を有する規定は、会社法第十章「会社の解散及び清算」（180条～190条）において規定しており、そのうち

¹⁷ 主管機関が開始主体となる例としては、慈善法18条2項「清算組織を成立しない又は清算組織が職責を履行しない場合、民政部门は関係者を指定し、清算組織を成立し、清算を行うことを人民法院に申し立てることができる。」また利害関係人が開始主体となる例としては、会社法183条「期日を過ぎても清算委員会を成立し、清算を行わない場合は、債権者は関係者を指定し、清算委員会を成立し、清算を行うことを人民法院に申し立てることができる。」を参照。

清算手続及び清算組織の職権に関する規定は比較的完全な内容になっている¹⁸。

2 条文説明

本条によると、法人の清算手続及び清算組織の職権は、まず関連の法律規定に従わなければならない。規定がない場合には、会社法の関連規定を参照適用する。本条で採用されている立法方式は、国外の一部の国・地域の方式と同様であり、法人の清算に関する一般的手続に清算制度が整備された個別法を適用するものである。本条所定の「規定がない場合、会社法の関係規定を参照適用する」旨の条項は、多くの法律、行政法規の清算制度における空白を埋めるとともに、現在の条件下において立法コストを大幅に節約するものである。さらに本法施行後に法人清算制度全体をこれによって活性化できる点で、その意義は重要である。

※参考文献 ①213-216頁, ②225-229頁, ③175-177頁, ④159-161頁。

【清算の法的効果等】

第72条 清算期間において法人は存続する。但し、清算に関係のない活動を行ってはならない。

2 法人清算後の残余財産は、法人定款の規定又は法人権力機関の決議に基づいて処理する。法律に別段の規定がある場合は、その規定による。

3 清算が終了し、かつ法人の抹消登記が完了したとき、法人は終了する。法に基づき法人登記手続を行う必要がない場合は、清算終了時に法人は終了する。

本条は清算中の法人の地位、清算後の残余財産の処分、法人の終了に関する規定である。

1 立法理由・背景

1) 法人は解散後に清算段階に入り、清算中の法人と解散前の法人は同一の法律上の統一体であり、清算中の法人はなお独立した法人の地位を有するが、解散前の法人と比較すると、清算中の法人の権利能力及び行為能力は縮小して清算目的の範囲内に厳格に制限される。上述の通り2005年改正会社法187条3項の「清算期間

¹⁸ 会社法184条「清算委員会は、清算期間において次に掲げる権限を行使する。(一) 会社財産を整理し、貸借対照表及び財産明細表を作成すること、(二) 債権者に通知し、又は公告を行うこと、(三) 清算に関連する会社の残業務を処理すること、(四) 未納の税金及び清算の過程において生じた税金を納付すること、(五) 債権及び債務を整理すること、(六) 会社が債務を弁済した後の残余財産を処分すること、(七) 会社を代表して民事訴訟活動に参加すること。」

同185条「1項：清算委員会は、成立の日から10日以内に債権者に通知しなければならない、かつ60日以内に新聞上で公告しなければならない。債権者は、通知書の受領日から30日以内、通知書を受領していない場合は公告日から45日以内に、清算委員会に債権を届け出なければならない。」

「2項：債権者が債権を届け出るときは、債権に関連する事項を説明し、かつ証明資料を提出しなければならない。清算委員会は、債権を登録しなければならない。」「3項：債権の届出期間中、清算委員会は債権者に対して弁済をしてはならない。」

において会社は存続するが、清算と関係がない経営活動を行ってはならない」規定により清算中の法人の属性問題が明らかにされたが、さらに本条では清算中の会社の法的地位に関する上記ルールを抽象化して、清算中の法人の法的地位に関する共通ルールを定めている。

- 2) 解散前の法人と清算中の法人の人格は同一であることから、清算中の法人は、解散前の法人から引き継いだ民事訴訟及び新たな民事訴訟における当事者能力を有する。つまり、清算中の法人は、一般的な民事訴訟の主体資格を有し、関連する解散前の法人の法律関係により生じた全紛争について清算中の法人が訴訟主体として訴訟活動に参加する。また法により選任された清算人は、法人を代表して訴訟に参加する。中国では清算組織を清算主体とするモデルの下で、清算組織の責任者が訴訟代表者として訴訟活動に参加する（「会社法適用規定（二）」10条参照）。

2 条文説明

- 1) 本条1項は、「清算期間において法人は存続する。但し、清算に関係のない活動を行ってはならない。」と定める。立法過程では、清算中の法人が貸付金返済を受領できるかについて明確にすべしとの意見があった。検討の結果は次のとおり。清算期間は、法人は清算目的のためだけに存続し、新たな経営活動等清算と関係のない活動を行ってはならないが、これは法人清算制度の目的によるものである。清算制度の目的は、法人をめぐって発生した各種法律関係を全面的に整理して終了させ、その後に適法に法人を終了させ、市場から撤退させる点にある。そして清算活動自体には債権債務の整理、清算と関連する法人が完了していない業務の処理が含まれる（会社法184条参照）¹⁹。それゆえ、法人の清算期間において、清算組織は貸付金返済を受領でき、また受領しなければならない。そして本法71条では既に「法人の清算手続と清算組織の職権については、関係法律規定による。規定がない場合、会社法の関係規定を参照適用する」と明確に規定することから、貸付金返済の受領について本条で重ねて規定する必要はないとされた。

- 2) 本条2項は、法人の清算後の残余財産処分に関するルールについて規定する。一般的に言えば、法人の清算後の残余財産をいかに処分するかは、私的自治の問題であり、法人の構成員、設立者の意思を尊重し、法人定款の規定又は法人の権力機関による決議に基づき処理しなければならない。そして他の国・地域の立法においても、一般的に類似の規定が置かれている。

次の2点に注意を要する。①本項では「法律に別段の規定がある場合は、その規定による。」という但書がおかれ、法律で法人の清算後の残余財産処分の問題について例外的に特別規定をおくことが認められている。また②本項は公益目的のために設立された非営利法人には適用されない。公益目的のために設立された非営利法人終了後の残余財産処分に関するルールは、特殊性を有するため、本法95条で特

¹⁹ 会社法184条につき前掲注18参照。

別に規定している²⁰。

3) 本条3項では、法人が法に基づき法人登記手続を行う必要があるか否かで区別して、法人解散後にいつ法人が終了するかを規定している。

※参考文献 ①216-219頁, ②229-232頁, ③178-180頁, ④161-164頁。

【法人破産清算による終了手続】

第73条 法人が破産宣告を受けた場合、法に基づき破産清算を行い、かつ法人の抹消登記が完了したときに、法人は終了する。

本条は法人破産清算による終了手続に関する規定である（新設）。

法人の解散後に行う清算とは異なり、法人が破産宣告を受けた後は、法に基づき破産清算を行う。企業破産法の適用範囲は原則として企業であるが、その例外につき同法135条は「その他法律に企業法人以外の組織の清算が破産清算に属する旨を規定している場合、本法に定める手続を参照適用する」と定める（農民専業合作社法48条、民営教育促進法58条、パートナー企業法92条参照）。本条は立法コストを低下させ、企業法人以外の組織に対して破産清算手続の参照適用のルートを提供するものである。

※参考文献 ①220-222頁, ②233-235頁, ③180-182頁, ④164-166頁。

【法人の分支機構】

第74条 法人は、法に基づき分支機構を設けることができる。法律、行政法規が分支機構について登記手続を行う旨を規定する場合、その規定による。

2 分支機構が自己の名義で民事活動を行う場合、発生した民事責任は、法人が負担する。まず当該分支機構の管理する財産をもって負担し、不足する場合には法人が負担することもできる。

本条は法人の分支機構（支部組織）に関する規定である（新設）。

1 条文説明

1) 法人が自主的に分支機構を設立できること（本条1項前段）

本条1項前段は「法人は、法に基づき分支機構を設けることができる。」と定める。

法人が自主的に分支機構を設立できるか否かの問題は、次の問題に関係する。すな

²⁰ 本法95条「公益目的で成立した非営利性法人が終了する場合、出資者、設立者又は会員に残余財産を分配してはならない。残余財産は、法人定款規定又は権力機関の決議に従って公益目的に用いなければならない。法人の定款規定又は権力機関の決議に従って処理することができない場合、主管機関が主宰して、趣旨を同じくする、又はそれに近い公益を目的とする法人に移管するとともに、社会に公告する。」

わち、①分支機構を設立できるか否か、及び②分支機構の設立に審査承認が必要かの問題であるが、これらについては関連の法律、行政法規に従わなければならない。すなわち、まず会社法14条1項は「会社は支店を設立することができる。支店を設立する場合、会社登記機関に対して登記を申請し、営業許可証を受領しなければならない。支店は法人格を有せず、その民事責任は会社が負う。」とし、保険法74条1項「保険会社は、中華人民共和国内に分支機構を設置する場合、保険監督管理機構の認可を受けなければならない。」2項「保険会社の分支機構は法人格を有さず、その民事責任は保険会社が負う。」と定める。さらに社会团体登記管理条例17条1項では「社会团体の分支機構、代表機構は社会团体の組成部分であり、法人格を有さず、その所属する社会团体の定款所定の目的及び業務範囲に照らして、当該社会团体の授權の範囲内において活動を行い、会員を發展させなければならない。社会团体の分支機構は、さらに分支機構を設立してはならない。」とされている。

2) 法人が設立した分支機構の登記（本条1項後段）

本条第1項後段は「法律、行政法規が分支機構について登記手続を行う旨を規定する場合、その規定による。」と定める（例えば会社法14条1項、商業銀行法21条、保険法77条は登記手続を要求する）。また、社会团体法人、基金会が分支機構を設立する場合、関連規定によれば登記手続を行わなければならないが、国務院は「行政審査・承認項目の取消及び権限移譲に関する国務院の決定」（国発（2013）44号）において全国的な社会团体の分支機構、代表組織の設立登記、変更登記及び抹消登記に関する民政部の行政審査・承認項目を取り消した。これを受けて民政部は、社会团体登記管理制度の改革を推進し、政府機能を確実に転換し、社会团体の活力を強化し、経済社会の發展におけるその積極的な役割を發揮させるために、「全国的な社会团体の分支機構、代表組織の登記の行政審査・承認項目の取消に関する国務院決定を徹底して実施することに関する通知」（民発（2014）38号）を公布し、「一.『決定』の公布日から、当部は全国的な社会团体の分支機構、代表組織の設立、変更、抹消登記の申請を受理せず、上述の組織の登記証明書の再交付を行わず、分支機構、代表組織の刻印の証明書を交付しない。二. 全国的な社会团体は団体定款に定める趣旨及び業務範囲に基づいて、自ら分支機構、代表組織の設立、変更及び終了を決定できる。前述の決定は理事会又は常務理事会が議論の上に採択し、議事録を作成し、原始資料を適切に保存しなければならない」と明確に規定している。

3) 分支機構が自己名義により民事活動を行って生じた民事責任（本条2項）

法人の分支機構（支部組織、出先機関、支店）が自己名義により民事活動を行って生じた民事責任は、誰が負担すべきであり、条文でどう表現すべきか。この問題につき、立法過程では異なる意見が存在した。すなわち、Ⅰ) 分支機構が自己名義で民事活動を行って生じた民事責任は法人が負担すべきである。Ⅱ) 分支機構が自己名義により民事活動を行って生じた民事責任はまず法人の分支機構が負担すべき

だが、分支機構の財産が債務を弁済するのに不十分である場合、法人が当該分支機構の民事活動に対して民事責任を負担する。Ⅲ) 分支機構が自己名義で民事活動を行って生じた民事責任は分支機構及び法人が共同で負担すべきである。Ⅳ) 分支機構が法人の授権を受けた後に自己名義により民事活動を行い、これにより生じた民事責任についてのみ法人が負担すべきである、等である。

検討の結果は次のとおり。まず、法人の分支機構は法人の授権の範囲内で法に基づき民事活動を行い、経営管理する財産は法人財産の一部であるが、分支機構は独立した人格を有さず、その人格とそれを設立した法人の人格は合わせて1つである。したがって、法人の分支機構が自己名義により民事活動を行った場合、これにより生じた民事責任は法人が負わなければならない（本条2項前段）、現行の関連法にもこれに関する同様の規定がある²¹。

他方で、金融機関の分支機構等の一部の特殊な分支機構は、しばしばその管理財産で既に債権者の債権を満たすことができることから、実務ではその法人を共同被告として追加する必要はなく、そうすることで債権者の利益を害さず、債権者及び法人のいずれにとっても便宜である。こうして、実務のニーズを踏まえて「まず当該分支機構の管理する財産をもって負担し、不足する場合には法人が負担することもできる。」旨を追加している（本条2項後段）。

※参考文献 ①222-226頁、②235-240頁、③182-186頁、④166-170頁。

【法人設立の法的効果】

第75条 設立者が法人設立のために行う民事活動につき、その法律効果は法人が受け入れる。法人が成立していない場合、その法律効果は設立者が受け入れ、設立者が2人以上の場合は、連帯債権を享有し、連帯責任を負担する。

2 設立者が法人設立のために自己名義で行った民事活動により発生した民事責任につき、第三者は、法人に請求するか、又は設立者に請求するかの選択権を有する。

本条は法人設立行為の法律効果に関する規定である（新設）。

1 立法理由・背景

1) 法人の成立前にはまず設立行為が必要であり、法人は設立行為の完了によって成立し、民事主体になる。設立行為開始から法人成立に至るまで、通常は一定期間を

²¹ 例えば会社法14条1項「…支店は法人資格を有さず、その民事責任は会社が負う。」

商業銀行法22条「商業銀行はその分支機構に対して全店で統一的に計算し、統一的に資金を調達し、等級別管理を行う財務制度を実施する。商業銀行の分支機構は法人資格を有さず、本店の授権の範囲内で法により業務を行い、その民事責任は本店が負う。」

保険法74条2項「保険会社の分支機構は法人資格を有さず、その民事責任は保険会社が負う。」参照。

要するところ、設立手続中の法人を、学説上「設立中の法人」と称する。設立中の法人は未だ権利能力を有しないことから、権利を享有し、義務を負担することができない。しかし法人の設立準備にあたり、通常は設立者が法人設立に関する民事活動を行う必要があり、関連の民事活動を行うことにより、民事法律関係が形成され、関連の法律効果を生じる。そこで問題は、設立中の法人が未だ権利能力を有しない以上、法人設立に関する民事活動につき、その法律効果は設立者、それとも成立後の法人のいずれが受け入れるかである。

2) この問題の回答は、設立中の法人の法的地位の問題に関係するところ、会社法94条²²及び最高人民法院「会社法適用規定(三)」1条～5条の関連規定による実践的な基礎に依拠して、本条は法人設立行為の法律効果に関する規律を定めている。

2 条文説明

1) 本条1項、2項が適用される状況について、まず、本条2項は、設立者が自己名義により民事活動を行った場合の「民事責任」に関する規定であるのに対して、本条1項は設立者が自己名義によらずに民事活動を行った場合の「法律効果」に関する規定であり、契約締結等、設立者が設立中の法人名義によって行う民事活動のほかにも、法人の設立過程において発生する可能性がある不法行為などの行為者名義と関係がない民事活動も含まれる。

2) 設立者が民事活動を行う目的には制限がある。つまり「法人の設立」を目的とする実質的な判断基準を堅持しなければならない。設立者の目的が、法人設立ではなく、自己の利益のためである場合には、設立中の法人名義によって行われた民事活動であっても、その法律効果は原則として成立後の法人が負担すべきではない。

3) 設立者が自己名義によらずに民事活動を行う状況下で、その法律効果は、法人が成立したか否かにより異なる規定を定める。法人が成立した場合、法律効果は法人が受け入れる。法人が成立しない場合は、法律効果は設立者が受け入れ、設立者が2名以上のときは、連帯債権を有し、連帯債務を負う(本条1項)。

4) 設立者が法人設立のために自己名義により民事活動を行う状況下で、それにより生じる民事責任について、第三者に対し法人又は設立者のいずれかを選択して、責任負担を請求する権利が与えられている(本条2項)。

※参考文献 ①226-229頁、②240-243頁、③186-189頁、④170-173頁。

²² 会社法94条「株式会社の発起人は、次に掲げる責任を負わなければならない。(一) 会社が成立しなかった場合、設立行為により発生した債務及び費用について、連帯責任を負う。(二) 会社が成立しなかった場合、株式引受人が既に払い込んだ株式払込金について、株式払込金に同一期間の銀行預金利息を加えて返還する連帯責任を負う。(三) 会社設立過程において発起人の過失により会社の利益に損害を与えた場合、会社に対して賠償責任を負わなければならない。」

活動報告

【会 合】

法整備支援へのいざない

国際協力部教官

小 谷 ゆかり

第1 はじめに

法務省法務総合研究所国際協力部は、2019年6月29日（土）、大学生、法科大学院生、若手法曹等を主な対象として、公開シンポジウム「法整備支援へのいざない」を開催しました。



【国際会議室（大阪会場）の様子】

本年度は、趣向を凝らした試みにも挑戦しましたので、その概要についてご紹介いたします。

なお、本稿中、意見にわたる部分は、本職の私見です。

第2 本シンポジウム開催の趣旨・背景

本シンポジウムは、公益財団法人国際民商事法センター（ICCLC）、慶應義塾大学大学院法務研究科、名古屋大学大学院法学研究科、名古屋大学法政国際教育協力研究センター（CALE）との共催で開催している連携企画「アジアのための国際協力 in 法分野2019」の第1弾です。

この企画は、2009年に法務省法務総合研究所等が主催したシンポジウムをきっかけとして始まったもので、2012年以降、年間を通じて、①初夏に法整備支援を知るための「入門編」となるセミナー、②夏休みの時期に法整備支援等に関する知識を深めることを主眼とした「サマースクール」（名古屋大学主催。本年は8月26日及び同月27日開催。）、③秋頃に学生の発表を主体とする「法整備支援シンポジウム」（慶應義

塾大学主催。今年度は、12月7日に開催予定。)の3企画をそれぞれ開催するという構成で、本年まで続いて参りました。2016年から、当部が①の「入門編」となるシンポジウムを主催し、企画・運営を行っています。

当部は、2017年10月に東京都昭島市にある国際法務総合センターに移転しましたが、本年度は、大阪中之島合同庁舎2階の国際会議室(大阪会場)をメイン会場とし、東京都昭島市にあります国際法務総合センター(東京会場)を、テレビ会議システムで結んで開催しました。

連携企画の「入門編」と位置づけられる本シンポジウムは、若い世代の方々に、法整備支援活動の内容をご紹介するとともに、法整備支援に携わるためのキャリアパスを共に考えることを目的として開催しています。そのため、できるだけ多くの学生の皆さんや若手法曹の方々に本シンポジウムの開催を知っていただきたく、昨年度に引き続き、関西一円や東京周辺の各大学・法科大学院、弁護士会等にご協力いただき、広報活動を行いました。多くの大学、弁護士会の皆様等にご協力いただきましたおかげで、本シンポジウム当日は、合計134名(大阪会場93名、東京会場41名)もの方々にご参加いただくことができました。このことは、我々にとって大きな励みとなるとともに、法整備支援や法分野の国際協力についての若い方々の関心の強さを実感する機会となりました。

第3 本シンポジウムの内容

1 冒頭挨拶

本シンポジウムは、法務総合研究所大場亮太郎所長の冒頭挨拶で幕を開けました。大場所長には、本シンポジウムのプログラムと関連づけながら、法整備支援の位置付けや重要性、今後の課題として法整備支援の担い手を育成することの重要性等をお話しいただき、本シンポジウムの全体像を示していただきました。

続いて、大阪弁護士会より、副会長の飯島奈絵弁護士からご挨拶をいただきました。飯島弁護士には、ご自身の留学経験や法整備支援関係者との関わりなどを踏まえ、法整備支援の魅力についてお話しいただきました。

大場所長、飯島弁護士の冒頭挨拶により、本シンポジウムの開催目的が、より分かりやすく、また、温かいメッセージとして、参加者の皆様に伝わったのではないかと思います。

2 導入講義「法整備支援って何だろう？」

第1部は、参加者の皆様に、法整備支援とは何なのか、どういった人々が関わっているのかという点について、概要をつかんでいただくことを目的とする導入講義を行いました。こちらの講義を担当しましたのは、本年4月より当部に配属となった氷室隼人教官と村田邦行教官です。



【第1部 導入講義（大阪会場・氷室教官）の様子】



【第1部 導入講義（東京会場・村田教官）の様子】

本年度の新たな取組みは、前半部分を氷室教官が大阪会場から、後半部分を村田教官が東京会場から、リレー形式でバトンをつなぐようにして、それぞれの会場を舞台に講義を行ったことです。本年度は大阪会場がメイン会場でしたが、東京会場の皆様にもライブ感を楽しんでもらいたいという思いからの試みです。

本番ではそつなくこなした両教官でしたが、実は、本番前に行ったリハーサルではカチコチに緊張していました。それを見ていた我々は、「2人とも硬いぞー。」などと野次を飛ばしていたのですが（反省しております。）、さすがは実力派癒し系コンビです。本番では見事に、アドリブ等も入れつつ、分かりやすく噛み砕いて、それぞれの会場から法整備支援の概要を伝えてくれました。

導入講義前半では、法整備支援の概要や、法整備支援を行う目的等について、後半では、ラオスを対象にした研修やレクリエーションの様子等、支援対象国の印象的な写真とともに、各国で行っている法整備支援活動の概要について説明がなされました。

導入講義では時間の制約があるため、どうしても国ごとの紹介は簡単なものにとどまりますが、各国が抱える課題とともに活動状況が紹介されたことにより、法整備支

援活動に興味を持つきっかけへとつながる，そんなバトンリレー講義だったと思います。

3 基調講演「法整備支援の魅力～ラオス民法典起草支援の経験から～」

独立行政法人国際協力機構（JICA）が行っている法整備支援プロジェクトでは，現地にプロジェクト事務所が置かれています。そこでは，裁判官，検事，弁護士が「JICA長期専門家」という立場で派遣されて働いています。

そこで，第2部では，長期専門家の仕事や生活に焦点を当て，ラオスのJICA長期専門家としてご活躍された石岡修弁護士より，「法整備支援の魅力～ラオス民法典起草支援の経験から～」と題して，基調講演をいただきました。

石岡弁護士がラオスに派遣されていた期間は，2010年7月から2017年6月までの間であり，実に7年です。基調講演では，石岡弁護士が，ラオスの人たちと地道な議論を重ねて続けてこられた支援活動の状況，その中で専門家として気づいたことや感じたことなどが語られました。



【第2部 基調講演の様子】

ラオスでは，2003年からJICAの法整備支援プロジェクトが開始され，2010年7月からは法律人材育成強化プロジェクトが実施されました。石岡弁護士は，プロジェクトの設計に携わりながら，教科書や執務参考資料等の作成を通じて，ラオスの法曹人材育成を進められたとのことでした。

石岡弁護士は，ご自身の過去のスケジュール帳をパワーポイントで映しながら，長期専門家の生活や活動を紹介してくださいました。着任当初は，プロジェクトオフィスの備品の購入，現地スタッフの雇用からスタートした状況や，通訳人を探すなど，一から専門家の手でプロジェクトを築き上げていき，日本での研修（本邦研修）やリトリート（郊外合宿），民法起草支援や民事訴訟法の普及活動等，充実していく支援活動の流れをお話しいただきました。

その中で石岡弁護士が特に強調されたことは，長期専門家の仕事に定型はない，という点でした。

例えば、石岡弁護士は、プロジェクト開始当初の頃、スケジュールがなかなか埋まらないため、「苦しく、もどかしさを感じた。」などと率直な心境を吐露されました。しかし、そうした時期も、ラオス側との信頼関係を築くことに重点を置くべき時期として必要だったこと、また、そのような時期があったからこそ、後の繁忙時期につながったのだと指摘されました。

このように、石岡弁護士は、当時のスケジュール帳を示しながら、支援活動の中身や専門家としての忙しさは、プロジェクトの段階によって全く異なることを説明された上で、長期専門家の仕事に定型はなく、耐えるべき時期は耐えること、プロジェクトが動き出したら、専門家として出来ることは何でもやること、プロジェクトが停滞しても無理にプッシュしないことなど、長期専門家としての留意点も示してくださいました。

また、石岡弁護士は、プロジェクトとしてやらなければいけないことは無限にあるが、その中でどのようにしてプロジェクトを構築していくべきか、そして、どのようにしてラオス側実施機関と信頼関係を醸成していくかなど、専門家としての悩みや難しさなどにも触れてくださいました。「個々の専門家の能力次第であり、可能性は広がる。しかしその分、言い訳はきかない。」「専門家としての成果を出すためには、試行錯誤を繰り返していかなければならない。」などのお言葉から、長期専門家としての仕事の厳しさ、そしてやりがいの大きさが感じられました。



【基調講演での石岡弁護士】

さらに、法律という観点から、法整備支援の課題についても語っていただきました。石岡弁護士は、法律を学ぶこと自体は最低限必要なことだと指摘した上で、ラオスに根付く *living law* を無視して法律を整備しても意味がないこと、法律が社会において果たす役割を考えること、法律を作ること自体が目標なのではなく、その法律を根付かせることが何より重要なのだと強調されました。

これらの点に関連して、ラオスでは法律が呪文のような働きをしていることや、ラオスの旧家族法の条文を具体例として紹介されました。どちらも非常に興味深いお話であり、日本では当たり前だと思っていたことが当たり前ではないこと、相手国の法文化や社会的背景、歴史等を十分に理解しなければ、適切な法整備支援に結びつかな

いということが、具体的に伝わったのではないかと思います。

講演の最後では、法整備支援のキャリアについても触れていただきました。

石岡弁護士は、キャリアはない、と明言される一方で、法整備支援は、現地スタッフ、通訳、法務省、JICA、大学関係者等、様々なプレーヤーで成り立っていること、プレーヤーとして法整備支援に関わり続けることは可能であり、これらまとまりの中でのキャリアは出来つつあるのではないかと述べられました。そして、最後に、会場の皆さんに向けて、「キャリアは、ここにいる若い人たちが切り開いていくべきことではないか。」という問題提起を投げかける形で、講演が締めくくられました。

4 プレゼンテーション・トークセッション

第3部では、ラオスでの法整備支援を主なテーマとして取り上げ、支援対象国側からの目線でのプレゼンテーション、日本側から法整備支援を支える専門家としての目線でのトークセッションを行いました。

(1) プレゼンテーション「ラオス民法典起草ワーキンググループに参加して」

ラオス民法典起草ワーキンググループに参加されたスッチャイ・ワンナシンさんから、支援対象国から見た日本の法整備支援についてお話しいただきました。スッチャイさんは、ラオス外務省職員であり、現在は神戸大学大学院の留学生として日本の法律等を学ばれています。

ラオスでは、昨年末、日本が長年にわたり起草支援を続けていた民法典が成立しました。

スッチャイさんは、この民法典起草のワーキンググループの一員として活動し、法の起草という初めての経験を通じて、その後のラオスの法令起草に生かしたこと、また、批判的な見方や考え方を身につけるに至ったことなどを語ってくれました。



【第3部プレゼンテーション（スッチャイ・ワンナシン氏）の様子（大阪会場）】

ワーキンググループでの活動としては、社会や文化、経済的な生活基盤等、それぞれの立場や考え方が異なる人々との議論を地道に重ね、やがて国全体の議論へと広がっていった過程等が語られました。中央だけでなく、地方自治体等の地方の人々

や学者、学生、更には民間団体等とも話し合いを続けてこられたそうです。そこにはおそらく、我々の想像を超えるようなご苦勞があったものと思われます。

スッチャイさんは、そうした活動の中で、日本での研修やトレーニング、大学教授等の日本の専門家と話し合うなどして、日本の実務を学んだこと、そうした知見を経て、ラオス社会に受け入れられる民法典が作られていったのだと、当時を振り返りました。

プレゼンテーションでは、ワーキンググループの課題についても触れられました。

スッチャイさんによると、ワーキンググループには様々な機関の代表がメンバーとして参加しており、それぞれが当該機関の責任を負っているため、ワーキンググループ全体の意見をまとめることは、大変難しいとのことでした。

また、メンバーの欠席により、ワーキンググループの活動が滞ってしまうことも度々あったそうです。

そのような場合には、日本の専門家が関わるなどしてメンバーの考えを何度も確認したり、説得するなどして、ワーキンググループの意見をまとめ上げていく作業が必要となったそうです。

このように、ワーキンググループのメンバー参画の在り方やメンバー数の安定化は、ラオス固有の問題ではなく、どの国においても直面しうる問題のように思えます。ラオスでの取組みが他国の参考になるかもしれませんし、その逆もあるかもしれません。今後は、法整備支援の横のつながり・連携が、より一層必要とされるのではないかと感じています。

最後に、スッチャイさんから、民法典起草に携わった経験は素晴らしい知識・教訓となり、その後のキャリアにも生かされたこと、これまでの日本の支援に対する感謝の気持ちが伝えられました。その中に、「日本の皆さんの寛容の気持ちに感謝。このような日本の支援を続けてほしい。」との言葉があり、この言葉に我が国の法整備支援の在り方が表れているようで、非常に印象的でした。

(2) トークセッション「民法典成立の先にある課題」

続いて、法整備支援を支える専門家の視点から、「民法典成立の先にある課題」と題して、同志社大学の川嶋四郎教授、慶應義塾大学の松尾弘教授、摂南大学の太田謙蔵准教授によるトークセッションを行いました。

トークセッションは、進行役の大川先生が、川嶋教授や松尾教授に質問を発しながら意見交換を深めていくという流れで進んでいき、座談会のようなざっくばらんな雰囲気の中、興味深いお話が次々と展開されました。



【第3部トークセッションの様子（大阪会場）】

ア 法整備支援に携わることとなった経緯，学生への伝え方

松尾教授は，ラオスの法整備支援が始まった当初から関わってこられた専門家ですが，大学院時代は自然法論を研究されていて，国家と法の関係等に関心を持たれていたそうです。そのような中で法整備支援連絡会¹への参加をきっかけとして法整備支援に興味を抱くようになり，抽象論ではなく，より具体的に国作りの中で法を考える法整備支援に強く惹かれ，ラオスの法整備支援に携わるようになったとのことでした。

また，松尾教授のご専門は民法ですが，大学では「開発法学」の講座を作り，学生の皆さんに対して，開発法学という視点から法整備支援の理論や実務等を講義されているとのことでした。



【トークセッションでの松尾教授】

これに対して，川嶋教授は，民事訴訟法の専門家であり，約20年もの間，ベ

¹ 法務省法務総合研究所及びJICAの共催により，法整備支援関係者の意見交換・情報共有の場として開催される会議のこと。1998年から毎年，年に1回開催しており，本年2月に開催した法整備支援連絡会は，第20回という節目の年を迎えた。次回は2020年2月14日（金）に開催予定。

トナムの裁判実務を改善する支援を続けてこられました。

川嶋教授は、判決の執行が困難な状況にあったベトナムへの支援を依頼されたことがきっかけで、ベトナムの支援に携わることとなったのだそうです。川嶋教授が初めてハノイを訪問したときは夜で、外は真っ暗闇だったと、懐かしげに当時の思い出を語ってくださいました。

また、川嶋教授からは、法整備支援は法律を作るだけで終わりではないこと、支援対象国の人々が自分たちの手で法律をうまく使っていくことが何より大事であること、というメッセージが、会場の皆さんに伝えられました。

学生の皆さんへの伝え方に関しては、川嶋教授は、民事紛争手続自体が救済のプロセスであり、様々な国の法制度と比較して伝えることが有益であると実感されているそうです。例えば、日本では当然のようにして執行が司法の領域として議論されていますが、ベトナムでは行政の領域として議論されており、そういった多角的な見方や伝え方が、法整備支援を通じて見えてくると、ご自身の経験を踏まえながらお話してくださいました。

大川先生は、2014年からラオスのプロジェクトに参加されている民事法学の専門家です。松尾教授とともに、ラオス民法典の起草ワーキンググループを支えてこられました。

イ これまでのご苦労・経験談

松尾教授からは、法整備支援ではプロセスを大事にするべきだとのこと指摘がありました。すなわち、ただ法律を作ればよいというものではなく、どうやって作ったかが大事であり、だからこそ、その法律は執行することができるのだということでした。そのためには、時間がいくらかかっても相手に関与してもらうことが重要だと強調されました。

例えば、まずはラオス側が法案のドラフトを作成する、アドバイザーグループはそのドラフトにコメントをする。その繰り返しの中で、1つ1つの条文について議論し、更に本邦研修やリトリートと呼ばれる合宿等で議論を深めていったとのことでした。このようなお話から、ラオス側の意見を尊重しつつ、その関わりを重視しながら、地道に作業を進めてこられた様子が伝わってきます。

松尾教授は、民法を作り上げていく作業だけでなく、その内容を地方等で説明する活動についても、お話しいただきました。ところが、そこでも民法に対して様々な意見が出てくるため、それらをまとめて条文に反映するなどの作業が必要となり、その作業に2年以上も費やすことになったのだそうです。

そうしてようやく民法典が成立に至るのですが、松尾教授は、「これは1つの通過点に過ぎない。」と強調されました。今後、ラオス民法典への支援は普及の段階に入るため、引き続き、ラオスの支援に関わっていかれるとのことでした。

お話は、ネパールの法整備支援にも及びました。

松尾教授は、長年にわたり、ネパールの民法典起草支援を続けてこられ、1つ

1つの条文にコメントを付すなどしてネパール側と議論を続けてきたとのことでした。そのような地道な作業を重ねてようやく出来上がった民法典が議会の解散で流れてしまったことなど、法整備支援の難しさについても触れてくださいました。

そうしてようやく、2017年に、民法を含む5つの新しい法律が成立したのですが、ネパールの支援もこれで終わりではなく、今後は普及のための支援を継続されるとのことでした。

このように、松尾教授からは、ラオスとネパールの例を出して、法整備支援のご経験をお話いただきましたが、最後に、「それぞれの国の発展プロセスに応じて、多くの方に参加してもらおう。我々専門家は、その一部として関与するもの。」「専門家は、法律が成立したその先にある課題や普及等、多角的な視点からのコメントが必要とされる。」とご指摘いただきました。

大川先生からも、ラオス民法起草支援でのご経験が紹介されました。アドバイザーグループの活動としては、まず、ラオス側のドラフト案に対して質問するところから始まるのだそうです。また、ラオス民法典に、法律行為概念を導入しようとした際、ラオスには「法律行為」という言葉がないということを知り、言葉の概念の問題にぶつかった経験などをお話いただきました。大川先生は、「まるで120年前の日本を体感しているかのようであり、非常に貴重な経験だった。その点も興味を持っていただければいいのではないか。」と会場の皆さんに興味を投げかけてくださいました。



【トークセッションでの大川准教授】

川嶋教授は、20年近く前、ベトナムで感動された経験について話してくださいました。その当時のベトナムでは、一緒に活動するベトナム側の人たちがとにかく若くて、ほぼ同世代の人たちと議論をしていたということもあり、人間的にも非常に親近感を持てたということでした。また、ベトナム側だけでなく、日本側で支援の最前線に立っておられた武藤司郎弁護士や国際協力部の森永太郎部長といった、当時ベトナムに溶け込んで活動されていた方々と一緒に仕事をする喜びも大きかったそうです。まさに、明治維新以後の日本の息吹のようなものを、

ベトナムで再確認されたとのことでした。

また、川嶋教授は、ご自身の経験として、様々なパターンで法整備支援には関わることができることをお話してくださいました。例えば、執行の考え方をいくつか伝える中で、ベトナム側と信頼関係を構築していくのですが、それはまるで、友人との間でゼミを行っているような感じだったと振り返っておられました。ベトナムでは、2004年に成立した民事訴訟法を、どのように運用していくのが課題となっており、当事者主義がその中でも大きな課題となっていたそうです。当時、ベトナムでは、訴えを提起すればその後は裁判所が証拠収集でも何でもやってくれるという風潮があり、それが裁判所の負担増となって、訴訟遅延にもつながっていたとのことでした。そこで、川嶋教授は、処分権主義の考え方や、尋問のルール等、日本の制度を紹介されたのですが、その中で、日本では気づかなかったことにたくさん気づかされたそうです。

川嶋教授が支援の際に心がけていたことは、あくまで参考意見を述べるにとどまり、その選択は完全に相手方に委ねること、そのためには選択肢をできるだけたくさん示すことだということでした。



【トークセッションでの川嶋教授】

ウ 困ったことや苦勞したこと、法整備支援に携わったことで日本法の見方が変わったことなど

松尾教授は、活動の中で大変困ったこととして、次のお話を挙げてくださいました。日本がラオス民法典の起草支援を始めることがほぼ決まった頃、松尾教授は、ラオス政府の高官から、「150年の品質保証のついた日本の民法を、どうしてコピーしないのか。」などと質問されたことがあったそうです。この質問は、どのようにしてラオス民法典を形成していくべきかについて、ラオス国内で様々な意見があることを示していました。松尾教授は、このような質問を受けて、それぞれの意見を吸い上げながら合意形成を図り、民法典をまとめ上げていくことは、非常に困難な道になるだろうと実感されたそうです。

松尾教授は、この質問に対して、法を作るプロセスの重要性をご説明されたとのことでしたが、今でも、正しい答えとは何かを自問されているそうです。自問を続けながらも、ある法律がその国のものとしてカスタマイズされるためには、時間がかかったとしても、その国の人々に考えてもらい、育ててもらわなければならない、その過程を経ながら、法整備支援を続けていくしかないと言われ、その思いを語ってくださいました。

幸い、ラオスの現行プロジェクトでは、民法典の普及と併せて、民事・刑事裁判実務の改善として実務教育がスタートしたとのことであり、プロセスの途上ではあるものの、一つ一つ着実に進んでいるプロジェクトの状況にも触れてくださいました。

法整備支援の経験による変化については、松尾教授から、法の見方が相対化されたとお話いただきました。例えば、日本では、要件・効果が示されていないと条文として意味がないなどと言われてしまいますが、ラオスでは行為規範であることが重要となります。このようなことから、日本法はごく一つの形態に過ぎないということがわかり、法の見方が広がったとのことでした。これと関連して、松尾教授は、現在、日本で問題になっている所有者土地不明問題と、ラオスやネパールで重要な役割を果たしている地域コミュニティを比較しながら、日本においても、明治期に想定できなかった問題が法の取りこぼしとして現われていることを指摘してくださいました。

川嶋教授は、法整備支援への思いとして、ベトナムの法律のタイトルにある「独立、自由、幸福」について触れられ、そういうものをサポートしていきたい、との思いを語られました。

川嶋教授は、法整備支援の活動は、日本の法律を考えていく上でも重要になると指摘された上で、国際協力部のパンフレットに記載されている故三ヶ月章教授の言葉を紹介しながら、150年の経験を経て日本という国が今日に至っていることをかみ締め、このプロセス自体を伝えていくことが、我々専門家の役割であると指摘されました。

また、川嶋教授からは、法整備支援で考えることと、日本の企業が考えることはそれほど変わらないのではないかと、といった興味深いお話もありました。例えば、日本の企業が、素晴らしい性能を備えた冷蔵庫をそのままベトナムへ輸出しても、売れるかどうかは別の問題であり、そこにニーズの問題があること、ベトナムで使ってもらうためには、ベトナム人が使いやすいように冷蔵庫を変えなければならない、この考えは、法整備支援に通じるものだとお話しいただきました。

最後に、川嶋教授は、ドナー間競争にも触れた上で、日本のいいものをどのようにして相手に伝えていくのかが今後の課題だと指摘されました。その上で、千手観音を例に挙げながら、いろいろな道具立てを相手に示し、その中で最良のものを選んでもらうことが望ましい法整備支援の姿であると述べ、トークセッション

ンを締めくくっていただきました。

トークセッションでは、大川先生の人柄溢れる進行に沿って、示唆に富んだお話をざっくばらんに語っていただくことができました。会場の皆さんにも、先生方の熱い思いが伝わる、そんな素晴らしいトークセッションだったのではないかと思います。

5 これから法整備支援に携わる人へのアドバイス

第4部では、「これから法整備支援に携わる人へのアドバイス」と題して、ミャンマーの元JICA長期専門家である中島朋子弁護士及びJICA職員の齋藤友理香さんから、それぞれ、お話しいただきました。

(1) 中島朋子弁護士からのアドバイス

中島弁護士は、2012年に弁護士登録をされ、その後はいわゆる町弁として、地域住民に根ざした事件を多数取り扱い、弁護士としてのご経験を積まれました。そして、2017年5月から2019年5月までの間、JICA長期専門家としてミャンマーの法整備支援に携わりました。ミャンマーにおける弁護士の長期専門家は、中島弁護士で二代目とのことでした。

中島弁護士は、大学2年生の頃、インターンシップをJICE（一般財団法人日本国際協力センター）において経験した際、海外からの留学生等とふれあったことで、国際協力に興味を抱くようになったとのことでした。

ここからが興味深いのですが、中島弁護士は、JICAの採用枠が非常に厳しいことを知り、JICAへの就職は諦め、弁護士の道を選んだそうです。おそらく会場の皆さんも、心の中で、「弁護士も非常に狭き門ですよ。」などつつぶやかれたのではないかと思います。いずれにしても、中島弁護士が決して楽な道を選択されたわけではないことが分かります。

中島弁護士は、愛知県で弁護士業務を続けながら、各国の法整備支援活動の視察を続けるなどして、法整備支援の活動内容を調査されていたそうです。そうした中、ミャンマーへ派遣される長期専門家の募集に応募し、採用され、長期専門家としてミャンマーに赴任することとなったそうです。

ミャンマーのプロジェクトでは、最高裁判所及び法務長官府（日本の法務省に該当）を実施機関とし、民事調停制度の導入や、裁判官・検察官に対するトレーニング、法令審査等、その活動内容は多岐にわたったということでした。



【第4部プレゼンテーション（中島朋子弁護士）の様子（大阪会場）】

ミャンマーの法整備支援の特徴は、スピード重視にあるということでした。ミャンマーでは経済発展の成長スピードが速く、それに沿った法整備が求められ、教科書やガイドラインの策定、調停制度の導入等、短期間で成果を上げられる活動に集中して支援をされていたとのことでした。

中島弁護士は、日本側にミャンマーのファンを増やすことも意識されていたそうです。日本からの訪問者に対して、訪問先をセッティングしたり、中島弁護士自身がメディアに出るなどして、ミャンマーに対する法整備支援をアピールすることもあったそうです。

そのほか、中島弁護士は、現地の方からミャンマー名を名付けてもらったり、ミャンマーのお寺の参拝や観光をするなどして、積極的に現地の方々と交流されたそうです。

最後に、中島弁護士は、ミャンマーでの経験を振り返り、「ルールがないところにルールを敷くような仕事。何が必要で何が問題かを発見し、考える。一から作っていく作業であり、とても楽しい。」と話し、法整備支援の魅力を語ってくださいました。

その上で、中島弁護士からのアドバイスとして、法整備支援を行うに当たっては、相手国の法制度や文化に対する理解と尊重が必須であること、日本の法制度を理解することも大前提であること、自身で分からないことについては、日本側に質問することのできるネットワーク作りが重要となることなどが伝えられました。

(2) 齋藤友理香さんからのアドバイス

齋藤さんは、2016年にJICAに入構され、現在、ベトナムとネパールの案件形成等を担当されています。

齋藤さんは、これまで法律を専門に勉強されたことはないとのことでした。そこで、齋藤さんは、法律を専門としていなくとも、国際協力に携わることができることを伝えたいというお気持ちから、国際協力の多様な関わり方についてお話しくだ

さいました。

まず、齋藤さんが国際協力に関わることとなったルーツから、お話しいただきました。

齋藤さんは、今でこそ国際協力の最前線で様々な重要案件を扱っておられますが、実は、大学に入るまで国際協力には全く興味がなかったそうです。ところが、大学時代に、交換留学でアメリカへ渡り、そこで知り合った友人たちから、親や祖父母が難民だったことの話聞き、テレビ等のメディアでしか知らなかった難民の問題を、身近に感じるようになったとのことでした。そして、次第に、難民の人々が、友人たちのように経済的に自立し、その子どもの世代まで生活することのできる十分な環境を作りたい、と強く思うようになり、国際協力に興味を持つこととなったそうです。

齋藤さんは、大学を卒業後、移民学を学ぶため大学院へ進学しますが、すぐには進学せず、約1年もの間、難民を支援するNPOで長期のインターンシップに参加したり、政府のプログラムでカンボジアへ派遣されるなど、国際協力の現場をご自身の目で確かめようとされました。

その結果、齋藤さんは、制度自体にアプローチをしなければ、難民等の問題に対する根本的な解決にならないと感じ、ガバナンス支援等を行っているJICAに入構されたとのことでした。



【第4部プレゼンテーション（齋藤友理香氏）の様子（東京会場）】

齋藤さんは、法整備支援には多様なアクターが関わっていると指摘した上で、各関係機関と連携しながら法整備支援の案件を形成していること、また、案件形成においては、現場のニーズと日本政府の方針を基に、より広い視点から、適切な方向に案件を導いていくことを意識されているとのことでした。

また、齋藤さんは、日本と世界のつながりを感じるのが国際協力の魅力の1つだと話してくれました。途上国の声に耳を傾け、その真意を理解しようと努めれば、日本の常識が世界の常識ではないことに気づくなどして、価値観が豊かになるのだ

そうです。

他方で、齋藤さんは、途上国の声という問題点についても指摘されました。その声は省庁の人々だったり、あるいは裁判官、検察官、弁護士等一部の声かもしれず、すべての人の声を反映しているわけではないこと、そのことは結局、小さな村の人々に支援が届いているのかという問題につながり、法整備支援の難しさを感じていると、率直なお気持ちを語っていただきました。

最後に、齋藤さんが強調されたことは、多様な法整備支援の関わり方でした。法整備支援はODAだけで成り立っているわけではないこと、民間からの資金フローも増えていること、大学独自の協力もあることなど、様々なアクターが支援に協力していることに触れ、JICAを通じた支援に限らず、いろいろな関わり方があることを感じてもらいたい、と会場の皆さんにメッセージを送っていただきました。

そして、齋藤さんは、このようなアクターの多様化が、今後の国際協力の難しさを解決する鍵となるのではないかと、ご自身のお考えを示されました。

齋藤さんは、コレクティブインパクト、という言葉を紹介し、セクターを超えて、多様なアクターがそれぞれのレベルで途上国の声を聞きながら取組みを行っていくことが、全体として、途上国の問題解決に向かうのではないかと考えているそうです。

齋藤さんは、お話の締めくくりとして、会場の皆さんに対し、自分に一番合った国際協力とは何かを考えてもらえたら良いのではないかと問いかけるようにしてアドバイスをしてくださいました。

その中で特に強調されたことは、どれか一つの立場が正解ではなく、これだと決めた関わり方以外にも、面白い関わり方をしている人はたくさんいること、そのような人たちから話を聞くなどしてアイデアをもらえば、そこからイノベーションも生まれてくるのではないかと、ということでした。

齋藤さんからのこのようなメッセージは、会場の皆さんにとって大きな刺激となり、法整備支援の関わり方を具体的に考えるきっかけとなったのではないかと思います。

6 全体質疑応答

登壇者の方々のお話が一通り終わった後には、全体質疑応答の時間が設けられ、会場の皆さんから多くの質問が寄せられました。法整備支援を通じて日本が学んだことは何か、それをどのようにして伝えているのか、といった質問や、支援の中で現地の人々と理解が進まなかった具体的なエピソードに関する質問、行為規範として法があることの意味を再確認する質問、更には言語の問題についてなど、奥の深い質問が多かったように思います。各登壇者の皆様には、各質問に対し、丁寧にお答えいただき、大変充実したやり取りとなりました。

時間の制約の関係で、すべての方の質問をお受けすることができず、後日メールでも質問を受け付けたところ、少なくない数の質問をいただきました。こちらの対応に

についても、登壇者の先生方に丁寧なご回答をしていただきました。

改めて、参加者の方々の関心の高さを感じた次第です。

7 告知関係

(1) 連携企画

今後開催が予定されている連携企画の告知が行われました。

連携企画の第2弾は、2019年8月26日、27日に、名古屋大学大学院法学研究科等が主催で開催する「サマースクール」です。CALEの佐藤史人教授、傘谷祐之特任講師より、ハンガリーを例とした「体制移行国における民主化と逆行」、カンボジアやベトナム、インドネシアを題材とした「法整備支援対象国における立法とガバナンス」等の講義に加え、法整備支援対象国の学生との対話・全体討論を実施する旨ご紹介いただきました。

第3弾は、同年12月7日に慶應義塾大学法務研究科主催で開催される「法整備支援シンポジウム」です。慶應義塾大学の松尾弘教授より、連携企画の総まとめとしてのイベントで、テーマは「持続可能な開発目標と法整備支援」であるにご紹介いただきました。

法整備支援について、より理解を深めていただければと思いますので、ぜひ、これらの企画にも足を運んでいただければと思います。

(2) コンgress・ユースフォーラム

法務省大臣官房国際課の福島崇之課付²から、コンgress・ユースフォーラムについての告知もなされました。

コンgressとは、5年に1度開かれる犯罪防止と刑事司法に関する国連最大規模の会議であり、2020年4月20日から27日にかけて、京都で開催されます。この京都コンgressと関連して開催されるのがユースフォーラムであり、世界の高校生・大学生等の若者たちが、コンgressの議題に関連したテーマについて議論を行います。

ユースフォーラムは、2020年4月13日から15日までの3日間、国立京都国際会館で、「安心・安全な社会の実現へ～SDGsの達成に向けた私たちの取組～」を全体テーマとして開催されます。

こちらにもぜひご参加いただき、世界の若者達とのディスカッションや国連職員・専門家の講演等を通じて、将来につながるチャンスをつかんでいただければと思います。

8 閉会挨拶

本シンポジウムは、共催いただいたICCLCの大野恒太郎理事長の閉会挨拶で幕を閉じました。大野理事長からは、本シンポジウムを通じて法整備支援という仕事のやりがいを感じてもらい、積極的に法整備支援にチャレンジしてもらいたいと、会場

² 本シンポジウム当時の役職であり、本年8月5日付けで、東南アジア諸国連合日本政府代表部一等書記官に就任されました。

の皆様にもエールを送っていただきました。

第4 おわりに

おかげさまで、本シンポジウムは、134名もの方々にご参加いただき、盛況のうちに幕を閉じました。

本シンポジウムでは、法整備支援のキャリアパスという点に焦点を当てましたが、齋藤さんのお話にもあったとおり、そのキャリアパスが1つではなく、多様な関わり方ができるということを実感できるものだったのではないかと思います。

検事や弁護士が法整備支援に携わる際のキャリアとしては、JICA長期専門家として各国に赴任することが多く、それが1つのモデルとなっていることは事実です。しかし、本シンポジウムに参加された皆さまがお気づきのとおり、冒頭挨拶でお話いただいた飯島弁護士から始まり、石岡弁護士、中島弁護士、JICAの齋藤さん等、1人として同じキャリアを歩んだ方はいらっしゃいませんでした。まさに、各々のご興味・ご関心にしたがってご自身の強みを身につけ、チャンスをつかんで来られたのだと思います。そのためには、齋藤さんのお話にもあったとおり、いろいろな人と関わりを持ち、自分自身で法整備支援の問題について考えていくことが重要であり、それによって、自身のキャリアを切り開いていけるのだと感じています。

今回のシンポジウムが、ご参加いただいた皆様にとって、この分野への興味関心を強めていただくきっかけとなり、またご自身のキャリア形成を考える際の一助となれば幸いです。

最後になりましたが、お忙しい中、ご登壇をご快諾いただきました登壇者の皆様、法整備支援の意義や本シンポジウムの趣旨をご理解いただき、共催、後援をいただきました皆様、そして、広報活動にご協力いただきました各大学、法科大学院、弁護士会等の皆様には、この場を借りて厚く御礼申し上げます。

ありがとうございました。

【海外出張】

東ティモール矯正領域における活動について

国連アジア極東犯罪防止研修所教官

山本麻奈

「刑務所に勤務する刑務官は、罪を犯した人たちを人としてどう扱って、その人たちの気持ち、精神、行動をどうやって変え、社会へ送り返すかということに對峙し、社会へ送り返す前に受刑者一人一人が社会に出ても自分は大丈夫だと強く信じられる状態に持っていかなければならない。そこには非常に難しい試練がたくさんあると思う。この研修を通して、実務に生かせる何らかの知恵・知識・経験の交流、人的交流に役立て、この難しい職場において働いている一人一人が新しい精神を生み出し、その一致の中に、どのようなことができるかを考えるきっかけとなればと思っている。なぜならば、我々がそのようなことを思うことが、受刑者の新しい精神を生むことになるし、新しい結束を生むことになると信じているからである。」

これは、後述する、本年7月16日から19日まで東ティモールの首都ディリで実施された研修における同国の司法大臣（Dr. Manuel Cárceres da Costa）による開会の辞の一部である。国連アジア極東犯罪防止研修所（以下「UNAFEI」）では、まさにこのような理念の下、2018年度より、既に同国において法制度整備支援を実施していたICDに合流する形で、矯正領域での活動を開始した。同領域に対するUNAFEIの活動の歴史はまだ浅く、同国の矯正の制度・実情に関する情報についてはいまだ不確かで不十分であるし、これまで実施した研修の回数も少ないが、同国の矯正領域に係る情報は世界的に見ても蓄積が少ないため、本稿において、これまで収集・獲得した情報をまとめるとともに、研修を通して浮き彫りとなった論点等を整理し、今後の資料とすることとしたい。

なお、本稿における意見の部分は全て筆者の私見である。

1 東ティモールの法制度の現状

東ティモールは、2002年の独立後、諸外国（旧宗主国であるポルトガル等）、国際機関（国連東ティモール統合ミッション（UNMIT）、国連開発計画（UNDP）等）等の支援を受けながら国づくりを進めており、現在、「東ティモール司法分野戦略計画2011-2030」（以下「戦略計画」）等に基づき、法及び司法制度の整備、人材の育成等に取り組んでいる。戦略計画は、制度開発、法的枠組み及び改革、人材育成、基盤及び情報技術並びに司法アクセスの5つの分野について、分析の上、構想、目標、実施戦略、評価指標等を定める。しかしながら、いまだ制度の基盤、人材、情報、経験等が不足しており、外国人アドバイザーの関与による立法作業、外国人専門家の講義による法曹養成、諸外国及び国際機関の支援を受けた訴訟手続等、諸外国、国際機関等による支援に法及び司法制度の整備、人材の育成等の大部分を委ねている状況にある。

2 我が国による法制度整備支援

2008年から、調査を開始し、東ティモール政府からの要請に基づき、2009年以降、法案起草能力強化を上位目標とした個別法の起草を題材とした支援を実施している。具体的な経緯は、次のとおりである（ICDまとめ）。

* 2009年～2010年 本邦研修（法令・条例制定過程等，麻薬取締法，逃亡犯罪人引渡法，調停法等）（JICA）

* 2011年～2012年 現地調査・現地セミナー・共同法制研究（逃亡犯罪人引渡法，調停法・仲裁法，麻薬取締法，法案起草等）（法務省）

* 2013年～2014年 現地調査・現地セミナー（調停法等）（JICA法制度アドバイザー）

* 2014年～ 現地調査・現地セミナー・共同法制研究（調停法・ADR，国際法・国際経済法，少年法等，婚姻・家族関係法，国籍法，市民登録法，土地関連法等）（法務省）

これに加え、冒頭に述べたとおり、2018年度以降、新たに矯正領域での活動を開始した。

3 矯正領域での活動の経緯

UNAFEIにおいて2017年8月から9月までの間実施された第167回国際研修「組織犯罪メンバー及びテロリストの更生及び社会復帰」¹に、東ティモール司法省矯正・社会復帰局（以下「矯正・社会復帰局」）の局長が参加した。その際、同局長から、東ティモールにおいては、3つしか刑務所がなく、性別などおおまかなもの以外の分類の枠組みもなく、同研修で獲得した共通認識である、組織犯罪メンバー及びテロリストに限らず、受刑者全般において個人の問題性の内容や程度を適切に査定し、それに応じた分類を行って施設や区画を分け、適当なプログラムを実施することが困難であるとの発言があり、我が国に対し、東ティモールの現状を見てもらって助言等をもらいたい旨の要望があったため、現地調査を開始した経緯がある²。筆者は2018年3月、7月及び11月にそれぞれ刑務所（3か所全て）を訪問するとともに、同年11月には、矯正・社会復帰局職員及び刑務官計30名を対象にセミナーを実施し、同国の刑務所の現状を把握するとともにニーズを探索した。そして、2019年度、外務省が国連薬物・犯罪

¹ 本国際研修の概要については、https://www.unafei.or.jp/activities/pdf/kensyu/No167_Online_J.pdf をご参照いただきたい。なお、それ以外の情報についても「国際研修と国際高官セミナー」のページ https://www.unafei.or.jp/activities/katsudo_1.html から、第167回国際研修をご覧いただくこともできる。

² 国際研修を実施していると、個別にこうした要望を訴えてくる国は少なくない。この時、実際の現地調査に踏み切った経緯には、一つは同局長の姿勢（国際研修期間中、言語の障壁のある中で自分なりに消化し、一つでも多くのことを自国に持って帰りその適用まで具体的に考えながら受講していたこと、またその方向性がかなりの的を射ていたこと）に筆者が感銘を受けたことと、もう一つは同研修時にUNAFEIの次長であったのが現ICDの森永太郎部長であり（ICD部長着任は2017年10月）、2009年に同国の支援を始めた当事者であったことから、同国での活動について相談に乗っていただいたということがある。

事務所（UNODC）バンコク事務所へ拠出した資金を活用して実施する刑務所改革支援プロジェクトについて、UNAFEIがUNODCと共同して実施することとなったため、その対象国の一つとして、東ティモールを選定した。UNODCとの共同プロジェクトの詳細については、下記5に述べる。

4 東ティモールの矯正の現状

次に上記の調査や、これまで実施した2回の研修（2018年11月及び2019年7月）を通して筆者が把握した情報をまとめる。ただし、口頭で説明を受けたものがほとんどであり、説明者も複数いることから、その情報の正確性については現時点で保障できるものではないことをあらかじめお断りしておく。

現在、刑務所はベコラ、グレノ及びスアイの3か所にある。被収容者（未決拘禁者及び受刑者）をどこに収容するかという刑務所の分類は管轄する裁判所の区分に対応して自動的に分けられる（ただし、バウカウには刑務所がかつてあったが現在はないので当該区分の者はベコラに収容される）。首都ディリにあるベコラ刑務所は定員250名のところ600名近くが収容されており（2018年11月現在）、これまで長く過剰収容状態が続いていたため、スアイに刑務所を新たに設置（1990年代後半のインドネシア統治時代に建築されたものを改築）し、2017年5月から収容を開始したところである。

ベコラには16歳から21歳の若年の被収容者も収容しており（若年犯罪者専用の施設を設置するべく2014年に設計図を作成し見積もりを取ったが予算が取れなかった）、グレノには女性の被収容者も収容している（グレノはもともと女性専用であったがベコラの過剰収容を受けて男性も収容している）、いずれもその他の被収容者と区画を分けて収容している状態である。戦略計画では、若年犯罪者・女性犯罪専用の刑務所がそれぞれ作られるべきと定められているが新しい建物を作る予算を獲得できていない。また、刑務所において未決拘禁者と受刑者は分離して収容できていない。

新たに収容が開始されたスアイは外壁がないなどセキュリティ面で不安要素が多いため、当面は逃走などのリスクの低い行状の良い40名をベコラ刑務所の受刑者（スアイの管轄の県の出身者）から選抜して収容している。今後収容人数を増やす予定であるがセキュリティの強化のほか冷蔵庫や部屋が足りないという物理的な制約を解決しないと実現は難しい。

更生プログラムは基本的に外部の関係機関（他の省、NGOなど）により実施されており、ベコラは首都にあることもあり外部の関係機関が多数入っており、プログラムが多く実施されているほか、刑務作業（木工や洋裁。ただし、工具は独立直後に国際機関から支援を受けたものであり、壊れているか壊れかけである）も活発である。また、グレノでは、れんが造りや街中の交番やメルカト（市場）の建築などの作業を行っている。一方、スアイにはプログラムも刑務作業もなく、日中何もやることがないので、所内の掃除や畑仕事をさせているしかない状況にある。

入所時にアセスメントを行い、犯罪歴や生活歴、病歴や家族の情報を入力する被収容者データベース（以下「DB」）も存在する（2010年に Justice Facility Australia の援助で作った）。DBは中央省庁において管理されるためインターネットにつながっている必要があるが、各刑務所はパソコンが足りない、インターネットに接続されていないなどの問題があって、十分機能しているとは言いがたい。また、アセスメントは入所時に実施して以降は再評価されることはない（法律上はやることになっている）。細かくアセスメントしたとしてもそれが分類につながっているわけではない。分類できる物理的環境（居室やそれを括っているブロック）が足りないので、収容された年数や罪種などで大きく分けている。

受刑者の制服は予算の問題から支給されていないが、職員についても2010年以降の採用の者には予算の問題から制服が支給されていない。スアイでは収容開始後、34名の新人刑務官を採用し、OJTで育てているところである。心理士は矯正・社会復帰局全体に1名しかいない（基本的にベコラに駐在していることが多く、早期釈放についての面接・審査などを行っている）。

2014年に、日本の刑事施設収容法に相当する法律が制定されており、内容は被拘禁者処遇最低基準規則（マンデラ・ルールズ）を踏まえた適正なものとなっているが、制度・運用上実現できていない部分が多い（職員は同法を認識しているしマンデラ・ルールズについて理解する研修を受ける機会があったようで一応内容は周知されている）。同法には仮釈放や保護観察も制度として想定されているがこれらの運用は不十分である（行状の良い者は減刑され、最大で刑期の半分になる。刑務所から申請し、裁判所の決定による。）。

なお、社会連帯省（社会的弱者（高齢者や障害者など）の保護とサポート（食糧、医療など）を主に行う機関。刑務所に対しては、職員の研修、被収容者の処遇への関与・出所時のサポートなどを行っている）や、NGOのPRADET（2004年から刑務所プログラムとして、若年（18歳から25歳）と女性を対象にカウンセリングを行うなどしている）などという外部関係機関からサポートを受けている。

5 UNODCとの共同プロジェクト

(1) 概要

2019年度の本プロジェクトとしては、全2回の研修をディリにおいて実施することとなっている。本年7月16日から19日までの4日間、初回に当たる研修を実施し、犯罪者処遇に関わる職員（司法省矯正・社会復帰局職員、刑務所長及び刑務官）

約30名が参加した³。本プロジェクトを通じて、同国の刑務所で使用されているアセスメント・フォーマットを改善するとともに刑務官のアセスメント能力を向上することを目指しており、本研修においては筆者から、「アセスメントと分類（保安の観点を含む）」、「多機関連携」及び「更生に資するトリートメント」について講義を行いながら、同国の現状把握も行った。期間を通して、今後の同局への協力体制の強化を目指し、上記NGOのPRADETの所長にもオブザーバーとして参加していただいた。

全4日間の後半2日間は、①上級幹部（矯正・社会復帰局長及び部長など並びに刑務所長）、②それ以外の同局職員及び刑務官の2つに別れ、①ではリーダーシップの在り方について、海外の取組を交えながら外部講師（ポルトガルの元矯正局長セルソ・マナタ氏及びICD森永太郎部長）と意見交換を行い、②では参加者を3グループに分け、グループワークを実施し、講義を踏まえ、同国の文化や制度に沿ったアセスメント・フォーマットの改善案、アセスメント能力向上のための方策について検討を行った後、全員で今後の活動について議論した。

今後、来年2月にディリにおいて、今回と同じ参加者を対象にアセスメント・フォーマットの改善作業及び同フォーマットを用いた効果的な面接の訓練をテーマとしたセミナーを実施する予定である。

(2) 所感

今回の研修では、初日のオープニング時に司法大臣が参列し、自らの言葉で開会の挨拶を行った。その際の一部が、冒頭の言葉である。「私は、司法大臣として、刑務官がどのような状況に置かれているか、その職務の難しさを日々理解しようと心がけている。なぜならば、あなたたちは、罪を犯した人、違法行為をした人たちの処遇をしている。社会にいる人と対峙するのではなく、社会において何らかの違法行為を行った人たちと対峙をしているからである。そのような人たちと毎日会い、しかも、ただ会うだけではなく、その人たちを刑期の中でどのようにして精神的に、あるいは行動や習慣を変えていくかを考え、尽力している。その難しさに思いを致せば、皆様に敬意を表さざるを得ない。」という労いから始まり、刑務所の運営に係る特別法の立法化の検討や、ロジスティカルな面の不備の解消策への言及（制服、護送車、食糧・ガス供給の問題など）など、運用における具体的な不備を認識した上でそれに対する解消を図る意識があると明言していた。そしてその挨拶は「私は頻繁には刑務所には行けないが、皆さんと同じように自分の置かれた立場で仕事をし、皆さんに寄り添っていくつもりである。」との言葉で締められた。筆者は矯正職員として、どの国でも刑

³ UNODCのホームページに記事が掲載されている。

<https://www.unodc.org/southeastasiaandpacific/en/2019/07/prison-assessment-systems/story.html>

また、本研修について、東ティモールの国営放送（GMN TV）において放映された。

https://www.youtube.com/watch?v=TlDyaGq4jJ8&feature=player_embedded&app=desktop（3分35秒から）
（2019年8月10日現在）

務所というのは文字通り社会との間に壁があり、日の目を見にくい領域であると感じている。刑務官の日々の努力というのも、「犯罪者は塙の中に閉じ込めておけばいい」となりがちな世論の中ではなかなか一般市民に理解されにくい。そのような中で、大臣のこのような言葉は参加者にとってどれだけ励みになったかは、想像に難くないし、物理的な問題解消には時間がかかったとしても、リーダーのこうしたメッセージは職員の士気の維持には十分機能すると感じられた。

研修を通して、参加者からは実務的な観点からの質問が途切れず、その内容も、国際準則を念頭におき、的を射たものばかりで、いかにして「明日からの業務に反映するか」という観点から投げ掛けられるものであった。良いと思った取組や理論を、自分たちの文脈に落とし込んで咀嚼し、現実的・着実な姿勢で改善を図ろうとする姿勢には、毎度感嘆の息が漏れる。上記に述べた、本年度の目標であるアセスメント・フォーマットの改善についても、日本側からの支援は必要であるが、自分たちが使用するものであり、素案は自分たちで考えるべきものであるとの主体性を示すところに、独立を勝ち取り、新しい国を自分たちで築き上げて行こうとするたくましい気概を感じる。

加えて、筆者が最も感心するのは、司法大臣の言葉にもあるとおり、矯正において、犯罪者を「人として」扱い、罰するばかりではなく改善更生の視点をもって対峙するという基本理念が現場の刑務官にもしっかりと浸透しているという点である。犯罪者処遇の領域では、先進国の研究・実践において、処罰だけでは再犯防止に効果がなく、改善更生のための介入が必要であり、その介入においては「リスク・ニーズ・反応性の原則⁴」に従い、犯罪行為に結び付いている問題点に直接焦点を当てる必要があるとされている。近年は、これに加えて、対象者のもつ動機と、人的資本（個人の内部にあるもの）及び社会的資本（個人を取り巻く人間関係など）という「長所に焦点を当てる」アプローチも重要であると言われてきている。そのためには、改善更生を支持するような風土を刑務所に醸成する必要があるし、それを運用する職員は、対象者を人として、敬意をもって接する必要があるとされている⁵。こうした知見があるということについては認識していないようであったが、それらを自然に実行しているということに感激を覚えるのである。

⁴ リスク (Risk) 原則とは、処遇密度を犯罪者の再犯リスクに合わせることで、ニーズ (Needs) 原則とは、犯罪誘発要因 (criminogenic needs) について評価を行い当該要因に的を絞って働きかけを行うこと、反応性 (Responsivity) 原則とは、犯罪者が社会復帰支援のための処遇を受ける際の学習効果を最大化するもの。それは認知行動療法 (cognitive behavioral therapy) の実施及び犯罪者の学習スタイル・動機付け・能力・長所 (strengths) に応じた処遇の実施によって具体化される。(Andrews, D.A., Bonta, J., & Hoge, R.D. (1990). Classification for effective rehabilitation: Rediscovering psychology. *Criminal Justice and Behavior*, 17, 19-52.)

⁵ 2020年4月に開催される京都コンgresにおいて、UNA FE Iはワークショップ2「Reducing reoffending: identifying risks and developing solutions (再犯防止：リスクの特定とその解決策)」の企画・運営を担当しており、まさにこのような内容を扱う。もう少し詳細な内容は「刑政10月号」に「2020京都コンgresワークショップ：国連アジア極東犯罪防止研修所の取組」として掲載予定であるので、是非ご覧いただきたい。



(集合写真)



(司法大臣開会の辞)



(筆者講義)



(森永部長講義)

6 まとめ

特定の国を対象とした二国間支援については、可能な限り、相手国の制度や状況を正確に理解し、カウンターパートの様々な側面のレベルやニーズを客観的に把握するとともに、その背景にある文化や風土、国民性に対する理解も深めながら、時には主観的な寄り添いも必要であると感じられ、一方で関わりが深くなると見えなくなるものも生じてくるのおそれもあり、関わる立場として、何に・どの程度・どのような方法で関与するのが適切か、非常に頭を悩ませる日々である。無論、すぐに「結果」が出るような性質のものでもなく、それが相手国にとって様々な意味で「適切なもの」との確信を持ってない状況においても手探りで進むしかない。時に相手の提示してくるニーズとこちらの見立てがかみ合わないことがあるかもしれないし、かといって一方的にこちらから提示すべきものでもない。しかし、「支援」という枠組みで何らかの活動を行う以上、こちらから何らかの導きを与えることは重要であり、その姿勢についてはそれこそ何が「正解」なのか、対象国ごとに煩悶する。矯正職員としての筆者は思うに、これは犯罪者処遇にも通じるものであり、犯罪者処遇においては、必ずしも対象者自身の中にこうしてほしい、こうしたいという要望があるわけではなく、かつ、何をどうしたら対象者が改善更生するかという明確な正解があるわけではなく、さらに、結果的に再犯しなかったとしてもそれには何が効を奏したかは分からず、そうした意味で「見返り」があるわけでもない。しかし、社会的・倫理的な目標に向かって相手の改善に資するためには、焦らず、おごらず、冷静に、しかし親身に寄り添って行く姿勢が重要なのだらうと感じ、その点が共通すると思えるのである。

また、「支援」という枠組みではあるが、調査や研修の際に、日本の制度や運用を紹介し、それについての質問やその質問の意図の説明を受けながら、改めて日本の矯正職員として襟を正す機会となり、日本の運用の改善に参考になることを学ぶことがたくさんある。そうした点で、東ティモールの矯正職員は、「人（刑務官）が人（犯罪者）を変えていく」という純粋な理念を持ち、人的・物的体制の非常に厳しい不便な現状に決して腐ることなく、いかにして自分たちの手で理念を実現できるか、そのための知恵をひとつでも多く手にしたいという高い士気を持っていると感じ、彼らと会うたびに、一矯正職員として心が洗われるような気分になる。

本稿で述べたとおり、東ティモールにおける矯正分野での活動は緒に就いたばかりであるし、言語の壁もあり⁶、活動が発展することは一朝一夕ではないが、ICDの活動のように切れ目のない関係を続けていくことが目下一番の目標である。

⁶ 公用語はテトゥン語。通訳を務めてくださる方に、文脈の理解から非常に助けていただいている。

【国際研修・共同研究】

ラオス本邦研修「刑事訴訟法における証拠法研究」

国際協力部教官

小島 麻友子

第1 はじめに

法務省法務総合研究所（以下、「法務総合研究所」という。）は、2019年5月19日から同年6月1日までの間（移動日を含む。）、ラオス国立大学法政治学部刑事法科学科長である Sengthavy INTHAVONG 教授ら21名¹を対象に、本邦研修「刑事訴訟法における証拠法研究」を実施した。

この研修は、独立行政法人国際協力機構（以下、「JICA」という。）が2018年7月に開始した「ラオス法の支配発展促進プロジェクト」の中で実施している活動、すなわち、ラオス刑事訴訟法における証拠法則を研究し、その成果をQ&A形式にまとめ（公判段階Q&A集）、刑事司法関係者に配布して普及するための活動の一環として実施したものである。

なお、本研修の背景や位置付けなどについては、本号に掲載されている伊藤淳JICA長期派遣専門家の「ラオス刑事訴訟法（証拠法）研究～法制度整備支援における「運用支援」の一例の紹介～」（以下、「伊藤専門家寄稿」という。）を参照されたい。

第2 講義・訪問について²

1 目的

ラオス人が自国の証拠理論や実務運用だけを研究するのではなく、他国の理論や実務運用をも研究した上で、今後のラオス刑事司法の適切な運用方法を考え、決めていくことができるようになってほしい、このような伊藤専門家の意図を共有し³、本研修では、日本の刑事手続や証拠法に関する講義や刑事裁判傍聴のほか、ドイツにおける証拠法理論概要やアメリカにおける証拠法理論概要に関する講義を取り入れた。

また、ラオスでは、科学的手法を用いた証拠収集方法に乏しく、また、取調べ状況を客観的に記録できる録音録画も導入されていないことから、それらを紹介するため、日本において実施されている科学的手法を用いた証拠収集方法に関する講義や警察署の取調室の見学を実施した。

¹ ラオス側参加者は、添付資料1「参加者名簿」のとおり。

² 研修日程は、添付資料2「ラオス第3回本邦研修（刑事法）「刑事訴訟法における証拠法研究」日程」のとおり。

³ 詳細は、伊藤専門家寄稿の「4」を参照されたい。

2 刑事手続や証拠法に関する講義及び裁判傍聴

(1) 講義「日本の刑事手続と証拠法理論について」

ラオスの刑事手続との違いを踏まえつつ、日本の捜査・公判手続の流れや自白法則、違法収集証拠排除法則、補強法則の概要について説明した。

具体的には、日本では、ラオスにはある捜査開始命令⁴や事件ファイル差戻し⁵の手続がないこと、自白法則においては任意にされた自白か否かが基準とされていること⁶、違法収集証拠排除法則が判例の集積により成り立っていること⁷などを説明した。

参加者からは、捜査や公判における手続の期間などに関する質問や検察官の処分に対して不服があった場合に、被疑者・被告人が取り得る手段に関する質問などがなされた。

(2) 講義「模擬取調べから学ぶ日本の取調べ」

検事である当部の氷室隼人教官が考えた、取調官が脅迫的言動をとるなどの架空の不適切な取調べのシナリオに基づき、氷室教官と、同じく検事である私とで模擬の取調べを実演した。

それを見ていたラオス側参加者には、不適切な点を指摘してもらい、その理由を議論した。

当初は予定していなかったものの、ラオス治安維持省警察大局からの参加者らが、ラオスでの取調べについて、実演しながら説明してくださり、ラオスの捜査実務を知る良い機会ともなった⁸。

⁴ ラオスでは、刑事訴訟法第84条に、個人が犯罪を行ったことを証明する確実な証拠がある場合、捜査機関の長又は検察庁の長は、捜査開始命令を発付しなければならない旨を規定しており、捜査の開始に当たっては、捜査機関の長又は検察庁の長が捜査開始命令を発付することとなっている。

⁵ ラオス刑事訴訟法は、補充捜査が必要な場合などに、検察庁は捜査機関に事件ファイルを送り返すことができる旨規定しており（第153条参照）、また、裁判所長は検察院の長に事件ファイルを差し戻す命令を発付する旨を規定している（第168条参照）。

⁶ ラオスでは、刑事訴訟法第36条3項で、「嘘、強制、脅迫、暴行、拷問その他適法でない行為によって得られた被疑者又は被告人の自白は、事件における証拠として使用することはできない。」旨を規定しており、適法でない行為によって得られた自白か否かを基準としている。

⁷ ラオスでは、刑事訴訟法第42条1項で、「この法律に違反する手段により得られた情報は、刑事事件の証拠とならない。」旨を規定しており、違法収集証拠排除法則を法律に規定している。

⁸ 例えば、ラオスでは、1日に取調べできる時間を刑事訴訟法で規定しており（刑事訴訟法第116条4項は、取調べは4時間を超えてはならない旨を規定している。）、また、女性の被疑者を取り調べる場合には、女性の警察官が立ち会わなければならないとされているとのことである。



【参加者がラオスでの取調べを実演している様子】

(3) 刑事裁判傍聴

冒頭手続から検察官請求証拠の証拠調べ手続を傍聴した。

傍聴後、裁判官から質疑応答の時間をいただいた。

参加者からは、1件の事件につき開かれる公判の回数や1回の公判期日にかかる時間の長さについての質問のほか、被告人が公判において捜査段階の取調べにおいて取調官より暴行、脅迫を受けた旨の主張をした場合の手続の進め方などについて質問がなされた。

(4) 講義「裁判所の観点から見た日本の証拠法について－自白、補強証拠及び違法収集証拠を中心に」

元裁判官であり、現在弁護士である波床昌則先生より、刑事訴訟法の目的と証拠法の解釈・運用の関係、自白法則及び自白の任意性の審理方法、自白法則の根拠、補強法則、違法収集証拠排除法則などについて講義を受けた。

参加者からは、捜査官が被疑者に対して虚偽事実を述べて自白を得、その自白に基づき大量の違法薬物を発見した場合、それらを証拠とすることができるかなど具体的な質問がなされ、ラオスの刑事訴訟法のもとではどのように考えるかを議論する場面もあった。

(5) 講義「弁護士の立場から見た自白法則及び違法収集証拠排除法則」

弁護士である宮家俊治先生より、被疑者から取調べ中に取調官から暴行や拷問を受けた旨の申し出があった場合に弁護士が取るべき対応策などについて講義を受けた。

また、宮家先生が用意された証拠能力が問題となる設例について、ラオス刑事訴訟法に規定されている自白法則⁹や違法収集証拠排除法則¹⁰に照らして証拠とすることの可否及びその理由などを議論した。

⁹ 注釈6参照

¹⁰ 注釈7参照

(6) 講義「ドイツ法における証拠法理論概要－証拠禁止を中心として」

専修大学大学院法務研究科教授である加藤克佳先生より、自白とそれ以外の証拠について、ドイツにおける証拠使用の禁止や証拠使用の禁止の効果が及ぶ範囲などに関して講義を受けた。

参加者からは、自白とそれ以外の証拠とで取扱いを異にしている根拠に関する質問や、ドイツにおける違法な捜査をした警察官に対する制裁に関する質問などがなされた。

(7) 講義「英米法における証拠法理論概要－米国法を中心として」

同志社大学大学院司法研究科教授である洲見光男先生より、アメリカにおける違法収集証拠排除法則や自白の証拠能力についての判例やその流れ、判例により確立されている手続などについて、具体例を交えて講義を受けた。

3 科学的手法を用いた証拠収集方法に関する講義や取調室見学

警察庁刑事局職員より、日本の警察の鑑識実務に関する講義を受け、警察庁科学捜査研究所職員より、日本における犯罪者プロファイリング、ポリグラフ検査に関する講義を受けた。

質疑応答の際には、参加者から、ラオスでは警察犬による捜査は行われているが、DNA型鑑定を実施する機械がないことなどの捜査の実情についても言及された。

第3 意見交換

1 伊藤専門家が作成した「検討対象問題」5問について、日本法、ドイツ法、アメリカ法と、これら各国の法律に基づく考え方やそれらから導かれる帰結を、ラオス法に基づく考え方や帰結と比較しながら意見交換を実施した¹¹。添付資料2のとおり、加藤先生や洲見先生にも御参加いただいた。

2 現在、伊藤専門家において、この意見交換結果を踏まえて、比較法から見たラオス証拠法の理論や実務運用の問題点、改善点について検討中であるため¹²、本稿においても、意見交換の内容を詳細に説明することは差し控えることとする。

ただ、研修当初、違法収集証拠排除法則などに関し、具体的な判断根拠を示さず議論していた参加者が、本研修において各国の理論を学び、意見交換を重ねるに従い、具体的な判断基準を示して説得的に議論するようになったことは、参加者が考えを深めていっていると実感できた瞬間であり、研修を担当した者として、喜びを感じた場面であったので、特筆したい。

¹¹ 伊藤専門家寄稿の「3(2)」、「3(3)」及び「別添2」を参照されたい。

¹² 伊藤専門家寄稿の「3(3)」を参照されたい。



【意見交換の様子】

第4 おわりに

議論の中で特に印象的であった点を1つ挙げると、多くのラオス側参加者がラオスの法理論や実務運用状況を包み隠さずさらけ出し、その上でラオスの証拠法理論を更に構築し、実務運用を改善していくために、真剣に議論していた、その姿勢であり、熱意である。

先生方は皆、参加者がラオスの証拠法理論又は運用実務において問題と思われることを発言した場合であっても、真っ向から否定することなく、忍耐強く、しかし、議論を愉しむかのように、参加者に問題を投げかけられており、それが結果的に再考を促すことにつながっていた。

研修後、参加者からは、「色々な国の法律との比較は大変に役立つもので有益であった。」といった感想や「自身が担当する仕事に関係した研修であり有益であった。」といった感想が寄せられた。

この感想が感想のみで終わらず、現実のものとして、提供した知見が、公判段階Q&A集の作成、更には参加者の皆様の日々の業務に役立ち、問題意識を深め、考え方の幅を広げる一助となっていることを願いたい。

最後に、本研修に御協力をいただいた講師の先生や訪問を受け入れてくださった機関を始め、関係者の皆様に心より感謝を申し上げます。

参加者名簿

1	セーンタヴィ・インタウオン
	Mr. Sengthavy INTHAVONG
	ラオス国立大学法政治学部刑事法科学科長
2	タノンサック・ラーサポン
	Mr. Thanongsack RASPHONE
	中部高等人民裁判所副所長
3	チャンタチョーン・セーンスリチャン
	Ms. Chanthachone SENGSOULICHANH
	司法省国立司法研修所民事学科副学科長
4	パンサイ・タマシット
	Mr. Phanxay THAMMASITH
	治安維持省警察大局経済警察局副局长
5	ニーワン・ソムセーンディ
	Mr. Nivanh SOMSENGDY
	ラオス弁護士会法システム普及部副部長
6	リットナロン・ポンセナー
	Ms. Lithnarong PHOLSENA
	ラオス弁護士会チャンタブリー郡弁護士
7	トンワン・ケオウィライ
	Mr. Thongvanh KEOVILAY
	最高人民検察院民事監査局商事・少年事件監査部部長
8	インボン・チャンタウオンサ
	Mr. Inpong CHANTHAVONGSA
	治安維持省警察大局薬物防止局副局长
9	カンパイ・クムポンパックディ
	Mr. Khamphay KOUMPHONPHAKDY
	最高人民検察院検察官研修所副所長
10	ブンラム・セーンマニー
	Mr. Bounlam SAENGMANY
	最高人民検察院刑事監査局刑事事件監査部副部長
11	ポーンサイ・パパスサラーン
	Mr. Phonexay PAPHATSALANG
	ラオス国立大学法政治学部図書館長
12	ウイトゥーン・スックカセン
	Mr. Vithoun SOUKASEN
	治安維持省警察大局法務局副局长

13	ウボン・チュンラマニー
	Mr. Oubon CHOUNLAMANY
	治安維持省警察大局犯罪捜査局副局長
14	スワンナホン・シーハーパンヤ
	Mr. Souvannahong SIHAPANYA
	司法省中部国立司法研修所刑事法学科副学科長
15	ポンティダー・ペンサワット
	Mr. Phonethida PHENGSAVATH
	最高人民裁判所民事部裁判官
16	スリデート・ソーインサイ
	Mr. Soulideth SOINXAY
	最高人民裁判所民事部裁判官補
17	ウーカム・ソーラポム
	Ms. Oukham SOLAPHOM
	ラオス国立大学法政治学部刑事法学科テクニカルスタッフ
18	ブンタワット・ハーンサイニャ
	Mr. Bounthavath HANSAYA
	中部高等人民裁判所裁判官補
19	カイアムポーン・ウォンポートーン
	Ms. Kaiamphone VONGPHOTHONG
	司法省南部国立司法研修所テクニカルスタッフ
20	プーワン・シンハナート
	Mr. Phouvanh SINGHANAD
	司法省国立司法研修所テクニカルスタッフ
21	カムスッチャイ・クンシー
	Mr. Kamsoutchay KHOUNSY
	治安維持省警察大局テロ対策局テクニカルスタッフ

【研修担当/Officials in charge】

教官 / Professor 小島 麻友子 (KOJIMA Mayuko), 氷室 隼人 (HIMURO Hayato)

国際専門官 / Administrative Staff 本間 基之 (HOMMA Motoyuki), 執行 優里 (SHIGYO Yuri),
今村 佳織 (IMAMURA Kaori)

ラオス第3回本邦研修(刑事法)「刑事訴訟法における証拠法研究」日程

【教官:小島麻友子, 氷室真人 専門官:執行優里】

月 日	曜	午前		午後
5 / 日 19		入国		
5 / 月 20		9:30 JICAオリエンテーション 11:30 TIC	12:00 ICDオリエンテーション 12:30 TIC	14:00 講義「日本の刑事手続と証拠法理論について」 ICD小島教官 17:00 TIC
5 / 火 21		9:30 講義「ドイツ法における証拠法理論概要－証拠禁止を中心として」 専修大学大学院法務研究科 加藤克佳教授	12:30 TIC	14:00 講義「英米法における証拠法理論概要－米国法を中心として」 同志社大学大学院司法研究科 洲見光男教授 17:00 TIC
5 / 水 22		9:30 意見交換① (証拠法講義振り返り)	12:35 TIC	14:00 講義「模擬取調べから学ぶ日本の取調べ」 ICD教官 17:00 TIC
5 / 木 23		9:30 意見交換② 洲見光男教授, 加藤克佳教授	11:35 赤れんが第1教室	13:00 東京地方裁判所訪問(刑事裁判傍聴) 東京地方裁判所
5 / 金 24		9:30 講義「裁判所の観点から見た日本の証拠法について －自白, 補強証拠及び違法収集証拠を中心に」 波床昌則弁護士	12:30 赤れんが第5教室	12:45 意見交換会 KKR 14:45 洲見光男教授 赤れんが第5教室 17:05
5 / 土 25				
5 / 日 26				
5 / 月 27		9:30 講義「弁護士の立場から見た自白法則及び違法収集証拠排除法則」 宮家俊治弁護士	12:30 TIC	14:00 意見交換④ 洲見光男教授 17:10 TIC
5 / 火 28		9:30 意見交換⑤ 洲見光男教授	12:35 TIC	14:00 意見交換⑥ 洲見光男教授 17:00 TIC
5 / 水 29		9:30 講義「日本の警察の鑑識実務について」	11:10 TIC	14:00 科学警察研究所訪問・講義「日本における犯罪者プロファイリング」, 「ポリグラフ検査」 警察庁科学警察研究所
5 / 木 30		9:35 意見交換⑦	12:00 TIC	14:00 講義「警察での取調べについて」/取調べ室見学 埼玉県警察大宮警察署
5 / 金 31		9:30 統括質疑応答	12:30 TIC	12:45 JICA講評, 評価会, 修了式 13:15 TIC
6 / 土 1		帰国		

ミャンマー法・司法制度整備支援プロジェクト

第16回本邦研修「立法過程」

国際協力部教官

村田 邦行

小島 麻友子

第1 本研修の日程・背景・目的等

1 研修の日程

令和元（2019）年7月22日から同年8月2日までの間（移動日を含まない。）、ミャンマー法・司法制度整備支援プロジェクト第16回本邦研修を行った。

2 背景・目的等

(1) 背景

ミャンマー連邦共和国（以下「ミャンマー」という。）では、平成23（2011）年の民政移管以降、法の支配の確立を目指した改革が進められている。

独立行政法人国際協力機構（JICA）は、平成25（2013）年11月、ミャンマー連邦最高裁判所（以下「連邦最高裁判所」という。）及びミャンマー連邦法務長官府（以下「連邦法務長官府」という。）を対象機関として、ミャンマーに対する法整備支援プロジェクトを開始し、現在、同プロジェクトのフェーズ2が進行中であり、法務省も、JICAの法整備支援活動に全面的に協力している。

プロジェクトでは、外国からの投資促進やそれに伴う市場経済の拡大に対応するための法・司法セクターの能力向上といった法的インフラ整備を目的として、法案の起草及び審査の能力向上に向けた支援並びに職員向けの執務資料作成といった人材育成に資する支援を行っており、本邦研修については、これまでに様々なテーマの下、合計15回実施されている。

(2) 目的等

ミャンマーでは、連邦最高裁判所等の連邦機関が法案提出権を持っており、連邦法務長官府がそれら機関の提出した法案の審査を所管しているところ、法案の起草及び審査に従事する職員の能力向上が課題となっている。

そこで、上記課題に取り組む連邦最高裁判所及び連邦法務長官府の職員等に対し、法案の起草及び審査をはじめとする日本の立法過程等に関する知見を提供することを目的として、今次研修を実施した。

なお、参加者については、別添1を参照されたい。

第2 研修の概要

今次研修では、以下のとおり講義及び訪問を行った。以下、概要について簡潔に記載する。なお、日程については、別添2を参照されたい。

1 講義「日本の立法過程における内閣法制局の役割」

元内閣法制局長官の阪田雅裕弁護士から、内閣提出法案に盛り込むことが要求される法律事項は何か、内閣法制局が法案審査の際にどのような点に着目しているのかなどについて御講義いただいた。

2 講義「民主主義国家における法の在り方」「法令の種類及び階層・体系確保のための視点」

大石眞京都大学名誉教授から、午前・午後の2回に分けて御講義いただいた。午前の講義では、民主主義国家が、権力分立・民主主義・立憲主義といった諸要素をその組織・運営原理とし、同組織・運営原理の下、自然的正義・適正手続や法の支配の実現を図ることなどについて御講義いただいた。午後の講義では、法令間の種類・階層性を明確にし、その矛盾・抵触をなくすことが国民生活の安定につながるなどについて御講義いただいた。

3 内閣法制局訪問・講義「内閣法制局における審査の具体的方法」

内閣法制局を訪問して、横島裕介内閣法制局長官を表敬するとともに、平川薫長官総務室総務主幹から、内閣法制局における法令の審査事務に関し、日本の省庁及びそれらの所管事項、法令の立案プロセス、法制化を行う際の留意事項などについて御講義いただいた。

4 参議院法制局訪問・講義「議員立法」・国会見学

参議院法制局を訪問して、坂本光参事から、議員立法の立法過程及び同過程における参議院法制局の役割、内閣提出法案と議員提出法案の立法過程の相違、参議院法制局における職員の人材育成などについて御講義いただいた。

また、御講義の後は、参議院本会議場等の国会見学を行った。

5 講義「条文、附則及び経過措置の書き方」

元検事で内閣法制局への御出向経験を有する甲斐淑浩弁護士から、御自身が法令審査に携わった平成21（2009）年の出入国管理及び難民認定法の改正を題材とした法令審査実務（同法に係る改正条文、附則及び経過措置の書き方等）のほか、内閣法制局における法令審査に従事する職員の人材育成方法や法務省刑事局が実施する罰則審査などについて御講義いただいた。

6 講義「法案起草・審査に関する人材育成の在り方ー衆議院法制局での執務経験を踏まえて」

元衆議院法制局参事の吉田利宏氏から、法案を起草する職員に求められる知識や素養、衆議院法制局における職員の人材育成方法、法案起草・審査の際に職員が使用する資料などについて御講義いただいた。

7 講義「政党の意思決定と立法過程」

牧原出東京大学先端科学技術研究センター教授から、戦後政治史に基づき、日本の立法過程における政党・政治家の関わり方の変遷などについて御講義いただいた。

8 講義「省庁での法令整合性」

山口敦士法務省民事局参事官から、法律、政令、省令等といった法令の形式、法務省民事局における法案作成の流れや他省庁との調整（引用法令照会、法令協議等）などについて御講義いただいた。

9 講義「法制審議会の活動－債権法改正過程等を題材に」

松本恒雄独立行政法人国民生活センター理事長・一橋大学名誉教授から、平成29（2017）年の債権法改正を題材に、法制審議会の構成・役割などについて御講義いただいた。

10 講義「最高裁判所規則制定諮問委員会の役割」

最高裁判所民事規則制定諮問委員会委員の今井和男弁護士から、消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律及び同法律に係る規則を題材に、最高裁判所規則制定諮問委員会の構成・役割などについて御講義いただいた。

11 講義「特別法の制定－消費者契約法を題材に」

福島成洋消費者庁消費制度課政策企画専門官から、平成28（2016）年及び平成30（2018）年の消費者契約法改正を題材に、消費者契約法と他の法律（民法、特定商取引法）との関係、同改正法案の検討プロセスなどについて御講義いただいた。

12 意見交換「内閣法制局における執務経験を踏まえて」

内閣法制局への御出向経験を有する藤本治彦東京高等検察庁検事に御参加いただき、事前にミャンマー側参加者から提出されていた質問に基づいて意見交換を行った。

13 発表・意見交換

国会議員並びに連邦法務長官府及び連邦最高裁判所の職員が、それぞれ、ミャンマーの立法過程に関して発表を行い、その後、この発表内容を踏まえ、ミャンマーの立法過程に関する課題などについて意見交換を行った。

第3 終わりに

今次研修が充実したものとなったのは、関係者の皆様の御協力及び御尽力のおかげであり、改めて、阪田雅裕先生、大石眞先生、甲斐淑浩先生、吉田利宏先生、牧原出先生、松本恒雄先生、今井和男先生、藤本治彦検事、山口敦士参事官、福島成洋政策企画専門官、平川薫総務主幹をはじめとする内閣法制局の皆様、坂本光参事をはじめとする参議院法制局の皆様、その他多くの関係者の方々に、心から御礼を申し上げたい。

法案の起草及び審査の能力は一朝一夕で向上するものでなく、ミャンマー側関係者において、長期専門家の支援を得ながら、今次研修で得られたであろう知見を踏まえ、これら能力向上に向けた取組みを今後も継続的に行うことが不可欠である。当部としても、関係者の皆様の御協力を得ながら、ミャンマーに寄り添って、本プロジェクト活動を全面的にバックアップしていきたいと考えている。

ミャンマー法・司法制度整備支援プロジェクト第16回本邦研修 参加者

1	ソウ・シャー・ファウン・アワー
	Mr. Saw Shar Phaung Awar Member of the Hluttaw Rights Committee, Amyotha Hluttaw 連邦議会 民族代表院 (上院) 議員 議会権利委員会委員
2	ゾー・ウイン
	Mr. Zaw Win Member of the Bill Committee, Pyithu Hluttaw 連邦議会 人民代表院 (下院) 議員 法案委員会委員
3	ゾー・トウ
	Mr. Zaw Htoo Head of Mon State Judicial Office, High Court of Mon State, Supreme Court of the Union モン州高等裁判所事務局長
4	トウー・モー
	Mr. Tu Maw Head of Ayeyawady Region Judicial Office, High Court of Ayeyawady Region, Supreme Court of the Union エーヤワディ管区高等裁判所事務局長
5	キン・サン・ウイン
	Ms. Khin San Win Deputy Director, Writs Department, Supreme Court of the Union 連邦最高裁判所 司法監督局 令状部 副部長
6	ミヤ・ミヤ
	Ms. Mya Mya Deputy Director, Civil Justice Department, Supreme Court of the Union 連邦最高裁判所 司法監督局 民事部 副部長
7	ゾー・トゥラ
	Mr. Zaw Thura Assistant Director, Law and Procedure Department, Supreme Court of the Union 連邦最高裁判所 司法監督局 法律・訴訟手続部 部長補佐
8	ティーダ・サン
	Ms. Thida San Deputy Director General, Legislative Vetting and Advising Department, Union Attorney General's Office 連邦法務長官府 法案審査助言局 次長
9	ワ・ワ
	Ms. Wah Wah Director, Prosecution Department, Union Attorney General's Office 連邦法務長官府 検察局 部長
10	カップ・ルアン
	Mr. Kap Tuang Director, Legislative Vetting and Advising Department, Union Attorney General's Office 連邦法務長官府 法案審査助言局 部長
11	ソー・ニュン・ライン
	Mr. Soe Nyunt Hlaing Deputy Director, Legislative Vetting and Advising Department, Union Attorney General's Office 連邦法務長官府 法案審査助言局 副部長
12	ラ・ソー
	Mr. Hla Soe Deputy Director, Legislative Vetting and Advising Department, Union Attorney General's Office 連邦法務長官府 法案審査助言局 副部長
13	タンダー・アウン
	Ms. Thandar Aung Deputy Director, Legal Advice Department, Union Attorney General's Office 連邦法務長官府 法的助言局 副部長
14	サン・ユウ・カイン
	Ms. San Yu Khaing Assistant Director, Legislative Vetting and Advising Department, Union Attorney General's Office 連邦法務長官府 法案審査助言局 部長補佐
15	テツ・カイン・ウー
	Mr. Thet Khaing Oo Assistant Director, Administration Department, Union Attorney General's Office 連邦法務長官府 総務局 部長補佐
16	テイン・テイン・ウー
	Ms. Thin Thin Oo Assistant Director, Administration Department, Union Attorney General's Office 連邦法務長官府 総務局 部長補佐

【研修担当/Officials in charge】

教官/Professor 村田 邦行(MURATA Kuniyuki),小島麻友子(KOJIMA Mayuko),

国際専門官 / Staff Officer 吉田 有里(YOSHIDA Yuri)

第16回ミャンマー本邦研修日程表

月日	曜日	午前	昼休み	午後	備考
7/21	日	入国			
7/22	月	10:00 12:00 JICAオリエンテーション TIC		13:30 14:20 14:30 17:30 ICDオリエンテーション 講義 日本の立法過程における内閣法制局の役割 共用会議室 阪田雅裕弁護士(元内閣法制局長官) 共用会議室	
7/23	火	9:30 12:30 講義 民主主義国家における法の在り方 京都大学 大石眞名誉教授 TIC		14:00 17:00 講義 法令の種類及び階層・体系確保のための視点について 京都大学 大石眞名誉教授 TIC	
7/24	水	11:00 11:30 内閣法制局(長官表敬及び執務室見学) 内閣法制局		13:00 15:40 内閣法制局(講義:内閣法制局における審査の具体的方法) 内閣法制局 平川薫総務主幹 内閣法制局	
7/25	木	10:30 13:00 参議院法制局(訪問及び講義:議員立法) 参議院法制局第一部第一課 坂本光参事 参議院法制局		14:00 14:30 国会見学	
7/26	金	10:00 12:30 講義 条文、附則及び経過措置の書き方 甲斐淑浩弁護士 共用会議室		14:00 17:00 講義 法案起草・審査に関する人材育成の在り方—衆議院法制局での執務経験を踏まえて 吉田利宏講師(元衆議院法制局参事) 共用会議室	
7/27	土				
7/28	日				
7/29	月	9:30 12:30 講義 政党の意思決定と立法過程 東京大学先端科学技術研究センター 牧原出教授 共用会議室	所長主催意見交換会・写真撮影 法曹会館	14:00 17:00 意見交換 内閣法制局における執務経験を踏まえて 東京高等検察庁 藤本治彦検事 共用会議室	
7/30	火	9:30 12:30 講義 省庁での法令整合性 法務省民事局 山口敦士参事官 共用会議室		14:00 17:00 講義 法制審議会の活動—債権法改正過程等を題材に 一橋大学 松本恒雄名誉教授 共用会議室	
7/31	水	9:30 12:30 発表・意見交換① ミャンマーの立法過程 研修参加者・ICD教官等 TIC		14:00 17:00 講義 最高裁判所規則制定諮問委員会の役割 今井和男弁護士 TIC	
8/1	木	9:30 12:30 講義 特別法の制定—消費者契約法を題材に 消費者庁 福島成洋政策企画専門官 TIC		14:00 17:00 発表・意見交換② ミャンマーの立法過程 研修参加者・ICD教官等 TIC	
8/2	金	10:00 12:30 総括討議・意見交換・評価会 TIC			
8/3	土	出国			

【講義・講演】

2019年5月から同年7月までの間、当部の教官等が行った講義・講演は下記のとおりです。

記

- 1 大阪大学法科大学院における講義
日 時 2019年6月6日(木)
場 所 大阪大学法科大学院
対 象 大阪大学法科大学院生
テーマ リーガル・プロフェッションの最先端
担 当 国際協力部教官 鈴木一子

- 2 大阪大学における講義
日 時 2019年6月6日(木)
場 所 大阪大学
対 象 大阪大学外国語学部生等
テーマ 日本の法務省による東南アジアに対する法整備支援について
担 当 国際協力部教官 大西宏道

- 3 一橋大学における講義
日 時 2019年6月12日(水)
場 所 一橋大学
対 象 一橋大学法学部生
テーマ 法律家と現代社会
担 当 国際協力部教官 伊藤浩之

【研修等実施履歴】

2019年5月から同年7月までの間に、当部等が実施した研修等は下記のとおりです。研修の詳細等についてお知りになりたい方は、当部まで御連絡ください。

記

1 研修

ラオス法の支配発展促進プロジェクト第3回本邦研修

日 時 2019年5月19日（日）から同年6月1日（土）まで

場 所 法務省赤れんが棟，JICA東京ほか

テーマ 刑事訴訟法における証拠法研究

担 当 国際協力部教官 小島麻友子，国際専門官 執行優里

2 共同研究

第20回日韓パートナーシップ共同研究（韓国セッション）

日 時 2019年6月17日（月）から同月27日（木）まで

場 所 大韓民国大法院法院公務員教育院ほか

テーマ 不動産登記，商業法人登記，供託及び民事執行の制度上及び実務上の諸問題

担 当 国際協力部教官 大西宏道，国際専門官 本間基之

3 シンポジウム

法整備支援へのいざない

日 時 2019年6月29日（土）

場 所 大阪会場：大阪中之島合同庁舎2階「国際会議室」

東京会場：国際法務総合センター2階「国際会議場A」

（各会場をTV会議システムで接続）

担 当 国際協力部教官 伊藤浩之，小谷ゆかり，国際専門官 豊田安史，嵐文子

【活動予定】

2019年10月から同年12月までの間に、当部が行う予定の研修等は、下記のとおりです。

聴講等を御希望される方は、事前に当部まで御連絡ください。なお、研修内容や研修場所のスペースの関係で御希望に添えない場合がございますのであらかじめ御了承ください。

記

1 研修

(1) 第63回ベトナム法整備支援研修

日 時 2019年10月7日（月）から同月16日（水）まで

場 所 JICA東京ほか

テーマ 争訟原則

担 当 国際協力部教官 鈴木一子，小谷ゆかり，前田佳行

国際専門官 本間基之

(2) ミャンマー法・司法制度整備支援プロジェクト第17回本邦研修

日 時 2019年10月20日（日）から同年11月2日（土）まで

場 所 JICA東京ほか

テーマ 調停制度

担 当 国際協力部教官 村田邦行，下道良太，国際専門官 吉田有里

(3) 2019年度国際協力人材育成研修

日 時 2019年11月10日（日）から同月21日（木）まで

場 所 国際法務総合センターほか

テーマ 法制度整備支援に携わる人材の育成

担 当 国際協力部教官 小島麻友子，国際専門官 今村佳織

(4) バングラデシュ第3回本邦研修

日 時 2019年11月24日（日）から同年12月7日（土）まで

場 所 国際法務総合センターほか

テーマ 調停，事件管理ほか

担 当 国際協力部教官 高梨未央，国際専門官 本間基之

(5) ラオス法の支配発展促進プロジェクト第4回本邦研修

日 時 2019年12月1日（日）から同月14日（土）まで

場 所 国際法務総合センターほか
テーマ 民事・刑事事実認定能力の改善及び教育・研修カリキュラムの改善
担 当 国際協力部教官 氷室隼人, 鈴木一子, 国際専門官 執行優里

2 共同研究

(1) 第20回日韓パートナーシップ共同研究（日本セッション）

日 時 2019年10月21日（月）から同月31日（木）まで
場 所 国際法務総合センターほか
テーマ 不動産登記, 商業法人登記, 供託及び民事執行の制度上及び実務上の諸問題
担 当 国際協力部教官 大西宏道, 国際専門官 本間基之

(2) 令和元年度ミャンマー土地登録法制共同研究

日 時 2019年11月24日（日）から同月30日（土）まで
場 所 国際法務総合センターほか
テーマ 土地の物理的状況に係る登録
担 当 国際協力部教官 村田邦行, 大西宏道, 国際専門官 吉田有里

(3) 令和元年度東ティモール共同法制研究

日 時 2019年12月7日（土）から同月19日（木）まで
場 所 国際法務総合センターほか
テーマ 土地関連法, 矯正プログラム
担 当 国際協力部教官 大西宏道, 国際連合研修協力部教官 山本麻奈
国際専門官 嵐文子

統括国際専門官の1日

総務企画部国際事務部門 統括国際専門官

豊田 安史

私は、本年4月から法務総合研究所総務企画部国際事務部門で研修第二（ICD）担当の統括を務めております。これまで、法務省刑事局国際課（現刑事局国際刑事管理官）、国連アジア極東犯罪防止研修所（UNAFEI）等国際関係の部署に通算約14年勤務してきました。

今回、ICD NEWSの「専門官の眼」を執筆するに当たって、編集担当者からは、「UNAFEIとICDの双方を経験した視点から、研修事務の相違点について分析する内容の記事を書いてほしい」等と提案を受けたのですが、前号で好評を博した遠藤国際専門官による「国際専門官の平日」を参考に、統括国際専門官の業務に焦点を当てた記事を書かせていただきました。

日頃、幹部等から「統括は何をやっているのか分からない。」などと苦言を呈され、肩身が狭いと感じることも多いのですが、今回、執筆することで、少しでも統括国際専門官の業務について、皆様に御理解いただく一助となれば幸いです。

（週末明けのある月曜日）

6：15 起床

腹部に鈍い痛みと足のだるさを感じながら、起床。

身体のどこかが悪いのかと一瞬頭をよぎるが、土曜日にジョギングと筋トレをしたことを思い出す。

数年前、病気を患って以来、毎週末ジョギングと筋トレを励行するようになりました。年齢のせいかな、身体の回復に時間がかかります。

7：20 出勤

江戸川区の官舎から昭島市の勤務先施設までは door to door で約2時間。

最寄り駅まで約1.5キロの距離を徒歩で向かう。

駅までの約20分は、スマートフォンの Podcast で、NHKの ENGLISH NEWS とBBCの GLOBAL NEWS PODCAST を視聴します。

我が家では、テレビをほとんど観ないので、Podcast の他、Radico（スマートフォン、PC等でラジオが聴ける無料サービス）のラジオ放送は貴重な情報源です。

7：40 最寄り駅

東京行きの電車に乗車。

スマートフォンのアプリを起動させ某新聞社の朝刊電子版を閲覧。

朝刊の閲覧は1紙のみですが、国際面は当然のこと、総合面から社会面まで紙面の隅々まで目を通し、特に、安倍日誌と官公庁職員（法務省職員関連）の異動記事は毎日必ずチェックします。

法務省職員の異動記事をチェックする理由は、当省幹部に異動があると、法務総合研究所、国際協力部の幹部人事にも影響が及ぶ場合があるからです。そのため、人事異動情報については、公開情報に限らず、日頃から早期収集に努めています。

7：55 東京駅

駅構内を移動。

その間、キオスクで英字新聞 JAPAN TIMES（J T）／ International New York Times（N T）を購入。

英字新聞 J T を購入する理由は、①新聞朝刊の国際関連記事の情報量不足を補う、②日本のニュースが海外でどのように報道されているか確認する、③購読している朝刊は「右寄り」と言われているため、「リベラル」（？）な J T / N T を読むことで、左右双方のバランスを取った上で記事やニュースの深層を理解する、そして、④ J T を購入すると N T がセットで付いてくるのでお得だからです。

④について補足しますと、J T / N T はセットで一部 230 円しますので、他の英字新聞と比較して決して安価とはいえないのですが、私の場合、月曜日に購入した J T / N T を 5 日かけてじっくりと味わいながら読むようにしていますので、結果として経済的になるということです（単に英語力に乏しいため読むスピードが遅いという説もあります。）。なお、火曜日から土曜日までの J T は、週末、図書館で閲覧してフォローするようにしています。

勤務先施設の最寄り駅である J R 東中神駅までの約 1 時間、朝刊電子版を読了後は、電子辞書を片手に英字新聞 J T / N T と格闘します。

9：15 勤務先施設到着

いよいよ業務開始。

今日は本邦研修 2 本同時開催中。

本邦研修では、担当専門官は教官と連携して、研修会場である J I C A 東京や法務省に赴き、研修の運營業務を行います。留守部隊の私は通常業務を行います。

まず始めに、メッセージボード（業務用電子掲示板）（M B）で、今週の行事予定、幹部予定、部下職員の出勤予定等を確認します。

予定の確認が終わると、恒例の幹部ミーティングに出席し、その後は M B や電子メールの未読のチェックを開始します。

なお、M B のスレッドは I C D 研修関連のみならず、総務・広報関連、U N A F E I 関連等多数共有されるため、1 日不在にすると未読が優に 100 件を超えたりします。

重要な案件がMB上で埋もれてしまわないように気を遣いながら、特に、法務総合研究所他部署、省内他部局等との調整が必要なものは、進ちよく状況を確実に把握するようにします。

また、研修担当の統括として、ICDの研修、研究、各種イベント等の準備状況の把握、部下職員の指導・監督等のマネジメント業務のほか、UNAFEIの研修準備状況についても、積極的に情報収集するように心がけています。

その他、部下職員から報告や相談を受け、文書決裁等をしているうちに、あっという間にお昼の時間になります。

12:00 昼食

昼食は施設内の食堂を利用。

食堂ではUNAFEIの語学アドバイザー（米国人）の横に定位置を確保。

語学アドバイザーとは平易な英語で時事ニュースなどを話題に英会話の練習に励んだり、また、居合わせた教官等から研修の準備状況、見通しなどを聞き出したり、昼食の時間は情報交換の場でもあります。

また、昼食後の休憩時間は午睡のための貴重な時間として活用しています。

13:00 午後の業務開始

腰を据えて業務に取り組む。

午前に引き続き、MBと電子メールのチェック、研修等進ちよく状況の把握、文書決裁等を励行。

また、午後の時間は、多数の関係者との調整を要する案件、イレギュラーな案件等について、統括が事務を引き受け、自ら省内他部局等との連絡調整や事案説明等を行ったり、さらには、午前の幹部ミーティングで部長等から指示された特命事項を処理したり、重要案件が立て込んできて繁忙度がピークに達しますが、常に業務の優先順位を考慮しつつ、効率的に業務を進めます。

16:00 業務終盤

部下職員の超過勤務予定を確認。

今日は超過勤務の申告はなく、皆、定時退庁出来る見込み。

18:15 業務終了

足早に退庁。

中央線の遅延情報はなく一安心。

帰りの電車の車内では、出勤時に引き続き、英字新聞JT/NYTや週刊誌Newsweekの国際情勢分析、コラム記事等を読んだりして、関連情報の収集・分析を行います。

20:30 帰宅後

夕食，入浴，就寝。

就寝前にスマートフォンのアプリで1日に歩いた距離と歩数を確認。

今日は，歩行距離約7キロ，歩数約11,000歩で平均的な数字でした。

以上が統括国際専門官の私の1日ですが，さらに，もう一つ，日常心がけていることを御紹介しようと思います。

私は，プライベートで少なくとも毎年一度は海外旅行に出かけるようにしています。

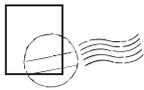
皆様の中にも海外旅行をして異文化体験をすることで，自身の価値観を揺さぶられるような経験をした方もいらっしゃると思います。やはり，新聞やニュース報道で間接的にではなく，実際に現地を訪問して自ら体感・体験して得た情報は何よりも貴重かつ重要であると思います。

また，特にここ数年は定期的に米国を訪れ，その都度，現地の友人達と交遊することで報道だけでは窺い知れない米国の最新事情，ライフスタイルの変化など，米国の現在を見聞させてもらっています。

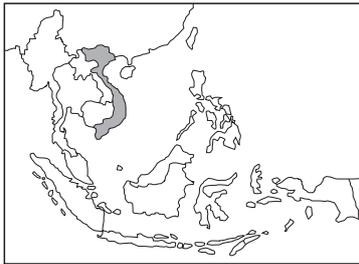
今回，執筆の機会をいただいたことで，改めて1日の過ごし方を振り返ってみると，国際関連情報の収集等に相当の時間と労を費やしていることが分かりました。それは何故なのか，この機会に考えてみましたが，知りたいという興味，好奇心がそうさせているのだと思いました。人は歳を重ねるごとに新しいことに挑戦することに臆病になったり，保守的になったりする傾向にあると言われてはいますが，私はむしろ，様々な国の文化や人々と積極的に関わることで，新たな学びを得たり，視野を広げたり，さらには自分の日本人としてのアイデンティティを再確認するのが好きなのかもしれません。

最後になりますが，読者の皆様には，拙い文章に最後までお付き合いいただき誠にありがとうございました。多少なりとも，統括国際専門官の業務(?)についてイメージしていただけたなら幸いです。

今後とも国際協力部をどうぞよろしく願いいたします。



各国プロジェクトオフィスから



ベトナムは、2019年6月30日、ベトナムEU自由貿易協定（EVFTA）及びベトナムEU投資保護協定（EVIPA）の2つの協定に正式に調印しました（報道によれば、EUがFTAを締結するアジアの国々の中で日本、韓国、シンガポールに次ぎ4か国目とのこと）。

また遡って1月14日には、2018年末に発効されたCPTPPがベトナムにも適用されています。そのため国内関連法令の整備が急ピッチで進められています。

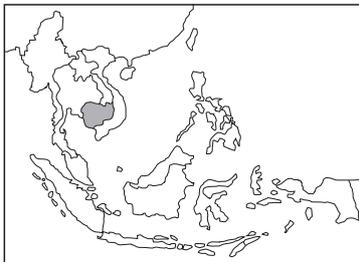
これら対外的な動きにあわせ、国内向けには政府決議により世銀のDoing Business等の各種経済指標のランキングを上げることを目標

とする等の取組みを行っています。

こうした動向はベトナム国内では「国際統合」と表現され、ベトナム法司法制度の整備全体のみならず、本プロジェクトの活動内容にも少なからず影響を与えているように感じます。短期的な動きに目を奪われてはいけませんが、カウンターパートとの間で基盤整備や能力強化関連活動を実施しつつも、法司法制度に影響を与えるこうした動向にも目を配らせて行きたいと思えます。

引き続き宜しくお願いします。

（ベトナム長期派遣専門家 枝川充志）



6月16日（日）、プノンペンで、ハーフマラソンが開催されました。カンボジアでは、毎年2回、プノンペンとシェムリアップでハーフマラソンが開催されています。いずれも、3キロ、10キロ及び21キロの部があります。

カンボジアに着任し、色々なことに挑戦したいと思っていた私は、プノンペンハーフマラソン10キロの部にエントリーすることにしました。エントリーを決めた時期は、ちょうどジムで走ることが習慣になり始めていた頃でした。というのも、カンボジアでの通勤時間は徒歩5分、しかも、日中の焼けつくような陽射しを避けるため、移動は主にトクトックです。毎日の歩数は日本にいた頃の3分の1にも満

たず、このままではいけないとあせりを感じ、ジムで走るようになりました。そして、せっかく走っているのだからマラソンに挑戦してみようと思立ったわけです。

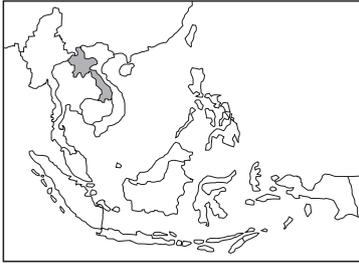
10キロの部のスタートは午前6時10分。早朝でも、普段のカンボジアの陽射しは強烈です。ですが、6月16日は違いました。普段はガンガンに自己主張してくる太陽が、マラソンの時間だけは、雲の後ろに隠れていてくれたのです。ランナーが走りやすいように、太陽が応援してくれているようでした。走りながら、一人胸を熱くしていました。

途中までは順調に走っていたものの、残り2キロの辺りからは、止まってしまいたいと何度も思いました。ですが、一度止まったら歩き出すことすらできないと思い、ゴールを目指してとにかく走り続けました。そして、倒れ込みそうになりながらゴールした私の首には、「3rd Place 10km」の札がかけられました。自分でも驚くことに、10キロ女子の部で3位になったようなのです。このときの感動は言うまでもありません。

（ここからは余談ですが・・・）

本当なら表彰式でメダルがもらえたようなのですが、初参加の私は、表彰式の存在も何も知りませんでした。後日、他の参加者から表彰式の存在を聞きました。また、表彰式に行かなかったら、4位が繰り上げ入賞したかもしれないとのことでした。幻となった3位入賞ですが、とても貴重な体験でした。

（カンボジア長期派遣専門家 福岡文恵）

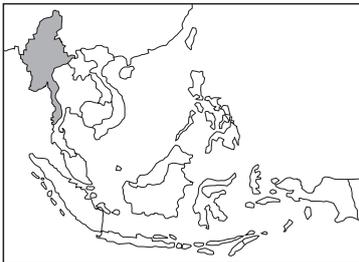


ラオスは現在、雨季に当たり、朝晩に頻繁に雨が降っています。雨のおかげで気温は下がるものの湿度が上がるのであまり快適とは言えません。報道等でご存知の方も多いかと思いますが、昨年と同じ時期、南部アタプー県で洪水被害が発生しましたが、今年はそのようなことが起きないことを願いながら、毎朝、曇空を見上げています。

さて、当プロジェクトは、2019年7月10日をもってプロジェクト活動の一年目を終了し、翌11日から二年目に入ります。当プロジェクトは、この一年間、準備期間（2018年7月～10月）を経て、新プロジェクト活動開始式（2018年11月）、事実認定導入研修（JCC及びMCメンバーに対する本邦研修、2018年12月）、日ラオス司法分野協力関係20周年記念及びラオス民法典成立記念式典・講演（2019年2月）、民法典SWG本邦研修（2019年3月）、刑事法SWG本邦研修（2019年5月）等の各活動を実施し、第1回JCC会議（2019年6月11日）にて一年間の活動の振り返りと今後のプロジェクト活動予定の協議を行いました。当プロジェクトは、一年目の活動について、幾つかの問題はもちろんあったものの、上記の各種イベントの他、各SWGが取り組むべき課題を分析して活動計画を立て、実際に活動を開始しており、概ね順調に活動できたと考えております。そして、専門家チーム一同は、当プロジェクトが順調に活動を進めることができたことについて、ラオス側の活動への理解や協力と同時に、ご関係の皆様のご支援のおかげであると考えております。

専門家チーム一同は、プロジェクト2年目を迎えるに当たり、今後も、これまで同様（これまで以上に）充実した活動ができるよう、日本、ラオスの関係各機関と協力をしながら、日々地道に業務を進めていくことができると考えております。

（ラオス長期派遣専門家 伊藤 淳）



ミャンマーでは、7月の満月の日から3か月間はお坊さんの修行の期間に入るため、仏教徒は、引越しや結婚など人生における異動を避けるそうです。

私たちのプロジェクトは7月中旬に、これまで1年以上にわたってプロジェクトで働いてくれたスタッフのナンさんが家庭の都合で退職することとなり、6月中旬から後継者を採用すべく募集案内をウェブサイトに掲示したり、送られてきた応募者のCVをチェックしたり、簡単な採用試験を作ったり、採用面接スケジュールを組んで1日3件行ったりと様々な手続を行いました。

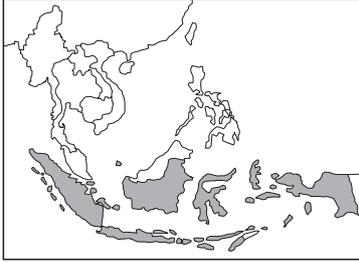
採用に当たってネックになるのが、ネピドーという立地です。ほとんどの応募者はヤンゴンかその近郊に住んでおり、ネピドーで働くことになると家族を有する人は単身赴任になりますし、必ず引越が必要になります。首都なのに…。

プロジェクト一丸となり、JCCの準備の合間に様々な採用手続を経て、どうにかこうにか満月の日までに採用者を決定し、出勤を開始してもらうことができ、「宗教上、今は引越できない」などという事態は避けられ、退職するナンさんからの引継ぎもでき、みんな安堵しました。でも結局、新規採用者は、クリスチャンで仏教行事は全く無関係だったというオチでした。

新しく我々の仲間に加わったトウさん（Mr. Saw Thura Tow）は32歳男性で、GIZでの勤務経験があり、英語教師の資格とミャンマーのツアーガイドの国家資格を有し、趣味はギターという非常に明るく頼もしい人材です。名前のおお父さんで、1歳の子どもと奥さんをヤンゴンに残して、ネピドーのJICAで働きたいという意欲を持ってやってきてくれました。

メンバーも新たに、今後もプロジェクトを明るく、笑いの絶えない職場にしていこうと思います。

（ミャンマー長期派遣専門家 岩井具之）



インドネシアでは、4月に大統領選挙があり、現職のジョコウィ大統領が勝利しました。これに対し、対立候補者であったプラボウォ側による大規模デモが起こり、警察などと衝突して多数の死傷者が出ました。プラボウォ陣営は、その後、憲法裁判所に不服を申し立てていましたが、その判決が6月27日に言い渡されました。結論は棄却でした。

憲法裁判所の判決は、約2000ページもあるものだったようです。証拠の標目や証言の要約が多くを占め、実質的な裁判所の判断部分は200ページほどのようですが、申立てから判決までわずか1か月の期間でよく準備できたなと驚きました。

プラボウォ陣営は、判決を受け入れるとの声明を出したとの報道がある一方で、最高裁判所への申立てなども行っているようですが、その後は大きな混乱は発生していません。

知人に聞いたところ、民主的な選挙が始まってからほぼ毎回同じようなことが起こっているとのことで、それだけ選挙に対する国民の関心が高いことを感じさせます。

(インドネシア長期派遣専門家 廣田 桂)

－編集後記－

ICD NEWS 80号を最後までお読みいただき誠にありがとうございます。

改めまして、本号に掲載された記事を御紹介したいと思います。

巻頭言では、愛知県公立大学法人理事長・名古屋大学名誉教授の鮎京様から、「法整備支援事始め－日本法教育研究センター・コンソーシアム設立に寄せて－」と題して、日本における法整備支援の始まりについて御紹介いただきました。法整備支援が始まった当初のを知る事ができ、まさに事始めを知ることができる大変興味深い内容となっております。

「外国法制・実務」では、ベトナム、カンボジア、ラオス及び中国における法制度等について、名古屋大学大学院研究科特任講師の玉垣様、各国の長期派遣専門家等から御紹介いただいております。現地の支援活動を巡る実状を知ることができる貴重な記事ですので、是非御覧ください。

「活動報告」では、本年5月から同年7月までの間に当部が参加、実施したシンポジウム、国際研修、共同研究等の活動の一部を御紹介しております。

中でも、「法整備支援へのいざない」からは、シンポジウム当日の盛況さ、参加者の真剣さ等が伝わってきます。今後、法整備支援に携わる人材が増え、活躍の場を広げていくことを願っております。

また、国連アジア極東犯罪防止研修所教官から、「東ティモール矯正領域における活動について」と題して、東ティモールに対する法制度整備支援の矯正領域での活動を御報告いただきました。本活動は緒に就いたばかりとのことですが、東ティモール自体、21世紀最初の独立国家として歩み始めたばかりですので、多くの方に本記事を御覧いただき、東ティモールへ関心を抱いていただきたいと思います。

「専門官の眼」では、豊田統括国際専門官から、「統括国際専門官の1日」と題した文章を寄せていただきました。長年国際関係に携わっている統括国際専門官らしい内容になっていると思いますので、是非関心を持ってお読みいただきたいと思います。また、前号に掲載されました遠藤国際専門官による「国際専門官の平日」を参考にされたとのことですので、是非前号記事も併せて御覧ください。

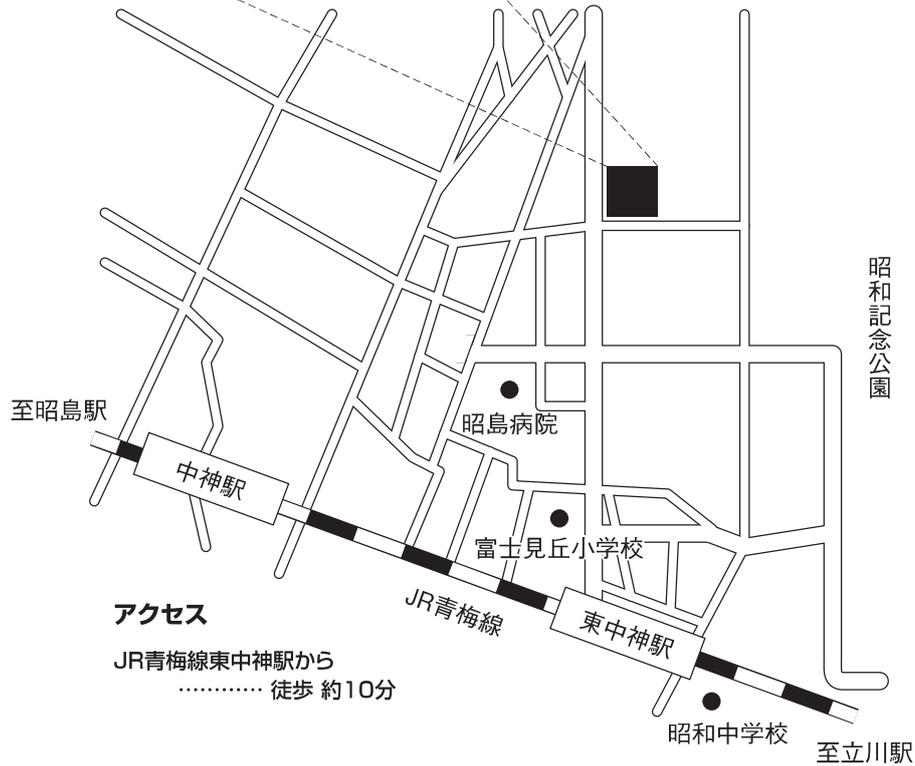
最後になりましたが、御多用の折、御寄稿くださいました執筆者の皆様に厚く御礼申し上げます。

関係者の皆様におかれましては、今後とも更なる御協力を賜りますよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。

国際専門官 嵐 文子



法務総合研究所国際協力部
(国際法務総合センター 国際棟)



アクセス

JR青梅線東中神駅から
…………… 徒歩 約10分

ICD NEWS -LAW FOR DEVELOPMENT-

ISSN 1347-3662

法務省法務総合研究所 国際協力部

〒196-8570 東京都昭島市もくせいの杜二丁目1番18号
国際法務総合センター

電 話 : (042)500-5150/5178 (国際協力部代表)

F A X : (042)500-5195

ウェブサイト : http://www.moj.go.jp/housouken/housou_icd.html

メールアドレス : icdmoj@i.moj.go.jp

編 集 : 法務省法務総合研究所

発 行 : 2019年9月



リサイクル適性 

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。